

神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例

平成 16 年 10 月 26 日

条例第 58 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とすることにより、計画の策定段階から議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った総合的かつ実効性の高い県行政の更なる推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「基本計画等」とは、次に掲げる計画等(実施期間が 5 年未満のものを除く。)をいう。

- (1) 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの(次号に定めるものを除く。)
- (2) 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を地域ごとに総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するもの(法令の規定により、その策定手続が定められているもの又は知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)が策定することとされているものを除く。)のうち、行政運営上特に重要なもの

(議会の議決)

第 3 条 知事等は、基本計画等を策定し、又は変更する(次に掲げる事項に係る場合に限る。以下同じ。)に当たっては、次に掲げる事項(基本計画等を変更する場合にあっては、当該変更に係る部分に限る。)について、議会の議決を経なければならない。

- (1) 基本計画等のうち基本構想に関すること。
 - (2) 基本計画等の実施期間に関すること。
 - (3) 基本計画等の実施に関し必要な政策及び施策のうち、基本的なものに関すること。
- 2 知事等は、基本計画等を廃止する(基本計画等の実施期間の満了に伴うものを除く。以下同じ。)に当たっては、議会の議決を経なければならない。

(知事等への意見)

第 4 条 議会は、本県を取り巻く社会経済情勢の変化等の理由により、議決した基本計画等を変更し、又は廃止することが必要であると認めるときは、知事等に対し意見を述べることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以降に策定される基本計画等について適用する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に策定されている計画等のうち、神奈川県構想・プロジェクト 5 1 は第 2 条第 1 号に掲げる基本計画等と、次に掲げる計画等は同条第 3 号に掲げる基本計画等とみなして、第 3 条(変更及び廃止に係る部分に限る。)及び第 4 条の規定を適用する。

- (1) 神奈川県科学技術政策大綱
- (2) かながわ男女共同参画推進プラン
- (3) 神奈川県環境基本計画

墨田区まちづくり条例

平成十六年六月三十日
条例第二十一号

目次

前文

- 第一章 総則(第一条 第六条)
- 第二章 墨田区まちづくり検討委員会(第七条 第十条)
- 第三章 地区まちづくり団体等(第十一条 第十四条)
- 第四章 地区のまちづくり(第十五条 第二十二條)
- 第五章 まちづくりの支援(第二十三条 第二十六条)
- 第六章 都市計画の案の作成等(第二十七条 第三十条)
- 第七章 委任(第三十一条)

付則

墨田区は、その名の由来でもある隅田川堤等、古くから人々に親しまれた自然があり、江戸時代には、格好の行楽地として親しまれるとともに、庶民文芸の舞台にもなりました。近代に至り、関東大震災、戦災といった度重なる災害を受けましたが、先人たちのたゆみない努力により、今日の墨田区が築かれました。

地方分権・自治の時代を迎えた今日、私たちには、まちづくりの主人公として、愛着のある住みよいまちをつくり、次の世代を担う子供たちの夢や意見を大切にしたい魅力あるまちづくりをしていく責務があります。

また、墨田区には、長い歴史に培われた文化の息づく「粋」の気風があり、このような歴史及び文化を踏まえつつ、常に新しい文化を吸収し、人々の心意気を大切にする「粋」なまちづくりを、区民が自ら推進していく必要があります。

そこで、私たちは、「自分たちのまちの未来は、自分たちの手で夢を描き、自分たちの手でつくる。」ことを目標に、まちづくりに関する区民、事業者及び区の役割、まちづくりに関する手続等を定めることにより、墨田区のまちづくりを総合的に推進するため、ここに「墨田区まちづくり条例」を制定します。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、まちづくり基本理念並びに区民、事業者及び区の役割等を明らかにするとともに、まちづくりに関する手続等の必要な事項を定めることにより、区民の自発的なまちづくりを、区民、事業者及び区が協働して行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 まちづくり 安全で快適かつ魅力ある良好なまちの形成に寄与する活動をいう。
- 二 まちづくり基本方針 墨田区基本構想及び墨田区基本計画並びに墨田区都市計画マスタープランに基づくまちづくりに関する目標及び基本的な方針をいう。
- 三 区民等 区内に住所を有する者、区内の土地又は建物の所有者、地上権者若しくは賃借権者、区内で事業を営む者及び区内の在勤者又は在学者をいう。
- 四 事業者 区内における市街地の整備及び開発に係る事業を行う公共団体、これに準ずる団体、法人及び個人をいう。

(まちづくり基本理念)

第三条 区の歴史、文化、自然及びコミュニティを大切にし、世代をつなぐ活気のある住

みよいまちを実現するため、区民等、事業者及び区は、それぞれの役割を担い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

(区民等の役割)

第四条 区民等は、まちづくり基本理念に基づき、地域の特色を生かし、個性ある豊かなまちを実現するため、地域の発想を大切にしながら、地域ごとのまちづくりに自主的に参画することができる。

2 区民等は、子供から高齢者まで、すべての世代において、まちづくりに取り組むものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、まちづくり基本理念に基づき、区民等及び区と協働して住みよいまちづくりに貢献するよう努めるものとする。

2 事業者は、まちづくり基本方針及び区民等によるまちづくりに関する計画等を尊重し、事業の実施に当たっては、区民等の理解を得るよう努めるものとする。

(区の役割)

第六条 区は、まちづくり基本理念に基づき、区民等及び事業者との協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 区は、まちづくり基本方針に基づき、区民等及び事業者の自発的なまちづくりの成果を反映した施策を行うよう努めるものとする。

3 区は、区民等及び事業者に対してまちづくりに関する情報を提供するとともに、まちづくり意識の啓発及びまちづくりに関する知識の普及に努めるものとする。

第二章 墨田区まちづくり検討委員会

(墨田区まちづくり検討委員会)

第七条 区民等、事業者及び区の協働によるまちづくりを推進するため、区長の附属機関として、墨田区まちづくり検討委員会(以下「まちづくり検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第八条 まちづくり検討委員会の所掌事務は、次に掲げる事務とする。

一 第十二条第二項に規定する地区まちづくり団体の認定等に関すること。

二 第十五条第二項に規定する地区まちづくり計画及び第十七条第二項に規定する地区まちづくり協定の認定等に関すること。

三 第十九条第一項に規定する地区計画等推進地区の指定に関すること。

四 第二十二條第一項に規定する開発事業者名等の公表に関すること。

五 第二十六条第一項に規定する表彰に関すること。

六 第三十条第二項に規定する提案の検討に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事務に関すること。

(組織)

第九条 まちづくり検討委員会は、区民等、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員の中から区長が委嘱する委員をもって組織する。

2 委員は六人以内とする。

3 委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(まちづくり検討委員会の組織及び運営)

第十条 まちづくり検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

第三章 地区まちづくり団体等

(地区まちづくり団体の育成)

第十一条 区民等は、自主的に地域のまちづくりを行うため、地区まちづくり団体を結成することができる。この場合において、地区まちづくり団体は、当該団体の結成を、区長に対して通知することができる。

- 2 区長は、地区まちづくり団体に対して、必要な情報提供等の支援を行い、育成に努めなければならない。
- 3 区長は、第一項の規定により通知を受けた地区まちづくり団体を公表することができる。
- 4 区長は、区民等、地区まちづくり団体等の中で情報交換、連携等が図られるよう努めるものとする。

(地区まちづくり団体の認定)

第十二条 地区まちづくり団体は、その活動に対する支援等を受けようとするときは、区長に対して、墨田区規則(以下「規則」という。)の定めるところにより、地区まちづくり団体の認定を申請することができる。

- 2 区長は、前項の申請があった場合は、規則の定めるところにより、まちづくり検討委員会の意見を聴き、当該地区まちづくり団体を認定することができる。
- 3 区長は、認定した地区まちづくり団体(以下「地区まちづくり認定団体」という。)を公表するものとする。
- 4 区長は、区民等、地区まちづくり認定団体等の中で情報交換、連携等が図られるよう努めるものとする。

(報告義務)

第十三条 地区まちづくり認定団体は、区長に対して、活動内容の報告をしなければならない。

(認定の取消し)

第十四条 区長は、規則の定めるところにより、まちづくり検討委員会の意見を聴き、地区まちづくり認定団体の認定を取り消すことができる。

第四章 地区のまちづくり

(地区まちづくり計画)

第十五条 地区まちづくり認定団体は、区長に対して、規則の定めるところにより、一定の区域におけるまちづくりに関する計画(以下「地区まちづくり計画」という。)の認定を申請することができる。

- 2 区長は、前項の申請があった場合は、規則の定めるところにより、まちづくり検討委員会の意見を聴き、当該地区まちづくり計画を認定することができる。
- 3 区長は、地区まちづくり計画を認定したときは、その旨を公表するものとする。
- 4 地区まちづくり認定団体は、区民等及び事業者に対し、認定された地区まちづくり計画の内容を周知し、理解を得るよう努めるものとする。
- 5 区民等及び事業者は、認定された地区まちづくり計画に協力するよう努めるものとする。

(地区まちづくり計画の変更等)

第十六条 地区まちづくり認定団体が認定された地区まちづくり計画を変更し、又は廃止しようとする場合の手続は、前条の規定を準用する。

(地区まちづくり協定)

第十七条 地区まちづくり認定団体は、区長に対して、規則の定めるところにより、認定された地区まちづくり計画を実現するための協定(以下「地区まちづくり協定」という。)の認定を申請することができる。

- 2 区長は、前項の申請があった場合は、規則の定めるところにより、まちづくり検討委員会の意見を聴き、当該地区まちづくり協定を認定することができる。

- 3 区長は、地区まちづくり協定を認定したときは、その旨を公表するものとする。
- 4 区長は、認定した地区まちづくり協定を尊重し、その内容を実現するために、必要と認められるまちづくり関連事業の推進に努めなければならない。
- 5 地区まちづくり認定団体は、区民等及び事業者に対し、認定された地区まちづくり協定の内容を周知し、理解を得るよう努めるものとする。
- 6 区民等及び事業者は、認定された地区まちづくり協定を遵守するよう努めるものとする。
(地区まちづくり協定の変更等)

第十八条 地区まちづくり認定団体が認定された地区まちづくり協定を変更し、又は廃止しようとする場合の手続は、前条の規定を準用する。

(地区計画等推進地区の指定)

第十九条 区長は、一定の地区が、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、まちづくり検討委員会の意見を聴き、当該地区を地区計画等推進地区に指定することができる。

- 一 地区計画等の作成について、地区まちづくり認定団体又は区民等から要請のある地区
- 二 区長が、まちづくり基本方針に基づき、地区計画等によるまちづくりを推進する必要があると認める地区

- 2 区長は、地区計画等推進地区を指定した場合は、その旨を公表するものとする。
- 3 区長は、地区計画等推進地区を指定した場合は、当該地区まちづくり認定団体又は区民等に対し、当該推進地区に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第十六条第三項に規定する地区計画等(法第十二条の四第一項第四号に規定する集落地区計画を除く。以下同じ。)の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の素案」という。)の作成に係る支援等を行うものとする。

(開発事業者の情報提供)

第二十条 認定された地区まちづくり計画及び地区まちづくり協定の区域内で開発事業(延べ面積が五千平方メートルを超える建築物の建築に限る。以下同じ。)を行う事業者(以下「開発事業者」という。)は、区長及び当該地区まちづくり認定団体に対し、開発事業に関する情報の提供を行わなければならない。

(開発事業者への指導)

第二十一条 区長は、開発事業者が認定された地区まちづくり協定を遵守しない場合は、当該開発事業者に対して必要な指導をすることができる。

(開発事業者名等の公表)

第二十二条 区長は、開発事業者が前条に規定する指導に従わない場合は、当該開発事業者名等を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定により公表しようとする場合は、あらかじめ、当該開発事業者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるとともに、まちづくり検討委員会の意見を聴かなければならない。

第五章 まちづくりの支援

(地区まちづくり認定団体等へのまちづくり支援)

第二十三条 区長は、地区まちづくり認定団体又は区民等のまちづくりに対し、必要な支援を行うものとする。

(子供たちへのまちづくり支援)

第二十四条 子供たちは、地域のまちづくりを知るための支援を受けることができる。

- 2 区長は、子供たちの夢や意見を広く反映するため、地区まちづくり認定団体、子供会、小学校等の交流活動を促進するよう努めるものとする。

(研究・教育機関等との交流の促進)

第二十五条 区長は、大学等の研究・教育機関その他外部専門機関との交流を図り、これらの機関の協力を得ながら、まちづくりを支援するものとする。

(表彰)

第二十六条 区長は、地区まちづくり計画の提案、地区まちづくり協定の提案等、まちづくりに寄与したと認められる区民等、事業者、団体等を表彰することができる。

2 区長は、表彰に当たっては、あらかじめ、まちづくり検討委員会の意見を聴くものとする。

第六章 都市計画の案の作成等

(都市計画の案の作成手続)

第二十七条 法第十六条第一項に規定する都市計画の案を作成する場合の同項に規定する公聴会の開催等住民の意見を反映させるための必要な事項は、規則で定める。

(地区計画等の原案の作成手続)

第二十八条 区長は、法第十六条第二項に規定する地区計画等の案を作成しようとする場合に当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、同項に規定する地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)を当該公告の日の翌日から起算して二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

一 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域

二 縦覧場所

2 前項に定めるもののほか、区長は、地区計画等の原案の提示について必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

3 法第十六条第二項に規定する者は、第一項の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合においては、当該公告の日の翌日から起算して三週間を経過する日までに、区長に対し、文書によりこれを行うものとする。

(都市計画の素案の提案)

第二十九条 地区まちづくり認定団体は、法第二十一条の二第二項の規定に基づき、区長に対して同条第一項に規定する都市計画の素案(以下「都市計画の素案」という。)を提案することができる。

2 法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する都市計画の決定又は変更の提案をすることができる者(以下「提案者」という。)は、都市計画の素案の提案を行う場合に当たっては、都市計画の種類、名称、位置、区域及び内容を記載した書類その他の規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第一項の規定による提案があった場合は、墨田区都市計画審議会条例(昭和五十四年墨田区条例第十一号)に定める墨田区都市計画審議会の意見を聴くとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(地区計画等の素案の基礎となる計画等の提案)

第三十条 提案者は、区長に対して、地区計画等の素案の基礎となる計画及び都市計画の素案の基礎となる計画を提案することができる。

2 区長は、前項の提案があった場合は、まちづくり検討委員会の意見を聴き、検討しなければならない。

3 区長は、第一項の規定により提案された計画の内容等及び前項の規定による検討結果を、公表するものとする。

第七章 委任

(委任)

第三十一条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年十月一日から施行する。
(墨田区地区計画等の案の作成手続に関する条例の廃止)
- 2 墨田区地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和六十年墨田区条例第十号)は、廃止する。

世田谷区行政改革推進条例

(平成10年10月世田谷区条例第47号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、世田谷区基本構想(平成六年九月世田谷区議会議決)の実現に向けて、区の行政改革の基本的な方針を明示するとともに、区民等の意見を得て、具体的な施策及びその目標、実現の方策等を明らかにした計画を策定し、かつ、期限を定めて、区の行政改革を一層推進するために、その基本的事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第二条 区の行政改革は、区民の視点に立った福祉の増進のために、情報の公開及び区民参加を進めることにより区の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを基本として推進されるものとする。

(基本方針)

第三条 区は、地方分権、特別区制度改革及び地域行政を推進し、並びに社会・経済情勢の大きな変化に伴う区民要望に的確に応えるため、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、行政サービス、組織及びその運営、職員の定員管理並びに財政構造の改革を図ることにより、適切かつ合理的な行政を実現するものとする。

第二章 区長の責務

(施策の実施等)

第四条 区長は、前条に規定する基本方針(以下「基本方針」という。)にのっとり、区の行政改革の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、区長は、基本方針にのっとり、行政運営の改善及び充実並びに行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

(行政改革推進体制の確立)

第五条 区長は、行政における公正の確保、透明性の向上、区民参加の促進等に必要な措置を講ずることにより、区の行政改革を推進するための体制を確立するものとする。

(職員の育成)

第六条 区長は、実務に精通するとともに、高い総合調整能力及び政策形成能力を具備した職員の育成に努めるものとする。

第三章 世田谷区行財政改善推進計画

第七条 区長は、区の行政改革を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針に沿った世田谷区行財政改善推進計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 推進計画は、区の行政改革の推進に係る具体的な施策及びその目標、実現の方策、期限その他重要事項について定めるものとする。

3 区長は、推進計画を策定するに当たっては、可能な限り目標の数値化を図るとともに、区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、推進計画を策定したときは、議会に報告し、速やかに当該推進計画の要旨を公表しなければならない。推進計画を変更したとき、及び推進計画の実施状況について取りまとめたときも、同様とする。

第四章 世田谷区行政改革推進委員会

(設置及び所掌事項)

第八条 基本理念及び基本方針を着実に実現するため、区長の附属機関として、世田谷区行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、区長に意見を述べるものとする。

- 一 推進計画の策定及び実施状況
- 二 前号のほか、次に掲げる事項
 - イ 公共サービスにおける行政の役割及び区民、事業者、行政等の協働に関すること。
 - ロ 行政の制度及び運営の改善に関すること。
 - ハ 財政投入の効果測定及び施策の優先順位に基づく予算編成制度の確立に関すること。
 - ニ 行政の保有する情報の公開の拡充に関すること。
- 3 区長は、前項の意見を受けたときは、これを尊重するものとする。

(組織)

第九条 委員会は、区民及び学識経験者のうちから区長が委嘱する非常勤の委員十五人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員となる日から起算して二年内に、附則第二項の規定するこの条例の効力を失効日(以下「失効日」という。)が到来するときは、当該委員の任期は、失効日の前日までの期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(資料の提出等の協力)

第十条 委員会は、その所掌事務を遂行する上で必要があるときは、区長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。

- 2 委員会は、特に必要があるときは、区長以外の者に対して、必要な協力を依頼することができる。

第五章 雑則

(関係行政機関との連携)

第十一条 区は、区の行政改革を効果的に推進するため、関係行政機関と連携を図るよう努めるものとする。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十年十二月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成十年十二月一日から起算して四年を経過した日に、その効力を失う。

杉並区まちづくり条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 まちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進
 - 第1節 まちづくり基本方針（第8条）
 - 第2節 区民等からの地区計画等の原案の申出等（第9条）
 - 第3節 地区計画等の案の作成手続（第10条～第12条）
- 第3章 まちづくりルール及びまちづくり協議会
 - 第1節 まちづくりルール（第13条）
 - 第2節 まちづくり協議会（第14条・第15条）
- 第4章 まちづくりへの支援（第16条）
- 第5章 委任（第17条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、まちづくりについて基本となる理念を定め、杉並区（以下「区」という。）区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する施策の基本的な事項及びまちづくりへの参画の手続を定めることにより、まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 まちづくり 良好な市街地形成を目指して行う区、区民及び事業者の活動をいう。
- 二 まちづくり基本方針 区の基本構想（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づき定めるものをいう。）が示すまちづくりに関する基本的な方針と具体的な方向を提示するものをいう。
- 三 地区計画等 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第12条の4第1項各号に掲げる計画をいう。
- 四 杉並区都市計画審議会 杉並区都市計画審議会条例（平成12年杉並区条例第15号）に基づく附属機関をいう。

（基本理念）

第3条 区、区民及び事業者は、協働の理念の下に、それぞれが役割及び責務を担いながら地域のまちづくりに取り組むものとする。

2 区、区民及び事業者は、まちづくりに関する必要な情報を共有し、対話を進め、区民の意思が尊重されるまちづくりに取り組むものとする。

3 区、区民及び事業者は、住宅を中心とした都市としての環境に配慮し、地域の発想を大切にしながらまちづくりに取り組むものとする。

（区の責務）

第4条 区は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、まちづくりについての必要な調査を行うとともに、まちづくりの基本的かつ総合的な計画を策定し、及び計画的に事業を実施しなければならない。

2 区は、前項に規定する計画の策定及び事業の実施に当たっては、区民及び事業者（以下「区民等」という。）に対し、まちづくりに関する知識の普及及び情報の提供をすると

もに、当該計画の策定及び事業の実施に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

3 区は、区民等が行うまちづくりに対し、必要な措置を講ずるものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念にのっとり、まちづくり基本方針に定める都市像を共有するとともに、良好な市街地形成を目指し、協働するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、まちづくり基本方針に定める都市像を共有するとともに、周辺の環境に配慮し、地域におけるまちづくりに貢献しなければならない。

2 大規模な建築物(延べ面積が3,000㎡以上の建築物をいう。)を建築しようとする事業者は、当該建築に係る計画の内容についての必要な情報を、規則で定めるところにより、早期に近隣関係住民(当該建築物の敷地境界線からその高さの2倍の水平距離の範囲内に居住する者及び当該範囲内にある土地又は建築物に関し権利を有する者をいう。)に提供するよう努めなければな

らない。

(公共事業を実施する者の説明責任)

第7条 公共事業を実施しようとする者は、当該事業に係る計画の内容について、説明会の開催その他の方法により、当該事業を実施する区域に係る土地及びその付近地の区民等に説明するよう努めなければならない。

第2章 まちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進

第1節 まちづくり基本方針

第8条 区長は、まちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、まちづくり基本方針を策定するものとする。

2 まちづくり基本方針は、次に掲げる事項について定める。

一 都市計画マスタープラン(法第18条の2第1項に規定する基本方針をいう。)

二 前号に掲げるもののほか、まちづくりに関する目標及びその実現のための基本的な方針その他必要な事項

3 区長は、まちづくり基本方針を策定するに当たっては、区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、まちづくり基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、杉並区都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

5 区長は、まちづくり基本方針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、まちづくり基本方針の変更について準用する。

第2節 区民等からの地区計画等の原案の申出等

第9条 区民等は、法第16条第3項の規定に基づき、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)を区長に申し出ることができる。

2 区民等は、前項の規定による申出を行う場合においては、地区計画等の種類、名称、位置、区域及び内容を記載した書面並びに規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の規定による申出があったときの処理については、あらかじめ、杉並区都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

第3節 地区計画等の案の作成手続

(地区計画等の原案の縦覧)

第10条 区長は、法第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を、当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

一 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域

二 縦覧場所

(説明会の開催等)

第11条 前条に定めるもののほか、区長は、地区計画等の原案を提示しようとする場合において必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第12条 第10条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案に対する意見の提出方法は、縦覧開始の日から起算して3週間を経過する日までに意見書を区長に提出して行うものとする。

第3章 まちづくりルール及びまちづくり協議会

第1節 まちづくりルール

第13条 区長は、区民等が区域を定めて、まちづくりに関する取決めをしたもののうち、当該取決めが、良好な市街地の保全に資することその他規則で定める事項に該当すると認められるときは、あらかじめ、杉並区都市計画審議会の意見を聴いて、区民等による地域におけるまちづくりに関する取決め(以下「まちづくりルール」という。)として登録し、及びその旨を公表するものとする。

2 前項に定めるまちづくりルールの登録を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に登録の申請をしなければならない。

3 区民等は、第1項の規定により区長が登録したまちづくりルールに係る区域内においては、当該まちづくりルールの内容に配慮して、協力するよう努めなければならない。

第2節 まちづくり協議会

(まちづくり協議会の要件)

第14条 区長は、地域におけるまちづくりを目的とする組織で、当該地域において居住する者、事業を営む者及び土地又は建築物等に関し権利を有する者(以下「地域住民」という。)で構成され、かつ、規則で定める要件に該当するものを、まちづくり協議会として認定することができる。

2 区長は、前項の認定をするに当たっては、あらかじめ、杉並区都市計画審議会の意見を聴かななければならない。

(まちづくり協議会の認定の申請)

第15条 前条第1項に定めるまちづくり協議会の認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に認定の申請をしなければならない。

第4章 まちづくりへの支援

第16条 区長は、まちづくり協議会その他規則で定める組織(以下「まちづくり協議会等」という。)の活動に対し、必要があると認めるときは、まちづくりについて専門知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うことができる。

2 区長は、まちづくり協議会等に対し、地域におけるまちづくりに必要な知識の普及及び情報の提供をするよう努めなければならない。

3 前2項に掲げるもののほか、区長は、地区計画等の作成に当たっては、地域住民で構成された組織の結成を支援するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第5章 委任

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 杉並区地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和57年杉並区条例第35号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、現に存するまちづくり基本方針は、第8条第1項の規定により策定したものとみなす。
- 4 区長は、この条例の施行後5年を目途として、条例の施行状況等を勘案し、この条例について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 杉並区都市計画審議会条例（平成12年杉並区条例第15号）の一部を次のように改正する。（次のように 省略）

杉並区自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条）

第3章 区民の権利及び義務（第4条・第5条）

第4章 事業者の権利及び責務（第6条）

第5章 区の責務（第7条）

第6章 区議会（第8条 - 第10条）

第7章 執行機関（第11条 - 第13条）

第8章 区政運営（第14条 - 第24条）

第9章 参画及び協働（第25条 - 第29条）

第10章 国及び他の地方公共団体との協力（第30条）

第11章 条例の位置付け（第31条）

第12章 委任（第32条）

附則

地方自治とは、本来、そこに住み、暮らす住民のためにあるものであり、地域のことは、住民自らが責任を持って決めていくことが、自治の基本である。自治体としての杉並区には、区民の信託にこたえ、区民との協働により、地域の資源や個性を生かした豊かできめ細かな区政を行う責務がある。そうした責務を果たし、杉並区が真に自立した地方自治体となっていくためには、地方政府としての枠組みと、住民の行政への参画及び行政と住民との協働の仕組みを自ら定めることが求められている。武蔵野の面影を残すみどりと水辺、歴史の中で形作られた道や街並み、そして、そこに住み、暮らす区民の活発な住民活動と住民自治への先進的な取組などは、杉並区の誇るべき財産である。私たち区民は、このような「杉並らしさ」を大切にしながら、杉並らしい自治を築いていくことを宣言する。そして、区民主権に基づく住民自治の更なる進展のために、最大限の努力を払い、区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って区政に参画し、協働する「自治のまち」を創つていくことを目指し、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び責務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者（以下「区民等」という。）の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
- 2 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
- 3 参画 政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいう。
- 4 協働 地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特

性を尊重し、協力して取り組むことをいう。

第2章 基本理念

第3条 区民等及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを、協働により創り上げていくことを目指すものとする。

2 前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする。

第3章 区民の権利及び義務

(区民の権利)

第4条 区民は、区政に参画する権利及び区政に関する情報を知る権利を有する。

2 区民は、地方自治法（昭和22年法律第67号）で定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権並びに議員及び長等の解職請求権等を有するほか、第27条で定める住民投票を請求する権利を有する。

(区民の義務)

第5条 区民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、区と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

第4章 事業者の権利及び義務

第6条 事業者は、第4条第1項に規定する権利を有し、地域社会の一員として、前条に規定する負担を分任する義務を果たすとともに、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

第5章 区の責務

第7条 区は、区政運営に当たっては、区民等の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。

2 区は、区民ニーズに的確に対応し、行政サービスへの区民等の満足度を高める区政運営に努めなければならない。

第6章 区議会（区議会に関する基本的事項）

第8条 区議会は、地方自治法で定めるところにより、区民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を果たすものとする。

2 区議会は、地方自治法で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。

3 区議会は、前二項に規定する機能等を果たすため、効率的な議会運営に努めるものとする。

(区議会の情報の公開及び提供)

第9条 区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

(区議会議員の責務)

第10条 区議会議員は、区民の信託にこたえ、区議会が前二条に規定する機能等を果たせるよう、誠実に職務遂行に努めなければならない。

第7章 執行機関（執行機関に関する基本的事項）

第11条 執行機関は、条例、予算その他の区議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行しなければならない。

(区長の責務等)

- 第12条 区長は、区を代表し、地方自治法で定めるところにより、区議会への議案の提出、予算の調製及び特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。
- 2 区長は、区民の信託にこたえ、区の事務の管理及び執行に当たっては、誠実に職務遂行に努めなければならない。
- 3 区長は、区の職員を適切に指揮監督するとともに、区政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。
(執行機関の組織及び職員)
- 第13条 区は、執行機関を構成する組織について、効率的かつ機動的なものとなるよう、常に見直しに努めなければならない。
- 2 区の職員は、全体の奉仕者として、区民本位の立場に立ち、区民等との協働の視点を持って、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。
- 第8章 区政運営
(基本構想等)
- 第14条 区は、地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。
(総合的な行政サービスの提供)
- 第15条 区は、区民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めなければならない。
(行政手続)
- 第16条 区は、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民等の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続に関し共通する事項を定めなければならない。
(情報の公開及び提供)
- 第17条 区は、区民等の知る権利を保障し、公正で開かれた区政の進展を図るため、別に条例で定めるところにより、区政に関する情報を積極的に区民等に公開し、提供することにより、区民等との情報の共有に努めなければならない。
(個人情報の保護)
- 第18条 区は、区民の基本的人權の擁護と信頼される区政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、自己に関する個人情報の閲覧等を求める区民の権利を保障する等、個人情報の保護に努めなければならない。
(説明責任)
- 第19条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について区民等に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。
(区民等の要望の取扱い)
- 第20条 区は、区民等の区政に関する要望等を迅速かつ誠実に処理し、区民等の権利利益の保護に努めなければならない。
(行政評価)
- 第21条 区は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な区政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。
(財政運営の原則)
- 第22条 区は、財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならない。
(財政状況の公表)
- 第23条 区は、区民等に分かりやすく財政状況を説明するため、地方自治法及び別に条例

で定めるところにより財政状況を公表するとともに、貸借対照表、行政コスト計算書その他の財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。

(区税等の賦課徴収)

第24条 区は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び杉並区特別区税条例(昭和39年杉並区条例第41号)で定めるところにより、特別区税を賦課徴収するほか、法律及び条例に基づき、使用料その他の徴収金を賦課徴収するものとする。

第9章 参画及び協働

(参画及び協働の原則)

第25条 区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。

2 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(住民投票)

第26条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(住民投票の請求及び発議)

第27条 区に住所を有する年齢満18年以上の規則で定める者は、規則で定めるところにより区政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から区長に対して住民投票を請求することができる。

2 区議会の議員は、区政の重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票を発議することができる。

3 区長は、区政の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 第1項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

(政策に係る区民等の意見提出手續)

第28条 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提出された区民等の意見に対する区の方考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものは、この限りでない。

(附属機関等への参加)

第29条 区は、附属機関等の委員への区民等の参加に努めなければならない。

第10章 国及び他の地方公共団体との協力

第30条 区は、共通する課題を解決するため、国、東京都及び関係地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第11章 条例の位置付け

第31条 この条例は、区政の基本事項について、区が定める最高規範であり、区は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

第12章 委任

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則 この条例は、平成15年5月1日から施行する。

杉並区自治基本条例に付する付帯決議

本条例の施行に当たり、杉並区長は、次の諸点について誠意をもって対処すべきである。

- 1 本条例の杉並区における住民自治発展の基盤としての重要性に鑑み、本条例の趣旨、内容について、区民の十分な理解が得られるよう周知徹底に努めること。
- 2 区が定める最高規範である本条例の趣旨との整合性を図るため、新たに条例等を制定するに当たっては本条例の趣旨を最大限尊重するとともに、既に制定してある条例等についても早急に見直しを進めること。
- 3 本条例は、全く新たな自治立法の試みであることから、条例施行後一定期間の施行状況等を勘案し、検討のうえ、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

目次

前文

- 第1章 総則（第1条 - 第5条）
- 第2章 市民参加の内容（第6条 - 第13条）
- 第3章 市民投票（第14条）
- 第4章 旭川市市民参加推進会議（第15条 - 第21条）
- 第5章 雑則（第22条）

附則

21世紀に入り、自治体がその本来の機能を発揮し得る地方分権の時代を迎え、これまで以上に、市民と市が相互の信頼関係を醸成し、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力し合いながらまちづくりを進めていくことが重要となってきています。

私たち旭川市民は、これまでもまちづくりに参加し、特色のあるまちを築いてきました。今後更に市との情報の共有化を図るとともに、相互の補完、協力関係を進展させることによって協働の精神を培い、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成し、それぞれが誇りを持って生活し、互いに喜びを分かち合えるような新しい旭川のまちを創造していかなければなりません。

私たち旭川市民は、自ら主体的に発言し、提案し、行動することが、まちづくりを推進するに当たっての強力な原動力になるものと自覚します。

ここに、市民と市との協働を基本に据えた市民参加の考え方を確認するとともに、将来に向かって更に市民参加を充実させ、一層推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的等）

第1条 この条例は、市民参加に関し基本的な事項を定めることにより、その一層の推進を図ることを目的とする。

2 市民参加に関しこの条例に規定する事項について、法令（他の条例を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 行政活動（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条に規定するところにより事務を処理するために市が行う活動をいう。）に関し市民が自己の意思を反映させることを目的として意見を述べ、又は提案することをいう。
- (2) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいう。
- (3) 市の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される本市の執行機関、水道事業管理者又は消防本部（消防署を含む。）をいう。
- (4) 意見提出手続 市の機関が、施策（事務及び事業を含む。以下同じ。）の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表した上で、これらに対する市民からの意見の提出を受け、当該意見及びこれに対する市の機関の考え方を公表することをいう。

（基本理念）

第3条 市民参加は、協働を基本として、推進されなければならない。

2 市民参加は、市民の持つ豊かな社会経験及び創造的な活動を尊重し、推進されなければならない。

3 市民参加は、市民の多様な価値観に基づく要望等に公正かつ的確に対応することを基本として、推進されなければならない。

4 市民参加は、市民にとって、その機会が平等に保障されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民参加を推進するために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、市民参加の機会の確保に努めなければならない。

3 市は、市民参加の方法の調査及び研究に努めなければならない。

4 市は、市民が市民参加の意義について理解を深めることができるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、まちづくりにおける自らの果たすべき責任及び役割を自覚し、市民参加をするよう努めなければならない。

2 市民は、特定の個人又は団体の利益ではなく、旭川市全体の利益を考慮することを基本として、市民参加をするよう努めなければならない。

第2章 市民参加の内容

(市民参加の対象)

第6条 市の機関は、次に掲げる施策を実施しようとする場合は、市民参加を求めなければならない。

(1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更

(2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

(3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を求めないものとする。

(1) 定型的又は経常的に行うもの

(2) 軽易なもの

(3) 緊急に行わなければならないもの

(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの

(5) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

3 市の機関は、第1項の規定にかかわらず、市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。以下「市税等に関するもの」という)は、市民参加を求めないことができる。

4 市の機関は、第1項各号に掲げる施策以外の施策(第2項各号のいずれかに該当するものを除く。)にあっても、市民参加を求めることができる。

5 市の機関は、市民参加を求めなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、これを当該市民に回答しなければならない。

(市民参加の時期)

第7条 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策の決定前(議会の議決を要するものにあつては、議会提案前)のできるだけ早い時期から市民参

加を求めるよう努めなければならない。

(市民参加の方法)

第8条 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策にふさわしい方法により市民参加を求めなければならない。

2 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、広く市民の参加を得るよう努めなければならない。

3 市の機関は、高度な専門性を有する施策にあつては当該施策に関し深い知識を有する市民の参加を、地域性を有する施策にあつては当該施策の対象となる市民の参加を得るよう努めなければならない。

(情報の公表)

第9条 市の機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策に関する情報を積極的に公表しなければならない。ただし、旭川市情報公開条例(平成3年旭川市条例第25号)第9条第1項各号に掲げる事項にあつては、公表しないことができる。

(市民参加の結果の取扱い)

第10条 市の機関は、市民参加を求めた場合は、市民からの意見又は提案を考慮しなければならない。

2 市の機関は、前項の規定により考慮した結果を、速やかに、当該市民に回答しなければならない。ただし、当該市民が特定できない場合その他市民参加の方法若しくは性質により回答することが困難な場合、又は次項本文の規定による公表により当該市民への回答に代えることが適当であると認められる場合は、この限りでない。

3 市の機関は、第1項の規定により考慮した結果を公表しなければならない。ただし、旭川市情報公開条例第9条第1項各号に掲げる事項にあつては、公表しないことができる。

4 市の機関は、自発的な市民参加があつた場合は、市民からの意見又は提案の内容がこの条例の趣旨に沿うと認められるものについては、第1項及び第2項の規定に準じた扱いをするよう努めなければならない。

(意見提出手続)

第11条 市の機関は、第6条第1項各号に掲げる施策については、意見提出手続を行うものとする。ただし、高度な専門性を有する施策若しくは地域性を有する施策等であつて、当該施策の内容に応じ他の市民参加の方法を用いることが適当であると認められる場合、又は市税等に関するものであつて、市民参加を求める場合は、意見提出手続を行わないことができる。

2 次の各号に掲げるものは、意見提出手続において、意見を提出することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、意見提出手続に係る事案に利害関係を有するもの

3 前2項の意見提出手続の実施に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

(附属機関の委員)

第12条 市の機関は、附属機関(地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関をいう。以下同じ。)の委員を任命し、又は委嘱しようとするときは、当該附属機関の委員の男女比率及び年齢構成並びに委員の在期数及び他の附属機関の委員との兼職状況等に配慮するとともに、全部又は一部の委員を公募により選考しなければならない。ただし、法令の規定により委員の構成が定められている場合、又は専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う附属機関であつて、公募に適さない場合その他正

当な理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の公募の実施に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

(附属機関の会議の公開等)

第 13 条 附属機関の会議は、これを公開するものとする。ただし、審議の内容が旭川市情報公開条例第 9 条第 1 項各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると附属機関が認める場合は、その会議を公開しないことができる。

2 附属機関は、前項本文の規定により会議を公開した場合は、会議終了後、速やかに、会議の記録を公表するものとする。ただし、旭川市情報公開条例第 9 条第 1 項各号に掲げる事項にあっては、公表しないことができる。

3 会議の公開及び会議の記録の公表の実施に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

第 3 章 市民投票

(市民投票の実施)

第 14 条 市長は、市の存立に係る重要な事項であって、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 市民投票に付すべき事項並びに市民投票の期日、資格者、方式、成立要件及び結果の取扱いその他市民投票の実施に関し必要な事項については、別に条例で定める。

第 4 章 市民参加推進会議

(設置)

第 15 条 本市の市民参加に関する基本的事項を調査審議させるため、旭川市市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 16 条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 市民参加の推進状況に対する総合的評価

(2) 市民参加の方法の研究及び改善

(3) この条例の見直しに関する事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市民参加に関する基本的事項

2 推進会議は、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 17 条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 市長が適当と認めた者

(3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じた者

2 前項第 3 号に掲げる委員の数は、委員総数の 5 割以上となるよう努めるものとする。

3 委員総数に対する男性比率及び女性比率は、そのいずれもが委員総数の 4 割を下回らないよう努めるものとする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 18 条 推進会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 19 条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第20条 推進会議の庶務は、生活交流部において処理する。

(会長への委任)

第21条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、時間的な制約がある場合その他正当な理由により市民参加を求めることが困難な場合については、第2章の規定は、適用しない。

(制度の検討)

- 3 市は、この条例の施行後、3年を超えない範囲内において、この条例の運用状況及び市民参加推進施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例

平成 13 年 9 月 27 日
条例第 24 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 4 条）
- 第 2 章 市民参加手続の実施による行政活動への市民参加の推進
 - 第 1 節 通則（第 5 条 第 10 条）
 - 第 2 節 審議会等（第 11 条 第 15 条）
 - 第 3 節 パブリックコメント手続等（第 16 条 第 19 条）
 - 第 4 節 公聴会（第 20 条 第 23 条）
 - 第 5 節 その他の市民参加手続（第 24 条・第 25 条）
- 第 3 章 市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進（第 26 条・第 27 条）
- 第 4 章 市民参加制度調査審議会（第 28 条 第 34 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地域の独自性に根ざした自主的かつ総合的なまちづくりを進めることが今後の本市にとって極めて重要であるという認識に基づき、行政活動への市民参加を推進するために必要な事項を定めることにより、自治の主体である市民が持つ知識、経験、感性等をまちづくりに活かし、もって市民と市がより良いまちの姿をとともに考え、その実現に向けて協働するような地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この条例において「行政活動」とは、市民の福祉の増進を図ることを基本として市の機関が行うあらゆる活動をいう。

3 この条例において「市民参加手続」とは、市民の意見を反映した行政活動を行うため、その企画立案の過程において、期日その他必要な事項をあらかじめ定めた上で、市の機関が市民の意見を聴くことをいう。

4 この条例において「パブリックコメント手続」とは、市の機関が作成した行政活動の原案について、書面等による意見を広く募集する方法で行う市民参加手続をいう。

（基本原則）

第 3 条 市の機関は、行政活動の効率性の確保に配慮しながら、行政活動への市民参加を図るための取組みを積極的に進めるものとする。

2 行政活動への市民参加は、行政活動を行うに当たり市の機関が負うべき義務と責任を軽減することにつながると解してはならない。

（制度の改善）

第 4 条 市は、この条例に定める行政活動への市民参加を推進するための制度が市民の考え方を適切に反映したものとなるよう、必要に応じ、随時その見直しを行うものとする。

第 2 章 市民参加手続の実施による行政活動への市民参加の推進

第 1 節 通則

（市民参加手続の実施）

第 5 条 市の機関は、別表に定める行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加

手続を行わなければならない。

2 緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、市民参加手続を行うことを要しない。この場合において、市の機関は、その理由がやんだ後速やかに、次の事項を公表するものとする。

(1) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動の内容

(2) 市民参加手続を行うことができなかった理由

(3) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動に関して市の機関が下した決定の内容及びその理由

(市民参加手続の内容及び時期)

第6条 市民参加手続は、その対象となる行政活動の性質、影響等及びその行政活動に対する市民の関心に応じ、適切な内容で行われなければならない。

2 市民参加手続は、その結果を市の機関の決定に活かすことができるように、適切な時期に行われなければならない。

3 市の機関は、規則等により、前2項に掲げる原則に基づき市民参加手続の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項について具体的に示す細目を定めるものとする。

4 前項の規則等は、第28条の規定に基づき石狩市市民参加制度調査審議会の意見を聴き、かつ、パブリックコメント手続を行った上で定めるものとする。

(提出された意見等の取扱い)

第7条 市の機関は、市民参加手続を経て提出された意見、情報等(以下「提出された意見等」という。)を総合的かつ多面的に検討しなければならない。

2 市の機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、次の事項を公表するものとする。ただし、その公表により石狩市情報公開条例(平成10年条例第26号)第8条第2項に定める不開示情報(以下「不開示情報」という。)が明らかになるときは、この限りでない。

(1) 提出された意見等の内容

(2) 提出された意見等の検討経過並びに検討結果及びその理由

(公表の方法等)

第8条 この章の規定に基づいて市民参加手続に関する事項を公表するときは、次のすべての方法によるものとする。この場合において、第3号に規定する方法での公表については、やむを得ない理由があるときは、事後に行うことができる。

(1) 市役所本庁舎及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表

(2) 市内に設置する掲示板への掲示による必要事項の全部又は概要の公表

(3) 市広報紙への掲載による必要事項の全部又は概要の公表

(4) インターネットを利用しての必要事項の全部又は概要の公表

2 前項の規定にかかわらず、その市民参加手続に関する事項を周知すべき者に対し、効果的かつ確実に必要事項を周知することができる方法が別にあると認められるときは、当該別の方法により周知すれば足りる。

3 市の機関は、市民参加手続に関する事項を公表したときは、あわせて、報道機関への情報提供その他の適切な方法により、公表した事項を市民に周知するよう努めるものとする。

(市民参加手続の予定及び実施状況の公表)

第9条 市長は、毎年度、その年度における市民参加手続の実施予定及び前年度における市民参加手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(制度の調整)

第10条 この章に定めるところにより市民参加手続を行った場合に法令又は他の条例の規

定に反することとなるときは、その反することとなる限りにおいて、この章の規定は、適用しない。

第2節 審議会等

(審議会等)

第11条 審議会等(附属機関及びそれに類する合議制の組織をいう。以下同じ。)に付議する方法により行う市民参加手続の進め方及びその審議会等の構成については、前節及びこの節に定めるところによる。

(構成員)

第12条 審議会等の構成員には、正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を加えるものとする。この場合における公募及び選考の方法は、市の機関がその都度適切に定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市の機関は、審議会等の構成員の選考に当たっては、その男女比に配慮する等の措置を講じることにより、審議会等における審議に市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市の機関は、毎年度、審議会等ごとに次の事項を公表するものとする。

(1) 構成員の氏名、選任の区分及び肩書

(2) 公募により選考された構成員がない場合は、その理由

(会議の公開等)

第13条 審議会等の会議は、不開示情報が明らかになることその他の正当な理由がある場合を除き、公開する。

2 市の機関は、前項の原則に基づき、審議会等の会議の運営方法を定める条例、規則等の中で、その審議会等の会議を公開するかどうかの区分を定めるものとする。

3 市の機関は、審議会等の会議を傍聴しようとする者に対し、適切な利便を提供するよう努めるものとする。

(諮問事案等の公表)

第14条 市の機関は、審議会等にその意見の提出を求めるときは、原則としてその都度、その旨及び意見の提出を求める事案の内容を公表するものとする。

2 市の機関は、審議会等の会議の予定を公表するものとする。ただし、会議を公開しないとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

3 市の機関は、審議会等の検討の経過及びその結果を、必要に応じて公表するよう努めるものとする。

(議事録の作成)

第15条 市の機関は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした議事録を作成するものとする。

(1) 会議の日時、場所、出席者氏名及び傍聴者数

(2) 会議の議題

(3) 会議での検討に使用した資料等の内容

(4) 会議における発言の内容又は議事の経過

(5) 会議の結論

(6) その他必要な事項

第3節 パブリックコメント手続等

(パブリックコメント手続等)

第16条 パブリックコメント手続その他の書面等による意見を広く募集する方法により行う市民参加手続の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。

(意見の提出方法等)

第 17 条 パブリックコメント手続における意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、可能な限り多様な方法を認めるものとする。

2 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、1 月以上とする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見の提出期間を 1 月未満とすることができる。

(公表事項)

第 18 条 市の機関は、パブリックコメント手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案の内容
- (2) 対象とする事案の処理方針についての原案及び関連事項
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限
- (4) 意見を提出することができる者の範囲
- (5) 第 7 条第 2 項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期
- (6) その他必要な事項

(準用)

第 19 条 市の機関が、その原案作成前の行政活動について、書面等による意見を広く募集する方法により市民参加手続を行うときの手続は、前 2 条(前条第 2 号に掲げる事項の公表を除く。) の規定を準用する。

第 4 節 公聴会

(公聴会)

第 20 条 公聴会を開催する方法により行う市民参加手続の進め方については、第 1 節及びこの節に定めるところによる。

(公聴会開催の公表)

第 21 条 市の機関は、公聴会を開催するときは、第 4 号に掲げる意見の提出期限の 1 月前までに、次の事項を公表するものとする。

- (1) 公聴会の開催日時及び開催場所
- (2) 対象とする事案の内容
- (3) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- (4) 公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限
- (5) 第 7 条第 2 項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期
- (6) その他必要な事項

2 市の機関は、その提出期限までに意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表する。

(公聴会の運営)

第 22 条 公聴会は、市の機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。

2 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために議長が発する指示に従わなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の機関が規則等で定める。

(調書の作成等)

第 23 条 議長は、公聴会を開催した都度、次の事項を記録した調書を作成し、市の機関の長に提出するものとする。

- (1) 公聴会の開催日時及び開催場所
- (2) 公述人その他の参加者の氏名及び傍聴者数

- (3) 対象とした事案の内容
- (4) 公聴会で配布された資料等の内容
- (5) 公述人の発言の内容及び質疑の内容
- (6) その他必要な事項

2 市の機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された調書を公表するよう努めるものとする。

第5節 その他の市民参加手続

(その他の市民参加手続)

第24条 前3節に定める方法以外の方法により行う市民参加手続(以下「その他の市民参加手続」という。)の進め方については、第1節及びこの節に定めるところによる。

(その他の市民参加手続実施の公表)

第25条 市の機関は、その他の市民参加手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案の内容
- (2) その他の市民参加手続の内容
- (3) 日時及び場所を定めてその他の市民参加手続を行うときは、その日時及び場所
- (4) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- (5) その他の市民参加手続に参加することができる者の範囲
- (6) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期
- (7) その他必要な事項

2 前項の規定による公表は、緊急その他特別の理由があるときを除き、その他の市民参加手続を行う期日の1月前までに行うものとする。

第3章 市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進

(市民意見の積極的な把握)

第26条 市の機関は、市民を対象とした継続的な意識調査を実施すること、市民と市職員との対話の機会を設けることその他適切な方法により、行政活動に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。

(市民が自発的に提出した意見の取扱い)

第27条 市の機関は、市民参加手続を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情等についても、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第7条の例により検討し、その結果等を公表するよう努めるものとする。

第4章 市民参加制度調査審議会

(設置)

第28条 次に掲げる事項について市の機関の諮問に応じ、又は市の機関に建議するため、石狩市市民参加制度調査審議会(以下「調査審議会」という。)を置く。

- (1) この条例の改正又は廃止に関する事項
- (2) この条例に基づく規則等の制定、改正又は廃止に関する事項
- (3) 市民参加手続の実施及び運用の状況の評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項

(委員)

第29条 調査審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内において活動する団体が推薦する者

(3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって市長が行う公募に応じたもの

(4) 市職員

2 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないようにするものとする。

3 市長は、第1項第3号に掲げる委員の数が5人を下回らないこととなるよう努めるものとする。

4 市職員である委員の数は、2人を超えることはできない。

(任期)

第30条 調査審議会の委員(市職員である委員を除く。)の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、2期を超えて連続して再任されることはできない。

(会長及び副会長)

第31条 調査審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、市職員である委員を除く委員のうちから、委員の互選により定める。

3 会長は、調査審議会を代表し、調査審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。

4 会長は、必要に応じ、会議に参考人の出席を求めることができる。

5 会議は、公開する。

(庶務)

第33条 調査審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第34条 この章に定めるもののほか調査審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際既に着手され、又は着手のための準備が進められている行政活動であって、時間的な制約その他の理由により第2章に定めるところにより市民参加手続を行うことが困難と認められるものについては、同章の規定は、適用しない。

(石狩市情報公開条例の一部改正)

3 石狩市情報公開条例の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

別表（第5条関係）

1	<p>条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして別に規則等で定める場合を除く。</p> <p>(1) 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、市税の税率（国民健康保険税にあっては、課税要素の額の算定方法）及び介護保険料の料金並びにそれらの減免等について定める規定</p> <p>(2) 権利の制限又は義務の付加について定める規定</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上の見地から市民がその活動を行うに当たり遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定</p> <p>(4) 公の施設の利用方法について定める規定</p> <p>(5) 市政に関する情報開示、説明等を請求する権利について定める規定</p>
2	<p>市の計画（人事、財政及びもっぱら市の機関内部の事務処理に関する計画を除く。）の策定、改定（別に規則等で定める軽微なものを除く。）又は廃止</p>
3	<p>公の施設の設計の概要の決定。ただし、常に市民参加手続を行うことが困難又は不適當であるものとして別に規則等で定める場合を除く。</p>
4	<p>良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃</p>
5	<p>次のいずれかに該当する法人に対する出資について定める予算の立案</p> <p>(1) 市の出資の総額がその資本金、基本金等の総額の2分の1以上となることとなる法人</p> <p>(2) 市の出資の総額が別に規則で定める額を超えることとなる法人</p>
6	<p>市の区域に適用される規制（市の条例、規則等に基づくものを除く。）の設定又は改廃に際し、市の機関が権原により行う意見の表明。ただし、市民が意見を述べる機会が別に設けられる場合を除く。</p>
7	<p>その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手続を行う必要があると認められる行政活動</p>

備考 1の項第1号中の「課税要素」とは、基礎課税額に係る所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びに介護納付金課税額に係る所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をいう。

仙台市市民公益活動の促進に関する条例

平成一一年三月一六日
仙台市条例第三号

目次

前文

- 第一章 総則(第一条 第六条)
- 第二章 市民公益活動促進のための基本方針(第七条・第八条)
- 第三章 市民公益活動促進委員会(第九条)
- 第四章 市民活動サポートセンター(第十条 第二十三条)
- 第五章 雑則(第二十四条)
- 附則

わたしたちのまち仙台には、市民の力で守り育ててきた美しい緑や街と人々のふれあいが、かけがえのない共有の資産として脈々と受け継がれている。魅力ある街並みと景観を創りあげてきた力、清流広瀬川をよみがえらせた力、スパイクタイヤを全廃に導き市民の健康を守り続けてきた力、そして、コミュニティを育ててきた力、これらの市民の力が今日の仙台を創り、全国に「杜の都仙台」の名を広く知らしめてきた。

このような先人たちのたゆみない努力によって培われた市民の自発的で公益的な活動は、今もなお、この仙台の至るところで、そして、あらゆる分野で多彩に繰り広げられている。

社会情勢のさまざまな変化に伴い、物質的な豊かさから心の豊かさへと人々の意識は推移し、新たな課題に対応する社会システムの構築が急がれている。わたしたち仙台市民は、二十一世紀の仙台の都市づくりは、市民と事業者と行政とが適切な役割のもとでパートナーシップを構築し、市民の主体的な参画のもとに、協働を基調として行わなければならないと考える。

このような認識のもと、市民公益活動の自主性を尊重しながら、その活動を積極的に支えるとともに、その環境の整備を推進し、もって、市民が互いに支えあう「二十一世紀都市仙台」を構築するため、本条例を制定するものである。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、市民公益活動の促進について基本理念を定め、並びに市、市民公益活動を行う者及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民活動サポートセンターの設置その他の市民公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個性と魅力ある都市の創造に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「市民公益活動」とは、市民が自発的に行う公益性のある活動で営利を目的としないもの(事業者が行う同様の活動を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 市民公益活動の促進は、市、市民公益活動を行う者及び事業者がそれぞれの責務を認識し、次に掲げる事項を達成することにより、市民公益活動をより活力のあるものとするを目的として行われなければならない。

- 一 市民公益活動を行う者、事業者及び市が市民公益活動の多様性、自発性その他の特性を認識し、その社会的意義を理解すること
- 二 市民公益活動を行う者、事業者及び市がそれぞれの役割に配慮し、良好な協働関係を構築すること

(市の責務)

第四条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市民公益活動の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民公益活動を行う者の責務)

第五条 市民公益活動を行う者は、その活動の有する社会的責任を自覚し、活動内容を広く知らせよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第六条 事業者は、市民公益活動の意義を理解するとともに、その促進に協力するよう努めるものとする。

第二章 市民公益活動促進のための基本方針

(基本方針)

第七条 市長は、市民公益活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民公益活動促進のための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市民公益活動の促進に関する市の基本的な指針
- 二 市民公益活動の促進に関する市の基本的な施策(以下「基本施策」という。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、市民公益活動の促進に関する重要な事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、市民公益活動を行う者、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、仙台市市民公益活動促進委員会(以下「促進委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本施策)

第八条 基本施策には、市民公益活動の促進に関する次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 活動の場所の整備に関すること
- 二 市民公益活動を行う者、市民、事業者及び市相互の連携及び交流の推進に関すること
- 三 情報の収集及び提供に関すること
- 四 人材の育成に関すること
- 五 市民公益活動を行う者の活動資金に関すること
- 六 市民公益活動を行う者のための保険制度に関すること
- 七 市が行う施策への市民参加の推進に関すること
- 八 前各号に掲げるもののほか、基本施策として必要な事項

第三章 市民公益活動促進委員会

第九条 市民公益活動の促進に関し必要な事項を調査審議するため、促進委員会を置く。

2 促進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 基本方針に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、市民公益活動の促進に関し必要な事項

3 促進委員会は、委員十二人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市民公益活動を行う者
- 三 前二号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、促進委員会の組織及び運営に関し必要な事項

は、規則で定める。

第四章 市民活動サポートセンター

(設置)

第十条 市民公益活動を行う者の活動拠点並びに市民公益活動を行う者、市民、事業者及び市が連携し、及び交流することのできる場所を提供することにより、第三条の目的を達成するため、市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第十一条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
仙台市市民活動サポートセンター	仙台市青葉区本町二丁目八番十五号

(事業)

第十二条 市は、センターにおいて次に掲げる事業を行う。

- 一 市民公益活動の促進のための施設及び設備の提供
- 二 市民公益活動を行う者、市民、事業者及び市相互の連携及び交流の推進
- 三 市民公益活動に関する情報の収集及び提供
- 四 市民公益活動に係る人材育成
- 五 市民公益活動に関する相談
- 六 市民公益活動に係る調査及び研究
- 七 その他センターの設置目的を達成するために必要と認められる事業

(使用者の範囲)

第十三条 センターを使用できる者は、次に掲げる者とする。

- 一 市民公益活動を行い、又は行おうとする者
- 二 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 2 センターの施設のうち、事務用ブースについては、一定期間継続的に市民公益活動を行う見込みがある者(事業者であるものを除く。)で、市内に市民公益活動を行うために必要な専用の事務所を有しないもののうち、市長が適当と認める者に限り、使用することができるものとする。
- 3 市長は、規則で定めるところにより、事務用ブースの利用者を公募し、公正な方法で選考しなければならない。
- 4 市長は、センターの設備のうち、ロッカーについては、利用者を第一項第一号に掲げる者のうちから公募し、規則で定めるところにより、公正な方法で抽選し、決定しなければならない。

(使用の許可)

第十四条 別表に掲げるセンターの施設及び設備(以下「施設及び設備」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「使用許可」という。)をしないことができる。
 - 一 公の秩序を乱すおそれがあるとき
 - 二 管理上支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき
- 3 事務用ブース及びロッカーの使用に係る使用許可の期間は、一年以内とする。ただし、事務用ブースについては、通算した使用期間が三年を超えてはならない。

(使用料)

第十五条 施設及び設備を専用使用する場合の使用料は、別表に定めるところとする。

2 使用料は、使用許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、事務用ブース及びロッカーの使用料は、当初の一月分にあつては使用許可の際に、その後の各月分にあつては当該月の前月の末日までに納入しなければならない。

(使用料の返還)

第十六条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(目的外使用の禁止)

第十七条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に施設及び設備を使用してはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第十八条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、事務用ブース及びロッカーの使用に係る権利の譲渡又は転貸について市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第十九条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき
- 二 第十四条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき

(指定管理者)

第二十条 市長は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

(平一六、三・全改)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第二十一条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 使用許可(事務用ブースの使用に係る使用許可を除く。)に関する業務
- 二 第十二条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- 三 センターの維持管理に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第十三条第四項、第十四条、第十八条及び第十九条の規定の適用については、第十三条第四項、第十四条第二項、第十八条及び第十九条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第十四条第一項中「市長」とあるのは「指定管理者(事務用ブースについては、市長。以下この条、第十八条及び第十九条において同じ。)」とする。

(平一六、三・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第二十二条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(平一六、三・追加)

(運営への助言)

第二十三条 市長は、センターの円滑かつ公正な運営に資するため、市民公益活動を行う者、学識経験者等から助言を受けることができるものとする。

(平一六、三・旧第二十一条繰下)

第五章 雑則

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平一六、三・旧第二十二条繰下)

附 則

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第四章及び別表の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成十一年六月規則第六九号で、附則ただし書に規定する規定は、平成十一年六月三〇日から施行)

附 則(平一六、三・改正)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

別表(第十四条、第十五条関係)

(省略)

桐生市住民投票条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について、市民の意思を問う住民投票の制度を設け、これによって示された市民の意思を市政に的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(住民投票に付することができる重要事項)

第二条 住民投票に付することができる市政運営上の重要事項(以下「重要事項」という。)とは、市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 市の機関の権限に属さない事項
- 二 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- 三 特定の市民又は地域にのみ関係する事項
- 四 市の組織、人事及び財務の事務に関する事項
- 五 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

(住民投票の執行)

第三条 住民投票は、市長が執行するものとする。

- 2 市長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百八十条の二の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を桐生市選挙管理委員会に委任するものとする。

(市民、市議会及び市長の責務)

第四条 市民、市議会及び市長は、住民投票の制度が市民の福祉の向上及びまちづくりの推進に資するものとして健全に機能するよう努めなければならない。

(投票資格者)

第五条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九条第二項に規定する桐生市の議会の議員及び長の選挙権を有するものであって、規則で定める投票資格者名簿に登録されているものとする。

(市民からの請求による住民投票)

第六条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、重要事項について住民投票を実施することを請求することができる。

- 2 市長は、前項の規定による市民からの請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

(住民投票の形式)

第七条 前条第一項に規定する住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして、請求されたものでなければならない。

(住民投票の実施)

第八条 市長は、第六条の規定により住民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して、九十日を超えない範囲内において住民投票の投票の期日を定め、住民投票を実施するものとする。

(情報の提供)

第九条 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関する情報を市民に対して提供するものとする。

（住民投票の成立要件等）

第十条 住民投票は、一の事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の二分の一に満たないときは、成立しないものとする。この場合において、開票作業その他の作業は行わない。

（投票結果等の告示及び通知）

第十一条 市長は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し、投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示するとともに、第六条第一項の代表者及び市議会の議長にこれを通知しなければならない。

（請求の制限期間）

第十二条 この条例による住民投票が実施された場合には、前条の規定による告示の日から二年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第六条第一項の規定による請求を行うことができない。

（投票結果の尊重）

第十三条 市民、市議会及び市長は、住民投票の投票結果を尊重しなければならない。

（投票運動）

第十四条 住民投票に関する運動は、買収、供応、脅迫等により市民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

（委任）

第十五条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十五年七月一日から施行する。

草加市みんなでまちづくり自治基本条例

平成 16 年 6 月 18 日
条例第 23 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 基本方針と基本原則(第 3 条 第 5 条)
- 第 3 章 市民の権利と責務(第 6 条・第 7 条)
- 第 4 章 議員と市議会の責務(第 8 条・第 9 条)
- 第 5 章 市長と市の責務(第 10 条・第 11 条)
- 第 6 章 市政運営(第 12 条 第 17 条)
- 第 7 章 まちづくりの環境整備(第 18 条 第 22 条)
- 第 8 章 まちづくりの参画手続(第 23 条 第 26 条)
- 第 9 章 住民投票(第 27 条・第 28 条)
- 第 10 章 条例の検証(第 29 条)
- 第 11 章 委任(第 30 条)

附則

私たち草加市民は、このまちと人を愛し、デモクラシーの精神にのっとり、このまちが「市民の市民による市民のため」の存在であることを自覚し、すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくります。

市民、市議会、市が市民自治を原則として、それぞれが主体的に次代をも見据えたまちづくりを行うため、ここに草加市みんなでまちづくり自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、草加市における市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、市議会、市の関係やそれぞれの役割と責務を明らかにし、自治の基本原則を定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。
- (2) 市民自治 市民が主体的にあらゆる課題の解決に向けてともに考え行動することをいいます。
- (3) 参画 市の政策立案から実施、評価までの各段階に市民が主体的に参加することをいいます。
- (4) まちづくり 前文に掲げた理念に基づき、「だれもが幸せなまち」を実現することをいいます。
- (5) パートナーシップ 市民、市議会、市の相互の信頼に基づく対等な関係をいいます。

第 2 章 基本方針と基本原則

(基本方針)

第 3 条 市民、市議会、市は、次の基本方針に基づいて、総合的・計画的・民主的にまちづくりに取り組みます。

- (1) すべての市民が参画できるまちづくりを進めます。
- (2) 市民の自立と自律によるまちづくりを進めます。

(3) 市民主体のまちづくりを進めます。

(パートナーシップによるまちづくりの7つの原則)

第4条 市民、市議会、市は、次の原則に基づいてパートナーシップによるまちづくりを進めます。

- (1) 主体性 主体性に基づいてまちづくりを進めます。
- (2) 対等性 対等の立場に立ってまちづくりに取り組みます。
- (3) 協調性 相手を尊重し、相手の立場や主張について理解します。
- (4) 柔軟性 従来の発想にとらわれることなく、自己改革を進めます。
- (5) 公開性 まちづくりに関する情報を広く公開し、共有します。
- (6) 普遍性 市のすべての施策や事業をパートナーシップの観点から実施します。
- (7) 発展性 従来の関係に安住することなく、さらに新しい関係への発展をめざします。

(条例の位置づけ)

第5条 市議会、市は、この条例を草加市における最高規範とし、他の条例などの制定改廃や計画などの策定を行うときは、この条例の趣旨を尊重します。

第3章 市民の権利と責務

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。

2 市民は、お互いを尊重し、思いやる精神を基本として、まちづくりを行う権利を有します。

3 市民は、まちづくりに関して、市議会、市の保有する情報を知る権利を有します。

4 市民は、行政サービスを等しく受ける権利を有します。

(市民の責務)

第7条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりを行うよう努めます。

2 市民は、まちづくりを行うに当たり、自らの発言と行動に責任を持ちます。

3 市民は、公共の福祉、次世代への負担と市の将来を考え、前条の権利を濫用しません。

第4章 議員と市議会の責務

(議員の責務)

第8条 議員は、すべての市民の代表としての自覚を持ち、審議能力、政策提案能力を高め、常に公益の実現に努めます。

(市議会の責務)

第9条 市議会は、市民の代表として選ばれた議員によって組織された草加市の最高意思決定機関であり、市民の意思が市政に反映されることを念頭において活動します。

2 市議会は、行政活動が民主的で効率的に行われているかを調査・監視し、市の政策水準の向上や行政運営の円滑化に努めます。

3 市議会は、市民のパートナーとして常に変革に努め、情報の公開と市民の参画を進めます。

第5章 市長と市の責務

(市長の責務)

第10条 市長は、市政の最高責任者であり、全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、常に市民福祉の向上に努めます。

(市の責務)

第11条 市は、市議会の議決を経て、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

2 市は、前項の計画の具体的な実現のために、各分野の基本的な計画を定め、これに基づ

いてまちづくりを進めます。

- 3 市は、第1項と第2項の構想と計画を定めるときやまちづくりを行うときは、市民の参画を進めます。
- 4 市は、市民自治を基本としたパートナーシップによるまちづくりのために必要な施策や事業を行います。
- 5 市は、市民の参画が、行政活動を行うに当たり市が負うべき義務と責任を軽減することにつながるとは解しません。

第6章 市政運営

(説明責任・応答責任)

第12条 市は、施策の進捗状況や意思決定の過程について、市民にわかりやすく説明します。

2 市は、市民から意見、要望、苦情などがあつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。

3 市議会は、市民に対し、市政に関する説明責任が十分に果たされるよう努めます。

(情報の公開と共有)

第13条 市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開します。

2 市民は、自らのまちづくりに関する情報を互いに共有するよう努めます。

3 市民と市は、まちづくりに関する情報を共有するよう努めます。

(個人情報保護)

第14条 市民、市議会、市は、個人の権利と利益が侵害されることのないように、個人情報を保護します。

(パブリックコメント)

第15条 市は、重要な条例の制定や計画の策定などをするとき、事前に案を公表し、市民の意見を聴くように努めます。

2 前項の規定により、市民の意見が提出されたときは、その意見に対する市の考え方を公表します。

(審議会委員などの公募)

第16条 市は、審議会その他の附属機関などの委員には、公募による委員を加えるよう努めます。

(評価の実施)

第17条 市は、まちづくりの目標に照らし、取り組みの有効性、効率性などについて評価を実施します。

2 市は、まちづくりの評価の結果を分かりやすく市民に公表します。

第7章 まちづくりの環境整備

(人材の育成)

第18条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、学習の機会を提供するとともに、専門家の派遣などの技術的な支援を行い人材を育成します。

2 市民は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、自らまちづくりに関する学習に努め、人材の育成に努めます。

3 市は、パートナーシップによるまちづくりに必要な能力を備えた市職員の育成に努めます。

(組織づくり)

第19条 パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民は組織を作ることができ、市は必要な組織を作ります。

(基金などの設置)

第 20 条 市は、市民の主体的なまちづくり活動の支援を目的とする基金と制度を作ります。
(拠点・ネットワークづくり)

第 21 条 市民、市は、まちづくりの拠点やネットワークづくりに努めます。
(まちづくり支援団体)

第 22 条 市は、市民の主体的なまちづくり活動を支援するため、まちづくり支援団体を作り、その活動に必要な経費の助成などの財政的な支援や業務の委託をすることができます。

第 8 章 まちづくりの参画手続

(まちづくりの相談)

第 23 条 市民は、他の市民と市にまちづくりに関する相談をすることができます。
(まちづくり活動の登録など)

第 24 条 市民は、パートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

2 市民は、一定の地域のパートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、地域まちづくり団体を作り、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

3 第 1 項と第 2 項により、まちづくり活動の登録をした市民(以下「まちづくり登録員」といいます。)は、他の市民と連携し、主体的にまちづくり活動を行うとともに、まちづくり計画の作成に積極的に取り組みます。

(まちづくり計画の提案)

第 25 条 まちづくり登録員は、次条のみんなでまちづくり会議の場で、まちづくり計画を提案することができます。

(みんなでまちづくり会議)

第 26 条 市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。

- (1) 前条のまちづくり計画の提案
- (2) パートナーシップによるまちづくりの政策提言
- (3) この条例の運用の監視
- (4) この条例の調査・研究
- (5) その他この条例に基づくまちづくり

2 市は、前項の内容を公表します。

3 市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。

4 市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。

5 みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めることができます。

6 市議会は、前項の意思を尊重します。

第 9 章 住民投票

(住民投票)

第 27 条 市長は、市政の重要事項について、広く市民の意見を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

3 住民投票を行うときは、そのつど投票できる人、投票結果の取扱いなどを規定した条例を別に定めます。

(住民投票の発議・請求)

第 28 条 草加市において選挙権を有する人は、その総数の 50 分の 1 以上の連署により、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求できます。

- 2 議員は、議員定数の 12 分の 1 以上の議員の発議により、住民投票を規定した条例を市議会に提出できます。
- 3 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議できません。

第 10 章 条例の検証

(条例の検証)

第 29 条 この条例が市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりを常に保障するため、この条例を施行後 5 年以内ごとに検証します。

第 11 章 委任

第 30 条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行します。

元気な人間まちづくり基本条例

平成 16 年 3 月 30 日
条例第 4 号

目次

- 第 1 章 理念(第 1 条～第 4 条)
- 第 2 章 実現の方策(第 5 条～第 7 条)
- 第 3 章 方策の運用方法(第 8 条・第 9 条)
- 第 4 章 実効性の確保(第 10 条)
- 附則

私たちのふるさと人間は、まちを愛する多くの人たちによって刻まれた歴史とはぐくまれた文化を受け継ぎながら、今日を迎えています。

社会が大きく変化し、市民主役のまちづくりが問われている今、私たちは、このふるさと人間の歴史と文化を大切にしつつ、自分たちのまちは自分たちでつくるという積極的な姿勢で、これからのまちづくりを推進しなければなりません。

この気持ちを、私たちは 21 世紀を迎えた年に元気な人間都市宣言として発信しました。これは市民自らがまちづくりに積極的に参加することで、「生き生きいるま 人・まち・自然」を合言葉に、人を育て、まちを生き生きさせ、自然を守りぬくことを市民と市長が互いに宣言したものです。

ここに、私たちは、都市宣言の理念をもとに、市民と市が協働して、「元気な人間」という新しい価値を創造していくために、元気な人間まちづくり基本条例を制定します。

第 1 章 理念

(目的)

第 1 条 この条例は、元気な人間都市宣言を受けて、市民と市との協働によるまちづくりの理念、実現の方策とその運用方法及び実効性の確保に関する基本的事項を定めることにより、元気な人間を実現することを目的とします。

(基本理念)

第 2 条 元気な人間は、市民の参加と市民と市との協働により、市民一人ひとりが住んでよかった、住み続けたいと実感できる、きらりと光る人間らしさがあふれています。

2 元気な人間は、老若男女それぞれが日々の暮らしを豊かにするために学び、体験することを通して健康で笑顔あふれる人が育っています。

3 元気な人間は、安全と安心が実感でき、昔からの人間の文化を大切に、新しい人間の文化を育てる魅力あるまちです。

4 元気な人間は、緑と水に恵まれた人間の自然を愛し、大切に、守り、育て、未来へ継承しています。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、元気な人間を実現するために責任ある参加と協働に努めます。

(市の役割)

第 4 条 市は、元気な人間の実現にかかわる基本的な施策の実施及び市民の活動の支援に努めます。

第 2 章 実現の方策

(市民の参加のための環境づくり)

第 5 条 市は、市民が元気な人間の実現に関心を持ち、関心を高め、その活動に参加するための環境を整備します。

(市民の活動のための環境づくり)

第 6 条 市は、市民が元気な人間の実現にかかわる活動を起こし、はぐくみ、発展させるための環境を整備します。

(市民と市との協働のための環境づくり)

第 7 条 市は、元気な人間の実現のため、市民の参加と協働にかかわる適切かつ効果的な仕組み及び方法を市民とともに検討し、協働のための環境を整備します。

第 3 章 方策の運用方法

(推進体制)

第 8 条 市は、元気な人間の実現のため、市民の参加と活動を推進するための拠点を整備します。

2 市民と市は、共に元気な人間の実現のために推進組織を置き、その維持、継続及び発展に努めます。

(情報の共有と活用)

第 9 条 市は、元気な人間の実現のため、施策や事業等に関する情報を分かりやすく積極的に市民に提供し、市民と情報を共有します。

2 市民と市は、元気な人間の実現の過程において得られる経験や情報を、組織的かつ有機的に蓄積し、共有の知的資産として活用します。

第 4 章 実効性の確保

(自己点検と公表)

第 10 条 市民と市は、元気な人間の実現にかかわる取組みについて自己点検し、定期的に適切な方法で公表します。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

志木市行政評価条例

平成 14 年 6 月 24 日
条例第 30 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 行政評価の基本方針(第 3 条 第 7 条)
- 第 3 章 実施機関及び市民が行う評価(第 8 条 第 18 条)
- 第 4 章 志木市行政評価委員会(第 19 条 第 22 条)
- 第 5 章 雑則(第 23 条・第 24 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、市民が行う行政評価の結果を市政に適切に反映させ、市民の視点に立った効果的かつ効率的な市政を推進し、もって市民に対する説明責任を遂行することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 政策 実施機関がその任務又は所掌事務の範囲内で、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする一連の行政活動についての基本方針をいう。
- (3) 施策 政策目的を実現するための方策、対策等であつて、複数の事業で構成されるものをいう。
- (4) 事業 施策目的を実現するために実施する具体的な個々の行政活動をいう。
- (5) 行政評価 実施機関が行う政策、施策及び事業(以下「政策等」という。)について、一定の成果指標等を用いて客観的な検証を行うことをいう。

第 2 章 行政評価の基本方針

(透明性及び公平性の確保)

第 3 条 行政評価(以下「評価」という。)は、志木市市政運営基本条例(平成 13 年志木市条例第 17 号)の趣旨を踏まえ、市政の透明性及び公平性を確保する観点から、当該政策等の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行わなければならない。

(公開の原則)

第 4 条 実施機関は、評価の結果を分かりやすく公表し、市民の意見が市政に反映されやすい環境づくりに努めるものとする。

(成果重視による行財政運営)

第 5 条 実施機関は、評価の趣旨を十分認識するとともに、政策等の体系及び相互の関連性を踏まえて成果を重視した視点に立った行財政運営を推進しなければならない。

(行政資源の有効配分)

第 6 条 実施機関は、評価の結果に基づいて、政策等の重点化、縮減、再編又は廃止することにより、限られた財源、人員等の行政資源を有効に配分するものとする。

(職員の基本姿勢)

第 7 条 職員は、市民の視点に立って、その所管する政策等を目的重視及び成果重視の経営的観点で常に見直すとともに、自ら意識改革及び政策形成能力の向上を図るように努め

なければならない。

第3章 実施機関及び市民が行う評価

(評価の対象)

第8条 評価の対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1の年度の事業費が100万円(工事に係るものにあつては500万円)以上の事業
- (2) 当該年度からその翌々年度までの事業費の総額が300万円(工事に係るものにあつては1,000万円)以上の事業
- (3) 前2号に掲げる事業のほか、市長が特に重要と認める事業

(評価の種類)

第9条 評価の種類は、事前評価(政策等の実施前の時点での評価をいう。以下同じ。)及び事後評価(政策等の実施後の時点での評価をいう。以下同じ。)とする。

2 事前評価は、新たに行う事業について評価する。

3 事後評価は、1の年度に限り実施する事業及び複数の年度にわたり継続して実施する事業について、それぞれその実施状況及び達成度を評価する。

(評価の手法)

第10条 評価は、実施機関が自ら行う評価(以下「自己評価」という。)、市民が行う評価(以下「市民評価」という。))及び市長が行う評価(以下「市長評価」という。))とする。

(自己評価)

第11条 自己評価は、事業を所管する所属による事前評価及び事後評価とする。

(市民評価)

第12条 市民評価は、自己評価に対する評価を行うこととし、次章に規定する志木市行政評価委員会による評価とする。

(市長評価)

第13条 市長評価は、前2条の評価を経た上で、説明責任を遂行するための総合評価とする。

(評価書の作成)

第14条 実施機関は、自己評価を行ったときは、評価の対象とした事業の概要その他必要な事項を記載した評価書を作成しなければならない。

(評価結果の公表)

第15条 市長は、自己評価、市民評価及び市長評価の評価結果を取りまとめ、毎年1回、志木市公告式条例(昭和48年志木市条例第26号)にのっとり公示するとともに、市民に分かりやすい形式で書類を作成し、ホームページ、広報紙等により公表するものとする。

(議会への報告)

第16条 市長は、毎年1回、自己評価の実施状況及び市民評価に対する評価結果の市政への反映状況に関する報告書を作成し、議会に報告するものとする。

(市民意見の評価への反映)

第17条 実施機関は、市民から評価結果その他評価に関する事項について、意見があったときは、その意見を当該評価へ適切に反映させるものとする。

(評価結果の活用)

第18条 実施機関は、評価結果を予算、人事管理等の政策等の策定及び実施に活用するものとする。

第4章 志木市行政評価委員会

(設置)

第19条 市長の諮問に応じ、市民の視点に立って評価の客観的かつ厳格な推進及び評価制度の充実を図るため、志木市行政評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 20 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自己評価に対する評価に関すること。

(2) 評価制度の充実を図るための調査及び研究に関すること。

2 委員会は、評価制度について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 21 条 委員会は、委員 5 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから公募により、市長が委嘱する。

(1) 評価制度に関して識見を有する者

(2) 市政に深い関心を有する者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第 22 条 委員会の庶務は、企画部政策審議室において処理する。

第 5 章 雑則

(評価の推進のための体制整備等)

第 23 条 市長は、事業の成果の把握の手法その他評価の方法に関する調査及び研究を推進するための体制を整備するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

(評価対象の特例)

2 第 8 条に規定する評価の対象については、この条例の施行の日から平成 16 年 3 月 31 日までの間、同条各号の規定にかかわらず市長が指定する事業とする。

(志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和 53 年志木市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

志木市市政運営基本条例

平成 13 年 10 月 1 日
条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市政運営に関する基本的事項を定めることにより、市民主体の自治の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 まちづくりは、市民自らが主体となって考え、行動し、市民及び市が協働して推進することを基本理念とする。

(まちづくり活動の支援)

第 3 条 市は、基本理念に基づき、市民主体のまちづくりについて意識の高揚を図るとともに、市民によるまちづくり活動を支援するものとする。

(情報の共有)

第 4 条 市は、市民が参画する市政を推進するため、情報公開制度及び個人情報保護制度を踏まえ、市政に関する情報を分かりやすく提供し、市民との情報の共有化に努めるものとする。

(市民参画)

第 5 条 市は、市政運営に市民の意見を積極的に反映するよう、市民の市政への参画のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

目次

前文

- 第 1 章 基本的な事項(第 1 条 第 5 条)
- 第 2 章 市民参加の内容(第 6 条 第 13 条)
- 第 3 章 住民投票(第 14 条・第 15 条)
- 第 4 章 市民参加の推進のために(第 16 条・第 17 条)
- 第 5 章 雑則(第 18 条・第 19 条)

附則

私たち市民は、和光市がより住みやすいまちになることを望んでいます。市民生活をより豊かで快適なものとしていくためには、より多くの市民が市政にかかわり、市政を更に発展させていくことが必要です。

市民は、地方自治の主役であり、市政に参加する権利があります。市民も責任と自覚を持って積極的に市政に参加して、市民の持つ知識・経験・創造性を反映させていくことが大切です。そのためには、市政についての情報や活動内容を市民がいつでも簡単に知ることができ、市民がどのように市政に参加できるかを決めておくことが必要です。また、市民と市の機関と市の議会がお互いの立場を理解し、尊重し、協力することも欠かせません。これからのより住みやすいまちを目指して、市民が市政に参加するための基本的な取決めをまとめた「和光市市民参加条例」をここに作りします。

第 1 章 基本的な事項

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が市の機関及び市の議会(以下「議会」といいます。)と情報を共有しつつ、市政に参加するための基本的な事項を定めることにより、協働による自治を推進し、住みやすいまちをつくることを目的とします。

(言葉の意味)

第 2 条 この条例で使われている言葉の意味は、次のとおりとします。

- (1) 「市民参加」とは、市民が市政に関して意見を述べ、提案することにより、市政を推進することをいいます。
- (2) 「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいいます。
- (3) 「協働」とは、市民、市の機関及び議会がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいいます。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、市の機関や議会と協働し、市政への積極的な参加に努めるものとします。
2 市民は、市民参加に当たり、自らの意見と行動に責任を持たなければなりません。

(市の機関の役割)

- 第 4 条 市の機関は、市政について市民に積極的に情報を提供し、市民参加を進めるものとします。
- 2 市の機関は、市政について市民に十分に説明し、市民からの質問や要請に対して誠意を持って応答しなければなりません。
 - 3 市の機関は、市民や議会と協働し、市政の公平、公正で効率的な運営を行わなければなりません。

(議会の役割)

第 5 条 議会は、市民と情報の共有を図り、市民や市の機関と協働し、市民参加を進めるよう努めるものとします。

第 2 章 市民参加の内容

(市民参加の対象)

第 6 条 市民参加の対象となる事項(以下「対象事項」といいます。)は、次のとおりとします。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃又は市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃
- (3) 規則で定める大規模な市の施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

3 市の機関は、前項の規定により市民参加の対象としないものとしたことについて、これを公表するものとします。

4 市の機関は、対象事項以外の事項にあっても、市民参加の対象とすることができます。

(市民参加の方法)

第 7 条 市民参加の方法は、次のとおりとします。

- (1) 市民政策提案手続(市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対し、市の機関が意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。)
- (2) パブリック・コメント手続(市の機関が政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見の提出を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。)
- (3) 公聴会手続(政策等に対して広く市民等の意見を聴くため、市の機関が行う会合を開催する一連の手続をいいます。)
- (4) 審議会等手続(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及びこれに類するもの(その構成の全部又は一部に市民が含まれるものに限りません。))を設置し、これに市の機関が諮問等を行うことにより意見を求める一連の手続をいいます。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

(市民参加の実施)

第 8 条 市の機関は、対象事項の性質、影響及び市民の関心度を考慮して、適切な時期に前条に定める方法のうちから、1 以上の適切な方法により行うものとします。

2 前項の場合において、市の機関は、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の市民参加の方法を併用するよう努めるものとします。

(市民政策提案手続)

第 9 条 市民政策提案手続における提案は、年齢満 18 歳以上の市内に住所を有する者が 10 人以上の連署をもって、その代表者から市の機関に対して対象事項(第 6 条第 2 項に該当

するものを除きます。)について行うことができます。

- 2 市民政策提案手続において、市の機関が政策等の提案を求めようとするときは、提案を求める政策等の目的、提案できる者の範囲、提案の方法その他提案に必要な事項を公表するものとします。
- 3 市の機関は、提案のあった政策等について総合的かつ多面的に検討し、検討結果及びその理由を提案した者(代表者がいるときは、その代表者)に通知し、原則として公表するものとします。

(パブリック・コメント手続)

第 10 条 市の機関は、パブリック・コメント手続により意見を求めようとするときは、次の事項を公表するものとします。

- (1) 政策等の案及び案に関する資料
 - (2) 意見の提出先、提出方法及び提出期間
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
- 2 パブリック・コメント手続における意見の提出期間は、原則として 20 日以上とします。
- 3 パブリック・コメント手続により意見を提出することができるものは、次のとおりとします。

- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内の学校に在学する者
 - (5) 市に対して納税義務を有するもの
 - (6) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
- 4 パブリック・コメント手続により意見を提出しようとするものは、住所、氏名その他の規則で定める事項を明らかにしなければなりません。
- 5 市の機関は、パブリック・コメント手続により提出された意見について検討を終了し、政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表するものとします。ただし、和光市情報公開条例(平成 12 年条例第 48 号)第 7 条各号に定める不開示情報のいずれかに該当すると認められるもの(以下「不開示情報」といいます。)は、公表しないものとします。

(公聴会手続)

第 11 条 市の機関は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表するものとします。

- (1) 公聴会の開催の日時及び場所
 - (2) 政策等の案及び案に関する資料
 - (3) 公聴会に出席して意見を述べることができるものの範囲
 - (4) 公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出方法及び提出期間
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
- 2 公聴会に出席して意見を述べるすることができるものの範囲は、前条第 3 項第 1 号から第 5 号までに掲げるもの及び公聴会に係る事案に利害関係を有するものとします。ただし、市の機関は、必要があると認めるときは、その範囲を広げ、又は制限することができます。
- 3 市の機関は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表するものとします。
- 4 公聴会は、市の機関が指名する者が議長となり主宰します。

5 議長は、公聴会を開催した都度、規則で定める事項を記録し、市の機関に提出するものとします。

6 市の機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された記録を公表するものとします。ただし、不開示情報は、公表しないものとします。

(審議会等手続)

第 12 条 市の機関は、審議会等を構成する委員として選任できる者には、原則として公募により選任される者を含めるものとします。

2 市の機関は、審議会等の委員を選任するときは、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとします。

3 市の機関は、審議会等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分及び任期を公表するものとします。

4 審議会等の会議は、公開します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができます。

(1) 法令等の規定により公開しないとされている場合

(2) 審議等の内容に不開示情報が含まれる場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

5 市の機関は、審議会等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ会議の開催の日時、場所、傍聴等の手続について、公表するよう努めるものとします。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りではありません。

6 市の機関は、審議会等の会議録を作成し、不開示情報を除き公表するよう努めるものとします。

(その他の市民参加の方法)

第 13 条 市の機関は、第 9 条から前条までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加の方法があるときは、これを積極的に用いるよう努めるものとします。

第 3 章 住民投票

(住民投票の請求)

第 14 条 議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、市民に直接その賛否等を問う必要のある市政運営上特に重要な事項(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものを除きます。)について、その 1,000 人以上の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票を行うことの請求をすることができます。

2 前項の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 22 条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者としてします。

3 市長は、第 1 項の請求を受理した日から 20 日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければなりません。

4 前 2 項に掲げるもののほか、第 1 項の請求の処置等に関しては、地方自治法第 74 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで並びに第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例によるものとします。

(市長が提案する住民投票)

第 15 条 市長は、市の存立に係る重要な事項について市民の意思を直接確認する必要があると認めるときは、住民投票を行うことを議会に提案するものとします。

2 前項の住民投票を行う場合における投票権を有する者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 箇月以上市内に住所を有するもの
- (2) 年齢満 18 歳以上の規則で定める永住外国人で、引き続き 3 箇月以上市内に住所を有するもののうち、市長に投票資格者の登録を申請したもの

第 4 章 市民参加の推進のために

(推進会議の設置)

第 16 条 この条例に基づく市民参加を適正に推進し、及び市民参加をより一層推進するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として和光市市民参加推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。

2 推進会議は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じ、又は市長に意見を述べるために審議します。

- (1) この条例の運用状況に関する事項
- (2) この条例の見直しに関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する基本的な事項

3 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する 12 人以内の委員で組織します。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内で地域活動を行う団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市の職員

4 市長は、前項の規定による委員の委嘱をする場合は、公募による委員を委員総数の 3 分の 1 以上となるよう努めるものとします。

5 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に掲げるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(市民参加の実施状況等の公表)

第 17 条 市長は、毎年度 1 回、市民参加の実施状況及び実施予定を取りまとめ、これを公表するものとします。

第 5 章 雑則

(条例の見直し)

第 18 条 市長は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 1 月 1 日から施行します。

(和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 44 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

3 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている政策等で

あって、時間的な制約その他正当な理由により市民参加を求めることが困難な場合については、第 2 章の規定は、適用しません。

新座市オンブズマン条例

平成9年9月30日
条例第18号

(目的及び設置)

第1条 市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場から簡易迅速に処理し、市政の改善に関する提言等を行うことにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の理解と信頼を高め、開かれた市政の一層の推進に資することを目的として、本市に新座市オンブズマン(以下「オンブズマン」という。)を置く。

(所管事項)

第2条 オンブズマンの所管する事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為とする。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- (2) 現に判決、裁決等を求め係争中の事項
- (3) 議会に関する事項
- (4) 職員の自己の勤務内容に関する事項
- (5) オンブズマンの行為に関する事項

(職務)

第3条 オンブズマンの職務は、次のとおりとする。

- (1) 市政に関する苦情を調査し、簡易迅速に処理すること。
- (2) 自己の発意に基づき、事案を取り上げ調査すること。
- (3) 申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案(以下「苦情等」という。)について、市の機関に対し意見を述べ、若しくは是正等の措置を講じるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因すると認めるときは当該制度の改善に関する提言を行うこと。
- (4) 勧告、提言等の内容を公表すること。

(オンブズマンの責務)

第4条 オンブズマンは、市民の権利利益を擁護するため、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

- 2 オンブズマンは、その職務の遂行に当たっては、市の機関と連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 3 オンブズマンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 4 オンブズマンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、オンブズマンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。

- 2 市の機関は、オンブズマンの職務の遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、この条例の目的を達成するため、この制度の適正かつ円滑な運営に協力しなければならない。

(組織等)

第7条 オンブズマンの定数は2人とし、そのうち1人を代表オンブズマンとする。

- 2 オンブズマンは、人格が高潔で、地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

3 オンブズマンの任期は、3年とする。ただし、1期に限り再任を妨げない。

(兼職の禁止)

第8条 オンブズマンは、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズマンは、本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

(解職)

第9条 市長は、オンブズマンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他オンブズマンとしてふさわしくない行為があると認める場合は、議会の同意を得て解職することができる。

2 オンブズマンは、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解職されることはない。

(苦情の申立て)

第10条 市の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為について利害関係を有するものは、オンブズマンに対し苦情を申し立てることができる。

(申立手続)

第11条 苦情の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申し立てることができる。

(1) 苦情を申し立てようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 苦情の申立ての趣旨及び理由並びに苦情の申立ての原因となる事実のあった年月日

(3) その他規則で定める事項

2 苦情の申立ては、代理人により行うことができる。

(調査対象外事項等)

第12条 オンブズマンは、苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該苦情を調査しない。

(1) 第2条ただし書の規定に該当するとき。

(2) 苦情の内容が、当該苦情に係る事実のあった日から1年を経過しているとき。ただし、オンブズマンが理由があると認めるときは、この限りでない。

(3) 虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、苦情を調査することが相当でないと認められるとき。

2 オンブズマンは、前項の規定により苦情を調査しない場合は、その旨を理由を付して苦情を申し立てたもの(以下「苦情申立人」という。)に速やかに通知しなければならない。

(市の機関への通知等)

第13条 オンブズマンは、苦情等を調査する場合は、関係する市の機関に対しその旨を通知するものとする。

2 オンブズマンは、苦情等の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止することができる。

3 オンブズマンは、申立てに係る苦情の調査を中止したときは、その旨を理由を付して苦情申立人及び第1項の規定により通知した市の機関に対し速やかに通知しなければならない。

4 オンブズマンは、自己の発意に基づき取り上げた事案の調査を中止したときは、その旨を理由を付して第1項の規定により通知した市の機関に対し速やかに通知するものとする。

(調査の方法)

第 14 条 オンブズマンは、苦情等の調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。

2 オンブズマンは、苦情等の調査のため必要があると認めるときは、関係人又は関係機関に対し質問し、事情を聴取し、又は実地に調査することについて協力を求めることができる。

(苦情申立人への通知)

第 15 条 オンブズマンは、申立てに係る苦情の調査の結果について、苦情申立人に速やかに通知しなければならない。

(勧告、提言等)

第 16 条 オンブズマンは、苦情等の調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し意見を述べ、又は是正等の措置を講じるよう勧告することができる。

2 オンブズマンは、苦情等の調査の結果、その原因が制度そのものに起因すると認めるときは、関係する市の機関に対し制度の改善に関する提言を行うことができる。

3 オンブズマンは、申立てに係る苦情について前 2 項の規定により意見を述べ、若しくは勧告し、又は提言を行ったときは、その旨を苦情申立人に速やかに通知しなければならない。

(勧告、提言等の尊重)

第 17 条 前条の規定による意見若しくは勧告又は提言を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(報告等)

第 18 条 オンブズマンは、第 16 条の規定により意見を述べ、若しくは勧告し、又は提言を行ったときは、関係する市の機関に対し是正等の措置について報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日から 60 日以内に、オンブズマンに対し是正等の措置について報告しなければならない。

3 オンブズマンは、申立てに係る苦情について前項の規定による報告があったときは、その旨を苦情申立人に速やかに通知しなければならない。

(公表)

第 19 条 オンブズマンは、第 16 条の規定による意見若しくは勧告又は提言及び前条第 2 項の規定による報告の内容を公表する。

2 オンブズマンは、前項の規定により公表を行うときは、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(運営状況の報告等)

第 20 条 オンブズマンは、この条例の運営状況について、市長及び議会に報告するとともに、毎年公表するものとする。

(オンブズマン室)

第 21 条 オンブズマンに関する事務を処理するため、オンブズマン室を置く。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条から第 21 条までの規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

新座市パブリック・コメント手続条例

平成 14 年 6 月 25 日
条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の施策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(パブリック・コメント手続)

第 2 条 市の基本的な施策等の策定に当たり、当該策定しようとする施策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したのに対して市民等から提出された意見及び情報(以下「意見等」という。)を考慮して意思決定を行うとともに、市民等から提出された意見等の概要、市民等から提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をパブリック・コメント手続という。

(定義)

第 3 条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

2 この条例において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(パブリック・コメント手続の対象)

第 4 条 パブリック・コメント手続の対象となる施策等(以下「施策等」という。)の策定は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。)
- (2) 基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(適用除外)

第 5 条 次に掲げるものについては、この条例の規定を適用しない。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 法令その他の規程により、縦覧及び意見書の提出その他のパブリック・コメント手続と同様の手続を行うもの
- (3) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会に付議するもの

(施策等の案の公表等)

第 6 条 実施機関は、施策等の策定をしようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、施策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 施策等の趣旨及び目的並びに施策等の案を作成した経緯
 - (2) 施策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
 - (3) 市民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料
- 3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、施策等の案及び前条第2項各号に掲げる資料の公表の日から1か月の期間を設けて、施策等の案についての意見等の提出を受けなければならない。ただし、1か月の期間を設ける暇がないときは、当該期間を短縮することができる。

2 前項の意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他の市民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、施策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、新座市情報公開条例(平成13年新座市条例第4号)第7条に規定する不開示情報に該当するものは除く。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
- (3) 施策等の案を修正した場合における当該修正内容

3 第6条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(意思決定過程の特例)

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、第6条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、施策等の策定を行うときは、パブリック・コメント手続を行わないで施策等の策定の意思決定をすることができる。

(一覧表の作成等)

第10条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧等の方法により公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
 - 第 2 章 基本原則(第 3 条)
 - 第 3 章 市民の権利及び責務(第 4 条・第 5 条)
 - 第 4 章 市等の責務(第 6 条 第 8 条)
 - 第 5 章 市政運営(第 9 条 第 15 条)
 - 第 6 章 議会等の責務(第 16 条・第 17 条)
 - 第 7 章 情報の公開及び共有(第 18 条 第 20 条)
 - 第 8 章 コミュニティ活動の推進(第 21 条)
 - 第 9 章 参画及び協働(第 22 条 第 24 条)
 - 第 10 章 広域的な連携及び協力(第 25 条・第 26 条)
 - 第 11 章 自治基本条例委員会の設置(第 27 条)
 - 第 12 章 この条例の位置付け等(第 28 条・第 29 条)
- 附則

久喜市は、関東平野のほぼ中央に位置し、平坦で豊かな自然に恵まれた地域として、提灯祭等多彩な伝統と文化を育み、今日に受け継いでいる。

私たちは、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、市民憲章の制定、人間尊重・平和都市宣言等を通じ、様々な取組を行い、よりよい久喜市をつくるための努力を積み重ねてきた。

しかし、21 世紀を迎え、久喜市を取り巻く社会環境は大きく変貌しつつある。これまでの中央集権型の行政から地方分権型の行政への移行に伴い、地方自治の再構築が要請されており、また、少子高齢化の進行、高度情報化の進展、社会の成熟化による住民意識の多様化等は、住民生活に直結する福祉、教育、環境等の様々な行政課題の見直しや改革を迫るものとなっている。

このような認識の下に、市は、市民の信託にこたえるため、市民に開かれた市政運営を行い、私たち市民は、自らが市政に参画し、市と協働して、共に地域社会を築き上げていかなければならない。

市民と市は、新しい公共の原則に基づき、共に力を合わせて公共の領域を担い、そして個人の人格を互いに尊重し、認め合いながら平和で暮らしやすい地域社会をつくり、次世代に受け渡していくことを誓う。

ここに、久喜市の市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにし、久喜市政の全般にわたる指針として、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、久喜市(以下「市」という。)における市政運営の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市政への参画及び協働の仕組みに関する基本的事項を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ち、だれもが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいう。
- (2) 参画 政策の立案、実施、評価等の各段階に市民が主体的に参加し、市の意思決定にかかわることをいう。
- (3) 協働 市民及び市がそれぞれの役割及び責任の下で、協力して公共的課題の解決に当たることをいう。
- (4) 新しい公共の原則 市民及び市が協働による自治の下で、それぞれ適切に役割を分担して、公共の領域を担うことをいう。
- (5) コミュニティ 今暮らしている地域をより良くすることを目的とし、多様な活動への参画を通して形成されるつながり、組織及び集団をいう。

第 2 章 基本原則

第 3 条 市民及び市は、新しい公共の原則に基づき、次に掲げる豊かな地域社会を実現するよう努めなければならない。

- (1) 互いの人権を認め合い、共に個人として尊重される地域社会
- (2) 市政に関する情報を共有するとともに、市民自ら市政に参画し、協働する地域社会
- (3) 自主的かつ自立的なコミュニティが形成され、活力に満ちた地域社会
- (4) 男女が互いに認め合い、あらゆる分野に参画でき、共に責任を分かち合う地域社会
- (5) 環境への影響を優先的に配慮し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型の地域社会

第 3 章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第 4 条 市民は、市政に参画する権利を有する。

2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。

3 市民は、行政サービスの提供を等しく受ける権利を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、主体的にまちづくりに参加し、豊かな地域社会の形成に努めるものとする。

第 4 章 市等の責務

(市の責務)

第 6 条 市は、市民の福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に必要な施策を講ずるとともに、次に掲げる責務を有する。

- (1) 最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。
- (2) 市政に関する市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努めること。
- (3) 計画的で、効果的かつ総合的な行政運営に努めること。
- (4) 社会情勢及び行政需要に的確に対応し、かつ、簡素で効率的な組織編制に努めること。

(市長の責務)

第 7 条 市長は、市の代表者として市民の信託にこたえ、誠実に市政を執行する責務を有する。

(職員の責務)

第 8 条 職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために必要な知識、技能等の向上を図り、自らが市民の一員であることを自覚し、誠実かつ効率的に職務を遂行する責務を有する。

第 5 章 市政運営

(総合振興計画の策定と進行管理)

第 9 条 市は、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。

2 市は、基本構想及び基本計画等(以下「総合振興計画」という。)を効果的にかつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に対応した見直しに努めなければならない。

(行政手続)

第 10 条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出に関する基準及び手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めなければならない。

(説明責任)

第 11 条 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

(意見、要望、苦情等への対応)

第 12 条 市は、市民の市に対する意見、要望、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応し、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

(行政評価)

第 13 条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、市民も参画する外部評価を取り入れた行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合振興計画の進行管理に反映させるとともに、公表するよう努めなければならない。

(健全な財政運営)

第 14 条 市は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、市民に分かりやすく財政状況を説明するため、財政状況の公表に関し法令及び別に定める条例により、これを公表するものとする。

3 市は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

(審議会等)

第 15 条 市の審議会、懇話会等(以下「審議会等」という。)の委員の選任に当たっては、別に条例で定めるところにより、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めなければならない。

2 審議会等の会議は、別に条例で定めるところにより、公開するものとする。

第 6 章 議会等の責務

(議会の責務)

第 16 条 議会は、市の意思決定機関として、開かれた議会運営を図ることにより市民の意思を反映し、市民の福祉の増進に努めなければならない。

(議員の責務)

第 17 条 議員は、市民の代表者として、市民の信託にこたえ、誠実にその職務を遂行するよう努めなければならない。

第 7 章 情報の公開及び共有

(情報の公開及び共有)

第 18 条 市は、別に条例で定めるところにより、市民の知る権利を保障し、公文書の公開制度を確立するとともに、市の保有する情報を積極的に提供する等、市民との情報の共有に努めなければならない。

(個人情報保護)

第 19 条 市は、別に条例で定めるところにより、市民が自己に関する情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する権利を保障し、個人情報の保護制度の確立に努めなければならない。

(情報の有効活用等)

第 20 条 市は、市民との情報の共有及び総合的な情報化の推進を図るため、市の保有する情報を有効的に活用するとともに、適切に管理するよう努めなければならない。

第 8 章 コミュニティ活動の推進

第 21 条 市民は、地域の自主的な課題解決のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動(以下「コミュニティ活動」と総称する。)に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとする。

2 市は、活力のある地域社会の実現に寄与するコミュニティ活動の推進を図るため、別に条例で定めるところにより、これを支援するものとする。

第 9 章 参画及び協働

(参画及び協働の推進)

第 22 条 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において市民が参画できるよう、別に条例で定めるところにより、その機会の拡充に努めるものとする。

2 市民及び市は、新しい公共の原則に基づき、相互に信頼し、尊重し合い、及び協働するよう努めるものとする。

(住民投票)

第 23 条 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとする。

3 住民投票に参画することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

(市民意見提出制度)

第 24 条 市は、別に条例で定めるところにより、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要なものについて市民が意見を述べる機会を保障するため、市民意見提出制度の確立に努めなければならない。

第 10 章 広域的な連携及び協力

(国及び他の地方公共団体との連携及び協力)

第 25 条 市は、共通する課題を解決するため、国、県及び他の市町村と相互に広域的な連携を図りながら、協力するよう努めるものとする。

(国際社会との交流及び連携)

第 26 条 市は、まちづくりにおいて国際社会との関係が重要であることを認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとする。

第 11 章 自治基本条例委員会の設置

第 27 条 市に、久喜市自治基本条例委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に関する事項について調査審議する。

3 委員会は、地方自治に関し識見を有する者及び市民による 10 人以内の委員をもって組織する。

4 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 12 章 この条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第 28 条 この条例は、市政運営の最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

(この条例の見直し)

第 29 条 市は、社会、経済等の情勢の変化に対応するため、必要に応じ、この条例を見直すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 2 年久喜市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 基本原則(第 3 条 第 5 条)
- 第 3 章 市民の権利及び責務(第 6 条・第 7 条)
- 第 4 章 市議会、市等の責務(第 8 条 第 11 条)
- 第 5 章 市民参加及び協働のまちづくりの推進(第 12 条 第 16 条)
- 第 6 章 市政運営(第 17 条 第 25 条)
- 第 7 章 条例の位置付け(第 26 条・第 27 条)
- 第 8 章 雑則(第 28 条)

附則

私たちのまち富士見市は、人間尊重と恒久平和を願い、市民の福祉の向上を基本として、日常生活を安全に、快適に送ることができ、市民だれもが富士見市に住んでよかったと心から実感できるまちづくりを目指してきました。今日、地方分権が進展する中で、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちのことは、私たちの知恵と力を出し合いながら意思決定をしていくという自立した自治体を創ることが求められています。そのために、市は、市民の豊かな創造性や社会経験がまちづくりに十分に活かされるよう多様な市民参加を進め、市民と市が、お互いの信頼関係のもとでそれぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりのパートナーとして、共通の課題をともに考え、行動することが重要です。

こうした認識に立ち、市民自治をより大きく育て、分権型社会にふさわしい市民権による明日の富士見市を切り拓く、活力あるまちづくりを進めるために、ここに富士見市自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の市政への参加並びに市民及び市の協働を基調とした本市の自治の基本となる事項を明らかにすることにより、市民の知恵と力を生かした豊かな自治の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参加 市民が、施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、意思決定にかかわることをいう。
- (3) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責務を担いながら対等の立場で相互に協力し、及び補完することをいう。

第 2 章 基本原則

(情報の共有の原則)

第 3 条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを基本とする。

(市民参加の原則)

第4条 市は、市民参加の機会を保障し、市民の意思を市政に反映することを基本とする。
(協働の原則)

第5条 市民及び市は、相互理解と信頼関係を深めるとともに、お互いの知恵と力を出し合い協働によるまちづくりを進めることを基本とする。

第3章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。

2 市民は、自ら考え行動するために学ぶ権利を有する。

(市民の責務)

第7条 市民は、前条に定める権利を行使して主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの有する技術、能力等をまちづくりに還元するよう努めるものとする。

第4章 市議会、市等の責務

(市議会の責務)

第8条 市議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めるとともに、市政運営が適正に行われるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、市民参加の機会を拡充するとともに、市政に関する市民の意見及び提案を総合的に検討し、適切に市政に反映させなければならない。

2 市は、市民に対し、まちづくりに関する情報及び学習の機会の提供に努めなければならない。

(市長の責務)

第10条 市長は、市民の信託にこたえ、市政の代表者としてこの条例を遵守するとともに、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。

(市職員の責務)

第11条 市職員は、市民全体の奉仕者であるとともに、自らも地域の一員であることを自覚し、市民との信頼関係の向上に努めなければならない。

2 市職員は、この条例の目的の達成のために必要な能力の開発及び向上に努めなければならない。

第5章 市民参加及び協働のまちづくりの推進

(市民参加手続)

第12条 市は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その対象となる事案の性質及び影響を勘案し、最も適切かつ効果的と認められる市民参加の手続を行うものとする。

2 前項の市民参加の手続は、事前に公表するものとする。

(市民意見提出手続)

第13条 市は、前条第1項の重要な施策の策定又は改廃に当たっては、事前に趣旨、内容その他事項を公表し、市民の意見を聴くとともに、当該意見に対する市の考え方を公表し、当該意見を勘案して意思決定を行わなければならない。ただし、緊急を要する場合又は法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

(審議会等への参加)

第14条 市は、審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので市が定めるものをいう。)を設置する場

合は、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めなければならない。

(市民参加及び協働の推進)

第 15 条 市民及び市は、市民主体のまちづくりを進めるために市民参加及び協働による事業の推進に努めなければならない。

2 市は、この条例に基づき、市民参加及び協働によるまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(自主的なまちづくり活動の促進)

第 16 条 市は、市民による自主的なまちづくり活動を促進するために情報の提供、相談、技術的支援その他必要な措置を講ずるものとする。

第 6 章 市政運営

(計画的な総合行政)

第 17 条 市は、市政運営の指針である基本構想に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めなければならない。

(情報の公開)

第 18 条 市は、市が保有する情報を公開するとともに、正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう情報提供の充実に努めなければならない。

(説明責任)

第 19 条 市は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容及び必要性を市民に分かりやすく説明することに努めなければならない。

(応答責任)

第 20 条 市は、市民の市政に関する意見及び要望に対して迅速かつ誠実に応答しなければならない。

(個人情報の保護)

第 21 条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に努めなければならない。

(適正な行政手続)

第 22 条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、市が行う処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に行わなければならない。

(市民投票制度の活用)

第 23 条 市は、市政運営上の重要事項に係る意思決定については、富士見市民投票条例(平成 14 年条例第 29 号)に定める市民投票の制度の活用に努めなければならない。

(行政評価)

第 24 条 市は、施策の成果及び達成度を明らかにするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を行い、的確に、その結果を施策に反映させるよう努めなければならない。

(健全な財政運営)

第 25 条 市は、市政運営に当たり、中長期的財政計画を策定するとともに、効率的かつ効果的な施策の展開により、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、市民に分かりやすい財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。

第 7 章 条例の位置付け

(条例の位置付け)

第 26 条 この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、他の条例、規則等の制定及び改廃を行う場合には、この条例に定める事項を最大限に尊重するよう努めなければならない。

(条例の見直し)

第 27 条 市長は、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

第 8 章 雑則

(委任)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(富士見市情報公開条例の一部改正)

2 富士見市情報公開条例(平成 13 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

小金井市市民参加条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条 - 第5条）
 - 第2章 市政情報の公開（第6条・第7条）
 - 第3章 附属機関等への市民参加（第8条 - 第13条）
 - 第4章 市民の意向調査（第14条）
 - 第5章 市民の提言制度（第15条）
 - 第6章 市民投票（第16条）
 - 第7章 市民と市との日常的な協働（第17条）
 - 第8章 協働のための活動拠点（第18条）
 - 第9章 市民参加推進会議（第19条 - 第23条）
 - 第10章 雑則（第24条）
- 付則

前文

市政の主役は、市民です。市政をどのように運営するかによって、小金井市で生活する市民の暮らしは大きく左右されます。

また、市政に市民がどのようにかわるかによって、市政運営のあり方は大きく変わってきます。したがって、市民の望むところを市政に積極的にいかしていくことは当然です。

しかし、市民の価値観や要求が多様で、その個性化が著しい今日において、市民の意見や要求を的確かつ迅速に市政に反映させるためには、種々の手段が必要です。そして、その手段は、市民に十分理解されるだけでなく、市民が利用しやすいものでなければなりません。

小金井市では、誰にとっても暮らしやすいまちであることを願い、市民の市政への参加と協働についての手段を制度として具体化し、市民の望む市政が保障できるよう、ここに小金井市市民参加条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、小金井市（以下「市」という。）における、市民の市政への参加及び協働についての必要な事項を定め、もって多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (2) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を充実させ、又は発展させることをいう。
- (3) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置する機関をいう。
- (4) 市民の提言制度 市の施策原案に対する市民の書面等による意見の表示によって行う市

民参加の方法をいう。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、市民参加及び協働の前提条件として市政に役立つ情報の共有が不可欠であることにかんがみ、互いにこれに努めるものとする。

2 市民参加及び協働に当たっては、何人も互いの意見が平等に扱われることを自覚し、積極的には発言しない市民のみならず、市内に居住する未成年者、市内に通勤もしくは通学する者、市内に事務所もしくは事業所等の活動拠点を有する法人その他の団体又は市内に暮らす外国籍を有する者の意向にも配慮するとともに、異なる意見を有する者の意見も尊重し、あらゆる関係者相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民に対し、適切な時期に、市の政策立案、その決定、実施の理由及び内容、その内容を具体化する手段及び市の政策実施の評価並びに市民参加の方法について、市民に分かりやすい方法で十分に説明する責務を負う。

2 市は、市民の市政に対する要求及び意見を誠実に受け止め、処理しなければならない。この場合において、市は、そのための窓口を保障しなければならない。

3 前2項の規定は、市が他の自治体等と共同又は協力して行う事業で、市民生活に影響を与えるものについても適用があるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市民参加及び協働の目的を自覚し、市と共に市政運営が円滑に進むよう努めなければならない。

第2章 市政情報の公開

(市の会議の公開)

第6条 市の会議は、原則として公開する。

2 公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。

3 非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る。

(情報公開手段の拡充)

第7条 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。

- (1) 会議録の公開
- (2) 広報紙等の拡充
- (3) 情報公開施設の拡充
- (4) 通信等情報伝達手段の充実

第3章 附属機関等への市民参加

(附属機関等の設置)

第8条 市は、市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする。

(附属機関等の構成)

第9条 附属機関等には、原則として公募による委員(以下「公募委員」という。)を置かななければならない。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関等に公募委員を置かない場合は、市はその理由を明らかにしなければならない。

3 附属機関等における公募委員の比率は、原則として30パーセント以上とする。

4 附属機関等の委員構成は、男女それぞれに偏りがないように配慮しなければならない。

(公募委員の選任等)

第10条 市は、公正な方法によって公募委員の選任等を行わなければならない。

2 市は、公募委員を選考する場合は、あらかじめ選考基準を公表しなければならない。また、選考結果をその理由とともに遅滞なく公表しなければならない。

(委員の選任等)

第11条 市は、附属機関等の委員の選任等の結果を、その理由とともに公表しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(附属機関等の委員の兼任と任期)

第12条 附属機関等の委員は、原則として他の附属機関等の委員を二つ以上兼ねることはできない。ただし、臨時的、時限的に設置される附属機関等の委員については、そのほかに、一つに限り兼ねることができるものとする。

2 委員の任期は、原則として3期までとする。ただし、専門的知識又は技能を必要とする附属機関等の委員の場合は、この限りでない。

(附属機関等の答申等の尊重)

第13条 市は、附属機関等から提出のあった答申等を尊重しなければならない。

2 市は、前項の答申等が市政にいかされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない。

第4章 市民の意向調査

(市民の意向調査)

第14条 市は、市政に係る重要な施策又は課題について、市民の意向を知る必要があると認める場合は、市民の意向調査を実施するものとする。

2 市民は、市に意向調査の実施を求めることができる。

3 市は、意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法について、あらかじめ公表しなければならない。

第5章 市民の提言制度

(市民の提言制度)

第15条 市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。

2 市は、市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容、市民の意見の提示方法及び提出先並びに提示された意見の扱い方について、あらかじめ公表しなければならない。

3 市は、市民の提言方法について、多様な方法を保障しなければならない。

4 市民の意見の提示期間は、原則として1か月以上とする。

5 市は、市民の提言制度の実施結果及びその扱いについて、速やかに公表しなければならない。

第6章 市民投票

(市民投票)

第16条 市は、別に条例で定めるところにより、市政に関する市民投票を行うことができる。

第7章 市民と市との日常的な協働

(市民と市との日常的な協働)

第17条 市民及び市は、市民と市との日常的な協働を円滑に進めるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 市民の知識及び技能の市政への活用

(2) 市民による協働のための情報の市への自主的提供並びに市による市民情報の積極的収集及び市民との共有

(3) 市民相互の意見交換による、相違する市民間の意見の調整

第 8 章 協働のための活動拠点

(活動拠点の設置)

第 18 条 市は、別に定めるところにより、日常的な協働のための拠点を設置するよう努めなければならない。

2 前項の拠点においては、市民個人及び市民グループ（NPO（民間非営利活動団体）を含む。）等から成る市民の組織が市と協働し、日常的な情報又は意見の交換を通して、その成果について、説明責任を果たし、健全なまちづくりを推進するものとする。

第 9 章 市民参加推進会議

(市民参加推進会議の設置)

第 19 条 市は、この条例の適正な運用状況を審議するため、市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(推進会議の役割)

第 20 条 推進会議は、社会情勢の変動に留意しつつ、この条例の運用状況を審議し、条例の見直しを含め、市民参加と協働を推進するために必要な意見を市長に提言するものとする。

2 市長は、推進会議の提言及びこれに対する市長の意見を速やかに公表しなければならない。

(推進会議の構成等)

第 21 条 推進会議の委員は 12 人以内とし、委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 市民（市内に住所を有する者に限る。） 5 人以内
- (2) 市民団体代表（市内の地域団体等の代表） 3 人以内
- (3) 学識経験者 2 人以内
- (4) 市に勤務する職員 2 人以内

2 前項第 1 号及び第 2 号の委員は、公募によるものとする。

3 推進会議に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

4 委員長は、推進会議を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議委員の任期)

第 22 条 推進会議委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続して 3 期を超えてはならない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進会議の運営)

第 23 条 推進会議の運営については、別に定める。

第 10 章 雑則

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に設置されている附属機関等の構成等については、第 9 条及び第 12 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]省略

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

平成 15 年 3 月 31 日
条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 4 条）

第 2 章 市民参加の手続き

第 1 節 通則（第 5 条 - 第 8 条）

第 2 節 審議会等（第 9 条 - 第 12 条）

第 3 節 パブリックコメント（第 13 条 - 第 15 条）

第 4 節 公聴会（第 16 条 - 第 19 条）

第 5 節 その他の市民参加の手続き（第 20 条 - 第 22 条）

第 3 章 市民投票（第 23 条）

第 4 章 市民協働

第 1 節 市民公益活動団体への支援（第 24 条 - 第 26 条）

第 2 節 行政活動への参入の機会の提供（第 27 条 - 第 29 条）

第 5 章 狛江市市民参加と市民協働に関する審議会等（第 30 条 - 第 34 条）

第 6 章 雑則（第 35 条）

付則

狛江のまちに「新しい風」を！ そのような思いをこめて、私たちはこの条例を定めま
す。

「新しい風」は、市民と自治体の信頼に基づくパートナーシップから生まれます。その
ためには、まちの主体である市民が自らの責任と役割を自覚して市の行う活動に積極的に
参加するとともに、市民公益活動を自主的に行う様々な団体と行政組織が対等な立場でま
ちの発展のために取り組むことが求められます。そしてそのことは、行政のありかたその
ものを、より市民に開かれたものに変えていくことでしょう。

狛江市においても、既にそのための様々な試みが始められています。しかしさらに系統
的で継続性のある施策の展開のためには、誰にもわかりやすい形で一定のルールを定めて
おくことが必要になります。この条例はそのための第一歩として、市が行政上の制度とし
て取り決めておくべき事項を定めたものです。

今後、より多くの市民や市民公益活動を行う団体がこの条例を積極的に使いこなす中で、
ここに定めた事項がより豊かな実りを生み出すことを念願しています。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市民参加と市民協働の推進に関する基本的な事項を定めることによ
り、その一層の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める
ところによる。

- （ 1 ）市民参加 行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、
評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること。
- （ 2 ）市民協働 市の実施機関と市民公益活動を行う団体が、行政活動等について共同し
て取り組むこと。

- (3) 行政活動 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。)第2条に規定するところにより事務を処理するために行う活動
- (4) 市の実施機関 市長,教育委員会,選挙管理委員会,監査委員,農業委員会,固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 市民公益活動 市民が自主的かつ自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動で,営利,宗教,政治及び公益を害するおそれのある活動を目的としないもの
- (6) 団体 特定非営利活動法人,社団法人,財団法人,社会福祉法人,消費生活協同組合,その他の市民活動を行うことを主たる目的とした法人,又はそれらに準ずる法人格を有しないが一定の規約を有する営利を目的としない団体

(市の責務)

第3条 市は,市民参加及び市民協働を推進するための必要な情報を,市民及び市民公益活動を行う団体に積極的に提供しなければならない。

2 市は,市民参加及び市民協働の推進のため,市民が参加するための様々な機会を設けるとともに,市民協働の担い手となる団体が活発に市民公益活動を行えるよう,環境整備に努めなければならない。

(市民参加の権利)

第4条 市民は,それぞれの立場において,行政活動に参加する権利を有する。

2 満20歳未満の青少年及び子どもについても,年齢にふさわしい市民参加の権利を有するものとする。

第2章 市民参加の手続き

第1節 通則

(市民参加の対象)

第5条 市の実施機関は,次に掲げる行政活動を行おうとするときは,あらかじめ市民参加の手続きを行わなければならない。

(1) 市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更

(2) 市政に関する基本方針を定め,又は市民に義務を課し,若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

(3) 広く市民に適用され,市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針,又はそれらの変更

2 市の実施機関は,前項の規定にかかわらず,緊急その他やむを得ない理由があるとき又は市税の賦課徴収及び分担金,負担金,使用料,手数料等の徴収に関するもの(地方自治法第74条の請求権から除外されるもの)等については市民参加の手続きを行わないことができる。

(市民参加の方法)

第6条 市の実施機関は,市民参加の手続きを行うときは,それぞれの施策にふさわしく,かつ,年齢,性別,障害の有無及び職業等の状況によって,市民が行政活動に参加する機会を失することがないように適切な方法を選択しなければならない。

(意見などの取扱い)

第7条 市の実施機関は,広く市民の意見などを聴くための市民参加の手続きを行った場合は,提出された意見,情報を総合的かつ多面的に検討しなければならない。

2 市の実施機関は,公表したものに対する市民の意見及び情報の検討を終えたときは,速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし,狛江市情報公開条例(平成12年条例第6号)第9条に定める非公開情報は公表しないことができる。

- (1) 提出された意見，提案，情報
- (2) 提出された意見，提案，情報の検討経過及び検討結果
- (公表の方法等)

第 8 条 市民参加の手続きに関する事項を公表するときは，次の方法によるものとする。

- (1) 担当窓口での供覧又は配布
- (2) 市の広報紙への掲載
- (3) 市の公式ホームページへの掲載
- (4) その他，効果的に周知できる方法

第 2 節 審議会等

(審議会等の委員)

第 9 条 市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会，委員会並びに協議会等(以下「審議会等」という。)の委員の任命又は委嘱については，委員の年齢構成及び男女比率並びに委員の任期数及び他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに，市民委員のうち全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。

2 市の実施機関は，審議会等の開催にあたっては，構成員の氏名，選任の区分，肩書等を公表するものとする。なお，構成員に公募市民委員がいない場合はその理由を公表するものとする。

(会議の公開)

第 10 条 審議会等の会議は，原則として公開するものとする。ただし，法令又は条例等により非公開とされているもののほか，審議事項が個人情報などに関する事項で，審議会等で非公開と決定した場合は，この限りでない。この場合においては，その理由を公表するものとする。

(諮問事案等の公表)

第 11 条 市の実施機関は，審議会等にその意見の報告を求める場合は，その都度，諮問事項，会議の予定を公表するものとする。ただし，会議が非公開とされたとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは，この限りでない。

(会議録の作成と公表)

第 12 条 市の実施機関は，審議会等の会議が開催されたときは，会議録を作成し公表するものとする。ただし，審議会等で非公開と決定した場合は，この限りでない。

第 3 節 パブリックコメント

(パブリックコメント)

第 13 条 策定しようとする政策等に対して市民の意見を反映させるため，その趣旨，目的，内容等について意見を受けることが必要な場合には，パブリックコメントの手続きをとるものとする。

(公表事項)

第 14 条 市の実施機関は，パブリックコメントの手続きを行うときは，次の事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事案及び事案の趣旨並びに目的
- (2) 対象とする事案の内容及び関連資料
- (3) 意見の提出先，提出方法及び提出期限
- (4) 意見を提出することができる者の範囲
- (5) その他必要な事項

(意見の提出方法等)

第 15 条 パブリックコメントの手続きにおける意見の提出方法は，その記録性を確保できる範囲で，次に掲げる方法とする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面による提出
 - (2) 郵便による送付
 - (3) ファクシミリによる送信
 - (4) 電子メールによる送信
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法
- 2 パブリックコメントの手続きにおける意見の募集を告知してから意見の提出期限の間に2週間以上の期間を設けなければならない。
- 3 意見の提出を受けるときは、原則として住所及び氏名の記載を求めるものとする。

第4節 公聴会

(公聴会の手続き)

第16条 公聴会の手続きは、実施しようとする行政活動等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表した後、それに対する意見を公述人としての市民から受ける方法とする。

(公聴会開催の公表)

第17条 市の実施機関は、公聴会を開催するときは、第4号に掲げる意見の提出期限の4週間前までに、次の事項を公表するものとする。

- (1) 公聴会の開催日時及び開催場所
- (2) 対象とする事案の内容
- (3) 対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- (4) 公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限
- (5) 第7条第2項の規定により行う検討結果等の公表の予定時期
- (6) その他必要な事項

2 市の実施機関は、その提出期限までに意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表する。

(公聴会の運営)

第18条 公聴会は、市の実施機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。

2 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために、議長の指示に従わなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の実施機関が規則等で定める。

(報告書の作成等)

第19条 議長は、公聴会を開催した都度、次に掲げる事項を記録した報告書を作成し、市の実施機関の長に提出するものとする。

- (1) 対象とする事案の内容
- (2) 公聴会の開催日時及び開催場所、参加人数
- (3) 公述人の氏名及び発言の内容
- (4) 質疑の内容
- (5) 公聴会で配布された資料等の内容
- (6) その他必要な事項

2 市の実施機関は、公聴会が終了したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された報告書を公表するよう努めるものとする。

第5節 その他の市民参加の手続き

(その他の市民参加の手続き)

第20条 その他の市民参加の手続きとしては、広く市民の意見等を聴くために開催する方法として、説明会、フォーラム又はシンポジウムなどによるものとする。

(その他の市民参加の手続き実施の公表)

第21条 市の実施機関は、前条に定めるその他の市民参加の手続きを行うときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 対象とする事案及び事案の趣旨並びに目的

(2) 市民参加の手続きに関する内容

(3) 開催の日時及び場所を定めて市民参加の手続きを行うときは、その日時及び場所

(4) 対象とする事案の関連資料

(5) 市民参加の手続きに参加することができる者の範囲を指定するときは、その参加できる者の範囲

(6) その他必要な事項

(準用)

第22条 市の実施機関が、市民参加の対象とする行政活動について、書面等による広く意見を募集する方法により市民参加の手続きを行うときは、パブリックコメントの規定を準用する。

第3章 市民投票

(市民投票の実施)

第23条 市長は、市にかかわる重要事項について、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 市民投票に付すべき事項並びに市民投票の期日、資格者、方式、成立要件及び結果の取扱い、その他の市民投票の実施に関して必要な事項については、別に条例で定める。

第4章 市民協働

第1節 市民公益活動団体への支援

(財政的支援)

第24条 市は、市民公益活動を行う団体に対しその活動を推進するため、予算の範囲内で助成金の交付等の財政的支援に努めるものとする。

(活動場所の提供)

第25条 市は、市民公益活動を行う団体が、活動の分野や性格を問わず自由に使用できる場所を提供するように努めるものとする。

(情報環境の整備)

第26条 市は、市民公益活動を行う団体に関する情報の収集と提供を行うとともに、その情報環境の整備に努めるものとする。

第2節 行政活動への参入の機会の提供

(参入の機会の提供)

第27条 市は、市民公益活動を行う団体に対し、その専門性、地域性等の特性を活用することができる分野の行政活動について、参入の機会の提供をするよう努めるものとする。

(登録制)

第28条 前条の参入の機会の提供を受けようとする団体は、公益性及び公開性を有し、かつ、代表者を含め役員3名以上を置くものとする。ただし、営利を目的とする法人は除く。

2 前項の団体は、あらかじめ次の各号に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、その登録を受けなければならない。

(1) 次に掲げる内容が明記された規約又は会則

イ 設置目的

ロ 団体の名称

ハ 市民公益活動の内容

ニ 事業所又は活動拠点の所在地

ホ 役員及び会員に関する事項

ヘ 会計に関する事項

ト その他団体の運営に関する事項

(2) 役員全員の氏名及び住所又は居所を記載した役員名簿

(3) 会員の人数

3 市長は、前項の申請が市民公益活動を行う団体の要件に適合し、下記のいずれかの条件を満たすと認めるときは、当該団体を登録するものとする。

(1) 団体の役員に狛江市に住所を有する者がいること。

(2) 団体の事務所、活動拠点が狛江市内にあること。

(3) 団体の活動範囲に狛江市を含むこと。

4 前項の規定により登録をされた団体は、第2項の規定により提出した書類の内容に変更があったとき又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

5 市長は、第3項により登録された団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 市民公益活動を行う団体に該当しなくなったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(3) 第1項に規定する役員の定数を充足することができなくなったとき。

(書類等の公表)

第29条 市長は、前条第2項若しくは第4項の規定により提出があった書類又はその写し(以下「書類等」という。)を公表するものとする。ただし、書類等を公表することにより当該団体その他のものに著しい不利益を生じるおそれがあると認められるときは、その一部を公表しないことができる。

第5章 狛江市市民参加と市民協働に関する審議会等

(審議会の設置)

第30条 この条例による市民参加と市民協働の推進を実効あるものにし、時代の動きに的確に対応させるため、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市の実施機関の諮問に応じて次の事項について、調査及び審議する。

(1) 市民参加と市民協働に関する指針の検討

(2) 市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施

(3) 市民参加と市民協働の推進の検討と改善

(4) この条例の改正又は廃止に関する事項

3 審議会は、前項に規定する審議を通じて必要があると認めるときは、市民参加と市民協働の推進に関する事項について、市の実施機関に意見を述べるすることができる。

(組織等)

第31条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 市長が適当と認めたる者

(3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって公募に応じた者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、連続して3期を超えない範囲で再任されることができる。

(会長及び副会長)

第32条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 33 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 34 条 審議会の庶務は、企画財政部市民協働課が担当する。

第 6 章 雑則

(委任)

第 35 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(制度の検討)

2 市長は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

清瀬市まちづくり基本条例

平成 14 年 9 月 27 日
条例第 26 号

清瀬市は、武蔵野の雑木林、柳瀬川、その流域の水田と台地上の畑等に象徴される純農村地域として長い開拓の歴史を歩み、その後、清らかな空気を求め結核療養施設をはじめ医療施設が次々に立地するとともに多くの住宅が建設され、それらが雑木林や農地などと共存しながら現在に至っています。

わたしたち市民は、このような清瀬市固有の川や農地・雑木林等のかげがえのない美しい自然と医療・福祉施設の集積を活用しながら、豊かな自然環境と住環境が調和し、だれもが、健康で安心して快適に住みやすいまちを目指します。

わたしたち市民は、市民一人ひとりを大切にし、人と人とのつながりを育み、地域自治の担い手として市民と行政との協働によるまちづくりを行います。

わたしたち市民は、これまでの清瀬の歴史を尊重し、今後も子どもからお年寄りまでが生涯にわたり清瀬市で学び、働き、暮らし続けられるまちづくりを自らの手で進めるため、ここにまちづくり基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が地域自治の担い手として、行政とともにまちづくりを推進するために基本的な事項を定めることを目的とする。

(主体)

第 2 条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画することを保障されるものである。

(男女共同参画)

第 3 条 まちづくりへの市民参画は、両性の平等を基本とし、男女が共同で参画することを原則とする。

(市の責務)

第 4 条 市は、まちづくりの企画、実施、評価の各過程において、市民が参画できるよう努めなければならない。

(地方自治及び基本的人権の尊重)

第 5 条 この条例は、地方自治の本旨及び市民の基本的人権を尊重し、適切に運用されなければならない。

第 2 章 市民参画への条件の整備

(情報公開)

第 6 条 市は、市民の知る権利を保障し、必要な情報を速やかに提供できる体制の充実に努めなければならない。

2 市は、市が保有する行政情報を、積極的に公開しなければならない。

(広報・広聴活動の充実)

第 7 条 市は、多数の市民の参画を推進するため、まちづくりの企画、実施、評価の各過程において、内容をわかりやすく市民に説明するなど、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めなければならない。

2 市は、まちづくりに関する広報・広聴活動に市民が積極的に参画できるように努めなければならない。

第 3 章 市民参画の原則

(基本構想等への参画)

第8条 市は、まちづくりを計画的に行うため、その方向性を示す重要な基本構想及びそれを具体化するための各分野の基本計画(以下「計画」という。)の策定にあたっては、市民の参画を推進するため、次の各号に掲げる対応をしなければならない。

- (1) 計画策定に関する情報を事前に公表する。
- (2) 市民が計画策定にかかわれるように、多様な参画の方法を工夫する。
- (3) 策定中の経過及び計画案を公表し、市民の意見を求める。
- (4) 市民から寄せられた意見の対応について、市民に説明する。

(清瀬市まちづくり委員会)

第9条 市長は、附属機関として、清瀬市まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、まちづくりについての市民の提案及びこの条例が適切に運用されているかをそれぞれ審議し、その結果を市長に対し提言することを目的とする。
- 3 市長は、委員会の提言を尊重しなければならない。
- 4 委員会の委員は20名以内で組織し、委員のうち半数は公募の委員とする。
- 5 委員会の委員の任期は2年とし、再任することはできない。

(附属機関の構成等)

第10条 市長は、委員会、審査会、審議会等の附属機関等(以下「附属機関」という。)の委員に公募の委員を加えるように努めなければならない。

- 2 公募の委員は、男女同数を原則とする。
- 3 附属機関の会議は、公開を原則とする。

(市民活動の支援)

第11条 市は、市民の行うまちづくりのための多様な活動を支援しなければならない。

第4章 責任

(市民の責任)

第12条 市民は、まちづくりに関して自らの責任と役割を自覚し、積極的な参画に努めるとともに、その活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(市の責任)

第13条 市は、まちづくりに関する市民の要求や社会環境変化に的確に対応できるよう組織及び機構を編成しなければならない。

- 2 市は、市民との協働によるまちづくりを推進するため、常に職員の資質の向上に努めなければならない。

第5章 条例の改正

(条例の改正)

第14条 市は、この条例を改正しようとする場合は、市民の意見を適切に反映するための措置を講じなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第9条第5項の規定にかかわらず、初年度の委員会委員の半数は任期を1年とする。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 3 条）
- 第 2 章 基本原則
 - 第 1 節 基本原則（第 4 条）
 - 第 2 節 市民の役割（第 5 条・第 6 条）
 - 第 3 節 コミュニティの役割（第 7 条）
 - 第 4 節 市議会の役割（第 8 条 第 11 条）
 - 第 5 節 市長の役割（第 12 条 第 14 条）
 - 第 6 節 市の執行体制（第 15 条・第 16 条）
- 第 3 章 情報の共有（第 17 条 第 20 条）
- 第 4 章 参画・協働
 - 第 1 節 参画・協働（第 21 条・第 22 条）
 - 第 2 節 参画の形態（第 23 条 第 26 条）
 - 第 3 節 参画への支援（第 27 条）
- 第 5 章 住民投票（第 28 条・第 29 条）
- 第 6 章 自治推進委員会の設置等（第 30 条・第 31 条）
- 附則

私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。

私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。

私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。

そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。

このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治の基本原則を定め、市民、市議会及び市長をはじめとする多摩市（以下「市」といいます。）の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、ともに考え協力し、行動することにより、市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。

（条例の位置付け）

第 2 条 この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市が定める最高規範です。

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める

ところによります。

- (1) 私たちのまちの自治 まちづくりの主体者である市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割に応じて連携し、地域社会を築いていくこと。
- (2) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。
- (3) 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。
- (5) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。

第2章 基本原則

第1節 基本原則

(基本原則)

第4条 私たちのまちの自治は、市民の意思に基づき、次の各号に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。

- (1) 性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分に発揮されること。
- (2) 市民、市議会及び市の執行機関がまちづくりに関する互いの情報を共有すること。
- (3) 市民の自主的・自立的な参画が保障されること。

第2節 市民の役割

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。

2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。

3 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。

(市民の義務)

第6条 市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとします。

2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとします。

第3節 コミュニティの役割

(コミュニティ)

第7条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。

第4節 市議会の役割

(市議会の設置)

第8条 住民の直接選挙による議員で構成された、市の意思決定機関として市議会を設置します。

(市議会の権限)

第9条 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有します。

2 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査

及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。

(市議会の責務)

第10条 市議会は、その権限を行使することにより、私たちのまちの自治の発展及び市民の福祉の向上に努めなければなりません。

2 市議会は、情報を公開し、市民に開かれた議会運営に努めなければなりません。

(市議会議員の責務)

第11条 市議会議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針とします。

2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、自己研鑽に努めなければなりません。

第5節 市長の役割

(市長の設置)

第12条 住民の直接選挙により選ばれた、市の代表として、市長を置きます。

(市長の権限)

第13条 市長は、私たちのまちの自治を発展させるとともに、市民の福祉を向上させるための政策を推進し、市を代表する権限を有します。

(市長の責務)

第14条 市長は、第4条に定める基本原則に基づき、自治の充実発展及び市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければなりません。

2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければなりません。

第6節 市の執行体制

(市の自立)

第15条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、まちづくりの推進にあたっては、自ら判断し、その責任において、権限を行使するものとします。

2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、まちづくりの推進に努めるものとします。

(市の組織体制)

第16条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければなりません。

2 市の執行機関は、まちづくりに必要な能力を有する職員を育成しなければなりません。

3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければなりません。

第3章 情報の共有

(情報共有)

第17条 市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものにしなければなりません。

2 市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、情報が共有されるよう、必要な措置を講じなければなりません。

(情報公開)

第18条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければなりません。

(個人情報の保護)

第19条 市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的な人権を擁

護し、信頼される市政を実現しなければなりません。

(説明・応答責任)

第20条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果さなければなりません。

2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとします。

第4章 参画・協働

第1節 参画・協働

(参画・協働)

第21条 市民は、市の執行機関における計画の策定、実施及び評価の各段階に参画することができます。

2 市の執行機関は、第5条第1項及び第2項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる施策を講じなければなりません。

(参画の保障)

第22条 市の執行機関は、市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を整備しなければなりません。

2 市の執行機関は、市民が参画できないことにより、不利益を受けることのないよう、配慮します。

第2節 参画の形態

(参画の形態)

第23条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。

- (1) 審議会、懇談会等への委員としての参画
- (2) 公聴会等への参画
- (3) 一定の課題について集団で検討作業を行うこと(ワークショップ等)への参画
- (4) 意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度(パブリックコメント等)への意見表明
- (5) アンケート調査等への意見表明

2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければなりません。

(計画策定等への参画)

第24条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を行うにあたり、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとします。

(事業実施における参画)

第25条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画を得るとともに、多様な市民の知恵と活力が活かされるよう努めるものとします。

2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、自立的に活動する各種団体等の自主性を尊重し、協働を進めるものとします。

(評価への参画)

第26条 市の執行機関は、実施した主要な事業について評価し、その結果を公表するものとします。

2 市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができます。

3 市の執行機関は、前2項の評価を施策に反映するよう努めるものとします。

第3節 参画への支援

(参画への支援)

第 27 条 市の執行機関は、市民がまちづくりの主体者として、参画しやすい環境整備に努めなければなりません。

第 5 章 住民投票

(住民投票)

第 28 条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。

3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。

(住民投票の発議・請求)

第 29 条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の 12 分の 1 以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

第 6 章 自治推進委員会の設置等

(自治推進委員会の設置)

第 30 条 私たちのまちの自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。

3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。

4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。

5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による 6 人以内の委員をもって構成します。

6 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

(委任)

第 31 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めるものとします。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。(平成 16 年規則第 50 号で平成 16 年 8 月 1 日から施行)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 5 条）

第 2 章 市民参加の方法

第 1 節 市民参加手続の設定等（第 6 条）

第 2 節 附属機関等の設置、会議の公開及び構成員の市民公募（第 7 条 - 第 12 条）

第 3 節 市民意見提出手続制度（第 13 条 - 第 16 条）

第 4 節 市民説明会（第 17 条 - 第 20 条）

第 5 節 市民ワークショップ（第 21 条・第 22 条）

第 6 節 市民投票（第 23 条）

第 7 節 その他の手続（第 24 条）

第 3 章 市民参加事業の見直し（第 25 条）

第 4 章 条例の見直し（第 26 条）

第 5 章 雑則（第 27 条）

附則

西東京市は、田無市と保谷市の合併により、今世紀最初に誕生したまちです。

私たち市民は、これまで両市が育んできた歴史と文化を大切にしながら、自らの知識と経験を活かし、一人ひとりが輝くまちづくりを進め、次の世代へ引き継ぎたいと願っています。

地域社会に対する市民の参加意識の高揚に加え、地方分権の進展によって、市民と市との協働によるまちづくりが大きく前進する時代となりました。

市民が、まちづくりの主役として活躍するためには、市政における市民参加を更に発展させるとともに、生活者である市民の意向を市政運営に的確に反映できる仕組みをより一層充実させていくことが必要です。

私たちは、このような認識のもと、市との信頼関係に基づく協働を進め、個性豊かで活力ある地域社会を実現するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、西東京市（以下「市」という。）の市政運営における市民参加の基本的な事項を定めるとともに、市民と市の役割を明らかにすることによって相互の協働によるまちづくりを推進し、もって地域社会の発展を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 市の政策立案、施策運営等に当たって、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人そ

の他の団体をいう。

- (3) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。
- (4) 附属機関等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の政策立案、施策運営等について意見交換、提言等を行うため、要綱等により設置する懇談会等をいう。
- (5) 市民活動 市民の自発的参加によって行われる不特定多数の者の利益その他地域社会の利益を追求する活動をいう。
- (6) 実施機関 市長及び教育委員会をいう。

(基本原則)

第3条 市民参加の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) すべての市民が参加することができるものとする。
- (2) 市民の自主性を尊重して行うものとする。
- (3) 市民と市が対等の立場でお互いの役割を理解し、尊重しながら行うものとする。
- (4) 市民と市との情報の共有により行うものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりにおける自らの立場を自覚し、積極的な市民参加に努めるものとする。

- 2 市民は、市民相互の自由な発言を尊重し、主体的かつ民主的な市民参加に努めるものとする。
- 3 市民は、市民活動の促進を図るとともに、市政に対する関心を自ら高めるよう努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、市民が自ら市政について考え行動することができるよう、市政に関する情報の公開に努めるものとする。

- 2 市は、市政運営における市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう努めるものとする。
- 3 市は、施策の実施結果について、市民に対し、適切な方法により説明するよう努めるものとする。
- 4 市は、市民活動の促進を図るため、適正な支援を行うよう努めるものとする。
- 5 市は、市民参加の継続的な発展に向けて、創意工夫に努めるものとする。

第2章 市民参加の方法

第1節 市民参加手続の設定等

第6条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる計画、条例等の案の策定の過程(以下「政策形成過程」という。)において、次節から第7節までに定める市民参加の手続(以下「市民参加手続」という。)のうち1以上を設定し、実施することにより、市民の意見を市政に反映させるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- (1) 総合計画等の市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定
- (2) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定
- (3) 市の基本的な条例の制定改廃に係る案の策定
- (4) 市民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定改廃に係る案の策定
- (5) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃に係る案の策定

- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが必要と認められるもの
- 2 前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、金銭徴収に関する条項又は関係法令の改正に伴う簡易なもの等政策的な判断を要しない条項については、市民参加手続を設定しない。
- 3 第1項の場合において、実施機関は、より多くの市民の意見を反映させる必要があると認めるときは、積極的に複数の市民参加手続を併用するよう努めるものとする。
- 4 実施機関は、第1項ただし書の規定により市民参加手続を設定しないときは、その理由を公表し市民の理解を得るよう努めるものとする。

第2節 附属機関等の設置、会議の公開及び構成員の市民公募

(附属機関等)

第7条 実施機関は、専門的・技術的知識及び経験、学識経験等に基づく審議により答申、報告等を求める場合は、審議会等を設置する。

- 2 実施機関は、個人の知識、経験に基づく自由な意見交換により、提言等の取りまとめを求める場合は、懇談会等を設置する。

(会議公開の原則)

第8条 実施機関は、附属機関等の会議(以下「会議」という。)を公開しなければならない。ただし、西東京市情報公開条例(平成13年西東京市条例第12号)第7条各号に定める不開示情報を審議する場合及び附属機関等において公開することにより円滑な審議に支障が生ずると認める場合は、この限りでない。

- 2 実施機関は、会議を非公開とする場合を除き、会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。
- 3 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供する等、傍聴者が会議の内容について理解を深められるよう努めるものとする。

(会議録の作成及び公開)

第9条 実施機関は、開催した会議については、会議録を作成しなければならない。

- 2 会議録は、これを公開しなければならない。
- 3 前項の場合において、会議録に西東京市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報が記録されているときは、同条例の例により公開する。

(市民公募)

第10条 実施機関は、附属機関等を設置しようとする場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を確保するよう努めるものとする。

(附属機関等の構成員)

第11条 附属機関等の構成員については、男女の比率、他の附属機関等との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めるものとする。

(附属機関等の構成員等の公開)

第12条 市長は、附属機関等について構成員、選任区分等を毎年1回公開するものとする。

第3節 市民意見提出手続制度

(市民意見提出手続の実施)

第13条 実施機関は、市民の多様な意見、情報、知識等(以下「意見等」という。)を幅広く収集する必要がある場合は、次条から第16条までに定める手続(以下「市民意見提出手続」という。)を実施する。

(実施の公表)

第14条 実施機関は、市民意見提出手続を実施しようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を公表しなければならない。

(意見等の提出方法等)

第 15 条 実施機関は、市民の意見等を募集するときは、郵便、ファクシミリ、電子メール等の方法によるものとする。

2 市民意見提出手続を実施した場合の意見等の提出期間は、1 月以上とし、意見等の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により 1 月の期間を確保できない場合は、この限りでない。

3 意見等を提出する市民は、原則として住所、氏名等を明らかにしなければならない。
(検討結果の公開)

第 16 条 実施機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。

(1) 提出された意見等の内容

(2) 提出された意見等の検討結果及びその理由

第 4 節 市民説明会

(市民説明会の開催)

第 17 条 実施機関は、課題、問題点等の説明を通して、複数の市民の意見等を収集する必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な意見交換を目的とする集まり(以下「市民説明会」という。)を開催する。

(開催日時等の事前公表)

第 18 条 実施機関は、市民説明会の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。

(資料の充実)

第 19 条 実施機関は、市民説明会を開催する場合は、説明に係る資料の充実を図る等参加者の理解を深められるよう、努めるものとする。

(開催記録の作成及び公開)

第 20 条 実施機関は、市民説明会を開催したときは、規則で定めるところにより開催記録を作成し、公開しなければならない。

第 5 節 市民ワークショップ

(市民ワークショップの開催)

第 21 条 実施機関は、課題、問題点等の抽出と選択を通して、複数の市民との一定の合意形成を図る必要がある場合は、市民と市及び市民同士の自由な議論により市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まり(以下「市民ワークショップ」という。)を開催する。

第 22 条 第 18 条から第 20 条までの規定は、前条の場合において準用する。

第 6 節 市民投票

(市民投票の実施)

第 23 条 市長は、特に重要な政策で市民の意思を直接問う必要があると認める場合は、市民投票を実施することができる。

2 前項の場合において、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

第 7 節 その他の手続

(その他の市民参加手続の設定)

第 24 条 実施機関は、第 2 節から前節までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加手続がある場合は、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

第 3 章 市民参加事業の見直し

(見直し段階における市民参加手続)

第 25 条 実施機関は、政策形成過程において市民参加手続を実施したものについては、見直し段階においても市民参加手続を実施し、その結果を公表するものとする。

ただし、第6条第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第4章 条例の見直し

(この条例の見直し)

第26条 市は、この条例の趣旨及び目的に照らし、この条例が市にふさわしいものであるかどうかを継続的に検証し、必要があると認める場合は見直しを行う等の措置を講ずるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に案の策定に着手している計画、条例等であって、第2章に定める市民参加手続を行うことが困難と認められるものについては、同章の規定を適用しない。

横浜市市民活動推進条例

平成 12 年 3 月 27 日

市民のニーズが多様化、個別化する中であって、より豊かな市民生活を築くためには、行政及び企業の活動のみならず、地域住民組織の活動をはじめ、ボランティア活動など非営利で公益的な市民活動も加えた多様な主体によって地域の活動が担われる多元的な社会への展開が必要とされている。

市民活動は、自発性、柔軟性、独創性といった多くの特性を持っており、本来自主的、自立的に行われるものであるが、一方で市民活動と行政とが互いにその長所を認め合い、適切なパートナーシップの関係を築き、協働した活動を進めることが求められている。こうした協働に当たっては、その活動内容などが市民に開かれていることが重要となってくる。

横浜市はこうした市民活動を市民の理解のもとに推進し、市民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会の実現を目指すためこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民活動の推進に関する施策の基本的事項を定め、横浜市(以下「市」という。)及び市民活動を行うものの責務を明らかにするとともに、市民活動の推進を図り、もって活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民活動」とは、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公益を害するおそれのあるものの活動

(市の責務)

第 3 条 市は、市民活動の推進に資する施策により、市民活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

(市民活動を行うものの責務)

第 4 条 市民活動を行うものは、その特性を生かしながら活動を行うとともに、活動内容が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(協力して事業を行う場合の基本原則)

第 5 条 市民活動を行うもの及び市は、協力して事業を行うに当たっては、次に掲げる基本原則に基づき事業を進めるものとする。

- (1) 市民活動を行うもの及び市は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。
- (2) 市民活動を行うもの及び市は、当該事業について目的を共有するとともに、その情報を公開すること。
- (3) 市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重すること。

(市の施策)

第 6 条 市は、市民活動を推進するため、情報及び活動場所の提供並びに財政的支援等、

予算の範囲内で適切な施策を実施するものとする。

(事業報告書等の提出及び閲覧)

第 7 条 市民活動を行うものは、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて事業を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市民活動を行うものは、前項の事業が終了したときは、規則で定める書類を速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、前 2 項の規定により提出された書類について、当該市民活動を行うものに報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。

4 市民活動を行うもの及び市長は、規則の定めるところにより、第 1 項及び第 2 項に規定する書類又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。

(横浜市市民活動推進委員会の設置)

第 8 条 市長の諮問に応じ、市民活動の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市民活動の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(組織)

第 9 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民活動を行うものの代表者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 10 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 5 条)

第 2 章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第 1 節 市民(第 6 条～第 9 条)

第 2 節 議会(第 10 条～第 12 条)

第 3 節 市長等

第 1 款 市長等(第 13 条・第 14 条)

第 2 款 行政運営等(第 15 条～第 18 条)

第 3 款 区(第 19 条～第 22 条)

第 3 章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第 1 節 情報共有による自治運営(第 23 条～第 27 条)

第 2 節 参加及び協働による自治運営(第 28 条～第 32 条)

第 3 節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(第 33 条)

第 4 章 国や他の自治体との関係(第 34 条)

附則

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

(位置付け等)

第 2 条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第 4 条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

(自治運営の基本原則)

第 5 条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

第 2 章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第 1 節 市民

(市民の権利)

第 6 条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第 7 条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

(事業者の社会的責任)

第 8 条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(コミュニティの尊重等)

第 9 条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ(居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

第 2 節 議会

(議会の設置)

第 10 条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

(議会の権限及び責務)

第 11 条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第 12 条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの確かな判断を行うことにより議会が前条第 1 項の権限を適切に行使できるよう努めます。

2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

第 3 節 市長等

第 1 款 市長等

(市長の設置)

第 13 条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

(市長等の権限、責務等)

第 14 条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。

3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

第 2 款 行政運営等

(行政運営の基本等)

第 15 条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。

2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。

- (1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。
- (2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。
- (3) 市民からの提案等に的確に応答すること。
- (4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進

を図ること。

- (5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。
- (6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。

3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。

4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人(市長が所管するものに限ります。)又は当該出資法人(市長が所管するものを除きます。)を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

(財政運営等)

第 16 条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。

3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。

(評価)

第 17 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第 15 条第 1 項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。

2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとしめます。

3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。

(苦情、不服等に対する措置)

第 18 条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

第 3 款 区

(区及び区役所の設置)

第 19 条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

(区長の設置及び役割)

第 20 条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

- (1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。
- (2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するよう努めること。
- (3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

(必要な組織の整備等)

第 21 条 市長は、区長が前条第 2 項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

(区民会議)

第 22 条 それぞれの区に、区民(その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。)によって構成される会議(以下「区民会議」といいます。)を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

第 3 章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第 1 節 情報共有による自治運営

(情報提供)

第 23 条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。

2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

(情報公開)

第 24 条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(個人情報保護)

第 25 条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。

3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(会議公開)

第 26 条 市長等に置かれる審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

(情報共有の手法等の整備)

第 27 条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第 23 条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。

第 2 節 参加及び協働による自治運営

(多様な参加の機会の整備等)

第 28 条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第 31 条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

(審議会等の市民委員の公募)

第 29 条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

(パブリックコメント手続)

第 30 条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続(以下「パブリックコメント手続」といいます。)を行います。

2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票制度)

第 31 条 市は、住民(本市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。))をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(協働推進の施策整備等)

第 32 条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

第 3 節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第 33 条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

第 4 章 国や他の自治体との関係

第 34 条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。

2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

(目的)

第 1 条 この条例は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画の促進を図り、もって公正で民主的な一層開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(パブリック・コメント手続)

第 2 条 市の基本的な政策等の策定に当たり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、市民等から提出された意見等の概要及び市民等から提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をパブリック・コメント手続という。

(定義)

第 3 条 この条例において「実施機関」とは、市長、上下水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この条例において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(平 15 条例 58・一部改正)

(対象)

第 4 条 パブリック・コメント手続の対象となる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。)
- (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則(規程を含む。)又は指導要綱その他の行政指導の指針の制定又は改廃
- (3) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定
- (5) 条例中に当該条例の施行後一定期間を経過した時点で条例の見直しを行う旨を規定している場合において、見直しを行った結果、条例を改正しないこととする決定

(適用除外)

第 5 条 次に掲げる場合は、本条例の規定を適用しない。ただし、第 1 号に該当する場合は、その理由を次条第 3 項の規定により公表するものとし、迅速又は緊急を要することを理由としてパブリック・コメント手続を実施しない場合は、政策等の実施後に市民等の意見を聴くよう努めるものとする。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの

(2) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会提出するもの

(政策等の案の公表等)

第 6 条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前 2 項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配付、インターネットを利用した閲覧の方法等により行うものとする。

4 実施機関は、第 2 項各号に掲げる資料に対して、市民等から資料の追加を求められた場合において必要と認めるときは、速やかに当該資料を補正し、又は追加資料を作成するものとする。

(予告)

第 7 条 実施機関は、前条の規定により政策等の案及び同条第 2 項各号に掲げる資料(以下「政策等の案等」という。)を公表する前に、次に掲げる事項を広報紙への掲載及びインターネットを利用した閲覧の方法等により、当該パブリック・コメント手続の実施を予告するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に対する意見等の提出期間
- (3) 政策等の案等の入手方法

(意見等の提出)

第 8 条 実施機関は、政策等の案等の公表の日から 20 日間以上の期間を設けて、政策等の案等についての意見等の提出を受けなければならない。この場合において、意見等の提出期間の満了の日は、前条の規定に基づく予告の日から 30 日以後としなければならない。

2 前項に規定する意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所、氏名その他規則で定める事項を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第 9 条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、情報公開条例(平成 13 年横須賀市条例第 4 号)第 7 条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

3 第 6 条第 3 項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(意思決定過程の特例)

第 10 条 実施機関は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会その

他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第6条から前条までの規定に準じた手続(以下「条例に準じた手続」という。)を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等の策定を行うときは、パブリック・コメント手続を行わないで政策等の策定の意思決定をすることができる。

- 2 法令により、縦覧等の手続が義務づけられている政策等の策定にあつては、この条例と同等の効果を有すると認められる範囲内において、この条例の手続を行ったものとみなし、その他必要な手続のみを行うことで足りるものとする。

(構想又は検討の段階のパブリック・コメント手続)

第11条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たって広く市民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、条例に準じた手続を行うよう努めるものとする。

(パブリック・コメント手続実施責任者)

第12条 実施機関は、パブリック・コメント手続の適正な実施を確保するため、パブリック・コメント手続実施責任者を置くものとする。

(一覧表の作成等)

第13条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により常時市民等に情報提供するものとする。

(行政手続審議会への報告)

第14条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるパブリック・コメント手続の実施状況を取りまとめ、行政手続条例(平成8年横須賀市条例第3号)第38条に規定する行政手続審議会に報告するものとする。

(その他の事項)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行の日以降に実施される政策等の策定については、この条例の施行前であっても、条例に準じた手続を実施するよう努めるものとする。

(見直し規定)

3 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条に規定する目的の達成状況を評価した上で、この条例施行の日以後5年以内に見直しを行うものとする。

附 則(平成15年12月22日条例第58号)抄

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

明るく住みよい、生き生きとした地域社会を築きたい、自然に恵まれた、美しく健康的な環境を次の世代に引き継ぎたいというのは、私たち横須賀市民の心からの願いです。

しかし、時代の大きな変化に伴う市民ニーズの個性化や多様化、社会が直面するさまざまな困難な課題を考えれば、そうした理想のまちづくりが、一方的な要求や他人任せで実現できるものでないことは言うまでもありません。一人ひとりの市民が、まず自分自身が社会のために何ができるかという自立精神や公共精神を問い直すことが出発点となるでしょう。そのうえで、個々の市民、さまざまな市民公益活動グループや団体、企業その他の組織、それに市や関係機関が、相互にそれぞれの存在意義を理解し尊重し合い、対等の立場で連携、協力し、互いの足りない点を補いつつ持てる力を発揮する、真のパートナーシップによる「市民協働」がこれからのまちづくりの基本になると確信します。

わが国では地方分権が推し進められる一方で、平成 10 年 12 月には特定非営利活動促進法が施行され、市民の公益的活動や NPO(民間非営利組織)に対する期待が大きく高まっています。

横須賀市民の間でもさまざまな市民公益活動が展開され、その特性といわれる自主性、先駆性、機敏性、専門性、多様性、地域性、広域連帯性等を發揮した、重要な市民公益活動が行われています。

横須賀市では、横須賀市基本構想(平成 9 年 3 月 25 日議決)の中に、まちづくりの推進姿勢として「市民協働によるまちづくり」を位置付け、さまざまな施策を展開しています。

今後は、市民による自発的な活動や市民公益活動の意義を一層深く認識し、その自主性、自立性を尊重しながら、節度のあるパートナーシップをもって、市民協働によるまちづくりを推し進めることにより、将来にわたって市民が誇りの持てる個性豊かな地域社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民協働の推進に関する基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が対等な立場で、お互いに良きパートナーとして役割を分担し、公益の増進を図り、もって魅力と活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民協働」とは、市民、市民公益活動団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵及び責任においてまちづくりに取り組むことをいう。

2 この条例において「市民公益活動」とは、市民及び事業者の自発的な参加によって行われる公益性のある活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3 この条例において「市民公益活動団体」とは、市民公益活動を行う団体をいう。

- 4 この条例において「公益性」とは、不特定多数の者の利益その他の社会の利益をいう。
 - 5 この条例において「事業者」とは、営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。
- (基本理念)

第 3 条 市民、市民公益活動団体、事業者及び市は対等の立場でそれぞれの責務及び役割を理解し、市民協働型社会の発展に努めなければならない。

- 2 市民、市民公益活動団体、事業者及び市は、市民協働を推進するため、情報を共有するとともに、相互に参加及び参画を図らなければならない。
- 3 市は、市民公益活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。
- 4 市の市民公益活動団体に対する支援は、公益性に基づき、公正に行われなければならない。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、前条の基本理念に基づき、自己が暮らす社会に関心を持ち、身の回りのことについて、自らできることを考え、行動するとともに、まちづくりに進んで参加し、又は参画する意識を持つよう努める。

- 2 市民は、前条の基本理念に基づき、市民公益活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に協力するよう努める。
- 3 前 2 項の市民の役割は、強制されるものではなく、個々の市民の自発性に基づいて行うものでなければならない。

(市民公益活動団体の役割)

第 5 条 市民公益活動団体は、第 3 条の基本理念に基づき、自己の責任のもとに市民公益活動を推進し、その活動が広く市民に理解されるよう努める。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、第 3 条の基本理念に基づき、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に努める。

- 2 事業者は、市民公益活動団体がまちづくりに果たす役割の重要性を十分理解し、自発的に支援するよう努める。

(市の役割)

第 7 条 市は、第 3 条の基本理念に基づき、市職員に対する市民協働に関する啓発、研修等を実施して、職員一人ひとりによる市民協働の重要性の認識を深めるよう努める。

- 2 市は、市民協働を推進するため、市民、市民公益活動団体及び事業者の参加及び参画を得て事業を行う等の適切な施策を実施するよう努める。
- 3 市は、市民協働事業の計画から実施、検証にわたるすべての段階で、その情報を原則として公開しなければならない。
- 4 市は、市民公益活動が活発に行われる環境の整備等の適切な施策を実施するよう努める。

(財政的支援)

第 8 条 市は、市民公益活動団体に対しその活動を促進するため、予算の範囲内で、助成金の交付等の財政的支援(以下「財政的支援」という。)をするよう努める。

- 2 市民公益活動団体及び市長は、財政的支援の手続きに係る書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 財政的支援を受けた市民公益活動団体は、これを既得権とすることはできない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、財政的支援に関する事項は、規則で定める。

(行政サービスにおける参入機会の提供)

第 9 条 市は、市民公益活動団体に対しその活動を促進するため、専門性、地域性等の特性を活かせる分野において業務を委託する等の行政サービスへの参入機会の提供をするよう努める。

(登録制)

第 10 条 前条の参入機会の提供を受けようとする市民公益活動団体は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、あらかじめ登録を受けなければならない。この場合において、当該市民公益活動団体には、代表者を含め役員を 3 人以上置くものとする。

- (1) 規約又は会則(以下「規約等」という。)
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿

2 前項第 1 号の規約等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 設置目的
- (2) 団体の名称
- (3) 市民公益活動の内容(その活動に係る事業の内容を含む。)
- (4) 事務所又は活動の拠点の所在地
- (5) 役員及び会員に関する事項
- (6) 会計に関する事項
- (7) その他団体の運営に関する事項

3 市長は、第 1 項の申請が市民公益活動団体の要件に適合すると認めるときは、当該団体を登録し、その申請の内容について公開するものとする。

4 前項の規定により登録された市民公益活動団体は、申請書又は添付書類の内容に変更があったとき又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

5 市長は、第 3 項の規定により登録された市民公益活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 第 2 条第 2 項ただし書に規定する活動を行ったとき。
- (2) 第 1 項の申請又は前項の届出に関し虚偽の事実があったとき。
- (3) 第 1 項後段に規定する役員の定数を充足することができなくなったとき。

(審議会)

第 11 条 次に掲げる事項を担任するため、本市に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として横須賀市市民協働審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 市民協働の推進及び進ちょくに関する事並びに市民協働に関する助成の在り方について、市長等の執行機関の諮問に応じ、審議し、及び答申すること。
- (2) 前号に掲げる事項について、調査審議し、市長等の執行機関に意見を述べる事。

2 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募市民
- (2) 市民公益活動団体関係者
- (3) 事業者
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前 4 項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(その他の事項)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 市民主体のまちづくり(第 2 条～第 4 条)
- 第 3 章 福祉と健康のまちづくり(第 5 条・第 6 条)
- 第 4 章 美しい環境のまちづくり(第 7 条)
- 第 5 章 住みよいまちづくり(第 8 条)
- 第 6 章 魅力ある生涯学習のまちづくり(第 9 条・第 10 条)
- 第 7 章 文化・スポーツのまちづくり(第 11 条・第 12 条)
- 第 8 章 安心・安全なまちづくり(第 13 条)
- 第 9 章 産業のまちづくり(第 14 条)

附則

私たちが暮らす厚木市は、相模川の清流と大山の緑豊かな自然に象徴される素晴らしい環境に恵まれ、また、先人のたゆみない努力により文化の薫り高い潤いのあるまちとして、発展してきました。

しかしながら、物質的な豊かさを追い求めてきた社会の風潮により、環境に関する様々な課題が提起され、その一方では、新たな価値観として人々に自然や環境に対する愛着心を育む契機となりました。

このような中で、新たな時代に向けた確かな展望を切り開き、だれもが健康で安心して暮らし、住むことに愛着と誇りを持つことができる郷土づくりに努めることが望まれています。

そのためには、地方自治の本旨にのっとり、新たな時代にふさわしい仕組みを構築するとともに、市民が主体となって自らの意思でまちづくりを進め、理想とする姿を希求することが肝要となっています。

このような認識を踏まえ、市民の参加の下、厚木市の目指すべきまちづくりの理念及び基本的な事項をここに明らかにするとともに、市、市民、事業者それぞれが、自らの役割と責任を自覚し、連携、協働して、まちづくりを進めることを決意し、ここにこの条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、より良い地域社会の実現を目指し、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、だれもが住みたい、住み続けたいと心から思える健康で安心して快適に生活できる市民が主役のまちづくりを推進することを目的とする。

第 2 章 市民主体のまちづくり

(まちづくりの主体)

第 2 条 市民は、まちづくりの主体であって、常に人権尊重の意識を持ち相互に協力しながら、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成するため、市と協働してまちづくりの推進に努めるものとする。

(市民参加)

第 3 条 市は、市民自らが市政についてできることを考え、責任と自覚を持って主体的に

行動することができるように、その条件の整備並びに情報の公開及び提供に努めるものとする。

- 2 市は、市民が主役のまちづくりについて意識の高揚を図るとともに、様々な分野で市民参加型のまちづくり事業の推進に努めるものとする。

(多世代の共生)

第 4 条 市及び市民は、相互の交流及び理解をより一層深めながら、多世代が共生する躍動感あふれるまちづくりに努めるものとする。

第 3 章 福祉と健康のまちづくり

(みんなで支え合う福祉のまちづくり)

第 5 条 市及び市民は、だれもが住み慣れた地域で生き生きと安心して快適に暮らし、活動できるよう、一人一人が思いやりの心を持ってみんなで支え合う福祉のまちづくりに努めるものとする。

- 2 市は、市民が、福祉のまちづくりに関する理解を深めるとともに、積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚に努めるものとする。

(健康の保持増進)

第 6 条 市は、市民の健康づくりに関する意識の高揚を図るとともに、保健医療体制の充実及び生活環境の整備により、市民の健康を保持し、かつ、増進するよう努めるものとする。

- 2 市民は、健康に関する意識を高め、自らの健康状態を把握し、健康の保持増進に努めるものとする。

第 4 章 美しい環境のまちづくり

(美しい環境のまちづくり)

第 7 条 市は、市民と一体となって美しい自然と住みよい郷土を守るため、良好な環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市民が主役の美しい環境のまちづくりの実現に向けて、まちの美化推進について意識の高揚に努めるものとする。

第 5 章 住みよいまちづくり

(住みよいまちづくり)

第 8 条 市は、豊かな自然環境を守るとともに、快適で住みよいまちづくりを目指し、生活環境及び防災機能の向上並びに地域の計画的な整備を図るため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

第 6 章 魅力ある生涯学習のまちづくり

(魅力ある生涯学習の推進)

第 9 条 市は、関係機関、団体等と連携し、社会の変化に対応した生涯学習を推進し、市民が、自ら学び、自己実現を図りながら、学習の成果を地域社会の活性化に役立てることができるよう、生涯学習のまちづくりに努めるものとする。

(地域社会への参加)

第 10 条 市民は、積極的に地域社会に参加し、生き生きとした地域コミュニティの基盤づくりに努めるものとする。

第 7 章 文化・スポーツのまちづくり

(文化創造のまちづくり)

第 11 条 市は、市民が生きがいを持って生活を営むことに資するため、文化活動に参加する機会の確保と拡大を図るとともに、必要な支援に努めるものとする。

- 2 市民は、市民生活に潤いと豊かさをもたらす文化の継承及び文化財の保護に努めるとともに、厚木らしさのある新たな文化の創造に努めるものとする。

(スポーツ活動等の推進)

第 12 条 市は、市民が心身共に健全で明るく豊かな市民生活を送ることができるよう、スポーツ活動等に参加する機会の確保と拡大を図るとともに、必要な支援に努めるものとする。

第 8 章 安心・安全なまちづくり

(安心・安全なまちづくり)

第 13 条 市は、市民が安心して生活を営むことができるよう災害、事故、犯罪等の緊急時における危機管理体制の整備等、市民の生命及び財産を守るための必要な施策の推進に努めるものとする。

2 市民は、障害者、高齢者等に対し安全の確保を心掛け、緊急時に適切な対応ができるよう家庭や地域で協力しながら、助け合える地域づくりに努めるものとする。

3 市民は、緊急時に市民互助が機能するよう積極的に地域活動に参加しながら、連帯意識を高めるよう努めるものとする。

第 9 章 産業のまちづくり

(産業のまちづくり)

第 14 条 市は、地域に培われてきた資源を生かしながら、生活環境と調和する農林業、商工業及び観光等の振興を図り、産業のまちづくりに努めるものとする。

2 事業者は、市民の健康と安全に配慮しながら、創造性と自立的な活力に基づく産業活動を通じて、市民生活の向上に努めるものとする。

3 市民は、産業の振興が市民生活の安定と向上及び活性化に寄与することを理解し、市及び事業者と協力して、生活と産業が共存するまちづくりに努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

大和市自治基本条例

平成 16 年 10 月 7 日
条例第 16 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 3 条)
 - 第 2 章 自治の基本原則(第 4 条 第 8 条)
 - 第 3 章 市民
 - 第 1 節 市民(第 9 条 第 11 条)
 - 第 2 節 地域コミュニティ(第 12 条)
 - 第 4 章 市議会(第 13 条・第 14 条)
 - 第 5 章 市長(第 15 条・第 16 条)
 - 第 6 章 行政運営の原則
 - 第 1 節 総合計画(第 17 条)
 - 第 2 節 執行機関(第 18 条 第 25 条)
 - 第 3 節 財政(第 26 条 第 28 条)
 - 第 7 章 厚木基地(第 29 条)
 - 第 8 章 住民投票(第 30 条・第 31 条)
 - 第 9 章 その他(第 32 条・第 33 条)
- 附則

大和市の市民、市議会及び市長は、これまでそれぞれの立場で理想を追求することで、地域社会の発展に努めてきました。

21 世紀を迎えた今日、先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び市長は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。

そのために、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市議会、市長との間で、将来にわたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。

「大きく和する」という願いをその名に込めた大和市では、市民一人ひとりが個人として尊重されること及び自らの意思と責任に基づいて自己決定することを自治の基本理念とし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねていかなければなりません。

ここに私たちは、大和市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。

(最高規範性)

第 2 条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市 住民、市議会及び執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。

第 2 章 自治の基本原則

(参加及び協働の原則)

第 4 条 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。

(情報共有の原則)

第 5 条 市民、市議会及び執行機関は、情報を共有することを原則とする。

(法令の自主解釈)

第 6 条 市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。

(財政自治の原則)

第 7 条 市は、自立した自治体運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を確保し、使途を決定する財政自治を原則とする。

(対等及び協力の原則)

第 8 条 市は、自らの判断と責任において、国及び神奈川県と対等の立場で、協力することを原則とする。

第 3 章 市民

第 1 節 市民

(市民の権利)

第 9 条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。

2 市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参加する権利を有する。

3 市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を知る権利を有する。

4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができる。

(市民の責務)

第 10 条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。

2 市民は、政策形成等の過程に参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

(子ども)

第 11 条 市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。

第 2 節 地域コミュニティ

(地域コミュニティ)

第 12 条 市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団(以下この条において「地域コミュニティ」という。)が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

2 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。

3 執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができる。

4 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。

第 4 章 市議会

(市議会の責務)

第 13 条 市議会は、自治の基本理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。

2 市議会は、市民に対して、開かれた議会運営を行い、説明し、及び応答する責務を有する。

3 市議会は、保有する個人情報を保護し、及び保有する情報を原則として公開しなければならない。

(市議会議員の責務)

第 14 条 市議会議員は、自治の基本理念にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。

第 5 章 市長

(市長の責務)

第 15 条 市長は、この条例を遵守し、自治を推進しなければならない。

2 市長は、執行機関の政策形成等が、第 2 章に定める自治の基本原則に従い推進されるよう調整しなければならない。

3 市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。

4 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。

(市職員の責務)

第 16 条 市職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

第 6 章 行政運営の原則

第 1 節 総合計画

(総合計画)

第 17 条 総合計画(総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。第 26 条において同じ。)は、自治の基本理念にのっとり定められなければならない。

第 2 節 執行機関

(運営原則)

第 18 条 執行機関は、行政サービスの向上のため、政策形成等が連続し、循環していくことが基本であることを認識して、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。

2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならない。

3 執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない。

4 前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める。

(執行機関の組織)

第 19 条 執行機関の組織は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的なものでなければならない。

(行政評価)

第 20 条 執行機関は、客観的な行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 前項に規定する行政評価に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(説明責任)

第 21 条 執行機関は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに、市民にわかりやすく説明しなければならない。

2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。

(情報公開)

第 22 条 執行機関は、政策形成等における情報を原則として公開しなければならない。

2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(個人情報の保護)

第 23 条 市長は、個人情報の保護の推進のため、個人情報を取り扱うものに対し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 執行機関は、その保有する個人情報を保護しなければならない。

3 前 2 項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(行政手続)

第 24 条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、行政処分等に関する手続を定めなければならない。

2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。

(出資法人に対する指導等)

第 25 条 執行機関は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人に対し、当該法人の運営がこの章に定める規定の例により行われるように指導及び助言を行うものとする。

第 3 節 財政

(財政の健全性の確保)

第 26 条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用することにより、財政の健全性を確保するよう努めなければならない。

(財産管理)

第 27 条 執行機関は、市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

(財政状況等の公表)

第 28 条 市長は、財政状況及び財産の保有状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。

第 7 章 厚木基地

(厚木基地)

第 29 条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。

2 市長及び市議会は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。

第 8 章 住民投票

(住民投票)

第 30 条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の請求等)

第 31 条 本市に住所を有する年齢満 16 年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 市長は、第 1 項又は第 2 項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満 16 年以上の者とする。

6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

第 9 章 その他

(他の自治体との連携)

第 32 条 市は、共通する課題を解決するため、他の自治体と相互に連携し協力するよう努めるものとする。

(委任)

第 33 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市議会及び執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 4 項、第 20 条第 2 項及び第 31 条の規定は、別に定める条例の施行の日から施行する。

大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例

平成 14 年 6 月 28 日
条例第 20 号

私たちのまち大和市には、子ども、大人、障害のある人、外国籍の人などを含め多くの市民が暮しています。市外からの通勤や通学などによる広い意味での市民もいます。そこには、市民の数だけ多様な「私」がいて、多様な価値観があります。大和市は、それらを互いに受け止め、認めあえる、誰もが自由に健やかに過ごせる地域社会でありたいものです。

一人ひとりの暮らしの中には、「私」だけの問題からみんなの問題へと、「公共」の領域へ拡ひろがっていくものがあります。そのような問題を、私たちは長い間、行政だけに委ねてきました。その反省から、この 10 数年、福祉や環境、教育、国際交流など「公共」の領域に参加する市民や市民団体が急速に増えてきました。事業者も、地域に役立つ活動や市民との連携に目を向け始めています。

行政により担われていた「公共」に、市民や市民団体、そして事業者も参加する時代が来ています。「私」を大切にするために様々な選択肢があることが普通のことになってきました。

このように、多様な価値観に基づいて創出され、共に担う「公共」を、私たちは「新しい公共」と呼びます。

市民、市民団体、事業者それぞれが所有する時間や知恵、資金、場所、情報などを出しあい、社会に開けば、それはみんなのもの「社会資源」になります。行政も自ら資源を開き、「社会資源」の形成に参加することが求められます。市民、市民団体、事業者にとって、「社会資源」は「新しい公共」に参加する活動の源であり、未来を生み出す糧となるのです。

この条例は、市民、市民団体、事業者そして行政が自らの権利と責任のもとに対等な立場で協働し、「新しい公共」を創造するための理念と制度を定めるものです。

私たちはこの条例による制度を活用し、多くの市民、市民団体、事業者の参加により、一人ひとりの「私」を大切にしながら、共に育ちあえる、みんなが共生するまち大和市を実現していきます。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民、市民団体、事業者及び市の協働により、新しい公共を創造するための基本理念及び基本的事項を定め、もって多様な価値観を認めあう豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新しい公共 市民、市民団体、事業者及び市が協働して創出し、共に担う公共をいう。
- (2) 市民活動 市民、市民団体及び事業者が行う自主的な活動で、次のいずれにも該当するものをいう。ただし、宗教及び政治に関する活動を主たる目的とするもの並びに選挙に関する活動を目的とするものを除く。
 - ア 新しい公共に参加する意思のある活動
 - イ 多様な価値観を認めあう活動
 - ウ 営利を目的としない活動

- (3) 市民団体 市民活動を継続的に行う非営利団体をいう。
- (4) 市民等 新しい公共に参加する意思のある市民及び市民団体をいう。
- (5) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人で、新しい公共に参加する意思のある者をいう。
- (6) 社会資源 情報、人材、場所、資金、知恵、技等の市民活動を推進するために必要な資源をいう。
- (7) 市民事業 市民等及び事業者が行う社会に貢献する自由で継続的な市民活動をいう。
- (8) 協働事業 市民等、事業者及び市が、お互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業をいう。

(基本理念)

第 3 条 市民等、事業者及び市は、相互理解を深めながら対等の関係で協力・連携し、新しい公共の創造に貢献する(以下このことを「協働の原則」という。)

2 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づいて市民活動を推進する。

(市民等の役割)

第 4 条 市民等は、その自主性及び自己の責任に基づいて、新しい公共を創造するための活動を行う。

2 市民団体は、その活動に伴う社会的責任を自覚するとともに、開かれた運営を行い、当該活動への市民の理解及び参加の促進に努める。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、新しい公共の創造に関する理解を深めて、積極的に社会資源の提供に努めるとともに、その社会的責任に基づいて市民活動を推進する。

(市の役割)

第 6 条 市は、市民活動を推進するための総合的な施策を実施し、市民等及び事業者が新しい公共を創造するための環境づくりを行う。

2 市は、市民等との協議のもとに、市民活動を推進するために必要な情報の公開を徹底し、継続的な自己改革を進める。

3 市は、市の施策や計画等の策定に当たり、早い段階からの市民参加を促進する。

(相互の信頼関係)

第 7 条 市民等、事業者及び市は、お互いの信頼関係を育はぐくむために、協働の原則に基づいて、対話し、交流し、学びあう。

(社会資源の活用等)

第 8 条 市民等、事業者及び市は、それぞれが社会資源を活用し、創出し、提供する。

2 市民等、事業者及び市は、前項の社会資源の活用等を進めるために、自発的な意思表示が可能な場や機会の充実に努める。

(協働の拠点)

第 9 条 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づき、それぞれの役割分担に応じて、社会資源の充実に図るための協働の拠点(以下「協働の拠点」という。)を設置し、その充実に努める。

2 協働の拠点は、原則として市民等がその運営を担う。

(市の施策)

第 10 条 市は、協働の原則に基づいて次に掲げる施策を推進する。

- (1) 新しい公共の創造に関する市の施策の体系化を進めること。
- (2) 施策の実施に当たり市民等との協働を進めること。
- (3) 市職員に対して新しい公共の創造に関する啓発や研修等を行うこと。
- (4) 協働の拠点が機能するよう、必要とする市の社会資源を提供すること。

(5) この条例に基づく施策の実施状況について公表すること。

(6) 前号に定めるもののほか、行政評価の結果及び施策の実施状況に関する行政情報を公開すること。

(市民事業)

第 11 条 市民等及び事業者は、誰もが生き生きと暮らせる地域づくりのために、自主的に市民事業を行う。

2 市民事業を行うに当たり市民等及び事業者は、前項の目的達成のための交流や市との連携を望む場合に、その自主性に基づいて市長に届け出ることができる。

3 市民等、事業者及び市は、社会資源を必要とする市民事業に対して、それぞれの役割分担に応じて社会資源を提供するよう努める。

(協働事業)

第 12 条 市民等、事業者及び市は、協働の原則に基づいて協働事業を行うことができる。

2 協働事業の実施に当たっては、市民等、事業者及び市長の間で当該事業に関する基本的事項を定めた協定を締結する。

3 協働事業を行おうとする市民等及び事業者は、市長に登録する。

4 前項の規定により行った登録は、市長が規則で定めるところにより取り消すことができる。

5 協働事業の内容等については、協働の原則に基づいて別に定める。

(市の施策や計画等への提案)

第 13 条 市民等は、新しい公共の創造に関する市の施策や計画等に関する意見又は協働事業について、次条に定める協働推進会議へ提案できる。

2 前項の提案があった場合は、協働推進会議が公開の場での協議を行ったうえで意見書を作成し、当該提案とともに市長へ送付する。

3 市長は、前項の提案及び意見書の送付を受けた場合、その内容を施策や計画等に反映するよう検討しなければならない。

4 市長は、前項の検討結果に関し、説明する責任を負う。

(協働推進会議)

第 14 条 この条例に基づく具体的手続や運用に関する事項その他新しい公共の創造に関する事項を調査審議するため、協働推進会議を置く。

2 協働推進会議は、公開とする。

3 協働推進会議に関する事項は、協働の原則に基づいて別に定める。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 3 条）
- 第 2 章 まちづくりの基本原則（第 4 条 第 6 条）
- 第 3 章 参加と協働（第 7 条・第 8 条）
- 第 4 章 情報の共有（第 9 条・第 10 条）
- 第 5 章 まちづくりの基本的役割（第 11 条 第 13 条）
- 第 6 章 議会及び執行機関の責務（第 14 条 第 19 条）
- 第 7 章 市民投票（第 20 条）
- 第 8 章 条例の改正（第 21 条）

附則

私たちが暮らす柏崎市は、三階節で謳（うた）われた米山と、黒姫山、八石山の刈羽三山に囲まれ、一方日本海に面した海岸線は、変化に富む福浦八景や砂丘地が続く、海と山の自然に恵まれた美しく豊かな地域です。この自然の恵みと、歴史に育（はぐく）まれた伝統文化は、市民の生活に潤いと心の安らぎを与え、先人の英知と努力はその時代にふさわしい産業を興し、地域の生活基盤を築いてきました。エネルギー産業都市、人を育てる学園都市、私たちは今、その発展したにぎわいのまちに住んでいます。

新たな分権型社会を迎えるに当たって、私たち柏崎市民は、この地の自然と歴史を踏まえつつ、さらなる自治の精神を発揮して、個性豊かで活力に満ちた地域社会をつくりあげていくことが求められています。

そのためには、自らの責任において主体的に自己決定を行い、自治の主役として積極的に行政に参加することで、市民と市が相互に補完しつつ、協働してよりよいまちづくりを推進していくことが必要です。

ここに、私たちは、柏崎市のまちづくりを方向づける基本原則を掲げ、市民と市それぞれの役割と責任を明らかにするため、柏崎市の最高規範として、この条例を定めます。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民参加のまちづくりを推進するための基本原則を定め、自治の実現を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 住み良いまち・豊かな地域社会をつくるための道路、公園、建物などの空間の創造と、その空間において展開される文化、環境、自然などに配慮した市民のための暮らしの創造をいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 市 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する普通地方公共団体としての柏崎市をいう。
- (4) 協働 市民と市、又は市民と市民とがそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、

相互に補完・協力することをいう。

(5) 参加 まちづくりに関して、市民が意見を述べ、又は計画立案及び実施に主体的にかかわることをいう。

(6) コミュニティ 自主性と責任を自覚した市民で構成される地域社会の多様な集団及び組織をいう。

(条例の位置付け)

第3条 市民は、市民参加のまちづくりを推進するに当たり、この条例の目的及びまちづくりの基本原則を尊重するよう努めるものとする。

2 市は、条例、規則その他の規程又は市の基本方向を示す各種計画の策定に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

第2章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本理念)

第4条 まちづくりは、市民の幸福の実現を目指して進めるものとする。

2 まちづくりは、市民と市が協働して推進し、市民がその成果を享受していくものでなければならない。

(まちづくりの主体)

第5条 市民は、まちづくりの主体であり、自主的にまちづくりに参加し、その推進に努めるものとする。

(まちづくりの目標)

第6条 市民と市は、まちづくりの基本理念に基づき、それぞれに協働し、次に掲げるまちづくりの推進に努めるものとする。

(1) すべての市民の人権が尊重され、地域社会が連携できるまちづくり

(2) すべての市民が学ぶ喜びを持ち、生涯にわたって学習できるまちづくり

(3) すべての市民が共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり

(4) 次世代を担うすべての子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり

(5) 歴史と伝統を継承し、感動を分かち合える文化を創造できるまちづくり

(6) 仕事を興し、地域産業に活力を与え、働く喜びを持てるまちづくり

(7) 自然と環境との共生を図り、安全・安心・快適な生活を営めるまちづくり

2 市民と市は、まちづくりのために行動する市民を育(はぐく)み、多くの市民が共感できるまちづくりの推進に努めるものとする。

第3章 参加と協働

(参加する権利)

第7条 市民は、だれでも自由に、お互いに平等な立場で、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。

(協働の仕組み)

第8条 市民と市は、お互いの役割と責任の下に、良きパートナーとして連携してまちづくりに取り組むものとする。

第4章 情報の共有

(情報共有の原則)

第9条 市民と市は、まちづくりの基本原則を実現するために必要な情報を共有するものとする。

2 市民は、まちづくりに参加するために必要な市の保有する情報について、その提供を

受け、又は自ら取得する権利を有する。

(情報の提供)

第10条 市は、別に条例で定めるところにより、市民に対し市の保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供できるよう努めなければならない。

2 市は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう整理し、保存しなければならない。

第5章 まちづくりの基本的役割

(市民の役割)

第11条 市民は、自らの責務と地域社会の期待を自覚し、まちづくりに積極的に参加できるよう努めるものとする。

2 市民の一員である事業者は、まちづくりにおける社会参加活動に理解を深め、その活動の発展と促進に協力するよう努めるものとする。

(コミュニティの役割)

第12条 コミュニティは、地域社会の担い手として主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

(市の役割)

第13条 市は、まちづくりに関する活動及びその意思決定の過程において、市民が広く参加できる機会の確保に努めなければならない。

第6章 議会及び執行機関の責務

(議会の責務)

第14条 議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が市政の運営に適切に反映されるよう活動しなければならない。

2 議会は、市政が市民の意思を反映し、適切に運営されているか調査及び監視するとともに、その結果を市民に明らかにしなければならない。

3 議会は、議員が議会活動を活発に行えるように、その組織を機能的なものにしておかなければならない。

4 議会は、その活動を行うに当たり、市民に開かれたものにしてなければならない。

(市長の責務)

第15条 市長は、市の代表者として市の事務を管理し、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 市長は、まちづくりの基本理念に基づき、市民とともに自主・自立のまちづくりの推進に努め、市民の負託に応(こた)えなければならない。

3 市長は、市の職員を適切に指揮監督するとともに、その能力向上を図り、効率的な事務の執行を行わなければならない。

(執行機関の責務)

第16条 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 執行機関の組織は、市民に分かりやすく簡素で機能的なものとしておかなければならない。

3 職員は、常に研鑽(さん)に努めるとともに、市民の一員である立場からも自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

(説明責任)

第17条 市は、まちづくりに関する活動の内容及びその意思決定の過程について、市民に分かりやすく説明しなければならない。

(委員の市民公募)

第 18 条 市は、審議会等の附属機関及びこれに類するもの（以下これらを「附属機関等」という。）の委員を選任する場合は、その全部又は一部を公募により選任しなければならない。ただし、法令等の規定により公募に適さない場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 附属機関等の構成員については、男女の比率、他の附属機関等との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めなければならない。

（総合計画等の策定）

第 19 条 市は、基本構想及びこれを具体化するための基本計画（以下これらを「総合計画」という。）を、まちづくりの基本原則にのっとり策定しなければならない。

2 市は、総合計画の策定過程に広範な市民が参加できるよう努めなければならない。

3 市は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合及び計画相互間の調整を図らなければならない。

4 市は、総合計画その他の計画により進められたまちづくりに関して、市民の満足度の把握に努め、市民参加による行政評価を行い、必要な見直しを行わなければならない。

5 市は、総合計画と行政評価とが連動した予算編成及び執行に努め、健全な財政運営を図らなければならない。

第 7 章 市民投票

（市民投票）

第 20 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広く市民の意思を把握するための、市民投票を実施することができる。

(1) 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。

(2) 議会の議員から議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て市民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。

(3) 市長が自ら市民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。

2 市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度前項の条例で定める。

3 市民、議会及び市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

第 8 章 条例の改正

（条例の改正）

第 21 条 市は、この条例について、社会、経済等の情勢の変化等により、改正する必要が生じた場合は、遅滞なく改正しなければならない。

附 則

この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

羽咋市まちづくり基本条例

平成 14 年 12 月 26 日
条例第 37 号

羽咋市は、能登半島の入り口に位置し、海と山の豊かな自然に恵まれ、古来より歴史と文化を大切に受け継いできました。これらの恵まれた自然環境と伝統ある文化を暮らしに生かしながら、すべての市民が安心して快適に住むことができるよう市民主体によるまちづくりを進めていく必要があります。

私たちは、市民と市との話し合いの中から、市民一人ひとりが自ら考え、共に行動し、力を合わせてまちづくりに取り組むことが重要であると認識しました。

ここに、羽咋市のめざす市民自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、市民と市が協働によりまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

(条例の目的)

第 1 条 この条例は、本市のまちづくりに関して、市民と市がそれぞれの役割や責任を自覚し、互いに協力してまちづくりを進めるための基本的な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 協働 市民と市がそれぞれの役割を自覚し、自主的な行動に基づいて相互に補完し協力することをいう。
- (2) 地域社会団体 地域の包括的な課題等を解決したり、地域住民の連携を図るために活動する団体をいう。
- (3) 行政評価 市が市民に対する情報提供と説明責任を果たしながら、市の行う施策や個々の事務事業が、効率よく、また有効に行われているかどうかを客観的に評価することをいう。
- (4) 市民からの事前提言 市が総合計画をはじめ施策に関する重要な計画等を策定するとき、その内容をあらかじめ公表し、市民から意見提言を求めることをいう。

(まちづくりの原則)

第 3 条 市は、市民自治の実現のため、市民参加を基本とした行政運営を行わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、市民と市は、まちづくりに関する情報を共有し、協働してまちづくりを行うものとする。

(情報公開の義務)

第 4 条 市は、まちづくりを進めるため、さまざまな手段を通じて行政情報の公開、提供に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 5 条 市は、個人の権利や利益を守るため、個人に関する情報の保護に努めなければならない。

(説明責任)

第 6 条 市は、施策の決定、実施、評価にあたっては、その内容や必要性等をわかりやすく市民に説明する責任を有する。

(地域社会団体等との協働)

第 7 条 市は、地域のまちづくり活動に寄与する地域社会団体や公共性の高い営利を目的としない民間団体等と協働してまちづくりにあたるものとする。

(広域連携の推進)

第8条 市は、近隣等の自治体や研究機関と情報を交換し、相互理解を深め連携、協力を図るものとする。

(市民の権利と責務)

第9条 市民は、行政情報を知る権利を有し、常にまちづくりに参加する権利を有する。

2 前項における権利は、性別、年齢、心身の状況等に関わらず平等である。

3 市民は、まちづくりを担う主体であり、自らの責任と役割を自覚し、積極的にまちづくりに取り組むものとする。

(市長の役割と責務)

第10条 市長は、市民生活の安全を守り民主的にして能率的な行政運営を図るよう努めなければならない。

2 市長は、市民がまちづくりの諸活動に参加できるよう市民の知る権利と参加する権利を保障しなければならない。

3 市長は、市民の意見等を進んで聴く機会を設けるよう努めなければならない。

4 市長は、多様化する市民の行政需要に対応した行政運営を行うため、職員の能力や知識の向上を積極的に図らなければならない。

(職員の責務)

第11条 職員は、市民生活の向上をめざし、市民との協働の原則に基づき職務を遂行しなければならない。

2 職員は、地域の課題に対応する施策を立案し、実現する能力の向上に努めなければならない。

(議会の役割)

第12条 議会は、市民の負託に応え市民福祉の向上をめざし、この条例の理念を実現するため市民参加のまちづくりを推進する役割を担うものとする。

(総合計画等の策定と進行管理)

第13条 市は、総合的かつ長期的な行政運営を行うため総合計画を策定し、この計画に即して事業を実施しなければならない。

2 市は、総合計画を立案する場合は、広く市民参加を得て市民との協働により策定するものとする。

3 市は、総合計画が的確に実施されるよう計画の進行を管理する制度を設けるものとする。

4 市は、各分野ごとの計画を立案する場合は、総合計画に即して策定するものとする。

(財政の運営と公表)

第14条 市長は、予算の編成と執行においては、市の定めた総合計画に即して行わなければならない。

2 市は、総合計画の進行管理と行政評価を踏まえた財政運営の仕組みを確立するものとする。

3 市は、予算の内容や財政状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第15条 市は、能率的かつ効果的な行政運営をすすめるため市民参加のもと行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

(行政手続)

第16条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利や利益を保護するよう努めなければならない。

(市民からの事前提言)

第17条 市は、総合計画をはじめ施策に関する重要な計画等を策定するときは、市民から

の事前提言を受け、市民の意見を十分に反映させるよう努めなければならない。

(会議公開の原則)

第 18 条 市は、市の執行機関に置く附属機関等の会議を公開するよう努めなければならない。ただし、法令に定めのあるもの又はその会議が特定の団体や個人の権利や利益に関するもので、公開することが適当でないときなどは、公開を制限することができるものとする。

(委員の公募)

第 19 条 市は、市の執行機関に置く附属機関等の委員には、複数の公募の委員を置くよう努めなければならない。

(住民投票)

第 20 条 市長は、市民の生活に影響を与える重要な政策の決定や変更に関して、市民の意思を直接問う必要があると認めるときには、住民投票を行うことができる。

2 前項の場合において、住民投票の実施に関する手続きその他必要な事項は、別に条例で定めなければならない。

(条例の位置付け)

第 21 条 市は、他の条例や規則などにより、まちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

(条例の見直し)

第 22 条 市長は、この条例が市民参加のまちづくりに寄与するよう条例の施行後 4 年以内ごとに見直すものとする。

2 市長は、前項の見直しにより、市の施策について市民参加のまちづくりが進むよう必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

目次

前文

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 市民自治の基本理念（第4条）
- 第3章 市民と市民自治（第5条・第6条）
- 第4章 市民自治活動（第7条 - 第10条）
- 第5章 市議会（第11条）
- 第6章 市政運営（第12条 - 第15条）
- 第7章 住民投票（第16条・第17条）
- 第8章 市民自治推進委員会（第18条）

附則

武生市の豊かな自然環境は、わたしたちの生活に安らぎと潤いをもたらし、先人の英知と努力は、地域に産業を興し、輝かしい伝統や文化を培ってきました。

わたしたち市民は、この郷土を、希望を持って学び、働き、そして新しい命を育み、幸せに暮らすことができるまちとして発展させるとともに、日々の暮らしにおいては環境に配慮しつつ、将来にわたり持続可能な社会を目指さなければなりません。

市は、これまで、情報公開、個人情報保護、循環型社会の推進、男女共同参画や地域自治振興をはじめとする諸制度を整えながら、市民とともに考え行動していく協働の芽を育ててきました。

いま、社会の変革と分権型社会への移行とともに、自治体の役割と責任が拡大し、市民にあっても、自己決定・自己責任のもとに自らがまちづくりの担い手となる新しい自治の在り方が求められています。

わたしたち市民は、多様な社会経験と創造的な活動を生かし、ひとりの市民として、また組織の一員としてまちづくりにかかわる中で、市民自治を確立しなければなりません。

こうした認識のもと、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまち武生を市民の自覚と行動により築き上げることを決意し、ここに武生市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とします。

（条例の位置付け）

第2条 この条例を武生市の自治の基本となる条例として位置付け、その原理に基づき他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たらなければなりません。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 市内に住み、勤め若しくは通学する者又は市内に事務所を有する法人、市内で活動する組織その他の団体をいいます。

(2) 参画 政策の立案から実施に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わる

ことをいいます。

(3) 協働 共通の目的を持って課題解決を図ろうとするものが、それぞれの特性を尊重し、対等な立場で協力し取り組むことをいいます。

(4) 市民自治活動 市民が住みよいまちづくりを目指し、自主的に行う多様な公益活動をいいます。

(5) 町内会 町、字等の区域を単位とした自治組織をいいます。

(6) 地区組織 おおむね小学校の通学区域を単位とした自治組織をいいます。

第2章 市民自治の基本理念

(市民自治の基本理念)

第4条 わたしたち市民は、市政に

関する情報を共有し、自らの判断と責任の下に市政に参画し、協働することを基調とした市民自治を確立することを目指します。

第3章 市民と市民自治

(市民の権利)

第5条 わたしたち市民は、市民自治の主体であり、市政に参画し、その意思を表明する権利を有します。

2 わたしたち市民は、前項の権利の行使に際し、性別、年齢、信条、国籍等によるいかなる差別も受けません。

(市民の責務)

第6条 わたしたち市民は、市民自治の主体であることを自覚し、自らの発言及び行動に責任を持ち、市民自治を確かなものとするよう努めます。

第4章 市民自治活動

(市民自治活動の原則)

第7条 わたしたち市民は、家庭、職場及び地域社会の中で、市民自治を担う一員として公共の利益のために自らできることを考え行動します。

2 わたしたち市民は、市民自治活動において、男女が共に社会の対等な構成員としてその個性及び能力を発揮するものとします。

3 わたしたち市民は、同様の目的を有する個人及び組織との連携及び情報交換に努め、互いの活動を尊重します。

4 市民自治活動を行う団体は、民主的かつ自主的運営を行います。

(社会貢献活動)

第8条 わたしたち市民は、NPO(民間非営利組織)、ボランティア等による市民自治活動を通じ、それぞれの適切な役割のもとで社会貢献に努めます。

(地域の自治)

第9条 わたしたち市民は、各地域において、その歴史、文化等の地域的特性を生かした豊かなまちづくりを目指し、市と協働して組織的に市民自治活動を行い、地域の振興を図ります。

2 わたしたち市民は、町内会又は地区組織における活動を通して、安全で安心な住みよいまちづくりの実現に努めます。

3 町内会その他の地域の振興を図る組織の代表者は、その構成員の意思を尊重し、意見を取りまとめ、市との協働を円滑に図るよう努めます。

(市民自治活動の支援)

第10条 市は、市民自治活動が果たす役割及び重要性を認識し、その活動を守り育てるよう努めるものとします。

2 市は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、市民との相互理解を深め、信頼関

係を築くよう努めるものとします。

3 市は、その行政活動のうち、市民自治活動の特性を生かすことがより効果的であると判断される分野については、積極的に協働の機会を拡充するよう努めるものとします。

4 市は、市民自治活動を促進するため、情報の提供、相談、専門家の派遣その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

第5章 市議会

(市議会)

第11条 市議会は、市民の意思を代表し、議決権、調査権等を持つ合議制の意思決定機関として、民主的な市政の発展に寄与するものとします。

2 市議会は、開かれた議会運営のため、その保有する情報の公開及び市民との情報の共有に努めるものとします。

3 市議会議員は、自らの役割を深く自覚し、政治倫理の確立に努めるものとします。

第6章 市政運営

(市長の責務)

第12条 市長は、この条例を遵守し、市民自治の推進に努めるものとします。

2 市長は、総合的かつ計画的な市政の方針を明示し、その実現に向け職員を適切に指揮監督するとともに、職員の能力の向上を図り、効率的な行政運営に努めるものとします。

3 市長は、常に行政機構を見直し、機能的で簡素な組織づくりに努めるものとします。

(職員の責務)

第13条 職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民自治の本質を理解して、誠実に、公正かつ効率的な職務の遂行に努めるものとします。

(情報の公開及び提供)

第14条 市は、その保有する情報の積極的な公開及び提供を行うことにより、市民との情報の共有に努めるものとします。

2 市は、公正で透明な市政の実現を図るため、適切な時期に市政について分かりやすく市民に説明する責任を果たすものとします。

3 市は、情報の公開及び提供に際し、個人の権利及び利益が侵害されることがないよう個人情報の保護に必要な措置を講ずるものとします。

(行政評価)

第15条 市は、各年度における主要な施策の成果を明らかにするとともに、適切な評価を行い、その結果を事後の施策に反映させるよう努めるものとします。

第7章 住民投票

(住民投票の請求又は発議)

第16条 選挙権を有する市民(市議会議員及び市長の選挙権を有する者をいう。以下同じ。)は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票を求める条例の制定を請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

3 市長は、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

(住民投票の実施)

第17条 市長は、前条の規定による条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を実施するものとします。

2 前条第3項の条例による住民投票に参加できる者の資格として、必要に応じ、選挙権

を有する市民のほか次の各号に掲げる者のいずれか又は両方を加えることができます。

- (1) 市内に住所を有する年齢満20年未満の日本国籍を有する者
 - (2) 市内に住所を有する外国人(永住者、定住者等)
- 3 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関し必要な情報を市民に対して提供するものとします。
 - 4 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

第8章 市民自治推進委員会

(市民自治推進委員会)

第18条 市は、市民自治活動及び市民参画の推進を図るため、市民自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとします。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。
- 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。
- 4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重するものとします。
- 5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による10人以内の委員をもって構成し、当該委員は、市長が委嘱します。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げません。
- 7 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 8 委員会に関し必要な事項は、別に規則で定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第60号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)省略

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条 第 5 条)

第 2 章 市民総参加のまちづくりの方法(第 6 条 第 14 条)

第 3 章 市民総参加のまちづくりの推進体制等(第 15 条 第 17 条)

第 4 章 補則(第 18 条)

附則

私たちの住む岡谷市は、諏訪湖に面し、湖と四季を彩る山々に囲まれた風光明媚な自然に恵まれたまちです。

時代が移り変わっても、ものづくりのまちとして発展してきていますが、それを支えているのは、このまちに住む人々の先見性とたくましい起業家魂であり、今後も、こうした伝統の精神を大切にして、ものづくりを中心に豊かな産業を基盤とした活力のあるまちを築いていくことが必要です。

あわせて、恵まれた自然と景観を活かしたまちづくり、歴史に学び人と文化を育むまちづくりなど、岡谷市民憲章に掲げられたまちづくりの基本的な理念に沿って、あたたかい心でまじわり、魅力あふれる、住み続けたい、住んでみたいとの思いが高まるまちをつかっていくことが求められています。

そうしたまちづくりの主役は、私たち市民です。市政への市民の参加をさらに進め、市民と岡谷市が手を携えてまちづくりに取り組んでいくことが大切です。地方分権が進展する中で、自己決定、自己責任の原則のもと、個性豊かな特色のあるまちづくりを市民と岡谷市の協働により推進しなければなりません。

私たちは、このような認識のもとに、市民総参加のまちづくりの重要性を自覚し、より一層の推進を図ることにより、活気に満ちた将来に夢が持てるわくわくするまちを目指して、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が自主的かつ自発的にまちづくりに参加するための基本的事項を定めるとともに、市民と市の役割を明らかにすることによって、市民と市の協働による市民総参加のまちづくりをより一層推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民総参加のまちづくり 市民が自主的かつ自発的にまちづくりに参加すること並びに市の施策の立案及び実施に当たって広く市民の意見又は提言を反映させることにより、市民一人ひとりが市政に参加し、市民と市が協働してまちづくりを行うことをいう。
- (2) 市民 市内に在住、通勤、通学する者及び市内に事務所又は事業所を有する者その他団体をいう。
- (3) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき役割を認識し、相互に補完し、協力することをいう。

- (4) 市民懇話会 知識経験者等から意見を聴取し、又は提言を求め、市政に反映させることを主な目的として、市が設置する組織をいう。
- (5) 審議会 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関をいう。
- (6) 自由参加型市民会議 市民の自主的かつ自発的な取組により設置、運営され、市民総参加のまちづくりに協力する組織をいう。
- (7) 子ども会議 小中学生がまちづくりについて意見又は提言を発表する場として、市が開催する会議をいう。
- (8) 意見提出手続 市の基本的な施策を定める計画の策定及び市民生活に広く影響を及ぼす条例の制定等(以下「計画策定等」という。)の過程において、これらの案の趣旨、内容等を公表し、当該案について市民から提出された意見を計画策定等に反映させるための一連の手続をいう。
- (9) まちづくりバンク 市民が、まちづくりのために提供できる労力、技能及びアイデア等(以下「労力等」という。)を登録し、その登録された労力等を市民総参加のまちづくりを推進するために必要とする市民が活用できる制度で、市が開設し、運営するものをいう。

(市民総参加のまちづくりの基本原則)

第 3 条 市民総参加のまちづくりの基本原則は、次のとおりとする。

- (1) すべての市民が参加できること。
- (2) 市民の自主性及び自発性を尊重して行うこと。
- (3) 市民と市が対等の立場で、お互いを尊重し、協働して行うこと。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、まちづくりの主役であることを自覚し、市政に関心を深めるとともに、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市民相互の自由な発言を尊重し、主体的かつ民主的な市民総参加のまちづくりに努めるものとする。
- 3 市民は、市が行うまちづくりを担う人材の発掘、育成に協力するよう努めるものとする。
- 4 市民は、職場、家庭その他地域社会における様々な活動を通じ、岡谷市民憲章(昭和 46 年岡谷市告示第 30 号)に掲げられた基本的な理念に沿ったまちづくりの推進に努めるものとする。

(市の役割)

第 5 条 市は、市民の市政への関心を高め、まちづくりへの積極的な参加を促進するため、市政に関する情報の公開及び提供に努めなければならない。

- 2 市は、市民総参加のまちづくりの機会を積極的に市民に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう努めなければならない。
- 3 市は、施策の計画、実施結果その他市政全般について、市民に対し、適切な方法により説明するよう努めなければならない。
- 4 市は、市民の自主的かつ自発的なまちづくりを促進するとともに、まちづくりを行う市民との連携に努めるものとする。
- 5 市は、市民の協力を得て、まちづくりを担う人材を発掘し、育成するよう努めるものとする。

第 2 章 市民総参加のまちづくりの方法

(市民懇話会の設置)

第 6 条 市は、施策の立案及び実施に当たっては、必要に応じて市民懇話会を設置するものとする。

(審議会等の設置及び運営の方針)

第 7 条 市は、審議会並びに市民懇話会の設置及び運営に当たっては、委員の公募制度の導入、女性の積極的な委員登用、会議の原則公開等に努めるものとする。

(自由参加型市民会議との連携等)

第 8 条 市は、市民総参加のまちづくりを推進するため、自由参加型市民会議と連携するとともに、自由参加型市民会議の運営を支援するよう努めるものとする。

2 市は、施策の立案及び実施に当たっては、自由参加型市民会議の意見を聴取し、又は提言を求めるよう努めるものとする。

(子ども会議の開催)

第 9 条 市は、小中学生がまちづくりについて意見又は提言を発表するため、子ども会議を開催するよう努めるものとする。

2 子ども会議は、小中学生の自主的な取組により運営されるものとする。

3 市は、子ども会議が円滑に運営されるよう、必要な支援を行うものとする。

(意見提出手続の実施)

第 10 条 市は、計画策定等に当たっては、必要に応じて意見提出手続を行うものとする。

(まちづくりバンクの開設)

第 11 条 市は、まちづくりバンクを開設し、その有効な活用に努めるものとする。

(まちづくりのリーダーの育成)

第 12 条 市は、まちづくりに関する学習会の開催その他必要な措置を講じ、まちづくりのリーダーを育成するよう努めるものとする。

(生涯学習の機会の活用)

第 13 条 市は、市民総参加のまちづくりの推進に資するため、生涯学習の機会を活用するよう努めるものとする。

(その他の市民総参加のまちづくりの方法)

第 14 条 市は、本章に定めるもののほか、市民総参加のまちづくりを推進するに当たり、効果的な方法を積極的に行うよう努めるものとする。

第 3 章 市民総参加のまちづくりの推進体制等

(推進体制の整備)

第 15 条 市は、市民総参加のまちづくりの円滑な推進を図るため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(目標の提示)

第 16 条 市は、第 2 章に規定する市民総参加のまちづくりの方法を実施するに当たっては、具体的な目標を明らかにして行うよう努めるものとする。

(評価の実施)

第 17 条 市は、市民総参加のまちづくりの取組状況を評価し、その結果を公表するものとする。

2 市は、公表した評価の結果について、市民の意見を求めるよう努めるものとする。

第 4 章 補則

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東海市まちづくり基本条例

東海市は、知多半島の西北端に位置し、比較的温暖な気候に恵まれ、名古屋南部臨海工業地帯の一角を担いながら知多地区の拠点都市としての役割を果たしており、元気あふれるまちを目指す、輝かしい未来を持つまちです。

私たちは、この東海市を、市民ニーズの多様化、産業構造の変化、地方行政の役割変化などに対応しながら、個性豊かで活力に満ちた地域社会として実現することを共通の願いとして持っています。加えて、次世代に責任あるパトタッチを果たすことも市民の大切な責務であると考えています。

新世紀にふさわしいまちづくりは、市民の持つ豊かな社会経験、知識、創造性などを十分に生かし、市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、及び協力して進めることを基本とします。

このような認識の下に、地方自治の本旨にのっとり、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、市民と市がまちづくりの基本理念を共有し、協働・共創によるまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働・共創によるまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「協働・共創」とは、市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、及び協力して進めることをいう。

(基本理念)

第3条 本市のまちづくりは、協働・共創を基本とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 安心して暮らせるまちづくり
- (2) 快適に暮らせるまちづくり
- (3) いきいきと暮らせるまちづくり
- (4) ふれあいのあるまちづくり
- (5) 活力のあるまちづくり

(市民の権利)

第4条 市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参画する権利を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、第3条各号に掲げるまちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければならない。

2 市は、市民の主体的なまちづくり活動を促し、協働・共創によるまちづくりを進めなければならない。

3 市は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される地域の主体的なまちづくり活動を支援しなければならない。

(市長の責務)

第7条 市長は、市が保有する情報を知る権利及び市民のまちづくりに参画する権利を保障するとともに、これを実現するための施策を講じなければならない。

2 市長は、協働・共創によるまちづくりの仕組みを確立しなければならない。

3 市長は、多様な市民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の人材育成を図らなければならない。

(総合的な市政の推進)

第8条 市は、市民のニーズに的確にこたえ、まちづくりの基本理念に沿って、総合的な市政の運営に努めるものとする。

(総合計画等)

第9条 市は、まちづくりの基本理念に沿って、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)

を策定するものとする。

2 市は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。

3 市は、行政分野ごとの計画を、総合計画に即して策定するものとする。

(情報の共有、公開及び提供)

第10条 市は、保有する情報を市民と市が共有することが不可欠であるとの認識の下、取り扱わなければならない。

2 市は、保有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 市は、個人の権利利益が侵害されることのないように、個人情報の保護に努めなければならない。

(行政手続)

第12条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するよう努めなければならない。

(説明責任)

第13条 市は、施策の立案、決定及び実施に当たって、その必要性及び妥当性を市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

(行政評価)

第14条 市は、行政課題及び市民のニーズに対応した能率的かつ効果的な市政運営を進めるため、行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

(財政の仕組み)

第15条 市は、総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を市民に公表しなければならない。

(市民投票)

第16条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。

(市外の人々との交流)

第17条 市は、市外の人々に情報を発信し、及び市外の人々から情報を収集することにより交流を深め、市外の人々の知恵、意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(他の地方公共団体等との連携)

第18条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力を努めるものとする。

(この条例の位置付け)

第19条 市は、行政分野ごとの基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程によりまちづくりに関する制度を設ける場合においては、この条例に定める事項を

最大限に尊重しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東海市市民参画条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が主体的に市政に参画するための基本的な事項を定めることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民参画」とは、市の施策を立案し、及び決定する意思形成の過程から評価の段階に至るまで、市民が様々な形で市政に参画することをいう。

(基本理念)

第3条 市民参画は、市民がその豊かな社会経験及び知識並びに創造的な活動を通して、市政に参画し、協働・共創により、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを基本理念とし、行われるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、市民参画の基本理念にのっとり、積極的に市政に参画するよう努めなければならない。

(市長の責務)

第5条 市長は、市民自らが市政について考え、行動することができるよう、市の保有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。

2 市長は、市民参画の機会の拡大のための具体的な措置を講じなければならない。

3 市長は、市民から幅広く意見や提案を求める制度を充実させ、市民の意思が反映された市政の運営に努めなければならない。

(会議の公開)

第6条 市の執行機関は、当該執行機関に置く審議会その他の附属機関等の会議を公開するよう努めなければならない。

(委員の公募)

第7条 市の執行機関は、審議会その他の附属機関等の委員に市民を委嘱する場合は、公募により選考するよう努めなければならない。

2 前項の公募による委員の選考に関する事項については、別に条例で定める。

(市民投票)

第8条 市長は、市民生活にかかわる重要な事項に関して、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。

2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高浜市住民投票条例

平成 14 年 7 月 9 日
条例第 33 号

高浜市住民投票条例(平成 12 年高浜市条例第 41 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項に係る意思決定について、市民による直接投票(以下「住民投票」という。)の制度を設けることにより、これによって示された市民の総意を市政に的確に反映し、もって公正で民主的な市政の運営及び市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市政運営上の重要事項」とは、市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 市の権限に属さない事項
- (2) 議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項
- (4) 市の組織、人事及び財務に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

(住民投票の請求及び発議)

第 3 条 第 11 条の規定による投票資格者名簿の登録が行われた日において当該投票資格者名簿に登録されている者は、市政運営上の重要事項について、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。

- 2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 6 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで及び第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例によるものとする。
- 3 市議会は、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政運営上の重要事項について、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。
- 4 市長は、市政運営上の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。
- 5 市長は、第 1 項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」という。)若しくは第 3 項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき、又は前項の規定により自ら住民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、高浜市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の委員長にその旨を通知しなければならない。
- 6 市長は、住民投票に係る市民請求又は議会請求があったときは、その請求の内容が前条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票の実施を拒否することができないものとする。

(条例の制定又は改廃に係る市民請求の特例)

第 4 条 条例の制定又は改廃に係る市民請求は、地方自治法第 74 条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求を行った場合において、同条第 3 項の結果に不服があるときについてのみ行うことができる。

(住民投票の形式)

第 5 条 第 3 条に規定する市民請求、議会請求及び市長の発議(以下「市民請求等」という。)による住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議されたものでなければならない。

(住民投票の執行)

第 6 条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(選挙管理委員会の事務)

第 7 条 選挙管理委員会は、前条第 2 項の規定により委任を受けた住民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとする。

(投票資格者)

第 8 条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 月以上高浜市に住所を有するもの

(2) 年齢満 18 年以上の永住外国人で、引き続き 3 月以上高浜市に住所を有するもの

2 前項第 2 号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める特別永住者

(投票資格者名簿の調製等)

第 9 条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調製し、及び保管する任に当たるものとする。

2 投票資格者名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、それぞれの住民投票を通じて 1 の名簿とする。

3 選挙管理委員会は、毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月(以下「登録月」という。)並びに住民投票を行う場合には、投票資格者名簿の登録を行うものとする。

4 投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載をするものとする。

(被登録資格)

第 10 条 投票資格者名簿の登録は、高浜市に住所を有する者のうち、次の各号に掲げる投票資格者の区分に応じ、当該各号に定める者について行うものとする。

(1) 年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者 その者に係る高浜市の住民票が作成された日(他の市町村から高浜市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き 3 月以上高浜市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 年齢満 18 年以上の永住外国人 高浜市に引き続き 3 月以上住所を有する者(外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が高浜市にあり、かつ、同項の登録の日(同法第 8 条第 1 項の申請に基づく同条第 6 項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から 3 月以上経過している者に限る。)であって、規則で定めるところにより、文書で選挙管理委員会に登録の申請をしたもの

(登録)

第 11 条 選挙管理委員会は、登録月の 1 日現在により、投票資格者名簿に登録される資格

を有する者を当該登録月の2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、登録月の1日から7日までの間に住民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要があると認める場合にあっては、登録の日を繰り延べて定めることができる。

- 2 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、第13条第2項の規定による当該住民投票の告示の日の前日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

(住民投票の請求に必要な署名数の告示)

第12条 選挙管理委員会は、前条の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の3分の1の数を告示しなければならない。

(住民投票の期日)

第13条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、選挙管理委員会に対して第3条第5項の規定による通知があった日から起算して60日を経過した日から最も近い日曜日(以下「指定日」という。)とする。ただし、当該指定日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、愛知県の議会の議員若しくは長の選挙又は高浜市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。

- 2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を確定したときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

(投票所等)

第14条 投票所及び第19条第1項に規定する期日前投票における投票所(以下「期日前投票所」という。)は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

- 2 選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を、前条第2項の規定による住民投票の告示の日に期日前投票所をそれぞれ告示しなければならない。

(平16条例8・一部改正)

(投票資格者名簿の登録と投票)

第15条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

- 2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(投票資格者でない者の投票)

第16条 投票日の当日(第19条第1項に規定する期日前投票にあっては、投票をしようとする日)に、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(平16条例8・一部改正)

(投票の方法)

第17条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

- 2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自らの記号を記載しなければならない。

- 3 前項及び第20条第4号の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙にの記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申請し、代理投票をすることができる。

(平16条例8・一部改正)

(投票所における投票)

第18条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(期日前投票等)

第 19 条 投票日の当日、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

- (1) 職務若しくは業務又は用務に従事すること。
 - (2) 高浜市の区域外に旅行又は滞在をすること。
 - (3) 疾病、負傷、妊娠、出産、老衰その他身体の障害のため歩行が困難であること。
 - (4) 高浜市の区域外の住所に居住していること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者による同法第 2 条第 2 項に規定する信書便により送付する方法により投票を行うことができる。
- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 4 条に規定する身体障害者であって、規則で定めるもの
 - (2) 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者であって、規則で定めるもの
 - (3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく要介護認定において要介護 4 又は要介護 5 と認定されている者
 - (4) 高浜市の区域外の住所に居住している者
 - (5) 疾病、負傷、妊娠、出産、障害その他の理由により高浜市の区域外にある病院その他の施設に入院又は入所している者
- 3 前項第 1 号及び第 2 号に定める投票人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして規則で定めるものは、第 17 条第 2 項及び次条第 4 号の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者(投票資格者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができる。

(平 16 条例 8・一部改正)

(無効投票)

第 20 条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) の記号以外の事項を記載したもの
- (3) の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) の記号を自ら記載しないもの
- (5) の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (6) の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (7) 白紙投票

(平 16 条例 8・一部改正)

(情報の提供)

第 21 条 選挙管理委員会は、第 13 条第 2 項の規定による住民投票の告示の日から当該住民投票の投票日の 2 日前までに、当該住民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び同項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を公報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。

2 市長は、住民投票の告示の日から投票日の前日までの間、当該住民投票に係る請求又は

発議の内容を記載した文書の写し及び請求又は発議の事案に係る計画案その他行政上の資料で公開することができるものについて、一般の縦覧に供するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。

(投票運動)

第22条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(住民投票の成立要件等)

第23条 住民投票は、1の事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

- 2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとする。

(投票結果の告示等)

第24条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に報告しなければならない。

- 2 市長は、市民請求に係る住民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第25条 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民請求等の制限期間)

第26条 この条例による住民投票が実施された場合(第23条第1項の規定により住民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。

(投票及び開票)

第27条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)並びに高浜市公職選挙管理規程(昭和50年高浜市選挙管理委員会規程第1号)の規定の例による。

(平16条例8・一部改正)

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の高浜市住民投票条例第9条第3項の規定に基づき告示されている住民投票については、なお従前の例による。
- 3 この条例の規定による永住外国人に係る投票資格者名簿への登録の申請その他の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成16年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

京都市市民参加推進条例

1200年を超える歴史の中で、京都は、世界に誇るべき「都市の自治」をはぐくみ、自治の伝統に培われた市民の多様な活動及び市政への参加により、自立性の高い活力あふれるまちとして発展してきた。

21世紀においても、京都が有する多様かつ豊かな蓄積を輝きに変え、個性豊かな魅力あふれるまちとして、京都が発展し続けるためには、事業者、市民活動団体等を含むすべての市民が、その持てる力を存分に発揮し、地域社会の一員として、自覚と責任を持って、まちづくりを進めるとともに、市政に積極的に参加し、協働の成果を挙げることが必要である。

本市は、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、市民の市政への参加と市民による自主的なまちづくりについて、これらを市政運営の基本原則とし、基本理念を定め、並びに本市及び市民の責務を明らかにするとともに、多様な参加の機会を確保することにより、本市と市民とのパートナーシップに基づく市政の推進を図り、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市及び市民が共に市民参加（市民が市政に参加し、及びまちづくりの活動を行うことをいう。以下同じ。）を推進するための基本的事項を定めることにより、市民の知恵と力を生かした市政及び個性豊かなまちづくりの推進に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民参加は、本市と市民との協働（自らの果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。以下同じ。）の精神に基づき、市民による市政への参加とまちづくりの活動とが相まって、推進されなければならない。

2 市民参加は、市民の豊かな社会経験及び創造的な活動が尊重されるとともに、市民の福祉の増進及び市政運営の効率性が確保されることを基本として推進されなければならない。

3 市長その他の本市の行政機関は、市民参加の推進に当たっては、市会の権限及び役割を尊重しなければならない。

(本市等の責務)

第3条 本市は、京都市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の提供及び公開を推進することにより、政策の形成、実施及び評価の一連の過程における透明性を向上させるとともに、政策の目的、内容、効果等を市民に分かりやすく説明する責務を果たし、もって市民がこれら一連の過程において市政に参加することができるよう、その機会の確保に努めなければならない。

2 本市は、市政に関する市民の意見、提案等を総合的に検討し、これらに誠実に応答するとともに、それらの内容を市政に適切に反映させるよう努めなければならない。

3 本市は、市民による自主的なまちづくりの活動について、これを尊重しつつ、必要な支援を行うとともに、市民との協働に努めなければならない。

4 本市の職員は、基本理念にのっとり、あらゆる職務について、市民参加の推進を図る視点に立ち、公正かつ誠実にこれを遂行しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、市政に関する情報並びに政策の形成、実施及び評価の一連の過程における参加の機会を活用することにより、積極的に市政に参加するよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むことを通じて、まちづくりの活動を推進するよう努めるものとする。

3 市民は、市民参加の推進に当たっては、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、本市との協働及び市民相互の協働に努めるものとする。

(市民活動団体の責務)

第5条 市民活動団体(ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。以下同じ。)は、その活動を通じて、本市及び市民との協働を図り、市民参加の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、その社会的な役割の重要性にかんがみ、積極的に事業運営の状況等について市民に説明する等組織及び活動の透明性の向上に努めるものとする。

(市民参加推進計画)

第6条 市長は、市民参加を総合的に推進するための計画(以下「市民参加推進計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、市民参加推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 市長は、毎年度、市民参加推進計画に基づき講じる施策の実施計画及びその実施状況を市会に報告しなければならない。

4 市長は、市民参加の推進状況等を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、市民参加推進計画を見直さなければならない。

(審議会等の会議の公開)

第7条 審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体(以下「審議会等」という。)の会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報(京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。)が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

2 審議会等の会議を招集する者は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により公開した会議については、会議録を作成し、これを公表しなければならない。

(委員の選任)

第8条 市長その他の執行機関、公営企業管理者及び消防長(以下「市長等」という。)は、審議会等の委員を委嘱するに当たっては、民意を適切に反映させるため、多様な人材を登用しなければならない。

2 市長等は、審議会等の委員を委嘱するに当たっては、市民の市政への参加意欲を高めるとともに、審議会等の会議において広く市民の意見が反映されるよう、委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

(市政への参加の手続)

第9条 市長等は、政策の形成、実施及び評価の一連の過程において、公聴会、ワークショップ(本市及び市民による自由な議論により、政策、施策又は事業(以下「政策等」という。)の方針、内容等に関する意見を集約するための会合をいう。)その他の市政への参加の手続のうち、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

2 市長等は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃、重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリック・コメント手続(政策等について、

その目的，内容その他の事項を公表し，広く市民の意見を募集し，当該意見に対する本市の見解を公表し，当該意見を勧告して意思決定を行う手続をいう。以下同じ。)を行わなければならない。

3 パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は，別に定める。

(まちづくりの活動の支援)

第10条 市長は，情報の提供，相談，専門家の派遣，活動拠点の確保等市民による自主的なまちづくりの活動を促進するために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，市規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が定めた京都市市民参加推進計画は，第6条第1項の規定により定められた市民参加推進計画とみなす。この場合において，同条第4項に規定する期間は，この条例の施行の日から起算する。

岸和田市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第3条）

第2章 市民及び事業者の権利及び責務（第4条 - 第7条）

第3章 市議会（第8条 - 第10条）

第4章 市長、他の執行機関及び職員の責務（第11条 - 第13条）

第5章 コミュニティ活動（第14条・第15条）

第6章 協働及び参画（第16条 - 第20条）

第7章 市政運営の原則（第21条 - 第29条）

第8章 国、大阪府、他の地方公共団体及び関係機関との関係（第30条・第31条）

第9章 最高規範性（第32条）

第10章 条例の見直し等（第33条・第34条）

附則

前文

私たちは、茅渟の海から和泉葛城の山に至る美しく豊かな自然に対して深い愛着を抱いています。青い海と空をこよなく愛し、水の恵みと大地の実りへの感謝の気持ちを忘れず、その源となる山々への畏敬の念を胸に強く刻み込んできました。

私たちのまちには、この恵まれた地勢をいかした農業や林業、水産業を中心としながら、一方で、地場産業を育み、工業化を進め、都市として発展してきました。

また、城下町としての歴史と伝統が息づき、だんじり祭りをはじめとした伝統行事や民俗文化が継承されてきています。

私たちは、いにしえより先人たちが守り続けてきたこれらの自然と、おこし育ててきた産業や伝統、培われてきた文化を受け継ぎ、次世代へ引き継いでいかなければなりません。

これらを礎としながら、平和を願い、次代を担う子どもたちを育み、それぞれの責任と役割を自覚し、助け合いながら、一人ひとりの命の尊さや人間の尊厳を認識し、すべての人権を尊重する豊かなまちづくりに取り組んでいきます。

私たちは、市民が自治の主体、市政の主権者であることを認識し、自らの地域は自らの手で築いていこうとする意思を明確にし、自ら考え、行動することで、常に安心していつまでも住み続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会、すなわち「市民自治都市」の実現を目指します。

今、ここに「市民自治都市」を実現していくための基本原理として岸和田市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、岸和田市における自治の基本理念を明らかにし、市民及び事業者の権利及び責務並びに市長及び議会の権能及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治都市を実現し、市民福祉の向上を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。
- (4) 協働 市民、事業者及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら協力しあうことをいう。

(基本原則)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げることをこの条例の基本原則とする。

- (1) 市民、事業者及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有しあうこと。
- (3) 市民は、市政への参画の機会が保障されること。
- (4) 市民、事業者及び市は、協働してまちづくりを行うこと。
- (5) 市民の公益的活動は、自主性を基本とし、尊重されること。

第2章 市民及び事業者の権利及び責務

(市民の権利)

第4条 市民は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

- 2 前項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

(市民の責務)

第5条 市民は、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努める。

- 2 市民は、持続可能なまちづくりを進めるため、環境の保全に努める。
- 3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努める。

(事業者の権利)

第6条 事業者は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利を有する。

- 2 前項に規定する事業者の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。

- 2 事業者は、社会的な役割を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るよう努める。

第3章 市議会

(議会の権能)

第8条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に関する事項で別に法令及び条例で定められた事項について議決する。

- 2 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する権能を果たさなければならない。

(議会の責務)

第9条 議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努める。

- 2 議会は、自らの権能と責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割を明

確にするよう努める。

(議員の責務)

第 10 条 議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明するよう努める。

2 議員は、市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努める。

3 議員は、市民福祉の向上のため、第 8 条に規定する議会の権能を踏まえ、前条に規定する議会の責務及び前 2 項に規定する議員の責務を果たすよう努める。

第 4 章 市長、他の執行機関及び職員の責務

(市長の責務)

第 11 条 市長は、市政の代表者として、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。

3 市長は、人材の育成を図るとともに、職員を指揮監督し、その能力を評価し、適正に配置するよう努めなければならない。

(他の執行機関の責務)

第 12 条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営に当たらなければならない。

(職員の責務)

第 13 条 職員は、市民本位の立場に立ち、公正かつ誠実で効率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。

3 職員は、職務についての必要な知識や技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たっては、創意工夫に努めなければならない。

第 5 章 コミュニティ活動

(コミュニティ活動)

第 14 条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努める。

2 市長は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動(以下「コミュニティ活動」という。)の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。

(地区市民協議会)

第 15 条 市民は、前条に規定するコミュニティ活動を小学校区単位で実現するための組織として、地区市民協議会を設立することができる。

2 地区市民協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、町会、自治会その他の組織と連携しながら協力してまちづくりを行う。

第 6 章 協働及び参画

(協働)

第 16 条 市民、事業者及び市は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努める。

2 市は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民及び事業者の自発的な活動を支援するよう努める。この場合において、市の支援は、市民及び事業者の自主性を損なうものであってはならない。

(参画)

第 17 条 市は、意見聴取その他の多様な制度を設け、又は施策を講じることで、市民が参

画する機会を保障しなければならない。

2 市は、市民が参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

(意見聴取制度)

第 18 条 市長及び他の執行機関は、次の各号に掲げる事項のうち市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければならない。

(1) 計画の策定、変更又は廃止

(2) 条例の制定、改正又は廃止

(3) 施策の実施、変更又は廃止

2 市長及び他の執行機関は、前項の規定により意見を求めるときは、適切な方法を選択し、市民から提示された意見に対して回答し、これを公表しなければならない。

3 前 2 項に規定する意見の聴取に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

(審議会等の運営)

第 19 条 市長及び他の執行機関は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を選任する場合は、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則としてその一部を市民からの公募により行わなければならない。

2 市長及び他の執行機関は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

3 前 2 項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

(住民投票)

第 20 条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち 18 歳以上の者が、その総数の 4 分の 1 以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。

2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち 18 歳以上の者とする。

3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

第 7 章 市政運営の原則

(情報の共有)

第 21 条 市は、市政に関する情報を積極的に提供することにより、市民との情報の共有に努めなければならない。

(個人情報保護)

第 22 条 市は、別に条例に定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しなければならない。

2 市は、収集した個人情報に関しては、厳重にこれを管理し、原則として本人以外に開示してはならない。

(説明責任)

第 23 条 市長及び他の執行機関は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果等について市民にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。

(総合計画)

第 24 条 市は、この条例の理念にのっとり、市政の運営を図るための総合的な計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。

- 2 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。
- 3 市長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。

(組織)

第 25 条 市は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組織の編成に努め、常にその見直しに努めなければならない。

- 2 市は、効率的かつ効果的に組織を運営しなければならない。

(法務)

第 26 条 市は、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、法令の調査研究を重ね、自主的かつ適正な解釈に努めなければならない。

- 2 市は、地域の特色をいかした政策を実現するため、条例制定権の活用に努めなければならない。

(財政)

第 27 条 市長及び他の執行機関は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づき、健全で持続可能な財政運営を行わなければならない。

- 2 市長は、市及び市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人その他の団体については、その財政状況を一体的に捉え、市民にわかりやすく公表しなければならない。
- 3 市長は、市政運営の透明性を確保するため、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 10 分の 1 以上 2 分の 1 未満の割合で出資している法人その他の団体については、その財政状況を市民にわかりやすく公表するよう努めなければならない。
- 4 市長及び他の執行機関は、市が保有する財産を明らかにし、適正に管理するとともに効果的に活用しなければならない。

(行政評価)

第 28 条 市長は、総合計画に基づき実施し、又は実施しようとする施策等については、その成果及び到達度を明らかにするため、行政評価を実施し、その結果を公表しなければならない。

- 2 市長は、行政評価の結果に基づき、施策等を見直すとともに、総合計画の進行管理及び予算の編成に反映させなければならない。

(外部機関その他第三者による監査)

第 29 条 市は、適正で、効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者(以下「外部機関等」という。)に監査を実施させることができる。

- 2 住民は、前項に規定する目的を達成するため、市に対して監査委員に代えて外部機関等による監査の実施を請求することができる。
- 3 市は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させることができ、その結果を公表するものとする。ただし、監査を実施させないときはその理由を公表するものとする。
- 4 前 3 項に規定する外部機関等による監査の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

第 8 章 国、大阪府、他の地方公共団体及び関係機関との関係

(国及び大阪府との関係)

第 30 条 市は、国及び大阪府と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努める。

(他の地方公共団体及び関係機関との関係)

第 31 条 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、

自主性を保持しつつお互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努める。

- 2 市は、前項に規定する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができる。

第9章 最高規範性

(最高規範性)

第32条 この条例は、市民自治及び市政に関する最高規範であり、市民、事業者及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。

- 2 市は、この条例の理念にのっとり、市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例及び規則等の体系化を図らなければならない。

第10章 条例の見直し等

(条例の見直し)

第33条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

- 3 市長は、第1項に規定する検討及び前項に規定する必要な措置を講じるに当たっては、市民の意見を聴取しなければならない。

(その他)

第34条 この条例の施行に関し、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

池田市公益活動促進に関する条例

平成 13 年 4 月 2 日
条例第 14 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 8 条)
- 第 2 章 登録制度(第 9 条 第 13 条)
- 第 3 章 池田市公益活動促進協議会(第 14 条 第 17 条)
- 第 4 章 池田市立公益活動促進センター(第 18 条 第 30 条)
- 第 5 章 池田市公益活動促進基金(第 31 条 第 38 条)
- 第 6 章 雑則(第 39 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、公益活動の果たす役割の重要性に鑑み、公益活動の促進に当たつての基本理念、基本的施策等を定めることにより、自主的かつ主体的な公益活動を促進するとともに、行政と公益活動団体との協働を推進し、もつて自立した市民が自主的、主体的に活動し、お互いに多様な価値観を認め合いながら共に支えあつて生活を営む市民社会を実現し、活力ある豊かな地域づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「公益活動」とは、市民が行い、又は市民のために行われる自発的かつ自立的な活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (5) 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの行うもの

2 この条例において「公益活動団体」とは、公益活動を継続的に行う法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 市が公益活動を支援するに当たつては、その活動の自主性、主体性を尊重するとともに、支援の内容及び手続きについて、公平かつ公正で透明性の高いものでなければならない。

2 市と公益活動団体が、公益活動を協働して行うに当たつては、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力し、及び協調するものとする。

(市の役割)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念に基づいて、公益活動の促進に関する施策の実施に努めるものとする。

2 市は、国、大阪府、池田市社会福祉協議会等の関係機関と相互に連携して公益活動を促進するものとする。

(公益活動を行うものの役割)

第 5 条 公益活動を行うものは、その活動の有する社会的責任を自覚し、広く市民に理解されるよう努めるものとする。

2 寄付等を受けて公益活動を行うものは、その活動内容を利害関係者等に説明するよう努めるものとする。

3 市と協働する公益活動団体は、市民の福祉の向上に努めるものとする。

(市民の役割)

第 6 条 市民は、公益活動に対して理解を深めるとともに、必要に応じて協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 7 条 事業者は、地域社会の構成員として自ら公益活動を行うとともに、公益活動に対して理解を深め、その活動に協力し、支援するよう努めるものとする。

(市の施策)

第 8 条 市は、公益活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、公益活動の促進に関する基本的な方針を策定するものとする。

2 市は、公益活動の促進に関する施策の適切な実施に資するため、市民及び公益活動団体の意見を前項に規定する基本的な方針及びそれに基づく市の施策に反映させるよう努めるものとする。

第 2 章 登録制度

(登録)

第 9 条 公益活動団体は、次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出して、登録を申請することができる。

- (1) 団体の名称及び代表者名
- (2) 規約又は会則
- (3) 団体の目的及び活動内容
- (4) 主たる事務所又は連絡先及び主な活動地域
- (5) 会員名及び会員の資格得喪に関する事項
- (6) 会計に関する事項
- (7) 市と協働することのできる事業
- (8) その他必要な事項

2 市長は、前項の登録の申請があつたときは、当該申請の内容について、第 14 条に規定する池田市公益活動促進協議会の意見を聞き、これを尊重するものとする。

3 市長は、第 1 項の申請をした団体が、公益活動団体であり、かつ、市と協働するにふさわしい団体であると認めるときは、登録しなければならない。

4 市長は、登録の基準を策定し、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

5 公益活動団体は、市の事務を受託しようとするときは、あらかじめ市に登録するものとする。

(登録の変更届)

第 10 条 前条第 3 項の規定により登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、同条第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第 11 条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 14 条に規定する池田市公益活動促進協議会の意見を聞いて、その登録を抹消することができる。

- (1) 公益活動団体でなくなつたとき。

- (2) 登録事項に虚偽の事項があつたとき。
- (3) 公益活動団体として著しく逸脱した行為があつたとき。
- (4) 市の助成金、委託料に関して著しく不当な行為をしたとき。
- (5) 解散したとき。
- (6) その他市長が抹消を相当と認めるとき。

(登録の通知)

第 12 条 市長は、登録をしたときはその旨を、登録を拒否又は抹消したときはその旨及びその理由を当該団体に書面により通知しなければならない。

(登録情報の公開)

第 13 条 登録団体は、毎年、市長にその活動内容を報告しなければならない。

2 市長は、毎年、登録団体に係る情報について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

第 3 章 池田市公益活動促進協議会

(設置)

第 14 条 公益活動を促進するため、池田市公益活動促進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 15 条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから組織する。

- (1) 市民
- (2) 公益活動に知識又は経験を有する者
- (3) 市内の事業者
- (4) その他市長が適当と認める者

(業務)

第 16 条 協議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 市の公益活動の促進に関する支援及び協働の施策について提言を行うこと。
- (2) 公益活動に関して公益活動団体及び事業者へ助言をすること。
- (3) 公益活動の促進のための人材の育成及び普及啓発に関すること。
- (4) 公益活動に係る情報提供、調査研究及び需給調整に関すること。
- (5) 公益活動を行うものの顕彰に関すること。
- (6) その他公益活動の促進に必要な事項

2 市長は、協議会から前項第 1 号の規定に基づく提言が提出された場合は、これを尊重するものとする。

3 協議会の活動内容等については、毎年、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(運営)

第 17 条 前 3 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が自ら定めることとする。

2 市長は、協議会の組織及び運営について、その設置目的に照らして、明らかに不当であると認めるときは、協議会に対し、改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

第 4 章 池田市立公益活動促進センター

(設置)

第 18 条 公益活動を促進するため、公益活動促進センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 19 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
池田市立公益活動促進センター	池田市栄本町 1 番 8 号

(指定管理者による管理)

第 20 条 センターの管理は、法人その他の団体であつて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(平 15 条例 25・追加)

(指定管理者が行う業務)

第 21 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の許可に関する業務
- (2) センターの管理に関する業務

(平 15 条例 25・追加)

(指定管理者の指定の申請)

第 22 条 第 20 条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書及び市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(平 15 条例 25・追加)

(指定管理者の指定)

第 23 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、同条の規定により提出された書類を審査し指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(平 15 条例 25・追加)

(指定の取消し等に係る賠償)

第 24 条 法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(平 15 条例 25・追加)

(開館時間及び休館日)

第 25 条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(平 15 条例 25・追加)

(使用者の範囲)

第 26 条 センターを使用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 公益活動を行い、又は行おうとするもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(平 15 条例 25・旧第 20 条繰下)

(使用の制限)

第 27 条 指定管理者は、センターを使用するもの(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を制限することができる。

- (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの設置の目的に反した使用をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があるときは、使用者その他関係者に対して必要な指示をすることができる。

(平 15 条例 25・旧第 21 条繰下・一部改正)

(原状回復義務)

第 28 条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は前条の規定により施設等の使用を制限されたときは、施設等を原状に回復しなければならない。

(平 15 条例 25・旧第 22 条繰下)

(損害賠償)

第 29 条 使用者は、施設等を破損し、又は滅失したときは、指定管理者の指示に従い当該施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平 15 条例 25・旧第 23 条繰下・一部改正)

(他の公共施設の使用への配慮)

第 30 条 市長は、登録団体が、公益活動を行い、又は行おうとするために市の設置する他の公共施設を使用する場合、当該施設の設置の目的に反しない限りで、特別の配慮をするものとする。

(平 15 条例 25・旧第 25 条繰下)

第 5 章 池田市公益活動促進基金

(設置)

第 31 条 公益活動の促進に要する経費に充てるため、池田市公益活動促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平 15 条例 25・旧第 26 条繰下)

(積立て)

第 32 条 基金として積み立てる額は、公益活動の促進のために贈られた寄付金及び予算に定める額とする。

2 前項の予算に定める額は、市民から、市及び市長の指定する登録団体に対して、公益活動の促進のために贈られた寄付金の額を基準として、規則で定めるところにより、算定するものとする。

(平 15 条例 25・旧第 27 条繰下)

(管理)

第 33 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(平 15 条例 25・旧第 28 条繰下)

(運用益金の処理)

第 34 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入し、又は第 31 条に規定する経費に充てるものとする。

(平 15 条例 25・旧第 29 条繰下・一部改正)

(繰替運用)

第 35 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平 15 条例 25・旧第 30 条繰下)

(処分)

第 36 条 基金は、第 31 条に規定する経費に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

(平 15 条例 25・旧第 31 条繰下・一部改正)

(助成)

第 37 条 市は、基金及び基金の運用から生ずる収益を財源として、登録団体の公益活動に対して、助成をすることができる。

2 市長は、前項の助成をする場合には、協議会の意見を聞き、これを尊重するものとする。

(平 15 条例 25・旧第 32 条繰下)

(情報公開)

第 38 条 前条第 1 項の助成を受けた団体は、当該助成に係る事業について、活動実績報告書、収支決算書等の関係書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、毎年、基金の運用状況及び助成の実施状況について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(平 15 条例 25・旧第 33 条繰下)

第 6 章 雑則

(委任)

第 39 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 15 条例 25・旧第 34 条繰下)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例中登録に関する規定及び第 4 章の規定は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 13 年規則第 30 号で、登録に関する規定は平成 13 年 5 月 1 日、第 4 章の規定は同年 7 月 1 日から施行)

2 第 27 条第 2 項の規定は、平成 14 年度の予算から適用する。

附 則(平成 15 年 12 月 24 日条例第 25 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

箕面市まちづくり理念条例

平成九年三月三十一日
条例第四号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 市民主体のまちづくり(第三条・第四条)
- 第三章 健康と福祉のまちづくり(第五条)
- 第四章 文化創造のまちづくり(第六条・第七条)
- 第五章 地球環境を視野に入れたまちづくり(第八条)
- 第六章 個性あるまちづくり(第九条・第十条)
- 第七章 安全なまちづくり(第十一条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、市の目指すまちづくりの理念を明らかにすることによって、基本的人権と良好な環境を大切にす風土をはぐくみ、市及び市民が協働してまちづくりを推進することを目的とする。

(まちづくり規範)

第二条 市及び市民は、前条の目的を達成するため、次に掲げる規範に基づき、それぞれの役割と責務に応じ、行動するよう努めるものとする。

- 一 まちづくりは、すべての人の基本的人権の尊重のもとに進める。
- 二 まちづくりは、市と市民との信頼を深めることにより進める。
- 三 まちづくりは、市民相互の信頼及び社会連帯を深めることにより進める。
- 四 まちづくりは、文化の多様性を尊重して進める。
- 五 まちづくりは、地球環境保全の視点から進める。
- 六 まちづくりは、都市の個性を表現するものとして進める。

第二章 市民主体のまちづくり

(まちづくりの主体)

第三条 市民は、まちづくりの主体であって、まちづくりに参加することにおいて平等であり、市民相互に協働するとともに、市と協働してまちづくりの推進に努めるものとする。

(市民参加のまちづくり)

第四条 市長は、市民がまちづくりに参加することができるように、その条件の整備及び情報の公開に努めるものとする。

2 市長は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の形成を図るため、自主・自立のまちづくりに努めるものとする。

第三章 健康と福祉のまちづくり

(健康と福祉のまちづくり)

第五条 市及び市民は、福祉の向上を図るため、地域社会における市民の社会連帯を深めるよう努めるものとする。

2 市長は、市民の健康増進、生活援助及び社会参加を進めるとともに、都市環境整備に当たっては、市民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりに努めるものとする。

第四章 文化創造のまちづくり

(文化創造のまちづくり)

第六条 市民は、感動を分かち合える文化創造のまちづくりに努めるものとする。

2 市民は、市民生活に潤いと豊かさをもたらす自然の恵み及び歴史の継承並びに伝統文化の保護及び継承に努めるものとする。

(文化創造への支援)

第七条 市長は、市民の文化創造を活性化するために生涯学習の機会の増大を図るよう努めるものとする。

2 市長は、市民の文化創造に係る活動に対して必要な支援をすることができる。

第五章 地球環境を視野に入れたまちづくり

(環境との調和と共生)

第八条 市及び市民は、日常生活の負荷によって環境が損なわれることのないように負荷の低減に努めるとともに、環境と調和し、及び共生するまちづくりに努めるものとする。

第六章 個性あるまちづくり

(自然との調和)

第九条 市及び市民は、自然との調和を図りながら、安全かつ快適な住環境の形成及び個性あるまちづくりに努めるものとする。

(多世代の共生)

第十条 市及び市民は、地域産業及び文化の活性化並びに市民の利便性の向上を図り、多世代が共生する躍動感あふれるまちづくりに努めるものとする。

第七章 安全なまちづくり

(安全なまちづくり)

第十一条 市長は、災害、事故、公害、犯罪等の緊急時における危機対応の体制を整備することにより、市民の生命及び財産を守るとともに、都市としての安全性及び安定性の向上に努めるものとする。

2 市民は、緊急時の市民互助が機能するための社会連帯の醸成に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

箕面市市民参加条例

(目的)

第1条 この条例は、まちづくりにおける市民参加の基本的な事項を定めることにより、市と市民が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民参加」とは、市の意思形成の段階から市民の意思が反映されること及び市が事業を実施する段階で市と市民が協働することをいう。

2 この条例において「協働」とは、市と市民がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいう。

(市民参加の推進に関する基本理念)

第3条 市民参加の推進は、市民のもつ豊かな社会経験と創造的な活動を通して、市と市民が協働して市民福祉の向上と将来のより良いまちづくりの実現を図ることを基本理念として行われるものとする。

2 市民参加は、地方自治の本旨に基づき適正に運営されなければならない。

(市長の責務)

第4条 市長は、市民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう市民参加の機会の提供に努めるとともに、市民参加を円滑に推進するための行政情報の公開に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、市民参加によるまちづくりの推進について、自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努めるものとする。

(会議公開の原則)

第6条 市の執行機関に置く附属機関の会議は、規則で定める場合を除き、公開するよう努めなければならない。

(委員の市民公募)

第7条 市の執行機関は、市民の資格において附属機関の委員を任命しようとする場合は、その全部又は一部の委員を公募により選考するよう努めなければならない。

2 前項の公募の方法については、別に定める。

(市民投票の実施)

第8条 市長は、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方式、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

箕面市人権のまち条例

平成十五年三月三十一日
条例第二十九号

箕面市は、にんげんの街みのおを育てることを明らかにした「箕面市人権宣言」を採択しています。また、「箕面市まちづくり理念条例」において、まちづくりは、すべての人の基本的人権の尊重のもとに進めると定めています。そして、人権の尊重は人類共通の願いです。

しかしながら、今もなお、人種、民族、信条、性別、社会的身分、疾病、障害があることなどによる様々な人権問題が存在するとともに、社会状況の変化などにより新たな人権問題が生じています。

また、人権は、個人の尊厳、一人ひとりの生き方を内包する幸福追求の権利であるとされるなど、人権の考え方も変わってきています。私たち一人ひとりが人権について深く考え、その内実を豊かなものにすることが求められます。

私たちは、命の尊さや個人の尊厳が大切にされ、自らの努力で、より自由、平等で、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことをめざし、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、市及び市民の役割並びに施策の総合的な推進に関する必要な事項を定め、もつて一人ひとりの人権を尊重するまちの実現を図ることを目的とする。

(市の役割)

第二条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点で施策を推進する。

(市民の役割)

第三条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を認め合い、人権を尊重するまちの実現に努める。

(施策の総合的な推進)

第四条 市は、市民と協働し、人権を尊重するまちを実現する取組を進めるとともに、国及び大阪府と連携をとりながら、教育及び啓発活動の促進、相談体制の充実、人権救済その他の人権に関する施策を総合的に推進するよう努める。

(審議会)

第五条 第一条の目的を達成するため、箕面市人権施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、人権を尊重するまちの実現を図るに当たり必要な事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、答申するほか、市が策定する人権施策の基本方針に関することについて、市長に意見を申し出ることができる。

3 審議会は、委員十人以内で組織する。

4 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 市民
- 二 市内関係団体の代表者
- 三 学識経験者

5 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 一 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 二 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

- 8 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 一 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 二 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 審議会に専門的な事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。
- 一 部会に属する委員は、会長が指名する。
 - 二 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
 - 三 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

10 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(報酬及び費用弁償)

第六条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(会長決定までの議長等)

2 この条例の施行後又は委員の任期満了に伴い新たに委員が任命された後最初に招集される審議会の会議の招集及び会長が決定されるまでの審議会の会議の議長は、市長が行う。

箕面市非営利公益市民活動促進条例

平成十一年六月二十九日
条例第二十七号

私たち箕面のまちづくりは、まちの個性をつくり出し、真に豊かに暮らせるような地域社会を実現することです。それは、多様で多元的な選択肢のある社会であり、市と市民や事業者がその責務と役割に基づいて協働し、連携していくことによつて達成されます。

多様な価値観をもつた人々の複雑かつ多岐にわたる地域のニーズに対して、これまでの諸制度では、応えきれない状況を生みだしています。こうした社会状況を切り開くものとして大きな期待を寄せられているものに、市民の自由で柔軟な発想による営利を目的としない社会貢献活動があります。

これまで、専ら市が担ってきた公共の分野において、市民の自発的で自主的な意思による社会貢献活動を行う非営利団体が社会サービスの供給主体として、確固たる事業を行うことが求められています。また、これらの非営利団体による社会貢献活動は、地域社会でさまざまな思いを持つ人々に生きがいのある魅力的な活動の場を提供することにもなります。

こうした社会を実現するためには、まちづくりの主体である市民が、自らの意思で、さまざまな課題の解決に取り組んでいく社会貢献活動を、市と市民や事業者がそれぞれの役割を尊重しながら協働して支え、促進していくことが大切です。

私たちは、このような市民の社会貢献活動の意義を確認し、その健全な発展を促進することにより、市民一人ひとりが真に豊かに暮らせるような地域社会の実現をめざすことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、市民の社会貢献活動のより一層の発展を促進するための基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び非営利公益市民活動団体の役割を明らかにするとともに、非営利公益市民活動の促進に関する基本的な事項を定めることにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「非営利公益市民活動」とは、市民が市の区域内において自発的かつ自立的に行う営利を目的としない社会貢献活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

- 一 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - 二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - 三 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- 2 この条例において「非営利公益市民活動団体」とは、市の区域内に事務所又は活動の拠点を置き、非営利公益市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。
- 3 この条例において「事業者」とは、営利を目的とする事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 市、市民、事業者及び非営利公益市民活動団体は、非営利公益市民活動が豊かな地域社会の形成に向けて果たす役割を認識し、それぞれの責務と役割のもとに協働し、その発展に努めなければならない。

2 非営利公益市民活動の促進に当たっては、非営利公益市民活動団体の自主性と自律性が尊重されなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、基本理念に基づき、非営利公益市民活動の促進に関する施策の実施に努めなければならない。

(市民の役割)

第五条 市民は、基本理念に基づき、非営利公益市民活動に関する理解を深め、自発的で自主的な協力を努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念に基づき、非営利公益市民活動に関する理解を深め、その活動の発展と促進に協力するよう努めるものとする。

(非営利公益市民活動団体の役割)

第七条 非営利公益市民活動団体は、基本理念に基づき、非営利公益市民活動に努めるとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(助成等環境の整備)

第八条 市は、非営利公益市民活動の促進のために、必要な助成その他の環境の整備に努めるものとする。

(公共サービスにおける参入機会の提供)

第九条 市は、公共サービスの実施主体として、その事業の実施に当たっては、非営利公益市民活動団体の参入機会の提供に努めるものとする。

(非営利公益市民活動団体の登録等)

第十条 非営利公益市民活動団体は、前条の参入機会を得ようとする場合は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、非営利公益市民活動団体の登録を受けなければならない。

- 一 規約又は会則(以下「規約等」という。)
- 二 役員名簿
- 三 会員名簿

2 前項の非営利公益市民活動団体の規約等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 非営利公益市民活動の内容(その活動に係る事業の内容を含む。)
- 四 事務所又は活動の拠点の所在地
- 五 役員及び会員に関する事項
- 六 会計に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、非営利公益市民活動団体の運営に関する事項

3 第一項の非営利公益市民活動団体の役員の定数は、代表者を含め三人以上を置かなければならない。

4 市長は、第一項の申請が非営利公益市民活動団体の要件に適合すると認めるときは、登録し、その申請の内容については公開するものとする。

5 前項の規定により登録された非営利公益市民活動団体は、その登録の申請の内容に変更があつたとき、又は解散したときは、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

6 市長は、第四項の規定により登録された非営利公益市民活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- 一 主として営利を目的とする活動を行うこととなつたとき。

- 二 第二条第一項各号に規定する活動を行ったとき。
- 三 第一項の申請又は第五項の届出に関し虚偽の事実があつたとき。
- 四 第三項の役員の定数を充足することができなくなつたとき。

(意見等の提出)

第十一条 市長は、非営利公益市民活動の促進について非営利公益市民活動団体その他関係者から意見等の提出があつた場合は、必要に応じてその意見等について調査審議するものとする。

(促進委員会)

第十二条 非営利公益市民活動の促進に関し、市長の諮問に応じ、及び前条の意見等について調査審議するため、箕面市非営利公益市民活動促進委員会(以下「促進委員会」という。)を置く。

- 2 促進委員会は、委員十五人以内で組織し、識見を有する者及び非営利公益市民活動団体の関係者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 促進委員会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
 - 一 会長は、会務を総理し、促進委員会を代表する。
 - 二 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 促進委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
 - 一 促進委員会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 二 促進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議事に直接の利害関係を有する委員は、表決に加わることができない。
- 6 促進委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。
 - 一 部会に属する委員は、会長が指名する。
 - 二 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
 - 三 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を促進委員会に報告する。
- 7 促進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が促進委員会に諮つて定める。

(報酬及び費用弁償)

第十三条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の定めるところによる。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、非営利公益市民活動の促進に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十一年十月一日から施行する。

(目的)

第 1 条 この条例は、施策及び事務事業に係る行政評価並びにこれに関連する事項について必要な事項を定めることにより、市民の視点に立って成果を検証し、市民への説明を行うとともに、効果的かつ効率的な市政を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する評価をいう。
- (2) 施策 市の基本方針を実現するための個々の方策をいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するための手段として実施される個々の具体的な行政活動をいう。
- (4) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(行政評価の基本的な方針)

第 3 条 実施機関は、市民の行政需要及び市民生活への効果を把握するとともに、これらを基礎として、必要な観点から客観的に行政評価を実施するものとする。

- 2 実施機関は、行政評価の結果を、市の基本方針並びに施策及び事務事業の質の向上及び効率化のために活用するとともに、市の基本方針に反映させるものとする。
- 3 実施機関は、行政評価に関する情報を随時公表し、市民への説明を行い、その公正の確保及び透明性の向上を図るものとする。

(行政評価の実施)

第 4 条 実施機関は、時代への適合性、他の主体との補完の可能性、効率性、有効性その他必要な観点により、施策及び事務事業の評価を実施するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、大規模の建設事業のうち規則で定めるものの評価にあつては、事業の必要性、進捗および見込みその他必要な観点により実施するものとする。
- 3 施策の評価を実施するに際しては、施策の成果の把握、施策に対する市民の意識に関する情報の把握等に努めるものとする。

(外部評価委員会)

第 5 条 市長の附属機関として、次の各号に掲げる委員会(以下「委員会」という。)を置き、市長の諮問に応じ当該各号に定める事項を調査審議させる。

- (1) 事務事業外部評価委員会 前条第 1 項の事務事業の評価に関すること。
- (2) 建設事業外部評価委員会 前条第 2 項の評価に関すること。
- 2 委員会は、それぞれ委員 10 人以内で組織する。
- 3 委員は、市政に関し優れた識見を有する者又は学識経験者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。
- 7 臨時委員は、第 3 項に規定する者のうちから、市長が委嘱する。
- 8 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(結果の公表等)

第 6 条 市長は、行政評価を実施したときは、その結果を速やかに公表するものとする。

2 市民は、行政評価の制度、結果その他の事項について、実施機関に意見を述べることができる。

3 実施機関は、前項の意見を考慮して、必要と認める措置を講ずるものとする。

(市長の調整)

第 7 条 市長は、他の実施機関に対し、行政評価に関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

(出資法人の大規模の建設事業に係る評価)

第 8 条 市が基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、神戸市民の意見提出手続に関する条例(平成 16 年 3 月条例第 57 号)第 2 条第 4 号ウに規定する規則で定める大規模の建設事業の評価について、この条例の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に規定する措置を講ずるために必要な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の規定は同年 10 月 1 日から、第 5 条の規定は規則で定める日から施行する。

(平成 16 年 4 月 16 日規則第 5 号により第 5 条の規定は平成 16 年 4 月 19 日から施行)

神戸市民による地域活動の推進に関する条例

平成 16 年 3 月 31 日
条例第 58 号

本市では、基本構想の下、協働の理念に沿って、市民主体のまちづくりを積極的に進めてきている。特に、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災を契機として、新たな市民主体の活動が芽生え、市民と市とが一体となり、着実に復興の歩みを進めてきている。その中で、人と人とのつながりとともに、市民一人ひとりが自律し、地域社会の一員としての自覚を持つ必要があること、更に、地域における身近な課題を解決していくためには、地域における市民の知恵と力とが必要であることを深く認識することとなった。

一方、21 世紀の成熟社会を迎え、少子高齢社会の進行、国際化及び情報化の進展、地球規模での環境問題の深刻化など社会経済情勢の変化がより一層進んでいる。また、地方分権が進展する中、地域が主役となり、地域の特性に応じた自己決定及び自己責任の原則に基づく地方公共団体の運営が求められている。加えて、本市の財政は、阪神・淡路大震災による被害及び長引く構造的な不況の影響により厳しい状況となっている。

こうした状況の中、ますます複雑多様化する市民の需要及び新たな地域の課題に対応し、一人ひとりの市民が主役のまちを実現するためには、これまで以上に、市民と市とが、お互いの役割を尊重し、共に課題解決に協力して取り組む関係（以下「パートナーシップ関係」という。）を築き、共に考え、共に汗を流す、協働と参画のまちづくりを進めていくことが、極めて重要となっている。

市は、より一層市民の視線で物事を考え、市政の透明性の確保及び市民に説明する責務を果たすべく情報の公開及び提供に努め、市民と市との新たな役割分担を構築する必要がある。

一方、市民は、まちづくりの主役としての自覚を持ち、自ら考え、行動する必要がある。その際、個人としての活動はもとより、地域の組織としての活動が有効であること、加えて、様々な地域組織、NPO 等がゆるやかに連携することが、地域の活動を活発化することの認識が重要である。

こうした認識の下、多くの市民の思いに応え、市民と市による協働と参画のまちづくりに基づく、市民の知恵と力が生きる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、市民と市との協働と参画のまちづくりを推進し、市民の知恵と力が生きる、個性豊かで魅力と活力とにあふれた地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、働き又は学ぶ者、市内で活動する地域組織、NPO その他の団体及び市内に事務所又は事業所を有する法人をいう。
- (2) 地域組織 地域において営利を目的としない公益的な活動を行う組織をいう。
- (3) NPO 特定の社会的な課題に自主的に取り組む社会貢献性のある団体をいう。
- (4) 地域 市民がお互い助け合い、はぐくみ合う心豊かな生活を送ることを目的として活動する区域をいう。
- (5) 地域活動 地域の課題を解決することを目的とし、営利を目的としない公益的な活動を行うことをいう。

(6) 協働と参画 市民と市とがそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、活動の前提としての地域活動に関するお互いの情報の提供及び活用(以下「情報共有」という。)に努め、相互に補完及び協力をし、共に公共的活動を行うことをいう。

(市民の役割)

第3条 市民は、自主性及び自律性が尊重される中、まちづくりにおける自らの立場を自覚し、積極的に協働と参画のまちづくりに努めるものとする。

2 市民は、身近な地域及び市政に対する関心を自ら高め、活動するよう努めるものとする。

(地域組織及びNPOの役割)

第4条 地域組織及びNPOは、地域社会でその一員として自己の責任の下に活動し、広く地域住民から理解され、及び支持されるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地域組織、NPO、事業者その他の団体(以下「地域組織等」という。)及び市と連携して地域活動の推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、地域社会の一員であることを認識し、地域活動に関する理解を深めるとともに、必要に応じて、他の地域組織等及び市と連携して地域活動の推進に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、市民による地域活動の自主性及び自律性を尊重しなければならない。

2 市は、協働と参画のまちづくりを推進するため、市民が自ら地域における課題の解決に向けて取り組むことができるよう、必要な施策を講じなければならない。

3 市は、市民が自ら地域における課題について考え、及び行動することができるよう、市政に関する情報の公開及び提供を図り、市民と市の情報共有に努めなければならない。

4 市は、市職員に対する協働と参画のまちづくりに関する啓発、研修等を実施し、職員が協働と参画のまちづくりの重要性の認識を深めるよう努めなければならない。

(市職員の役割)

第7条 市職員は、協働と参画のまちづくりを推進するため、市民本位の立場から職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、協働と参画のまちづくりを推進するため、必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

(市民と市との関係)

第8条 市民及び市は、対等の立場でお互いの役割を理解し、及び尊重しながらパートナーシップ関係を構築するものとする。

2 市民及び市は、地域における市民相互の情報共有及び市民と市との情報共有に基づき、協働と参画のまちづくりを進めるものとする。

(協定の締結等)

第9条 市民及び市は、地域における課題の解決に取り組むため、双方協議の上でお互いの役割分担を定め、協定を締結することができる。

2 市は、様々な地域組織等の多様な活動内容に注目し、柔軟かつ弾力的な地域活動を推進するため、地域組織等のゆるやかな連携によるまちづくりを目指すものとする。

(人材支援)

第10条 市は、市民による地域活動を推進するため、地域を支える人材を支援するための施策を講ずるものとする。

2 市は、地域における人材に対する評価及び表彰の制度の充実に努めるものとする。

(財政的支援)

第11条 市は、市民による地域活動を推進するため、市民の自主的な提案に基づく地域における課題の解決に資する活動に対し、予算の範囲内で助成することができる。

2 市は、市民による地域活動を推進するため、地域に対する助成制度について、地域の実情を踏まえて運用するものとする。

(活動の場の整備)

第12条 市は、市民による地域活動を推進するため、情報の受信及び発信をする機能、活動を支援する機能及び市民による地域に関する提案等を調整する機能を有する場の整備に努めるものとする。

2 市は、市民による地域活動を推進するため、地域内の施設を有効に利用するよう努めるものとする。

(推進体制)

第13条 市は、地域に密着した行政を推進するため、地域を担当する組織及び職員の充実に努めるものとする。

(地域活動推進委員会の設置)

第14条 市長の附属機関として、神戸市地域活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 諮問に応じ、地域活動の推進に関する事項を調査審議し、及び当該事項について意見を述べること。

(2) 地域活動の推進に関する施策の実施状況及び地域活動の現状について意見を述べること。

3 委員会は、12人以内の委員で組織する。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

神戸市民の意見提出手続に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、意見提出手続及びこれに関連する事項について必要な事項を定めることにより、政策案等を形成する過程において市民への説明を行うとともに、その過程の公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の知恵をまちづくりに生かすことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見提出手続 次条から第6条までの規定に基づく手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民 次に掲げるものをいう。
 - ア 市の区域内に住所を有する者
 - イ 市の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市の区域内の学校に在学する者
 - エ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (4) 政策案等 次に掲げるものをいう。
 - ア 基本構想の案並びに市の基本的な政策を定め、又は個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画及びその重要な改定
 - イ 次に掲げる条例の規定の制定、廃止又は重要な改正に係る案
 - (ア) 市の基本的な政策を定め、又は個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項に係る規定
 - (イ) 広く市民に義務を課し、又はその権利を制限する規定(市税、分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類するもの及び利用料金に関するものを除く。)
 - ウ 市が実施する建設事業のうち規則で定める大規模のものに係る基本計画及びその重要な変更

(政策案等の概要の公表)

第3条 実施機関は、政策案等を決定しようとするときは、当該決定を行う前に、当該政策案等の概要を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定による公表に併せて、次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 当該政策案等を作成した趣旨、目的又は背景
- (2) 当該政策案等に関連する資料

3 政策案等の決定が次のいずれかに該当するものであるときは、第1項の規定は適用しない。

- (1) 意見を聴取する手続が法令により定められているもの
- (2) 実施機関に裁量の余地がないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、緊急を要するもの

4 前項第3号に該当する政策案等の決定を行ったときは、その概要及び緊急を要した理由を公表するものとする。

5 実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関が第3条から第6条までの規定に準じた手続を経て作成した報告、答

申等に基づき政策案等の決定を行おうとするときは、第1項の規定を適用しないことができる。

(政策案等の概要の公表方法)

第4条 前条第1項又は第2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧若しくは配布又はインターネットを利用した閲覧の方法により行うものとする。

2 実施機関は、前項に規定する方法のほか、必要に応じ、市の広報紙への掲載その他実施機関が適当であると認める方法により、政策案等の概要及び前条第2項各号に掲げる資料の全部又は一部を公表するよう努めるものとする。

(意見提出の期間及び方法)

第5条 実施機関は、第3条第1項又は第2項の規定による公表を開始した日から20日以上期間を定めて、市民から政策案等についての意見(以下単に「意見」という。)の提出を受けなければならない。

2 意見は、次の各号のいずれかに掲げる方法により提出しなければならない。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の持参、送付若しくはファクシミリ装置を用いた送信

(2) 実施機関が指定する送信先への電子メールの送信

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が適当であると認める方法

3 意見を提出しようとする市民は、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

(2) 第2条第3号イ、ウ又はエに該当するもの(同号アにも該当する者を除く。)にあつては、事務所若しくは事業所又は学校の所在地及び名称

(意見の考慮)

第6条 実施機関は、意見を考慮して、政策案等の決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策案等の決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれに対する実施機関の考え方(神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第29号)第10条各号に規定する情報に該当するものを除く。)を公表しなければならない。

3 前項の規定による公表の方法については、第4条の規定を準用する。

(実施状況の公表)

第7条 実施機関は、意見提出手続の実施状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を取りまとめて、速やかに公表するものとする。

(出資法人の手続)

第8条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)が、第2条第4号ウに規定する規則で定める大規模の建設事業に係る基本計画又はその重要な変更を決定する場合は、この条例の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に規定する措置を講ずるために必要な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

(施行細目の委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

伊丹市まちづくり基本条例

平成 15 年 3 月 27 日
条例第 1 号

地方分権の一層の推進によって訪れる新たな時代，地方主権時代にふさわしい都市の豊かな個性や魅力を創出するとともに，すべての市民が伊丹のまちに住むことを誇りとし，いきいきと活動でき，生きる喜びを共に感じられる成熟都市を創造していかなければなりません。

その基盤は，自治の主権者である市民一人ひとりが市政に関心を持ち，自らの意思によってまちづくりに参加する，あるいは，自らがまちづくりの担い手となって活動するという，自主・自律の精神によってつくり上げる市民自治にあります。

市民も市も，これまでのまちづくりに対する意識を改革し，まちづくりの機軸を行政主導から市民の参画と協働へと大きく転換していかなければなりません。

この市民の参画と協働のまちづくりを進めるためには，市民も市も，異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら，対話を重ね，合意に向けて努力を積み重ねるという熟議を行うことが重要です。

この熟議を基本に，先人が永年培ってきた歴史，文化，風土や良好なコミュニティを土台として，市民と市が，パートナーシップを確立し，適切に役割と責任を分担し，補完し合い，協力して，まちづくりに積極的に取り組むことが大切です。

こうした市民の参画と協働によるまちづくりを推進し，力強い市民自治を実現するために，この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は，市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより，自治の主権者である市民の主体的なまちづくりを推進し，地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 まちづくりは，市民が自らの意思によって参画し，市民と市が相互の信頼関係に基づいて，それぞれ果たすべき役割と責任を分担し，補完し合い，協力して進めなければならない。

2 市民と市は，対等なパートナーとして，まちづくりに取り組むものとする。

3 市は，その保有する情報を市民と共有しなければならない。

4 市民と市，市民相互は，参画と協働によるまちづくりの推進にあたり，熟議(異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら，対話を重ね，合意に向けて努力を積み重ねることをいう。以下同じ。)を基本とする。

(市民の権利)

第 3 条 市民は，等しくまちづくりにかかわる権利を有する。

(市民の責務)

第 4 条 市民は，第 2 条の基本理念にのっとり，自主的かつ自律的な意思に基づいて，積極的にまちづくりに参画し，又は自らがまちづくりの主体となって活動するとともに，市と協働するよう努めなければならない。

2 市民は，お互いを尊重し，支え合いながら，熟議によりまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市民は，それぞれのまちづくり活動の情報を交換することによって，お互いに連携してその活動を推進するよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第2条の基本理念にのっとり、市民の市政への参画の機会を確保し、市民と協働して、まちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市は、市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

3 市は、市民にとってわかりやすい組織及び市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、職員の資質の向上に努めなければならない。

(情報の共有)

第6条 市は、市民の知る権利を尊重しなければならない。

2 市は、その保有する情報を市民と共有するため、市民にわかりやすくその情報を提供するとともに、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報提供の体制整備に努めるものとする。

3 審議会等は、市民に会議を原則として公開するよう努めるものとする。

4 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の収集、利用、提供、管理等について、必要な措置を講じなければならない。

(対話の場の設置)

第7条 市は、まちづくりの課題について市民の意見を求める必要があると認めるときは、市民との対話の場を設置することができる。

2 市民がまちづくりに関する情報を交換し、又はまちづくりの課題について熟議を行うために対話の場を設置する場合において、市民からの申出があるときは、市は、その運営に必要な技術的支援を行うことができる。

(市民意見表明制度の実施)

第8条 市は、基本的な政策等を策定するときは、事前に案を公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 市は、前項の規定により提出された意見に対する市の考え方を公表するものとする。

(行政評価の実施)

第9条 市は、効率的かつ効果的に市政運営を行うとともに市政に関して市民に説明責任を果たすため、その実施し、又は実施しようとする政策、施策及び事務事業の評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

2 市は、前項の評価の結果について、市民が意見を述べる機会を設けるよう努めるものとする。

(審議会等の委員)

第10条 市長その他の執行機関は、その所管する審議会等の委員の構成に市民を積極的に加えるよう努めなければならない。

2 前項の規定により市民を審議会等の構成員にしたときは、当該市民委員については公募により選任するよう努めるものとする。

(学習の機会の提供その他の支援)

第11条 市は、市民がまちづくりに関し理解を深めるために必要な学習の機会を設けるよう努めるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、市は、市民のまちづくり活動を促進するため必要な助成その他の支援を行うよう努めるものとする。

(市民投票の実施)

第12条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、その都度条例で定める。

(この条例の位置付け)

第 13 条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、市は、他の条例、規則等を定める場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

(見直し)

2 市は、この条例の施行の日から 4 年以内ごとに、市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況について検討を加え、その結果に基づいて、見直しを行うものとする。

宝塚市まちづくり基本条例

平成 13 年 12 月 25 日
条例第 36 号

宝塚市は、武庫川の清流と六甲・北摂の豊かな山なみに象徴される素晴らしい自然環境に恵まれ、また、この豊かな自然環境と先人が培ってきた歴史と文化の息づく都市の景観が調和した美しいまちとして知られています。

私たちは、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、この美しい宝塚が「住み続けたい、訪れてみたいまち」となるようにしていかなければなりません。

そのためには、地方自治の本旨にのっとり、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、生活者である市民の立場からまちづくりを進めていかなければなりません。また、まちづくりは、市民と市の協働を基本とし、市民の持つ豊かな創造性、知識、社会経験等が十分に生かされることが必要です。

このような認識の下に、市民と市がまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民と市の協働のまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

(まちづくりの基本理念)

第 2 条 まちづくりは、主権者である市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、及び協力して進めること(以下「協働」という。)を基本とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。

- (1) すべての市民が健康で安心して暮らせ、災害に強く安全でいつまでも快適に住み続けることができる、安全で安心して暮らせるまちづくり
- (2) 次代を担う子ども達が夢と希望を抱き、健やかに成長し、そして、すべての市民の人権が尊重され、文化の薫り高い、心豊かなまちづくり
- (3) 豊かな自然環境と歴史・文化の息づく都市の景観が美しく調和し、花や緑があふれ、環境にやさしい、個性と魅力のあるまちづくり
- (4) 人と人、人と社会のつながりが強く、また、地域活動が活発な、にぎわいと活力に満ちたまちづくり

(市の責務)

第 3 条 市は、前条各号に掲げるまちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければならない。

- 2 市は、市民の主体的なまちづくり活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。
- 3 市は、地域コミュニティの役割を認識し、その活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。
- 4 市は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される、地域の主体的なまちづくり活動を支援しなければならない。

(市長の責務)

第 4 条 市長は、市民の市が保有する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を保障するとともに、これを実現するための施策を講じなければならない。

- 2 市長は、協働のまちづくりの仕組みを確立しなければならない。

3 市長は、多様な市民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の人材育成を図らなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、まちづくりの基本理念にのっとり、職務を遂行しなければならない。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

(市民の権利と責務)

第6条 市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

(説明責任)

第7条 市は、施策の立案、決定及び実施に当たっては、その必要性及び妥当性を市民に説明する責任を果たすものとする。

(情報の共有)

第8条 市は、市の保有する情報を、市民と市が共有することが不可欠であるとの認識の下、これを取り扱わなければならない。

(情報の公開及び提供)

第9条 市は、市の保有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。

(個人情報保護)

第10条 市は、個人情報の保護に努めなければならない。

(行政手続)

第11条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するよう努めるものとする。

(総合的な市政の推進)

第12条 市は、主権者である市民のニーズに的確に応え、まちづくりの基本理念を実現するため、総合的な市政の運営に努めるものとする。

(他の地方公共団体等との連携)

第13条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。

(総合計画等)

第14条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を、まちづくりの基本理念にのっとり策定するものとする。

2 市は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。

3 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定するものとする。

(行政評価)

第15条 市は、行政課題や市民のニーズに対応した能率的かつ効果的な市政運営を進めるため行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

(財政の仕組み)

第16条 市は、総合計画や行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を市民に公表しなければならない。

(市民投票)

第17条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。

(条例の位置付け)

第 18 条 市は、行政分野ごとの基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程によりまちづくり制度を設ける場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

岡山市の組織及びその任務に関する条例

平成 13 年 3 月 22 日
市条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民本位の効率的な市政運営を行い、市民の福祉及び市民サービスの向上を図るため、市の組織及びその任務を定め、もってすべての市民がくらしやすさを実感でき、住みたい、住み続けたいと思う福祉の整った国際的にも通用するまちづくりを推進することを目的とする。

(構成等)

第 2 条 市の組織として、局及び室を置く。

2 局及び室は、市民の視点に立った具体的な目標を定め、相互の連携により、一体となつて的確に任務を遂行するとともに、その成果について評価を行う。

3 前項に規定する評価は、市長、助役、収入役、局長で構成する会議において総括する。

(任務)

第 3 条 局及び室の任務は、次のとおりとする。

秘書広報室

- (1) 市政に関連する情報の収集，調査，調整などによる市長の補佐
- (2) 市政に関する積極的で分かりやすい情報の提供

人権推進室

- (1) すべての人の人権が尊重される差別を許さない明るい社会の実現
- (2) 同和問題の早期解決

国体・障害者スポーツ大会局

- (1) 市民総参加を目指した第 60 回国民体育大会と第 5 回全国障害者スポーツ大会の開催
- (2) 第 60 回国民体育大会と第 5 回全国障害者スポーツ大会を生かした市民スポーツの活性化，情報の発信

総務局

- (1) 市民の視点に立って考え，経営感覚で行動でき，働きがいのある体制づくり
- (2) 市民の信頼と期待に応えられる，倫理観・使命感の高い職員と公平で透明な規範意識の高い組織づくり
- (3) 資産の適正な管理と有効な活用
- (4) 積極的な情報公開の推進による開かれた市政の実現
- (5) 新たな課題に果敢に挑戦する人材の育成と確保
- (6) 職員の能力を生かす人事管理と働きやすい職場環境づくり
- (7) 危機管理意識の高揚と災害発生時等における市民や地域の安全の確保
- (8) 他の局及び室に属しない事務の総括

企画局

- (1) 市政の基本方針など主要な政策の企画立案，総合調整等による住み良いまちづくりを目指した行政運営の推進
- (2) 情報政策の企画立案，総合調整等による豊かな市民生活と地域産業活性化のための基盤づくり
- (3) 歴史や美術をはじめとする文化事業の推進と市民の文化活動促進のための振興と支援
- (4) その他新規施策の企画立案など

財政局

- (1) 予算，契約など財務の適正な管理と健全な財政運営の確保

(2) 市税などの適正で公平な賦課徴収による財源の確保

市民局

- (1) 市民との協働による豊かで活力ある地域づくり
- (2) 市民の高い意識に支えられた安全と安心の地域づくり
- (3) 男女があらゆる分野に共に参画し、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現
- (4) 新たな視点の国際交流・協力の推進と外国人に開かれた住み良いまちづくり
- (5) 身近な行政サービスの総合的で効率的な提供による市民の利便性の向上

保健福祉局

- (1) 市民福祉の充実により、各世代がいきいきと暮らすことができる地域社会の実現
 - (2) 高齢者、障害者などが社会・経済活動に力が発揮できるまちづくりの推進
 - (3) 勤労福祉の充実による市民が働きやすい環境の整備
 - (4) 子どもが健やかに育つとともに、子どもを安心して産み育てることができる環境の整備
 - (5) 健康の保持、増進のためのサービスや機会の提供等による生涯を通じた心と体の健康づくり
- (6) 市民の安全で衛生的な暮らしの確保

環境局

- (1) 自然環境の保全、汚染の防止、市民との連携等による環境にやさしいまちづくり
- (2) 廃棄物の適正で効率的な処理による生活環境の保全
- (3) 資源の有効活用等による資源循環型社会の推進

経済局

- (1) 地域の産業資源の活用、観光・コンベンション産業の振興、企業の誘致等による経済の活性化とにぎわいのまちづくり
- (2) 経営の安定化、産地づくりなどの高度化による農林水産業の持続的な発展の確保
- (3) 農村地域の特性を生かした豊かで住み良い環境づくり

都市整備局

- (1) 有効な土地利用、総合的な交通網の整備、都市機能の集積等による地域の特性を生かした住み良い都市づくり
- (2) 自然を生かした公園・緑地の整備、緑化の推進、緑の保全等による快適な都市づくり
- (3) 道路、橋梁、河川の整備等による安全性と利便性の高い都市づくり
- (4) 地域の特性、市民ニーズに応じた住み良い住環境の提供
- (5) ライフサイクル・コストに配慮した市有施設の建設・改良

下水道局

- (1) 汚水処理施設の計画的な整備等による都市の健全な発達、衛生の向上と水質の保全
- (2) コスト意識に基づく効率的な整備と経営的な管理の導入による事業の運営

(委任)

第4条 局及び室の内部組織その他について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 岡山市事務分掌条例(昭和42年市条例第35号)は、廃止する。

附 則(平成13年市条例第64号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年市条例第3号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年市条例第3号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年市条例第 3 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(目的)

第 1 条 この条例は、非営利公益活動団体の自主性及び自立性を尊重しながら、その知恵と力を最大限に生かしたまちづくりを進めるため、市、市民及び非営利公益活動団体の果たすべき責務、役割等を定めるとともに、非営利公益活動を支援するに当たっての原則、手続、講ずべき支援措置等を定めることによって、非営利公益活動を促進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「非営利公益活動」とは、自発的かつ自立的に行う営利を目的としない公益活動をいう。

2 この条例において「非営利公益活動団体」とは、非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(基本理念)

第 3 条 市、市民及び非営利公益活動団体は、非営利公益活動が豊かで活力ある地域社会の実現に寄与する役割を認識し、それぞれの責務と役割のもとに協働してまちづくりを進めるものとする。

2 市が非営利公益活動団体を支援するに当たっては、非営利公益活動団体の自主性及び自立性が尊重され、支援の内容及び手続が公平かつ公正で透明性の高いものでなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本的な理念(以下「基本理念」という。)に基づき、非営利公益活動を促進する施策の実施に努めなければならない。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、基本理念に基づき、非営利公益活動に関する理解を深め、その活動に協力するよう努めるものとする。

(非営利公益活動団体の役割)

第 6 条 非営利公益活動団体は、基本理念に基づき、非営利公益活動の実施に努めるとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(市の施策)

第 7 条 市は、第 4 条に規定する責務を果たすため、この条例に定める支援措置を講ずるほか、非営利公益活動団体が市と協働してまちづくりを進めるための環境整備に資する支援の充実に努めるものとする。

(特定非営利公益事業の指定)

第 8 条 市長は、非営利公益活動団体が行う非営利公益活動のうち、特に、国際的水準等に照らし先進的な事業で、本市のまちづくりの基本目標の実現に著しく寄与すると認められるものを特定非営利公益事業として指定することができる。

2 前項の指定は，市長が設置した審査機関の審査を経て行うものとする。

(指定の申請)

第 9 条 前条第 1 項の指定を受けようとする非営利公益活動団体は，市長に申請をしなければならない。

2 前項の申請をすることができる非営利公益活動団体は，次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 過去の実績等から能力及び信用があり，指定を受けようとする非営利公益活動を安定的に継続して行うことができると認められる団体であること。

(2) 市のまちづくりの基本目標に賛同し，市と協働して公益に資する活動を行う団体であること。

(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。),暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。))の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でないと認められること。

(特定非営利公益事業への支援措置)

第 10 条 市長は，特定非営利公益事業の実施に必要な土地，施設等を当該事業を実施する非営利公益活動団体(以下「特定非営利公益活動団体」という。))に対し無償で貸し付け，使用料を減額又は免除する等，当該事業の実施を促進するための支援措置を講ずることができる。

(特定非営利公益事業及び団体の活動状況等に係る報告)

第 11 条 特定非営利公益活動団体は，特定非営利公益事業に係る実施状況及び会計状況を市長に報告するほか，当該事業への支援が行われている間，毎年度当該団体の全般的な活動状況及び財政状況を市長に報告しなければならない。

2 市長は前項の報告を受けたときは，その内容を市民に公開しなければならない。

(指定の取消し)

第 12 条 市長は，特定非営利公益事業団体が行う特定非営利公益事業が，第 8 条第 1 項の規定に適合しなくなったとき又は当該団体が第 9 条第 2 項各号の規定に抵触することとなったときは，審査機関の審査を経て，第 8 条第 1 項の規定に基づく指定を取り消すことができる。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は，規則で定める日から施行する。

(参考 平成 13 年市規則第 12 号で平成 13 年 4 月 1 日から施行)

広島市住民投票条例

平成 15 年 3 月 20 日
条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について、市民の意思を問う住民投票の制度を設け、これによって示された市民の意思を市政に的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(住民投票に付することができる重要事項)

第 2 条 住民投票に付することができる市政運営上の重要事項(以下「重要事項」という。)は、現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの(次に掲げるものを除く。)とする。

- (1) 市の機関の権限に属しない事項
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 専ら特定の市民又は地域に係る事項
- (4) 市の組織、人事又は財務の事務に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

(市民、市議会及び市長の責務)

第 3 条 市民、市議会及び市長は、住民投票の制度が市民の福祉の向上に資するものとして健全に機能するよう努めなければならない。

(住民投票の投票権を有する者)

第 4 条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているものとする。

- (1) 年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る広島市の住民票が作成された日(他の市町村から広島市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き 3 か月以上広島市の住民基本台帳に登録されているもの
- (2) 年齢満 18 年以上の永住外国人で、外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が広島市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日(同法第 8 条第 1 項の申請に基づく同条第 6 項の規定による広島市の区域内への居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から引き続き 3 か月以上経過しているもの

2 前項第 2 号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める特別永住者

3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の広島市には、その区域の全部又は一部が廃置分合により広島市の区域の一部となった市町村であって、当該廃置分合により消滅した市町村(その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅した市町村の区域の全部又は一部となった市町村であって、当該廃置分合により消滅した市町村を含む。)を含むものとする。

4 第 1 項第 1 号の住民基本台帳に登録されている期間及び同項第 2 号の外国人登録原票に登録されている期間は、廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

(平 15 条例 53・一部改正)

(市民からの請求による住民投票)

第 5 条 投票資格者は、規則で定めるところにより、前条第 1 項各号に掲げる者の総数の 10 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対し、重要事項について住民投票を実施することを請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。
(住民投票の形式)

第 6 条 前条第 1 項に規定する請求による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求されたものでなければならない。

(住民投票の実施)

第 7 条 市長は、第 5 条の規定により住民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して 90 日を超えない範囲内において住民投票の投票の期日(以下「投票日」という。)を定め、住民投票を実施するものとする。

(投票所)

第 8 条 投票所は、この条例による住民投票の直前に実施された衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、広島県の議会の議員若しくは長の選挙又は広島市の議会の議員若しくは長の選挙において告示された投票所に準じて設ける。

(投票所における投票)

第 9 条 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(期日前投票等)

第 10 条 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(平 15 条例 53・一部改正)

(情報の提供)

第 11 条 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関する情報を、市民に対して提供するものとする。

(住民投票の成立要件等)

第 12 条 住民投票は、1 の事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとする。

(投票結果等の告示及び通知)

第 13 条 市長は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示し、かつ、第 5 条第 1 項の代表者及び市議会の議長にこれを通知しなければならない。

(請求の制限期間)

第 14 条 この条例による住民投票が実施された場合(第 12 条第 1 項の規定により住民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その投票結果の告示の日から 2 年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第 5 条第 1 項の規定による請求を行うことができない。

(投票結果の尊重)

第 15 条 市民、市議会及び市長は、住民投票の投票結果を尊重しなければならない。

(投票及び開票)

第 16 条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)及び公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)並びに広島市公職選挙事務取扱規程(昭和 55 年広島市選挙管理委員会告示第 17 号)の規定の例による。

(委任規定)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 10 月 2 日条例第 53 号)

- 1 この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の規定は、同条の規定による投票資格者名簿の登録で当該登録に係る資格の決定の基準となる日がこの条例の公布の日以後であるものについて適用する。
- 3 改正後の第 10 条の規定は、この条例の施行の日以後広島市住民投票条例第 7 条第 2 項の投票日が告示される住民投票について適用する。

高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例

平成 15 年 4 月 1 日
条例第 13 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 パートナーシップによるまちづくりの基本原則（第 3 条 第 7 条）

第 3 章 市民等の役割（第 8 条 第 10 条）

第 4 章 市の役割（第 11 条 第 16 条）

第 5 章 市民活動への支援（第 17 条 第 19 条）

第 6 章 市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会（第 20 条 第 22 条）

第 7 章 雑則（第 23 条）

附則

何でまちづくりをするが。

みんなあにとって、「のうがえいまち」にしたいき。

なんかあったときに、ずっと助け合える関係でありたいき。

このまちに住んじょって良かったと思えるようになりたいき。

市民も行政もまちづくりを進めたいと思いう。

悩みを共有したいし、喜びも分かち合いたい。

話をしたらみんなあ目指すところは一緒ながよ。

市民同士、市民と行政がうまいことつながったらえいねえ。

みんなあでまちづくりができるようになったらえいと思わん。

ほんで、この条例をきおうてつくったがよ。

どう、まちづくり一緒にやろうや。

（訳文）

なぜまちづくりをするのでしょうか。

みんなにとって、「居心地のいいまち」にしたいから。

何かあったときに、すぐに助け合える関係でありたいから。

このまちに住んでいて良かったと思えるようになりたいから。

市民も行政もまちづくりを進めたいと思っています。

悩みを共有したいし、喜びも分かち合いたい。

話をしたらみんな目指すところは同じなのです。

市民同士、市民と行政がうまくつながったらいいね。

みんなでまちづくりができるようになったらいいと思いませんか。

それで、この条例を想いをこめてつくりました。

さあ、まちづくりを一緒にやりましょう。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市民、NPO、事業者（以下「市民等」という。）及び市がまちづくりを進めるに当たっての基本的事項を定めることにより、互いにパートナーシップの構築に努め、協働して住みよい高知市の実現に寄与することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 住みよいまち、豊かな地域社会をつくるための取組をいう。
- (2) パートナーシップ 市民等及び市が、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいう。
- (3) 協働 市民等及び市がパートナーシップに基づき、同一の目的のために役割を分担し、共に協力して活動することをいう。
- (4) 市民活動 まちづくりに係る活動であって、市民等が自主的に行う営利を目的としない公益性のあるものをいう。ただし、宗教的活動及び政治的活動を除く。
- (5) NPO(民間非営利団体) 営利を目的とせず、継続的、自発的に社会貢献活動を行う民間団体をいう。
- (6) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

第2章 パートナーシップによるまちづくりの基本原則

(まちづくりへの参加)

第3条 市民等は、住みよいまち、豊かな地域社会をつくるために、まちづくりに参加することができる。

2 市民等及び市は、それぞれの役割において、誰もがまちづくりに参加しやすいきっかけをつくるよう努めるものとする。

(自主性の尊重)

第4条 市民等のまちづくりへの参加は、自主性が尊重されなければならない。

(合意に至る過程の尊重)

第5条 市民等及び市は、まちづくりに関する合意に至るまでになされた議論その他の過程を尊重してまちづくりを進めるものとする。

(情報の共有)

第6条 市民等及び市は、合意形成を図っていくため、必要な情報を相互に共有できるよう努めるものとする。

(連携)

第7条 市民等及び市は、相互に連携するとともに、国、県等の行政機関及び教育機関その他関係機関とも連携してまちづくりを進めるよう努めるものとする。

第3章 市民等の役割

(市民の役割)

第8条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりについての理解を深めるとともに、まちづくりへの参加に努めるものとする。

(NPOの役割)

第9条 NPOは、市民のまちづくりの発意を尊重し、その主体的な活動を支援育てるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、地域社会の一員として、まちづくりについて理解、協力するよう努めるものとする。

第4章 市の役割

(施策の実施)

第11条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるために必要な施策を、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(広報広聴)

第 12 条 市は、市民等がまちづくりについて関心をもち、理解を深めることができるよう、広報広聴に努めるものとする。

(施策への反映)

第 13 条 市は、市のまちづくりの施策の検討及び実施に当たり、市民等の意見の反映及び市民等が参加することができる仕組みの整備に努めるものとする。

(説明責任)

第 14 条 市は、まちづくりについての市民等の意見、要望等に関して、当該市民等に説明する責任を全うするよう努めるものとする。

(コミュニティ計画の策定)

第 15 条 市は、市民等とパートナーシップを築いて地域のまちづくりを進めるため、市民等の意見を反映してコミュニティ計画を策定、推進するものとする。

(職員研修等)

第 16 条 市は、市の職員のまちづくりについての意識の高揚及び実践力の向上を図るため、パートナーシップによるまちづくりに関する職員研修を実施するものとする。

2 市は、市の職員が一市民として、市民活動に参加できる環境の整備を進めるものとする。

第 5 章 市民活動への支援

(市民活動の拠点の整備等)

第 17 条 市は、市民活動を促進するための拠点の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(助成等)

第 18 条 市は、市民活動を行う市民等に対し、必要な情報の提供及び技術的支援を行うことができる。

2 市長は、市民活動を行う団体への助成を目的とする基金に対し、必要な出えんを行うことができる。

(N P O への業務参入機会の提供)

第 19 条 市は、N P O が効率的かつ効果的にまちづくりに関する市の施策を行うことができると認めるときは、当該 N P O に対し、業務の委託等の機会を提供することができる。

第 6 章 市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会

(市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会の設置)

第 20 条 この条例に基づく諸制度が適正かつ円滑に機能しているかを見守り、パートナーシップによるまちづくりを推進するため、高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会（以下「見守り委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 21 条 見守り委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 22 条 見守り委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 見守り委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民活動を行う者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、見守り委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前において策定したコミュニティ計画は、第15条の規定により策定したものとみなす。

鹿児島市の市民参画を推進する条例

平成 15 年 3 月 29 日
条例第 3 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条 第 5 条)

第 2 章 市民参画手続の実施

第 1 節 市民参画手続における通則(第 6 条 第 11 条)

第 2 節 市民参画手続の方法(第 12 条 第 19 条)

第 3 章 市民参画手続を経ずに提出された市民からの意見等の取扱い(第 20 条・第 21 条)

第 4 章 鹿児島市市民参画推進に関する市民会議(第 22 条 第 30 条)

第 5 章 雑則(第 31 条)

付則

鹿児島市民は、美しい自然と豊かな歴史、そして薫り高い文化が育んだ、わがまち鹿児島市に誇りと愛着を抱き、市勢の限りない発展のため、すすんで市政に参画することを希求しています。

地方自治の目指すものは、住民自治を基本にして、住民参加のもと、住民の意思が反映される行政を行うことであります。

鹿児島市は、このことを踏まえ、市政に関する情報をすすんで公開して、市民と共有することにより、さらに開かれた市政を行い、市政に対する市民の関心と意欲を高め、市民と協働するまちづくりを推進します。

ここに、市民参画の基本的な理念を明確にし、市政に対する市民の参画をさらに推進するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における市民参画の基本的な事項を定めることにより、市政への市民参画の推進を図り、もって市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参画 市の施策の企画立案から意思決定に至るまでの過程において、市民が自己の意思を反映させることを目的として意見を述べ、又は提案を行い、及び市の施策の実施の過程において市民と市が協働することにより、市民が市政に参画することをいう。
- (2) 協働 市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚することにより、相互に補完し、及び協力することをいう。
- (3) 実施機関 市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) パブリックコメント手続 市の施策を行うに当たり、実施機関がその趣旨、内容その他必要な事項を公表し、書面等により広く市民の意見等を求める方法で行う手続をいう。
- (5) 審議会等 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する法律又は条例に基づき設置された附属機関及び実施機関が定める要綱等により設置された

懇談会等をいう。

(市民参画の基本原則)

第 3 条 市民参画は、市民に平等にその機会が与えられることにより行われなければならない。

2 市民参画は、市民と市が市政に関する情報を共有することにより行われなければならない。

3 市民参画は、市民と市がまちづくりの協働のパートナーとして、相互の役割を理解し、尊重して行われなければならない。

4 市民参画は、市民の多様な価値観等に公平かつ的確に対応して行われなければならない。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、市政への関心を高め、自主的かつ自発的に市民参画を行うよう努めなければならない。

2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って積極的に市民参画を行うよう努めなければならない。

3 市民は、特定の個人及び団体の利益を図ることを目的とせず、市民全体の公共の利益を考慮することを基本として市民参画を行うよう努めなければならない。

4 市民は、市民参画を推進するため、公益的な市民活動に関して理解を深めるよう努めなければならない。

(市の役割)

第 5 条 市は、市民参画の機会を積極的に設けるよう努めなければならない。

2 市は、市政に関する情報を公平かつ的確に提供し、市民との情報の共有化に努めなければならない。

3 市は、市民に対し説明責任を果たすよう努めなければならない。

4 市は、市民の意向を把握し、市の施策に反映させるよう努めなければならない。

5 市は、市民参画を推進するため、公益的な市民活動に協力するよう努めなければならない。

第 2 章 市民参画手続の実施

第 1 節 市民参画手続における通則

(市民参画手続の実施)

第 6 条 この条例における市民参画の手続(以下「市民参画手続」という。)の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) パブリックコメント手続の実施

(2) 審議会等への付議

(3) 意見交換会等の開催

(4) ワークショップ方式(市民と市又は市民同士が、相互に議論することにより案を作り上げていく手法で行う市民参画のための手続をいう。)その他の市民参画のための手続(第 19 条において「ワークショップ方式等」という。)の実施

2 実施機関は、次条第 1 項各号に掲げる施策を行おうとするときは、前項各号に掲げる市民参画手続の方法のうち、いずれかの方法により市民参画手続を実施するものとする。この場合において、実施機関は、原則としてパブリックコメント手続を実施するものとし、施策の内容に応じ他の市民参画手続の方法を用いることが適当と認める場合にあっては、パブリックコメント手続の実施に代えて、同項第 2 号から第 4 号までに掲げる市民参画手続の方法のうち、いずれか適当と認める方法により市民参画手続を実施することができるものとする。

3 実施機関は、前項の規定に基づき市民参画手続を実施する場合には、必要に応じ

て当該市民参画手続以外の市民参画手続を実施するよう努めなければならない。

(市民参画手続の対象等)

第7条 市民参画手続の対象となる施策は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 公用又は公共用に供される重要な施設の建設等に係る計画の策定又は変更
- (3) 次に掲げる条例、規則等の制定又は改廃
 - ア 市の基本的な方針又は制度を定めるもの
 - イ 市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とするもの
 - ウ 市民生活に重大な影響を及ぼすもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に市民参画手続を実施する必要があると認められるもの

2 前項第1号から第3号までに掲げる施策のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、市民参画手続の実施を要しないものとする。

- (1) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの(金銭徴収を含む条例を新たに制定する場合にあっては、金額に関する事項に限る。)
- (2) 意見聴取手続が法令等により定められているもの
- (3) 実施基準が法令等により定められているもの
- (4) 施設、設備等の維持管理に関するもの
- (5) 実施機関の内部にのみ適用されるもの
- (6) 軽微なもの
- (7) 緊急を要するもの

3 前項第7号に掲げる要件に該当することを理由に市民参画手続を実施しなかった場合においては、事後速やかにその理由等を公表するものとする。

(実施時期)

第8条 実施機関は、市民参画手続を実施するときは、前条第1項各号に掲げる施策の企画立案から意思決定に至るまでの過程における適切な時期に行うものとする。

(提出された意見等の取扱い)

第9条 実施機関は、市民参画手続を経て提出された市民の意見等を市の施策に反映させるよう努めなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する市民の意見等に対する検討を終えたときは、鹿児島市情報公開条例(平成13年条例第14号)第7条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)に該当するものを除き、別に規則で定める事項について、速やかに公表するものとする。

(公表の方法)

第10条 第7条第3項、前条第2項、次条、第13条第1項、第15条第4項及び第16条第2項の規定に基づく公表は、別に規則で定める方法により行うものとする。

(市民参画手続の実施予定及び実施状況の公表)

第11条 市長は、毎年度、各実施機関のその年度における市民参画手続の実施予定及び前年度における市民参画手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

第2節 市民参画手続の方法

(パブリックコメント手続の実施)

第12条 パブリックコメント手続の実施の方法により行う市民参画手続の実施については、前節及び次条に定めるところによる。

(パブリックコメント手続の対象とする事項の案の公表等)

第 13 条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施するときは、事前に次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 対象とする事項の案
- (2) 対象とする事項の案を作成した趣旨、目的等
- (3) その他実施機関が必要と認める資料
- (4) 意見等の提出方法、提出期間及び提出先

2 市民は、パブリックコメント手続の実施により意見等を提出するときは、別に規則で定める提出方法等により行うものとする。

(審議会等への付議)

第 14 条 審議会等に付議する方法により行う市民参画手続の実施及びその審議会等の構成員の選考等については、前節及び次条から第 17 条までに定めるところによる。

(審議会等の構成員)

第 15 条 実施機関は、法令等の定めその他正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を審議会等の構成員に加えるものとする。

2 実施機関は、審議会等の構成員を選考するに当たっては、男女の割合に配慮するとともに、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。

3 第 1 項の公募の実施及び前項の審議会等の構成員の選考に関し必要な事項は、実施機関が別に定めるものとする。

4 実施機関は、毎年度、審議会等の構成員の氏名及び選任の区分を公表するものとする。

(審議会等の会議公開の原則)

第 16 条 審議会等の会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、これを公開するものとする。ただし、不開示情報が明らかになることその他正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 実施機関は、会議を非公開とする場合及び緊急に会議を開催する必要がある場合を除き、会議の開催に当たっては、事前に開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。

3 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を提供する等傍聴者が当該会議の内容について理解を深めることができるよう努めなければならない。

(会議に関する記録の作成及び公開)

第 17 条 実施機関は、会議が開催されたときは、当該会議に関する記録を作成するものとする。

2 前項の会議に関する記録は、これを公開するものとする。ただし、当該記録に不開示情報が記録されているときは、鹿児島市情報公開条例第 8 条に規定する公文書の部分開示の方法の例により当該不開示情報が記録されている部分を除き公開するものとする。

(意見交換会等の開催)

第 18 条 意見交換会等の開催の方法により行う市民参画手続の実施については、前節に定めるところによるほか、前 2 条の規定を準用する。

2 前項に定めるもののほか、意見交換会等の開催に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(ワークショップ方式等の実施)

第 19 条 ワークショップ方式等の実施の方法により行う市民参画手続の実施については、前節に定めるところによるほか、第 16 条及び第 17 条の規定を準用する。

2 前項に定めるもののほか、ワークショップ方式等の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第 3 章 市民参画手続を経ずに提出された市民からの意見等の取扱い

(市民参画手続を経ずに提出された市民からの意見等の取扱い)

第 20 条 実施機関は、前章の規定による市民参画手続を経ずに提出された市民からの意見等で、その内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第 9 条に規定する市民参画手続を経て提出された市民の意見等の取扱いに準じて取り扱うよう努めなければならない。

(市民の意見等の把握)

第 21 条 実施機関は、前章及び前条に定めるもののほか、適切な方法により、市政運営に関する市民の意見等を積極的に把握するよう努めなければならない。

第 4 章 鹿児島市市民参画推進に関する市民会議

(設置)

第 22 条 本市の市民参画の推進について、調査審議させるため、鹿児島市市民参画推進に関する市民会議(以下「市民会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 23 条 市民会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民参画の推進状況について意見を述べること。
- (2) 市民参画の新たな方法の調査及び研究に関すること。
- (3) その他市民参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第 24 条 市民会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市長が行う公募に応じた者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 25 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 26 条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理し、市民会議の会議(以下「会議」という。)の議長を務める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 27 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員(会長及び副会長である委員を含む。)の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(市民会議の構成員の選考等)

第 28 条 市民会議の構成員の選考、会議の公開等については、第 15 条から第 17 条までに定めるところによる。

(庶務)

第 29 条 市民会議の庶務は、市民局市民部市民参画推進課において処理する。

(会長への委任)

第 30 条 この章に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 31 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手している施策であって、第 2 章の規定による市民参画手続を実施することが困難であると認められるものについては、同章の規定は、適用しない。

(鹿児島市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 鹿児島市報酬及び費用弁償条例(昭和 42 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

ニセコ町まちづくり基本条例

平成 12 年 12 月 27 日
条例第 45 号

目次

前文

- 第 1 章 目的(第 1 条)
- 第 2 章 まちづくりの基本原則(第 2 条 第 5 条)
- 第 3 章 情報共有の推進(第 6 条 第 9 条)
- 第 4 章 まちづくりへの参加の推進(第 10 条 第 13 条)
- 第 5 章 コミュニティ(第 14 条 第 16 条)
- 第 6 章 町の役割と責務(第 17 条 第 24 条)
- 第 7 章 まちづくりの協働過程(第 25 条 第 27 条)
- 第 8 章 財政(第 28 条 第 33 条)
- 第 9 章 評価(第 34 条・第 35 条)
- 第 10 章 町民投票制度(第 36 条・第 37 条)
- 第 11 章 連携(第 38 条 第 41 条)
- 第 12 章 条例制定等の手続(第 42 条)
- 第 13 章 まちづくり基本条例の位置付け等(第 43 条・第 44 条)
- 第 14 章 この条例の検討及び見直し(第 45 条)

附則

ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよるこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。

第 2 章 まちづくりの基本原則

(情報共有の原則)

第 2 条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

(情報への権利)

第 3 条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

(説明責任)

第 4 条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。

(参加原則)

第 5 条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。

第 3 章 情報共有の推進

(意思決定の明確化)

第 6 条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。

(情報共有のための制度)

第 7 条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。

- (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度
- (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

(情報の収集及び管理)

第 8 条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第 9 条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利)

第 10 条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。

4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

(満 20 歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

第 11 条 満 20 歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

(まちづくりにおける町民の責務)

第 12 条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(まちづくりに参加する権利の拡充)

第 13 条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。

第 5 章 コミュニティ

(コミュニティ)

第 14 条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

(コミュニティにおける町民の役割)

第 15 条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。

(町とコミュニティのかかわり)

第 16 条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。

第 6 章 町の役割と責務

(町長の責務)

第 17 条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

(就任時の宣誓)

第 18 条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。

2 前項の規定は、助役、収入役及び教育長の就任について準用する。

(執行機関の責務)

第 19 条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

(組織)

第 20 条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。

(審議会等への参加)

第 21 条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

(意見・要望・苦情等への応答義務等)

第 22 条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。

2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。

3 町は、前 2 項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。

(意見・要望・苦情等への対応のための機関)

第 23 条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。

(行政手続の法制化)

第 24 条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。

第 7 章 まちづくりの協働過程

(計画過程等への参加)

第 25 条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。

2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。

- (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報
- (2) 代替案の内容
- (3) 他の自治体等との比較情報

- (4) 町民参加の状況
- (5) 仕事の根拠となる計画、法令
- (6) その他必要な情報

(計画の策定等における原則)

第 26 条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。

2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。

- (1) 法令又は条例に規定する計画
- (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画

3 町は、前 2 項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。

- (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容
- (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間

(計画策定の手続)

第 27 条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

- (1) 計画の概要
- (2) 計画策定の日程
- (3) 予定する町民参加の手法
- (4) その他必要とされる事項

2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 町は、前 2 項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

第 8 章 財政

(総則)

第 28 条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

(予算編成)

第 29 条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。

2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。

(予算執行)

第 30 条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。

(決算)

第 31 条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

(財産管理)

第 32 条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用

を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。

2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。

3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。

(財政状況の公表)

第33条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。

第9章 評価

(評価の実施)

第34条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。

(評価方法の検討)

第35条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。

第10章 町民投票制度

(町民投票の実施)

第36条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。

(町民投票の条例化)

第37条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

第11章 連携

(町外の人々との連携)

第38条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。

(近隣自治体との連携)

第39条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。

(広域連携)

第40条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。

(国際交流及び連携)

第41条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。

第12章 条例制定等の手続

(条例制定等の手続)

第42条 町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。

(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断

を必要としない場合

(2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合

(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合

2 提案者は、前項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。

第13章 まちづくり基本条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第43条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

(条例等の体系化)

第44条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

第14章 この条例の検討及び見直し

(この条例の検討及び見直し)

第45条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

猿払村まちづくり会議条例

平成 15 年 12 月 18 日
条例第 55 号

(設置及び目的)

第 1 条 地方分権の下、猿払村まちづくり理念条例(平成 13 年条例第 1 号)第 4 条及び猿払村村民参加条例(平成 13 年条例第 2 号)第 4 条の規定に基づき、村のまちづくりに関し、村民の協働参画によるまちづくりを推進するため猿払村まちづくり会議(以下「まちづくり会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 まちづくり会議は、前条の目的を達成するため、村長の諮問に応ずるほか、猿払村の新しいまちづくりに関する課題について、村長に対し意見を述べ、提案を行う。

(用語の定義)

第 3 条 この条例において「委員会」とは、協働委員会、村民委員会、職員委員会をいう。
2 この条例において「委員長」とは、協働委員会、村民委員会、職員委員会の委員長をいう。

(組織)

第 4 条 まちづくり会議に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 会長
- (3) 副会長
- (4) 協働委員会
- (5) 村民委員会
- (6) 職員委員会

(総会)

第 5 条 総会は、まちづくり会議の意見及び提案を総括し、村長に提出しなければならない。

- 2 総会は、会長が招集するものとする。
- 3 総会の議長は、会長があたる。

(会長及び副会長)

第 6 条 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協働委員会)

第 7 条 協働委員会は、村民委員会及び職員委員会から提出されたまちづくりに関する課題の提案を調整並びに集約し、総会に提出しなければならない。

- 2 協働委員会は、村民委員会及び職員委員会の代表者で構成する。
- 3 協働委員会に委員長及び副委員長を置き、構成者の互選によりこれを選任する。
- 4 委員長は、委員会を総理し、会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 協働委員会は、委員長が招集するものとする。

(村民委員会及び職員委員会)

第 8 条 村民委員会及び職員委員会は、まちづくりに関する課題について村民からの意見聴取及び評価し、当該課題に関し、協働委員会に提出しなければならない。

- 2 村民委員会の定数は、公募による委員 30 人とする。ただし、当該公募による委員が定

数に満たない場合は、村長が別に委嘱するものとする。

3 職員委員会の定数は、村長が任命する 20 人の職員とする。

4 村民委員会及び職員委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ構成者の互選によりこれを選任する。

5 委員長は、委員会を総理し、会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 村民委員会及び職員委員会は、委員長が招集する。

(会議の成立要件)

第 9 条 総会及び委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 会議の開催日時及び場所は、会議に付すべき事項とともに会長及び委員長があらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会長及び委員長は、会議に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(任期)

第 10 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会等)

第 11 条 村民委員会及び職員委員会は、必要な都度、専門的調査並びに審議等をするため、部会及び分科会を置くことができる。

(事務局)

第 12 条 まちづくり会議の総括的事務を処理するため、協働まちづくり推進課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置く。

(公開)

第 13 条 まちづくり会議は、猿払村村民参加条例施行規則(平成 13 年規則第 39 号)第 5 条に規定する者に限り公開する。

(費用の弁償)

第 14 条 まちづくり会議の委員の費用弁償は、非常勤特別職の職員に対する給与等に関する条例(昭和 22 年条例第 4 号)第 4 条に定める別表第 2 により支給する。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、最初のまちづくり会議は、村長が招集する。

猿払村まちづくり理念条例

平成 13 年 3 月 23 日
条例第 1 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 2 条）
 - 第 2 章 村民主体のまちづくり（第 3 条 第 4 条）
 - 第 3 章 健康と福祉のまちづくり（第 5 条）
 - 第 4 章 文化創造のまちづくり（第 6 条 第 7 条）
 - 第 5 章 地球環境を視野に入れたまちづくり（第 8 条）
 - 第 6 章 個性あるまちづくり（第 9 条 第 10 条）
 - 第 7 章 安全なまちづくり（第 11 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、村の目指すまちづくりの理念を明らかにすることによって、基本的人権と良好な環境を大切にす風土をはぐくみ、村民と村が協働してまちづくりを推進することを目的とする。

（まちづくり規範）

第 2 条 村民と村は、前条の目的を達成するため、次に掲げる規範に基づき、それぞれの役割と責務に応じ、行動するよう努めるものとする。

- （1）まちづくりは、すべての人の基本的人権の尊重のもとに進める。
- （2）まちづくりは、村民と村との信頼を深めることにより進める。
- （3）まちづくりは、村民相互の信頼及び地域社会の連帯を深めることにより進める。
- （4）まちづくりは、文化の多様性を尊重して進める。
- （5）まちづくりは、地球環境保全の視点から進める。
- （6）まちづくりは、村の個性を表現するものとして進める。

第 2 章 村民主体のまちづくり

（まちづくりの主体）

第 3 条 村民は、まちづくりの主体であって、まちづくりに参加することにおいて平等であり、村民相互に協働するとともに、村と協働してまちづくりの推進に努めるものとする。

（村民参加のまちづくり）

第 4 条 村長は、村民がまちづくりに参加することができるように、その条件の整備及び情報の公開に努めるものとする。

- 2 村長は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の形成を図るため、自主・自立のまちづくりに努めるものとする。

第 3 章 健康と福祉のまちづくり

（健康と福祉のまちづくり）

第 5 条 村民と村は、福祉の向上を図るため、地域社会における村民の社会連帯を深めるよう努めるものとする。

- 2 村長は、村民の健康増進、生活援助及び社会参加を進めるとともに、地域環境整備に当たっては、村民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりに努めるものとする。

第 4 章 文化創造のまちづくり

（文化創造のまちづくり）

- 第6条 村民は、感動を分かち合える文化創造のまちづくりに努めるものとする。
- 2 村民は、生活に潤いと豊かさをもたらす自然の恵み及び歴史の継承並びに伝統文化の保護及び継承に努めるものとする。
- (文化創造への支援)
- 第7条 村長は、村民の文化創造を活性化するために生涯学習の機会の増大を図るよう努めるものとする。
- 2 村長は、村民の文化創造に係る活動に対して必要な支援をすることができる。
- 第5章 地球環境を視野に入れたまちづくり
- (環境との調和と共生)
- 第8条 村民と村は、日常生活の負荷によって環境が損なわれることのないように負荷の低減に努めるとともに、環境と調和し、及び共生するまちづくりに努めるものとする。
- 第6章 個性あるまちづくり
- (自然との調和)
- 第9条 村民と村は、自然との調和を図りながら、安全かつ快適な住環境の形成及び個性あるまちづくりに努めるものとする。
- (多世代の共生)
- 第10条 村民と村は、地域産業及び文化の活性化並びに村民の利便性の向上を図り、多世代が共生する躍動感あふれるまちづくりに努めるものとする。
- 第7章 安全なまちづくり
- (安全なまちづくり)
- 第11条 村長は、災害、事故、公害、犯罪等の緊急時における危機対応の体制を整備することにより、村民の生命及び財産を守るとともに、地域の安全性及び安定性の向上に努めるものとする。
- 2 村民は、緊急時の村民互助が機能するための社会連帯の醸成に努めるものとする。
- 附 則
- この条例は、平成13年4月1日から施行する。

猿払村村民参加条例

平成 13 年 3 月 23 日
条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、まちづくりにおける村民参加の基本的な事項を定めることにより、村民と村が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「村民参加」とは、村の意志形成の段階から村民の意思が反映されること及び村が事業を実施する段階で村民と村が協働することをいう。

2 この条例において「協働」とは、村民と村がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいう。

(村民参加の推進に関する基本理念)

第 3 条 村民参加の推進は、村民の持つ豊かな社会経験と創造的な活動を通して、村民と村が協働して村民の福祉の向上と将来のより良いまちづくりの実現を図ることを基本理念として行われるものとする。

2 村民参加は、地方自治の本旨に基づき適正に運営されなければならない。

(村長の責務)

第 4 条 村長は、村民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう村民参加の機会の提供に努めるとともに、村民参加を円滑に推進するため、村の情報の公開に努めなければならない。

(村民の責務)

第 5 条 村民は、村民参加によるまちづくりの推進について、自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努めるものとする。

(会議公開の原則)

第 6 条 村の執行機関に置く附属機関の会議は、条例で定める場合を除き、公開するよう努めなければならない。

(委員の村民公募)

第 7 条 村の執行機関は、村民の資格において附属機関の委員を任命しようとする場合は、その全部又は一部の委員を公募により選考するよう努めなければならない。

2 前項の公募の方法については、別に定める。

(村民投票の実施)

第 8 条 村長は、村民の意思を直接問う必要があると認めるときは、村民投票を実施することができる。

2 前項の村民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方式、投票結果の公表その他必要な手続きについては、別に条例で定める。

(委任)

第 9 条 この条例に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

幕別町まちづくり町民参加条例

(平成12年9月29日 条例第60号)

(目的)

第1条 この条例は、まちづくりにおける町民参加の基本的な事項を定めることにより、町民と町が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民参加 町の意思形成過程の段階から町民の意思が反映され、町が行政執行する段階で町民と町が協働することをいう。
- (2) 協働 町民と町がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補い合い、協力することをいう。
- (3) 創造的な活動 町内会活動、婦人会活動、老人会活動、青年団活動、消防団活動など町勢の発展に寄与する町民の奉仕的、自主的な諸活動をいう。

(基本理念)

第3条 町民参加の推進は、町民の持つ豊かな社会経験と創造的な活動を通して、町民と町が協働して町民福祉の向上と自主・自立のまちづくりの実現を図ることを基本理念として行われるものとする。

2 町民参加の推進は、地方自治の本旨に基づき、適正にかつ継続的に行われるものでなければならない。

(町長の責務)

第4条 町長は、町民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう、行政情報の提供並びに十分な説明に努めなければならない。

2 町長は、町政の推進にあたり、町民参加の機会の提供に努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、町民参加によるまちづくりの推進について、自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努めるものとする。

(会議公開の原則)

第6条 町の執行機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議は、公開するものとする。ただし、当該会議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないとき認められるときは、この限りでない。

(委員の公募)

第7条 町の執行機関は、附属機関の委員を任命しようとする場合は、特に専門性が必要な機関、特定の個人や団体に関して審議等を行う機関及び行政処分に関する審議等を行う機関を除き、定数のおおむね3割を目標に公募により委員を選考するよう努めなければならない。

2 前項の公募の方法については、別に定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第7条第1項の規定は、

この条例施行後に任命される附属機関の委員について適用する。

(幕別町特別職給料及び報酬審議会条例の一部改正)

第2条 幕別町特別職給料及び報酬審議会条例(昭和48年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者

(幕別町使用料等審議会条例の一部改正)

第3条 幕別町使用料等審議会条例(昭和50年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者

(幕別町行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

第4条 幕別町行政改革推進委員会設置条例(昭和60年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者

(幕別町情報公開条例の一部改正)

第5条 幕別町情報公開条例(平成11年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項を次のように改める。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者

(幕別町総合計画策定審議会条例の一部改正)

第6条 幕別町総合計画策定審議会条例(昭和45年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号中「学識経験者」を「識見を有する者」に改め、同項第6号中「前各号に掲げる者のほか町長が必要と認めるもの」を「公募による者」に改める。

(幕別町防災会議条例の一部改正)

第7条 幕別町防災会議条例(昭和38年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項を次のように改める。

5 委員は20人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 町の区域の全部又は一部を管轄する警察署長又はその指名する職員
- (2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 町の教育委員会の教育長
- (4) 東十勝消防事務組合の消防団長のうちから町長が指名する者
- (5) 東十勝消防事務組合の職員のうちから町長が指名する者
- (6) 指定地方行政機関及び北海道の職員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が指名する者
- (7) 町内の公共的団体の職員のうちから町長が指名する者

(8) 公募による者

第3条第6項中「第7号」を「第8号」に改める。

(幕別町健康づくり推進協議会条例の一部改正)

第8条 幕別町健康づくり推進協議会条例(昭和59年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関又は団体の代表者
- (3) 公募による者

(幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第9条 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

2 審議会の委員は10人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者

(幕別町都市計画審議会条例の一部改正)

第10条 幕別町都市計画審議会条例(昭和45年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

第2条 審議会の委員は10人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 町議会の議員
- (3) 農業委員会会長
- (4) 公募による者

第2条第2項中「前項第1号」を「前項第1号及び第4号」に改める。

(幕別町公営住宅管理条例の一部改正)

第11条 幕別町公営住宅管理条例(平成9年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第60条第3項第3号中「学識経験者」を「識見を有する者」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 公募による者

(幕別町文化財保護条例の一部改正)

第12条 幕別町文化財保護条例(平成8年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項を次のように改める。

3 審議委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者

会津坂下町まちづくり基本条例

平成 14 年 12 月 16 日
条例第 24 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 住民自治（第 3 条・第 4 条）

第 3 章 まちづくりの原則（第 5 条 第 10 条）

第 4 章 協働のまちづくりの推進（第 11 条 第 14 条）

第 5 章 条例の位置付け等（第 15 条・第 16 条）

附則

私たち町民は、私たちと未来の子供たちのために温もりに満ち、共に生きて暮らすことに喜びを感じられる町を創りたいと願います。

私たちは、互いの人権を尊重し支え合う地域社会の基本を大切にし、まちづくりのしくみを、いっそう実効あるものにしていく日々の努力を惜しみません。そして、先人の自主の心と献身の姿に学び、互いに信頼し高め合い、まちづくりの歩みを進めていきます。

このような決意に基づき、町民が心を合わせた理想のまちづくりに取り組むために、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、町民、町及び議会が、協働して取り組むまちづくりのための原則としくみづくりの方針を明確にすることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 公共の福祉を増進し、町民の幸福を実現するために行われる町政及び全ての公益的な取り組み
- (2) 協働 個人や企業・組織及び公的機関が、それぞれの役割や責務を認識し、対等な立場で協力し合い、行動すること。
- (3) 公益的活動 営利を目的としない、不特定多数の者及び地域社会全体の福利に資する活動

第 2 章 住民自治

（住民自治の原則）

第 3 条 まちづくりは、町民が主体となって進めるものとする。

2 住民自治は、町民一人ひとりがまちづくりに参画し、その主体的な発意と創造力を活かすことによって確立する。

（町民投票）

第 4 条 町民は、町に関わる重要事項について、町民投票の実施を町長及び議会に求める権利を有する。

2 町は、町民から請求があった時又は町民投票の必要があると認めた時は、町民投票の制度を設けることができる。

第 3 章 まちづくりの原則

（地域理解の促進）

第5条 まちづくりは、地域の成り立ちや現状について理解を深めながら進めるものとする。

(合意形成の重視)

第6条 まちづくりは、合意形成を重視し、十分な意思疎通を図りながら進めるものとする。

(情報の共有)

第7条 まちづくりは、情報を共有することを基本に進めるものとする。

(人材育成)

第8条 まちづくりは、町民一人ひとりの自己実現を尊重し、町の未来を担う人材を育成しながら進めるものとする。

(公益的活動の推進)

第9条 まちづくりは、町民の主体的な公益的活動を支え、その活動を活かしながら進めるものとする。

(交流と連携)

第10条 まちづくりは、他の自治体、国及びその他の機関との交流及び連携に努め、広い視野に立って進めるものとする。

第4章 協働のまちづくりの推進

(町民の権利と責任)

第11条 町民は、まちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有するとともに、まちづくりに関して意見を述べ、政策の企画立案と決定及び評価に関し参画する権利を有する。

2 町民は、住民自治の主体として、自らの発言と行動に責任を持つとともに、地域社会の将来を設計し、自らできること、なすべきことを考え行動するものとする。

(町の責務)

第12条 町は、住民自治を拡充するために必要な施策を展開するとともに、町民の福祉の増進を目標として、協働のまちづくりを積極的に推進しなければならない。

2 町は、町が行っている政策及び事業の過程や成果について、町民の評価を受けるしくみを整備するものとする。

3 町は、職員に対して、まちづくりの要員としての使命感を醸成し、町民の期待と要求に的確に応えられる人材育成に努めなければならない。

(議会の責務)

第13条 議会は、町民の意思を町政に反映させるため、その機能を発揮し協働のまちづくりに積極的に関わるものとする。

(協働のしくみづくり)

第14条 町民は、協働のまちづくりを推進するために、町民による公益的活動の中心となる組織体制を構築するものとする。

2 町は、前項の公益的活動を行う組織に対して、必要な支援を行うとともに、そのしくみについて整備するものとする。

第5章 条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第15条 町は、他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を遵守するとともに、それぞれが有機的に機能し合うよう体系化しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

総和町住民投票条例

平成 15 年 10 月 1 日
条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、町政運営上の重要事項に係る意思決定について町民による直接投票(以下「住民投票」という。)の制度を設けることにより、これによつて示された町民の総意を町政に的確に反映し、もつて公正で民主的な町政の運営及び町民の福祉の向上を図るとともに、町民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「町政運営上の重要事項」とは、町が行う事務のうち、町民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であつて、町及び町民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 町の権限に属さない事項
- (2) 議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) もつぱら特定の町民又は地域にのみ関係する事項
- (4) 町の組織、人事及び財務に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

(住民投票の請求及び発議)

第 3 条 第 11 条の規定による投票資格者名簿の登録が行われた日において当該投票資格者名簿に登録されている者は、町政運営上の重要事項について、その総数の 5 分の 1 以上の者の連署をもつて、その代表者から、町長に対して書面により住民投票を請求することができる。

2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 6 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで及び第 74 の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例によるものとする。

3 町議会は、議員の定数の 10 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された町政運営上の重要事項について、町長に対して書面により住民投票を請求することができる。

4 町長は、町政運営上の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

5 町長は、第 1 項の規定による町民からの請求(以下「町民請求」という。)若しくは第 3 項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があつたとき、又は前項の規定により自ら住民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、総和町選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の委員長にその旨を通知しなければならない。

6 町長は、住民投票に係る町民請求又は議会請求があつたときは、その請求の内容が前条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票の実施を拒否することができないものとする。

(条例の制定又は改廃に係る町民請求の特例)

第 4 条 条例の制定又は改廃に係る町民請求は、地方自治法第 74 条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求を行つた場合において、同条第 3 項の結果に不服があるときについてのみ行うことができる。

(住民投票の形式)

第 5 条 第 3 条に規定する町民請求、議会請求及び町長の発議(以下「町民請求等」という。)

による住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議されたものでなければならない。

(住民投票の執行)

第 6 条 住民投票は、町長が執行するものとする。

2 町長は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(選挙管理委員会の事務)

第 7 条 選挙管理委員会は、前条第 2 項の規定により委任を受けた住民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとする。

(投票資格者)

第 8 条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 月以上総和町に住所を有するもの

(2) 年齢満 18 年以上の永住外国人で、引き続き 3 月以上総和町に住所を有するもの

2 前項第 2 号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める特別永住者

(投票資格者名簿の調製等)

第 9 条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調製し、及び保管する任に当たるものとする。

2 投票資格者名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、それぞれの住民投票を通じて 1 の名簿とする。

3 選挙管理委員会は、毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月(以下「登録月」という。)並びに住民投票を行う場合には、投票資格者名簿の登録を行うものとする。

4 投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載をするものとする。

(被登録資格)

第 10 条 投票資格者名簿の登録は、総和町に住所を有する者のうち、次の各号に掲げる投票資格者の区分に応じ、当該各号に定める者について行うものとする。

(1) 年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者 その者に係る総和町の住民票が作成された日(他の市町村から総和町に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き 3 月以上総和町の住民基本台帳に記録されている者

(2) 年齢満 18 年以上の永住外国人 総和町に引き続き 3 月以上住所を有する者(外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が総和町にあり、かつ、同項の登録の日(同法第 8 条第 1 項の申請に基づく同条第 6 項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から 3 月以上経過している者に限る。)であつて、規則で定めるところにより、文書で選挙管理委員会に登録の申請をしたもの

(登録)

第 11 条 選挙管理委員会は、登録月の 1 日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の 2 日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、登

録月の1日から7日までの間に住民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要があると認める場合にあつては、登録の日を繰り延べて定めることができる。

- 2 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、第13条第2項の規定による当該住民投票の告示の日の前日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

(住民投票の請求に必要な署名数の告示)

第12条 選挙管理委員会は、前条の規定により投票資格者名簿の登録を行つたときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の5分の1の数を告示しなければならない。

(住民投票の期日)

第13条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、選挙管理委員会に対して第3条第5項の規定による通知があつた日から起算して30日を経過した日から最も近い日曜日(以下「指定日」という。)とする。ただし、当該指定日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、茨城県の議会の議員若しくは長の選挙又は総和町の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。

- 2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を確定したときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

(投票資格者名簿の登録と投票)

第14条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

- 2 投票資格者名簿に登録された者であつても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(投票日当日に投票資格者でない者の投票)

第15条 投票日の当日、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票の方法)

第16条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

- 2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、事案に賛成するときはその記号を、反対のときは×の記号を投票用紙の所定の欄に記載して、投票箱に入れなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○及び×の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

(投票所における投票)

第17条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(不在者投票)

第18条 投票日の当日、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより不在者投票を行うことができる。

- (1) 職務若しくは業務又は用務に従事すること。
- (2) 総和町の区域外に旅行又は滞在をすること。
- (3) 疾病、負傷、妊娠、出産、老衰その他身体の障害のため歩行が困難であること。
- (4) 総和町の区域外の場所に居住していること。

- 2 次の各号のいずれかに該当する投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により投票を行うことができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者であつて、

規則で定めるもの

- (2) 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者であつて、規則で定めるもの
- (3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく要介護認定において要介護 4 又は要介護 5 と認定されている者
- (4) 総和町の区域外の場所に居住している者
- (5) 疾病、負傷、妊娠、出産、障害その他の理由により総和町の区域外にある病院その他の施設に入院又は入所している者

(無効投票)

第 19 条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 又は×の記号以外の事項を記載したもの
- (3) 又は×の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) 又は×の記号のいずれも記載したもの
- (5) 又は×の記号のいずれを記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第 20 条 選挙管理委員会は、第 13 条第 2 項の規定による住民投票の告示の日から当該住民投票の投票日の 2 日前までに、当該住民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び同項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を公報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。

2 町長は、住民投票の告示の日から投票日の前日までの間、当該住民投票に係る請求又は発議の内容を記載した文書の写し及び請求又は発議の事案に係る計画案その他行政上の資料で公開することができるものについて、一般の縦覧に供するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、町長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。

(投票運動)

第 21 条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等町民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであつてはならない。

(住民投票の成立要件等)

第 22 条 住民投票は、1 の事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもつて決するものとする。

(投票結果の告示等)

第 23 条 選挙管理委員会は、前条第 1 項の規定により住民投票が成立しなかつたとき、又は住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を町長及び町議会議長に報告しなければならない。

2 町長は、町民請求に係る住民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があつたときは、その内容を直ちに当該町民請求に係る代表者に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第 24 条 町民、町議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(町民請求等の制限期間)

第 25 条 この条例による住民投票が実施された場合(第 22 条第 1 項の規定により住民投票が成立しなかつた場合を除く。)には、その結果が告示されてから 2 年が経過するまでの

間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について町民請求等を行うことができないものとする。

(投票及び開票)

第 26 条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)及び公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)の規定の例による。

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の規定による永住外国人に係る投票資格者名簿への登録の申請その他の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

南河内町まちづくり基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本原則（第3条・第4条）
- 第3章 まちづくりの基本目標（第5条）
- 第4章 住民の役割と責務（第6条・第7条）
- 第5章 議会の役割と責務（第8条）
- 第6章 行政の役割と責務（第9条）
- 第7章 住民参画の手続き（第10条 - 第13条）
- 第8章 住民提案（第14条）
- 第9章 コミュニティの形成と活動支援（第15条・第16条）
- 第10章 情報の共有と説明責任（第17条 - 第19条）
- 第11章 住民投票（第20条 - 第22条）
- 第12章 まちづくり委員会（第23条 - 第26条）
- 第13章 専門アドバイザー制度（第27条）
- 第14章 条例の位置づけ（第28条・第29条）
- 第15章 条例の見直し（第30条）

附則

前文

南河内町は、白鳳文化の栄えた時代から平安時代にかけて、日本三戒壇の一つ下野薬師寺戒壇院があったことなど史跡に富み、関東・東北各地より人材が集った歴史のあるまちです。近代になると、街道沿いの集落に沢山の店が軒を連ねていました。このように、わたしたちのまちは、古くから人が集りにぎわいのあるまちでした。

長い年月と、歴史的変遷を経た現在の南河内町は、由緒ある歴史を伝えてきた人々の子孫として、ここで生まれ育った人たちと、ニュータウン等の開発により、日本全国から快適な暮らしを求めて移り住んできた人々が、共に暮らす緑豊かなまちです

そして、農業をはじめとした、生活を支える産業と、自治医科大学を中心に充実した医療や教育・文化が融合し合う、安心して、未来へ夢膨らむまちです

このめぐまれた南河内町を環境をいつくしみ、ここに暮らす喜びを分かち合い、誇りと自信を持って、次世代に引き継いで行くためにも、わたしたちは、自らの手で、自らの責任で、主体的にまちづくりにかかわっていくことが必要です。

よって、住民主体のまちづくりの実現に向けて、南河内町の住民・議会・行政がそれぞれの役割を自覚し、権利と責任を明らかにし、住民の参画を確かなものにするため、南河内町まちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例の目的は次の各号に掲げるものとします。

- （1）住民主体のまちづくりの実現に向けた原則を示します。
- （2）住民主体のまちづくりにおける住民・議会・行政の役割と責任、連携のあり方を明らかにします。
- （3）南河内町の目指すまちづくりの基本目標を示します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとします。

- (1) 住民 まちづくりの主体であり、原則として南河内町に住み・働き・学ぶ全ての人、並びに納税者、町内の事業者を指すものとします。
- (2) 議会 議会及び議員とします。
- (3) 行政(以下「町」という。) 町長、各執行機関、外郭団体及びその職員とします。
- (4) 協働 住民・議会・行政の各主体が、互いに尊重し合い責任を共有し、連携してまちづくりに取り組むこととします。
- (5) 住民自治 住民の意志を基本とし、施策を行うこととします。

第2章 基本原則

(住民自治の原則)

第3条 住民・議会・行政(以下「わたしたち」という。)は、住民主体のまちづくりを実施するため、自律した住民として、互いを尊重し、平等であることを認め、自主性と責任をもって住民自治を進めます。

(協働の原則)

第4条 わたしたちは、協働により住民主体のまちづくりの実現を図ります。

第3章 まちづくりの基本目標

(基本目標)

第5条 わたしたちは、次の各号をまちづくりの基本目標として掲げます。

- (1) 自律、自助を基本とした協働・共助・公助の精神と連帯感に基づき、ともに支え合う持続可能なまちづくりを目指します。
- (2) 緑豊かな平地林や、農地などの農村風景が残る本町の特色を生かし、豊かな緑を守り育て、自然と共生した美しいまちをつくります。
- (3) 職・住・文化が充実した、活力ある住み良いまちをつくります。
- (4) ゴミや公害のない水のきれいなまちをつくります。
- (5) 住民や地域の連携により防災に努め、また事故のない安全なまちをつくります。
- (6) 少子高齢化に向けて、みんなが健康で生き甲斐を持ち、生きいきと暮らせるまちをつくります。同時に、町民自らが健康を守り、命を大切にし、安心して暮らせるまちをつくります。
- (7) こどもを大切にし、学校・家庭・地域が一丸となってこどもを育て、教育の充実したまちをつくります。
- (8) 性別や年齢にとらわれず、一人ひとりの人格を尊重した、男女共同参画社会のまちをつくります。
- (9) 農村部と都市部の地域、生産者と消費者などが融合した、豊かな心のふれあいのあるまちをつくります。
- (10) 史跡下野薬師寺を持つ風格ある歴史や、連綿と続く人々の営みの歴史をいかしたまちをつくります。

第4章 住民の役割と責務

(住民の役割と責務)

第6条 住民主体のまちづくりにおける、住民の役割と責務を次の各号に掲げます。

- (1) 住民は、まちづくりに参画する権利と責務を有するものとします。
- (2) 住民は、南河内町に住んでいることを誇りにし、住民主体のまちづくりに積極的に参画するように努めるものとします。
- (3) 住民は、住民主体のまちづくりの理念を理解し、互いを尊重し、平等であることを

基本として、自らの発言や行動に責任を持って取り組むものとします。

(自主性の尊重)

第7条 住民主体のまちづくりへの参画においては、住民自治の原則に基づき、自主性を尊重するものとします。

2 住民一人ひとりがまちづくりに関し、できることをできる範囲で行い、まちづくりに参画しないことを理由に、不利益を受けることはありません。

第5章 議会の役割と責務

(議会の役割と責務)

第8条 住民主体のまちづくりにおける、議会の役割と責務を次の各号に掲げます。

(1) 議会は、住民の代表として選ばれた議員によって組織された、南河内町の議決機関として、重要な政策を全町的な視点に立って審議し、意思決定するものとします。

(2) 議会は、この条例に照らして、常に行政が民主的で効率的な行政運営を行っているかを調査・監視するものとします。

(3) 議会は、住民と意見交換を十分に行い、住民との連携に努め、議会活動に関する情報を住民に分かりやすく説明するものとします。

第6章 行政の役割と責務

(行政の役割と責務)

第9条 住民主体のまちづくりにおける、行政の役割と責務を次の各号に掲げます。

(1) 町は、住民の信託に応えて、この条例を遵守し、誠実かつ公正に事務事業の執行に当たるものとします。

(2) 町は、住民主体のまちづくりの精神にのっとり、常に住民・議会と連携し、協働により住民の福祉の向上に努めるものとします。

第7章 住民参画の手続き

(現状の把握)

第10条 町は、住民とともに、計画や施策の対象となる事務・事業の状況把握や、現状評価を行い、将来の見通しをたてその結果を施策に活かすことに努めるものとします。

(住民参画)

第11条 町は、第3章のまちづくりの基本目標に関する計画策定や施策のなるべく早い段階から、幅広い層への住民参画の機会提供に努めるものとします。

2 町は、住民参画の機会提供に際し、計画策定や施策への住民参画の方針、及び方法をあらかじめ明らかにするものとします。

3 前2項に関しては、緊急その他やむを得ない理由がある時は、この限りの外とします。

4 町は、住民参画の機会提供の方針及び方法についても、広く住民の意見を聞き、柔軟に取り組むことに努めるものとします。

5 町は、年齢が満20歳未満の住民の町政への参画についても、積極的な機会提供に努めるものとします。

(委員会等)

第12条 町は、委員会等を設置するに当たり、委員は可能な限り公募するように条例・規則等に定め、早い段階から周知を行い、公募することに努めるものとします。

2 町は、前項による公募ができない場合は、その理由について説明することに努めるものとします。

3 町は、委員会等の開催については、原則として会議を公開し、第11条を基本として、会議の方法を工夫することに努めるものとします。

(普及啓発)

第13条 町は、住民主体のまちづくりの実現に向け、学習機会を提供するなど、住民に

対し、まちづくりの普及啓発に努めるものとします。

第8章 住民提案

(住民提案)

第14条 町は、第2章の基本原則に基づき、以下に町の施策への住民提案導入の原則を定めるものとします。

なお、住民提案の詳細については、必要に応じ個別条例や規則において別途定めるものとします。

2 住民は、第3章まちづくりの基本目標や住民参画の推進に関連した、町の計画や施策について、提案を行うことができるものとします。

3 町は、住民提案の状況や内容、その対応について第23条に定めるまちづくり委員会に報告するものとします。

4 町は、住民からの意見、要望への対応策、提案の意見反映について、わかりやすく説明をするものとします。

5 住民と行政は、少数意見にも配慮するものとします。

第9章 コミュニティの形成と活動支援

(コミュニティの形成)

第15条 住民は、自律的で自発的なコミュニティの形成に努めるものとします。

(まちづくり活動支援)

第16条 町は、第2章の基本原則に基づき、第3章で掲げたまちづくりのための自律的で自発的なコミュニティの形成を尊重し、まちづくり活動の支援に努めるものとします。

2 町は、第2章の基本原則に基づき、住民主体のまちづくりを推進する人的資源の有効活用を努めるものとします。

3 町は、活動支援の対象や内容については、必要に応じて、個別条例や規則等において別途詳細を定めるものとします。

第10章 情報の共有と説明責任

(情報提供と共有)

第17条 町は、別途定める条例に基づき、住民の知る権利を保障し、公正で公平な住民主体のまちづくりを進めるため、計画のなるべく早い段階から、町の施策に関する情報を提供し、住民・議会・行政の情報の共有を図るものとします。

(説明責任)

第18条 町は、町の政策及び立案の過程について、住民にわかりやすく説明するものとします。

(住民の意思表示 -パブリックコメント-)

第19条 町は、基本的な条例の制定や、計画策定及び施策の決定を行う前に情報提供を行い、広く公衆へ意見を求め、意見の概要、並びに意見に対する町の考え方の公表に努めるものとします。

第11章 住民投票

(住民投票)

第20条 町長は、第3章に関わる重大な事項について、広く住民の意向を反映するため、別途定める条例に基づき、住民投票を実施することができます。

2 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。

(住民投票の請求)

第21条 住民は、町に住民票をもつ満18歳以上の住民のうち1/50以上の連署により、住民投票を請求することができるものとします。

(住民投票の取り扱い)

第22条 町長は、住民投票を行う時は、あらかじめその目的と取り扱いを明らかにすると共に投票結果を公表し、投票結果を尊重するものとします。

第12章 まちづくり委員会

(まちづくり委員会の設置)

第23条 町長は、次の各号に掲げる事項について審議するために、まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとします。

- (1) この条例の改正、又は廃止に関する事項について。
- (2) この条例の規則等の制定、改正、廃止に関する事項について。
- (3) この条例の実施状況、並びに運用状況に関する事項について。
- (4) 第14条第3項「住民提案」の取り扱いについて。

ただし、別途、委員会等の設置された個別条例や計画策定等の施策に関連する「住民提案」については、その委員会等が代替するものとします。

- (5) 第16条第1項「まちづくり活動支援」のあり方について。
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、行政への住民参画の推進に関し必要な事項について。
- (委員会の委員)

第24条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する者をもって組織するものとします。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内で活動する団体等が推薦する住民
- (3) 町が行う公募による住民
- (4) 町の職員

2 町長は、前項第3号に掲げる公募委員の数が5人以上になるよう努めるものとします。

3 委員会の委員の任期は2年とし、2期を超えて連続して再任してはならないものとします。

(委員会の役割)

第25条 委員会は、町長の諮問に応じて第23条に掲げる事項について審議し、答申するとともに、町長への提案を行うことができるものとします。

(委員会の開催)

第26条 町長は定期的に、あるいは必要に応じて委員会を開催するものとします。

2 町長は、委員の1/3以上からの要請があった場合は、委員会を開催するものとします。

第13章 専門アドバイザー制度

(専門委員の委嘱)

第27条 町は、政策立案及び計画策定や実施に際し、専門的な知識を有する者を専門委員(アドバイザー)として委嘱することができるものとします。

第14章 条例の位置づけ

(基本理念)

第28条 この条例は、本町のまちづくりの基本理念であり、わたしたちはこれを遵守し、町の基本的な条例の制定や計画策定及び施策を決定する場合は、この条例に則して行うものとします。

(個別条例)

第29条 第3章に掲げるまちづくりを実現するために、町は必要に応じて、個別に条例を定め、若しくは施策を決定することができるものとします。

2 町は、すでに制定された基本的な条例や規則に関しても、この条例に整合するよう努めるものとします。

第15章 条例の見直し

(見直し規定)

第30条 町長は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例が本町にふさわしいものであり続けているかどうかを住民を交えて検討し、その結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直すなど、必要な措置を講ずるものとします。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行します。

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 2 条）
- 第 2 章 まちづくりの基本原則（第 3 条 - 第 6 条）
- 第 3 章 説明責任及び情報の共有（第 7 条 - 第 10 条）
- 第 4 章 町民の権利と責務（第 11 条 - 第 19 条）
- 第 5 章 地域共同体（第 20 条 - 第 21 条）
- 第 6 章 議決機関の責務（第 22 条 - 第 24 条）
- 第 7 章 執行機関の責務（第 25 条 - 第 34 条）
- 第 8 章 公正及び信頼の確保（第 35 条 - 第 39 条）
- 第 9 章 町政運営の基本原則（第 40 条 - 第 51 条）
- 第 10 章 交流及び連携（第 52 条 - 第 55 条）
- 第 11 章 条例の位置付け（第 56 条）

附則

わたくしたちのまちには、風光明媚な県立自然公園太平山に連なる山々に抱かれた、みどり豊かなまちである。長い歴史と伝統にはぐくまれたこのまちを心から愛し、このまちに暮らし、このまちに活発な産業を興し、このまちを今日の姿に築き上げた先人の英知と労苦の歩みを、わたくしたちは、誇りに思う。

今日、わたくしたちの国は、地方分権の進展、急激な少子・高齢化、高度情報化社会の到来など、時代の大きな転換点に差し掛かっている。この時代の節目を迎え、自らが考え、自らが決定し、自らが行動するまちづくりこそが、わたくしたちのまち大平らしさを未来へと伝え、先人から受け継いできた文化や伝統を次世代に引き継ぎ、美しい自然を守り、地域の活力を高めることにつながるとわたくしたちは信じる。

この条例は、わたくしたち町民による、わたくしたち町民のための自治の実現に向けて、わたくしたちが、自らの未来を自らの創意と工夫によって切り開こうとする決意の表明である。

ここに、わたくしたち町民が、町政の主権者であり、まちづくりの主体であることを宣言し、わたくしたちは、不断の努力によって、人類共通の願いであるわたくしたち一人一人の基本的な権利が尊重されるまちづくりに邁進することを誓い、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、大平町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、わたくしたち町民の権利と責務、議会と町の責務並びに町政運営の基本原則を定め、もって地方自治の本旨たる住民自治の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町民 大平町の区域内に住所を有する者をいう。
- (2) まちづくり よりよいまち、住みやすいまち、活力のある地域社会をつくること、そのために行われるすべての公共的な活動をいう。
- (3) 地域共同体 自主的、自立的に結ばれた町民により構成される地域に根ざした多様な

集団及び組織をいう。

(4) 町 町長を代表者とする大平町のすべての行政執行機関をいう。

第2章 まちづくりの基本原則

(人権尊重の原則)

第3条 わたくしたち町民は、基本的人権が尊重される社会の実現のために、自らが考え、決定し、行動することをまちづくりの第一義の原則とする。

2 わたくしたち町民は、まちづくりにおいて平等であり、お互いにそれぞれの国籍、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的状况等の違いに配慮し、それぞれの立場を尊重する。

3 町は、まちづくりに当たっては、それぞれの町民の個性及び能力が最大限に発揮できるよう配慮しなければならない。

(自然との共生の原則)

第4条 町は、みどり豊かな大平町の自然を守るため、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に取り組み、人と自然との共生を基調としたまちづくりを推進しなければならない。

(参加の原則)

第5条 町は、町民のまちづくりへの参加(以下、「町民参加」という。)を保障する。

2 町は、効率性に配慮しながら、町民参加を図るための取り組みを積極的に進めなければならない。

3 町は、町民参加をもって、町が負うべき義務と責任を軽減することにつながると解してはならない。

(情報共有の原則)

第6条 まちづくりは、わたくしたち町民と町が共に一体となって、まちづくりに関する情報を共有して進めなければならない。

第3章 説明責任及び情報の共有

(説明責任)

第7条 町は、政策の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程について、町民にその内容、経過、効果及び費用を明らかにし、分かりやすく説明する責務を負う。

(情報公開)

第8条 わたくしたち町民は、町が保有する情報を知る権利を有する。

2 町が保有する情報は、わたくしたち町民と町とが共有する財産である。

3 町は、町民との信頼関係を深めるため、町が保有する情報を積極的に公開し、町民に明らかにしなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、情報の公開に関し、必要な事項は別に定める。

(情報の共有化の推進)

第9条 町は、まちづくりに関する情報が、分かりやすく明らかにされ、すべての町民が、積極的にまちづくりに参加できるよう情報の共有化のための施策を推進するものとする。

(個人情報保護)

第10条 わたくしたち町民は、町に対して、自己の個人情報の開示、訂正、削除等を求める権利を有する。

2 町は、個人の基本的人権が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理に関して、適切な措置を講じなければならない。

3 わたくしたち町民は、個人の基本的人権が侵害されることのないよう、お互いのプライバシーに配慮しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し、必要な事項は別に定める。

第4章 町民の権利と責務

(まちづくりに参加する権利)

第11条 わたくしたち町民は、まちづくりの主体であり、町政の主権者として、まちづくりに参加する権利を有する。

2 わたくしたち町民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に差別的な扱いや不利益を受けない。

3 わたくしたち町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重される。

(満20歳未満の町民の権利)

第12条 満20歳未満の青少年は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

(働き学ぶ人等の権利)

第13条 大平町に働き、学ぶすべての者並びに大平町に事務所を有する法人その他の団体は、自らの課題に関するまちづくりに参加する権利を有する。

(受益の権利)

第14条 わたくしたち町民は、行政サービスをひとしく受ける権利を有する。

(意見を表明する権利)

第15条 わたくしたち町民は、町に対して、意見、提案等を表明する権利を有する。

(まちづくりにおける責務)

第16条 わたくしたち町民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりの活動における自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

2 わたくしたち町民は、まちづくりの実践を積み重ねながら、自治を守り、その拡充に努めるものとする。

(人権を尊重する責務)

第17条 わたくしたち町民は、お互いの基本的人権を尊重し、いかなる場合も個人としての尊厳を侵してはならない。

(次世代への責務)

第18条 わたくしたち町民は、その権利の行使に当たっては、常に公共の福祉、大平町の将来に配慮し、次世代への責務を負う。

2 わたくしたち町民は、みどり豊かな大平町の自然を守り、限りある資源の再生利用を推進し、次世代のために環境の保全に努めなければならない。

(負担の義務)

第19条 わたくしたち町民は、公共の福祉のために納税等の負担を果たす義務を負う。

第5章 地域共同体

(地域共同体)

第20条 わたくしたち町民は、自らの生活に身近な地域共同体の役割を認識し、これを守り、育てるように努めるものとする。

(地域共同体の支援)

第21条 町は、地域共同体の自主性及び自立性を尊重し、その活動を必要に応じて支援することができる。

第6章 議決機関の責務

(議会)

第22条 町民の信託に基づき、大平町に町民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関として、議会を置く。

2 町議会は、地方自治の本旨に基づき、議決機関として、大平町の重要な政策を決定する。

(議会の責務)

第23条 町議会は、常に民意の把握に努め、町民の意思を反映したまちづくりの実現のためにその権限を行使しなければならない。

2 町議会は、町が民主的、効率的な町政運営を行っているかを常に監視し、町民に対してそれを明らかにしなければならない。

3 町議会は、原則として公開とし、町民に開かれた場でなければならない。

4 町議会は、議会活動に関する情報を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を負う。

(議員の責務)

第24条 町議会議員は、町民の信託にこたえ、この条例の理念を実現するために、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 町議会議員は、町の政策水準の向上と町政運営の円滑化に努めなければならない。

第7章 執行機関の責務

(町長)

第25条 町民の信託に基づき、大平町に町民の直接選挙により選ばれた大平町の代表者として、町長を置く。

2 町長は、地方自治の本旨に基づき、町政を執行し、町の事務を管理する。

(町長の責務)

第26条 町長は、町民の信託にこたえるために、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民に対する自らの政治責任を果たさなければならない。

2 町長は、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めなければならない。

(就任時の宣誓)

第27条 町長は、就任に当たっては、日本国憲法により保障された地方自治の本旨をより拡充し、この条例の理念を実現するために、大平町の代表者として公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければならない。

2 前項の規定は、助役、収入役及び教育長の就任について準用する。

(町の責務)

第28条 町は、町政運営に当たっては、町民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

2 町は、簡素で分かりやすく、すべての人々に共有されるための行政制度を不断に追究しなければならない。

(町民参加の実施)

第29条 町は、この条例に定める町民参加の理念を実現するために、町民のまちづくりへの参加のための手続きを明確にして、全町的な観点から町民参加を実施しなければならない。

2 町は、前項に定めるもののほか、町政運営の各般において、多様な方法を用いて民意を把握し、これを町政に反映させるよう努めるものとする。

(意見募集)

第30条 町は、意思決定過程の透明性を高めるために、まちづくりに関する重要な政策の立案に当たっては、意思決定前に当該政策の立案の要旨を公表し、広く町民の意見を求め、その意見に対する町の考え方を明確にしなければならない。

(職員の責務)

第31条 町職員は、常に町民が主権者であることを認識し、全体の奉仕者として、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めなければならない。

2 町職員は、まちづくりに必要な知識の取得、技能の向上に努めなければならない。

3 町職員は、自らも地域の一員であることを自覚して、町民の信頼の獲得に努めなければならない。

(行政組織)

第32条 町の組織は、効率的かつ機動的なものであると同時に、社会、経済情勢の変化に的確に対応できるものとなるよう柔軟に編成されなければならない。

2 町長は、町の組織を町民に分かりやすく説明しなければならない。

3 町長は、町職員を適切に指揮監督するとともに、町の各組織相互の連携を保つよう配慮しなければならない。

(職員政策)

第33条 町は、不断に職員の能力の向上を図るとともに、効果的かつ効率的な町政を遂行するため、職員の適正な配置を行わなければならない。

2 町は、人材を育成するため、研修制度を充実するとともに、職員の自己研鑽のための機会の提供に努めなければならない。

(審議会等)

第34条 町は、大平町の重要課題を町民と共に解決するために、審議会等を設置することができる。

2 町は、審議会等の委員には、公募の委員の登用に努めなければならない。

3 町は、審議会等の設置に当たっては、委員の男女比、年齢構成、地域構成に配慮するものとする。

4 審議会等の会議、資料、議事録は、原則として公開する。

第8章 公正及び信頼の確保

(行政手続)

第35条 町は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導及び届出等に関する行政手続に関し共通する基準を定め、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

(要望等への対応)

第36条 町は、町民の町に対する要望、意見、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に応答し、町民の権利利益の保護に努めなければならない。

(救済機関)

第37条 町は、法律に基づく諸制度を補完し、簡易かつ迅速に町民の権利利益の保護を図るため、不利益救済のための機関を置くことができる。

(町民投票)

第38条 町長は、大平町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、町民投票の制度を設けることができる。

(町民投票の実施)

第39条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、前条に規定する条例において定める。

2 前条に規定する条例に基づき町民投票を行うとき、町長は、町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

第9章 町政運営の基本原則

(基本構想等)

第40条 町長は、町の目指す将来の姿を町民に明らかにし、これを総合的かつ計画的に実現するため、町議会の議決を経て、基本構想を定め、これを具現化するための基本計画及び実施計画を策定する。

(計画策定の原則)

第41条 基本構想、基本計画及び実施計画(以下「総合振興計画」という。)は、この条例の理念にのっとり、策定、実施されなければならない。

2 町が行う政策及び事業は、法令、条例及び規則等の規定によるもの又は緊急を要するもののほかは、すべて総合振興計画に根拠を置くものとする。

3 町は、新たな行政需要にも対応できるよう、総合振興計画に対して不断の検討を加え、必要な見直しを行わなければならない。

4 町は、総合振興計画のほかに行政分野ごとの計画(以下、「諸計画」という。)を策定する場合には、総合振興計画の下に体系化してこれを策定し、実施しなければならない。

5 町は、総合振興計画を始めとする諸計画の達成状況を町民に明らかにするため、目標の数値化に努めなければならない。

(計画策定への参加)

第42条 町は、総合振興計画を始めとする諸計画の策定に当たっては、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。

2 町は、計画策定に当たっては、その計画の対象となる町民の参加を保障する。

3 町は、計画策定に当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を町民に明らかにしなければならない。

(1) 計画の概要

(2) 計画策定の日程

(3) 予定する町民参加の手法

(4) 計画の実施に必要な費用及び期間

(5) その他必要な事項

4 町は、計画策定に当たっては、策定作業の進行状況及び議事録等を町民に明らかにしなければならない。

(財政)

第43条 町長は、財政状況を的確に把握し、次世代への責務を念頭に長期的視点に立った総合的な財政分析を行い、最小の経費で最大の効果を挙げるよう健全な財政運営に努めなければならない。

(予算)

第44条 町長は、総合振興計画に基づいて、毎年度の予算を編成し、これを執行しなければならない。

2 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の充実を図り、町民に予算の内容を分かりやすく明らかにしなければならない。

(予算執行)

第45条 町長は、予算の執行予定や町政の進行状況を明らかにするため、予算の執行計画を定めるものとする。

(決算)

第46条 町長は、決算にかかる資料を作成するときは、これらが、行政評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

2 町長は、町民に決算の内容を分かりやすく明らかにしなければならない。

(財政状況の公表)

第47条 町長は、町の財政状況を町民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。

(財産管理)

第48条 町の公有財産は、わたくしたち町民共通の財産であり、適切な利用と維持管理

の下に次世代に引き継いでいかなければならない。

2 町長は、すべての財産の保有状況を町民に明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。

(法務)

第49条 町は、自主的で自立したまちづくりを遂行するため、法令に基づく条例、規則等の制定改廃だけでなく、大平町のために必要な独自の条例、規則等の制定改廃に積極的に努めなければならない。

(法務への参加)

第50条 町は、まちづくりに関する重要な条例の制定改廃の立案及び規則等の制定改廃に当たっては、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。

2 町長は、前項の規定による条例案を議会に提案しようとするときは、町民参加の有無(無のときはその理由を含む。)及び町民の意見に関する資料を付して、提出しなければならない。

(行政評価)

第51条 町長は、町民から付託された町政を効果的かつ効率的に運営し、政策の水準を向上させるために行政評価を行い、その結果を町民に明らかにし、まちづくりに生かさなければならない。

第10章 交流及び連携

(交流)

第52条 わたくしたち町民は、様々な活動を通じて町外の人々との交流を図り、その経験をまちづくりに生かすよう努めるものとする。

(まちづくり活動への支援)

第53条 町は、町民自身による自主的、自立的なまちづくり活動を促進するために、必要な支援を行うことができる。

(広域連携)

第54条 町は、近隣自治体や栃木県、国との連携を積極的に図り、大平町のことだけでなく、広域的なまちづくりに協力するものとする。

(国際交流)

第55条 町は、国際交流の輪を広げ、町民の国際交流活動の支援に努めるものとする。

第11章 条例の位置付け

(最高規範性)

第56条 この条例は、大平町におけるまちづくりの基本であり、まちづくりのためのあらゆる活動において、この条例に定める事項は、最大限に遵守されなければならない。

2 町は、この条例の規定に基づき、不断に他の条例、規則等の制定改廃に努め、この条例の理念の実現を図らなければならない。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

高根沢町行政評価に関する条例

平成 14 年 12 月 18 日
条例第 27 号

(目的)

第 1 条 この条例は、高根沢町(以下「町」という。)が行う政策、施策及び事務事業(以下これらを総称して「行政活動」という。)の評価に関し必要な事項を定め、自ら合理的、客観的かつ成果を重視した行政活動を推進するとともに、住民への説明責任を全うする観点から、行政活動の評価に関する情報を公開することによって、住民の視点に立った町政運営を展開することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策 行政活動における分野別の基本方針をいう。
- (2) 施策 政策を実現するための具体的な方針をいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するための具体的な実行手段をいう。
- (4) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(評価実施の基本的考え方)

第 3 条 町は、行政活動の評価を行うに当たって、政策にあつては概ね 10 年を単位とする長期的視点、施策にあつては 5 年を単位とする中期的視点、事務事業にあつては 1 年を単位とする短期的視点で評価を実施し、それぞれ必要性、有効性又は効率性の観点その他必要な観点から、具体的数値等を用いて定量的にその効果を判定するものとする。

- 2 町は、前項の評価の結果を適切に行政活動に反映させ、効率的かつ質の高い行政運営を推進するものとする。
- 3 町は、行政活動の評価に関する情報を適宜公表し、行政運営の透明性を確保するものとする。
- 4 町は、第 1 項の評価の実施に当たっては、可能な限り住民の意見の聴取に努めるものとする。

(評価の実施)

第 4 条 実施機関は、自らが所管する行政活動に関し、次に掲げる評価を行うものとする。

- (1) 政策評価
- (2) 施策評価
- (3) 事務事業評価
- (ア) 事前評価
- (イ) 事後評価

- 2 前項の評価の実施時期、範囲及び方法については、別に定めるものとする。

(評価調書)

第 5 条 実施機関は、前条に規定する評価を行ったときは、それぞれ別に定める調書を作成するものとする。

- 2 実施機関は、調書を作成した場合においては、その全部を住民の縦覧に供するほか、町ホームページの利用その他住民が情報を容易に入手できる方法で公表するものとする。

(評価結果の反映等)

第 6 条 町長は、行政活動の評価結果を予算編成及び町の総合的かつ基本的な計画へ反映させるものとする。

(住民の意見聴取)

第 7 条 実施機関は、行政活動の評価について、住民の意見を積極的に聴取しなければならない。

2 前項の意見聴取は、第 5 条第 2 項の規定に基づく調書の公表時に一定の期間を設けて実施するものとする。

3 実施機関は、第 1 項の意見聴取を行ったときは、その意見を行政活動に適切に反映させるものとする。

(議会への報告)

第 8 条 町長は、行政活動の評価を実施し、調書を作成したときは、速やかに議会に報告しなければならない。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する評価は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

境町住民投票条例

平成 14 年 9 月 20 日
条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、境町の町政運営に重大な影響を与える事案に係る意思決定について、町民による直接投票(以下「住民投票」という。)の制度を設けることにより、これによって示された町民の意思を町政に的確に反映し、町民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、町政の円滑な運営と町民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「町政運営に重大な影響を与える事案」とは、町民に直接その賛否を問う必要があると認められる重要事項であって、町民に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 町の権限に属さない事項
- (2) 町議会の解散、議員の解職及び町長の解職等、法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 専ら特定の町民又は地域にのみ関係する事項
- (4) 町の行政組織、職員人事、予算、決算及び会計に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

(住民投票の請求及び発議)

第 3 条 町議会の議員及び町長の選挙権を有する者(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 22 条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう)は、「町政運営に重大な影響を与える事案」について、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、町長に対し書面をもって住民投票の請求をすることができる。

- 2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 5 項から第 7 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで及び第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定によるものとする。
- 3 町議会は、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された「町政運営に重大な影響を与える事案」について、町長に対して書面により住民投票を請求することができる。
- 4 町長は、「町政運営に重大な影響を与える事案」について、自ら住民投票を発議することができる。
- 5 町長は、第 1 項の規定による町民からの請求(以下「町民請求」という。)若しくは第 3 項の規定による町議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき、又は前項の規定により自ら住民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、境町選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の委員長にその旨を通知しなければならない。
- 6 町長は、住民投票に係る町民請求又は議会請求があったときは、その請求の内容が前条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票を実施するものとする。

(条例の制定又は改廃に係る町民請求の特例)

第 4 条 条例の制定又は改廃に係る町民請求は、地方自治法第 74 条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求を行った場合において、同条第 3 項の結果に不服があるときについてのみ行うことができる。

(住民投票の形式)

第 5 条 第 3 条に規定する町民請求、議会請求及び町長の発議による住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問うものとし、かつ、投票者が容易に内容を理解できるように設問を設定しなければならない。

(住民投票の執行)

第 6 条 住民投票は、町長が執行するものとする。

2 町長は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(選挙管理委員会の事務)

第 7 条 選挙管理委員会は、前条第 2 項の規定により委任を受けた住民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとする。

(住民投票の期日)

第 8 条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、第 3 条第 5 項の規定による要旨の公表があった日から起算して 60 日を経過した日から最も近い日曜日とする。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を確定したときは、直ちに当該投票日その他必要な事項を告示しなければならない。

3 前項の規定による告示は、当該投票日の 5 日前までにこれを行わなければならない。

(投票資格者)

第 9 条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、投票日において境町に住所を有する者であって、前条に規定する告示の日(以下「告示日」という。)において境町の選挙人名簿(法第 19 条に規定する名簿をいう。)に登録されている者及び告示日の前日において選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

(投票資格者名簿)

第 10 条 選挙管理委員会は、前条の規定に基づき、投票資格者について、住民投票資格者名簿を作成しなければならない。

(秘密投票)

第 11 条 住民投票は、秘密投票とする。

(1 人 1 票)

第 12 条 投票は、1 人 1 票とする。

(投票の方式)

第 13 条 投票資格者は、住民投票に付された事件について賛成のときは の記号を、反対のときは×の記号を、投票用紙の所定の欄に自ら記載して、投票箱に入れなければならない。

(無効投票)

第 14 条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 又は×の記号以外の事項を記載したもの
- (3) 又は×の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) 又は×の記号のいずれを記載したかを確認し難いもの
- (5) 又は×の記号の両方を記載したもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第 15 条 選挙管理委員会は、第 8 条第 3 項に規定する住民投票の告示日から当該住民投票の投票日の 2 日前までに、当該住民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び同項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要かつ公正な情報を公報その他適当な方法によ

り、投票資格者に対して提供するものとする。

2 町長は、第 3 条第 5 項の規定による要旨の公表を行った日から投票日の前日までの間、当該住民投票に係る請求又は発議の内容を記載した文書の写し及び請求又は発議の事案に係る計画案その他行政上の資料で公開することができるものについて、一般の縦覧に供するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、町長は必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。

(投票運動)

第 16 条 住民投票に関する運動は、買収、脅迫等により町民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は町民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(住民投票の成立要件等)

第 17 条 住民投票は、1 の事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとする。

(投票結果の告示等)

第 18 条 選挙管理委員会は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を町長及び町議会議長に報告しなければならない。

2 町長は、町民請求に係る住民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該町民請求に係る代表者に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第 19 条 町民、町議会及び町長は、住民投票に付した事案について、地方自治の本旨に基づき、住民投票の結果を尊重するものとする。

(町民請求等の制限期間)

第 20 条 この条例による住民投票が実施された場合には、その結果が告示されてから 2 年間は、同一の事案又は当該事案と同趣旨の事案について町民請求等を行うことはできない。

(投票及び開票)

第 21 条 投票場所、投票時間、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)、公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)及び境町公職選挙法執行規程(昭和 57 年境町選挙管理委員会告示第 10 号)の規定の例による。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳩山町まちづくり基本条例

平成 15 年 3 月 18 日
条例第 7 号

目次

前文

第 1 章 総則

第 1 節 通則(第 1 条 第 3 条)

第 2 章 まちづくりの原則

第 1 節 町民の役割(第 4 条 第 6 条)

第 2 節 コミュニティの役割(第 7 条・第 8 条)

第 3 節 議会の役割(第 9 条・第 10 条)

第 4 節 行政の役割(第 11 条 第 15 条)

第 3 章 町民参加の推進(第 16 条 第 20 条)

第 4 章 まちづくりの基本施策

第 1 節 環境と共生するまちづくり(第 21 条)

第 2 節 人権を尊重するまちづくり(第 22 条)

第 3 節 文化創造のまちづくり(第 23 条・第 24 条)

第 4 節 健康と福祉のまちづくり(第 25 条・第 26 条)

第 5 節 安全で潤いのあるまちづくり(第 27 条 第 29 条)

第 5 章 まちづくりの推進

第 1 節 開かれたまちづくり(第 30 条 第 33 条)

第 2 節 住民投票(第 34 条)

第 6 章 この条例の位置付け等(第 35 条 第 37 条)

附則

鳩山町は、活力ある地域社会を形成するため、町民参加のあり方を積極的に検討し、町民主体のまちづくりの推進に取り組んできました。

この歩みをさらに大きくし、確実なものにしていくためには、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、生活者である町民の視点からまちづくりを推進していくことが必要です。

このような認識の下に、町民と町がまちづくりの基本理念を共有し、相互の協働により活力と温かさにあふれるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

第 1 章 総則

第 1 節 通則

(目的)

第 1 条 この条例は、本町の目指すまちづくりの理念を明らかにし、基本的人権を尊重しあう町民を主体とした自治により、環境との共生のなかで活力に満ちた地域社会の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「協働」とは、町民と町がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完、協力することをいう。

2 この条例において「町民参加」とは、町的意思形成の段階から町民の意思が反映されること及び町が事業を実施する段階で町民と町が協働することをいう。

(まちづくりの基本理念)

第3条 町民及び町は、第1条の目的に向けて行動するに当たっては、次の各号に掲げるまちづくりの基本理念に基づき、それぞれの役割と責任に応じ、主権者である町民を主体として進めるものとする。

- (1) まちづくりは、基本的人権を尊重して進める
- (2) まちづくりは、町民相互及び町民と町との信頼関係を基調として進める
- (3) まちづくりは、環境との共生のなかで進める
- (4) まちづくりは、地域の自然や歴史文化、町民の知識経験などの資源をいかして進める
- (5) まちづくりは、総合的な視点と自立的な姿勢を常にもちながら進める

第2章 まちづくりの原則

第1節 町民の役割

(まちづくりの主体)

第4条 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりの推進に努めるものとする。

(町民の権利)

第5条 町民は、町の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、町民参加によるまちづくりの推進について、自らの責任と役割を認識し、積極的な参加に努めるものとする。

2 町民は、まちづくりへの参加に関して、いかなる不利益も受けない。

第2節 コミュニティの役割

(コミュニティの形成)

第7条 町民及び町は、地域課題解決の主体者として、コミュニティの形成に努めるものとする。

2 町長は、コミュニティの役割を認識し、その活動を促し、協働してまちづくりを進めるものとする。

(コミュニティ活動の支援)

第8条 町長は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される地域の主体的なコミュニティ活動を支援するものとする。

第3節 議会の役割

(議会の役割)

第9条 議会は、条例や予算等の議決をとおり、町の重要な政策決定を行うものとする。

2 議会は、町が町民の多様な意思を反映し適正な運営を行っているかを監視するとともに、必要な調査を行うものとする。

3 議会は、前項に定める監視及び調査の状況を町民に公開する。

(議会の責務)

第10条 議会は、住民自治の役割を認識し、構成する組織及び運営を定めなければならない。

2 議会は、議員が立法の活動を迅速に行えるように、自立的な組織体制の整備に努めなければならない。

3 議会は原則公開とし、情報公開をさらに進め、立法過程から町民と情報を共有するよう努めなければならない。

第4節 行政の役割

(行政の責務)

第11条 町長は、町民参加を基本とし、総合的かつ迅速な行政運営を行わなければならない

い。

2 町長は、町政に関する情報を町民に対し積極的に提供し、町民と共有するように努めなければならない。

3 町長は、個人情報に関する情報を適切に取扱い、基本的人権の尊重に努めなければならない。

(町政の運営)

第 12 条 町長は、次に掲げる視点に基づいて町政を運営しなければならない。

(1) 町政は町民からの信託に基づくものであることを踏まえ、町民の信頼と満足度の向上に努めること。

(2) 町民の理解の下に、公正で開かれた町政の推進に努めること。

(3) 行政手続を明確にするとともに、速やかな処理を行うこと。

(4) 財政の健全性に配慮しながら、中長期的な視点に立った運営責任を果たすこと。

(5) 公共サービスの提供における民間との適切な役割分担に努めること。

(行政組織の構成)

第 13 条 町の行政組織及び機構は、次に掲げる事項に基づき構成されなければならない。

(1) 町民に分かりやすいこと。

(2) 簡素で効率的であること。

(3) 地域の実情に即した施策を効果的に展開できること。

(4) 社会経済情勢、行政需要及び政策課題の変化に柔軟かつ弾力的に対応できること。

2 町職員は、町民の信頼と満足度の向上に努める姿勢を当然のことと自覚し、その責務を誠実に果たさなければならない。

3 町職員は、前項に基づく職務の遂行にあたって、公正な評価を受けるものとする。

(財政の運営)

第 14 条 町の財政は、町民の税金その他の貴重な財源で支えられるものであることを踏まえ、次に掲げる事項に留意して、運営されなければならない。

(1) 自立的な財政基盤を強化すること。

(2) 中長期的な財政計画を策定し、財政の健全性を確保すること。

(3) 公正の確保と透明性の向上に努めること。

(他の地方公共団体等との連携)

第 15 条 町長は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力を努めるものとする。

第 3 章 町民参加の推進

(まちづくりへの参加)

第 16 条 町民は、第 5 条の規定に基づき、次の各号に掲げるまちづくりの事項に関し参加する権利を有する。

(1) 重要な政策の立案

(2) 重要な計画及び条例の策定

(3) 予算の策定

2 町長は、前項に定める事項の町民参加の推進に積極的に努めるとともに、その他の事項についても、町民参加の条件整備を図るものとする。

(政策立案への参加)

第 17 条 町長は、町民の意向を的確に把握し、これを町政に適切に反映させるように努めなければならない。

2 町長は、重要な政策立案に際し、立案の各段階において、町民の多様な参加を保障するものとする。

(計画及び条例策定への参加)

第 18 条 町長は、重要な計画や条例の策定に際し、策定の各段階において、町民の多様な参加を保障するものとする。

2 町長は、前項に定める計画や条例の策定に着手するときは、その概要、策定スケジュール及び町民参加の手法を公表するものとする。

(予算策定への参加)

第 19 条 町民は、町が行う予算編成にあたって、多様な機会を通じて提案を行うことができる。

2 町長は、町民が予算に関する理解を深めることができるよう十分な情報提供に努めるものとする。

(審議会等への参加)

第 20 条 町長は、町政の重要課題を町民と協働して解決するために、審議会等を設けることができる。

2 町の執行機関は、審議会等の委員を任命しようとするときは、その全部又は一部の委員を公募により選考するよう努めなければならない。

3 前項の公募の方法については、別に定める。

4 審議会等の会議は、原則として公開とする。

第 4 章 まちづくりの基本施策

第 1 節 環境と共生するまちづくり

第 21 条 町民及び町は、恵み豊かな環境を保全し将来に引き継ぐことは未来創造の原点であることを自覚し、環境と共生するまちづくりを推進するものとする。

第 2 節 人権を尊重するまちづくり

第 22 条 町民及び町は、個人の人間性を尊重し、異なる文化や価値観を認めあう人権文化をはぐくむまちづくりに努めるものとする。

第 3 節 文化創造のまちづくり

(文化創造のまちづくりの推進)

第 23 条 町民及び町は、文化が生活の躍動のあらわれであり、心の豊かさと活力をもたらすものであることを認識し、文化創造のまちづくりを推進するものとする。

2 町民及び町は、町民共通の財産である郷土の歴史や伝統文化の保護及び継承に努めるものとする。

(文化創造への支援)

第 24 条 町長は、町民の文化創造を活性化するために、生涯学習の機会の充実を図るよう努めるものとする。

2 町長は、町民みんなの心に共鳴する文化創造に関する活動に対して必要な支援をすることができる。

第 4 節 健康と福祉のまちづくり

(健康の増進と福祉の向上)

第 25 条 町民及び町は、健康増進及び福祉の向上を町民の相互理解と協力のなかで推進するため、地域社会における町民の連帯意識を深めるよう努めるものとする。

(保健、医療及び福祉の連携)

第 26 条 町長は、保健、医療及び福祉の連携を図り、町民が必要なときに適切なサービスを受けることができる総合的な仕組みづくりを進めるとともに、生活基盤整備に当たっては、町民に心理的及び物理的障壁を感じさせないまちづくりに努めるものとする。

第 5 節 安全で潤いのあるまちづくり

(安全なまちづくり)

第 27 条 町長は、災害、事故、公害、犯罪等の緊急時における危機対応の体制を関係機関と一体となって整備することにより、町民の生命及び財産を守るとともに、生活基盤の安全性及び安定性の向上に努めるものとする。

2 町民は、緊急時において相互に助け合って活動を行うことができるよう、地域社会における連帯意識を深めるよう努めるものとする。

(潤いのあるまちづくり)

第 28 条 町民及び町は、自然環境への配慮のもとに、潤いのある快適な生活空間の形成に努めるものとする。

(個性あるまちづくり)

第 29 条 町民及び町は、地域の資源を適切かつ意欲的にいかすことにより、産業及び文化の活性化並びに町民の利便性の向上を図り、個性的で躍動感あふれるまちづくりに努めるものとする。

第 5 章 まちづくりの推進

第 1 節 開かれたまちづくり

(行政評価)

第 30 条 町長は、行政課題や住民のニーズに対応した能率的かつ効果的な町政運営を進めるため行政評価を行い、その結果を町民に公表するものとする。

(説明する責任)

第 31 条 町長は、施策の推進状況や意思決定の過程について、町民に分かりやすく説明しなければならない。

(パブリックコメント)

第 32 条 町長は、重要な計画及び政策の策定並びに条例の制定に際し、広く町民の意見を求めるパブリックコメント制度を実施するものとする。

2 町民は、パブリックコメント制度に基づき、町に対して具体的な提案を行うことができる。

3 町長は、パブリックコメント制度による町民の提案を尊重するものとする。

(町民意識調査)

第 33 条 町長は、まちづくりの重要な課題に取り組むにあたり、広く町民の意向を把握するために、町民意識調査を実施するものとする。

2 町長は、町民意識調査の目的、対象者、結果の取扱いについて、事前に明らかにするものとする。

第 2 節 住民投票

第 34 条 公正で民主的な町政運営を推進し町民福祉の向上を図るため、町政運営上の重要事項に係る意思決定について、町民による直接投票(以下「住民投票」という。)の制度を設ける。

2 町民及び議会は、町政運営上の重要事項について、町長に対して書面により住民投票を請求することができる。

3 町長は、町政運営上の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 住民投票の実施に関し、住民投票の請求及び発議、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

第 6 章 この条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第 35 条 この条例は、本町のまちづくりの基本となるものであり、町長は、この条例を最大限に尊重し、他の条例及び規則等の制定改廃並びに制度の整備に努めなければならない。

(改正)

第 36 条 町長は、この条例の改正を行おうとする場合は、町民の意見を適切に反映するための措置を講じなければならない。

(その他)

第 37 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 7 条)
- 第 2 章 総合的かつ効果的な町政運営(第 8 条 第 12 条)
- 第 3 章 情報共有のための制度(第 13 条 第 16 条)
- 第 4 章 パブリック・コメント手続(第 17 条 第 23 条)
- 第 5 章 町民公益活動(第 24 条 第 26 条)
- 第 6 章 まちづくり(第 27 条 第 32 条)
- 第 7 章 推進機関の設置(第 33 条)
- 第 8 章 雑則(第 34 条)

附則

私たちのまち愛川は、首都近郊に位置しながら、清らかな川や山々のみどりをはじめとした自然に恵まれ、人間性豊かな歴史や文化を育んでおり、自立した町として着実に発展してきました。

そして、今、私たちを取り巻く環境は、国際社会の発展や少子高齢社会の進展、地球環境問題の発生、高度情報社会の到来など、さらに大きく変貌を遂げようとしています。

こうした状況の中、私たちは、私たちのまちを、将来にわたり、これまで培ってきた愛川のよさを活かした真に住みやすいまちとして維持、発展させていかなければなりません。

そのためには、地方分権の流れを的確にとらえ、「地域のことは地域の責任で決める」ことを基本に、地方自治をさらに充実させる必要があります。地域の主権者である町民、議会、町の三者がそれぞれの責任を認識し、相互に協力するとともに、国、県や他の市町村と連携して時代に即した地域社会の形成に努めなければなりません。

本町では、これまでも町政の運営に当たっては、町民の参加を得ながら進めてきました。今後は、緑水環境都市の形成、安心して住める住環境の整備、保健福祉活動の推進、生涯学習・文化活動の充実、多彩な産業の活性化などを図るため、広報広聴活動の充実により情報の共有を推進し、さらに多くの町民の積極的な参加を得ながら、より一層三者の協働を深めていく必要があります。

このような認識に基づいて、本町における自治運営の基本原則を明らかにするとともに、町民、議会、町がよりよい関係の下、愛川のよさを活かした自治を確立するため、ここにこの条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、愛川町の自治運営に関する基本的事項を定めることにより、町民等の参加による開かれた町政の運営を図り、もって真の自治の実現を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 本町の区域内に住所を有する者をいう。
- (2) 町民等 前号に掲げる者のほか、次に掲げるものをいう。

- ア 本町の区域内に事務所又は事業所を有するもの
 - イ 本町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 本町の区域内に存する学校等に在学する者
 - エ 本町に対する権利又は義務を有するもの
- (3) 町 町長(水道事業管理者の権限を行う町長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) まちづくり 総合的かつ計画的な土地利用の推進並びに良好な住環境の整備、開発及び保全に係る活動をいう。

(参加の原則)

第 3 条 本町の自治運営は、町民等の意思を反映させるため、町の実施する政策、施策及び事務事業(以下「政策等」という。)の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民等の参加を得ながら進めていくことを基本とする。

(情報共有の原則)

第 4 条 本町の自治運営は、町民等の参加による町政運営の推進を図るため、町民等、議会及び町が自治運営に関する情報を共有しながら進めていくことを基本とする。

(町民等の権利及び責務)

第 5 条 町民等は、自治運営の主体であり、自治運営に参加する権利を有する。

2 町民等は、自治運営に参加するときは、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(議会の責務)

第 6 条 議会は、町民の代表として選ばれた議会議員によって組織された本町における議事機関であることを認識し、町民の信頼に応えるため、積極的に活動しなければならない。

2 議会は、町政運営が常に適切かつ公正に行われているかを監視するとともに、議会議員の有する政策提案権等の充実を図り、公共の福祉の増進を図るため、町政運営の円滑化に努めなければならない。

3 議会は、町民等と議会活動に関する情報を共有するよう努めなければならない。

(町の責務)

第 7 条 町は、この条例の理念にのっとり、町民参加と情報共有を基本とし、町民等との協働を図りながら、適切かつ公正に町政運営を行わなければならない。

2 町は、町の実施する政策等の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、必要に応じて、その内容、手続等を町民等に説明しなければならない。

3 町は、町民等の意見、要望等の申立てに対して、必要に応じて事実関係を調査し、誠実に応答しなければならない。

第 2 章 総合的かつ効果的な町政運営

(基本構想等)

第 8 条 町は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、この条例の理念にのっとり、町民参加と情報共有を基本として基本構想を定めるとともに、その実現のための政策等を実施しなければならない。

2 町は、基本的な計画を立案するときは、基本構想に即して策定するものとする。

(財政運営)

第 9 条 町は、行政資源を効果的に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう財政運営を行うものとする。

2 町は、予算、決算その他町の財政状況を町民等に分かりやすく公表するよう努めなければならない。

(行政評価)

第 10 条 町は、効果的かつ効率的な町政運営を推進するため、町の実施する政策等の評価を行わなければならない。

2 町は、前項の評価の結果を公表するとともに、政策等に反映させなければならない。
(行政手続)

第 11 条 町は、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、条例等に基づき町が行う処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項を別に条例で定めるものとする。

(住民投票)

第 12 条 町は、本町に係る重要な事項について、町民の意思を直接確認する必要があると認められるときは、住民投票の制度を設けることができる。

2 町は、前項の住民投票を実施したときは、当該投票の結果を尊重しなければならない。

3 第 1 項の場合において、住民投票の実施について必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

第 3 章 情報共有のための制度

(情報の公開及び提供)

第 13 条 町は、町民等の参加による開かれた町政の実現のため、別に条例で定めるところにより、町の保有する情報を公開し、及び提供しなければならない。

2 町は、情報の提供に当たっては、その内容が町民等に理解されるよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 14 条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、別に条例で定めるところにより、町の保有する個人情報を保護しなければならない。

(会議の公開)

第 15 条 町の審議会、審査会、その他の附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」という。)の会議は、法令又は条例等に特別の定めがあるものを除き、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

(1) 会議において、愛川町情報公開条例(平成 16 年愛川町条例第 2 号)第 6 条各号の規定に該当する情報に関し審議するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が阻害されるおそれのあるとき。

2 町は、前項に規定する審議会等の会議を開催しようとするときは、会議名、開催日時、会場、議題、傍聴の方法その他必要な事項を事前に公表しなければならない。ただし、会議の開催が急を要するときは、この限りでない。

3 町は、第 1 項に規定する審議会等の会議を開催したときは、原則として会議録を作成し、会議資料を添付して公表しなければならない。

(委員の公募)

第 16 条 町は、審議会等の委員の選任に当たっては、公募の委員を加えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する審議会等については、この限りでない。

(1) 法令で委員の資格要件が定められている審議会等

(2) 特定の個人及び団体並びに行政処分に係る審議会等

(3) 専門的知識が要求される審議会等

(4) その他委員の公募が適当でない審議会等

2 町は、前項に規定する審議会等の委員を公募しようとするときは、審議会等の目的、募集人員、応募方法その他必要な事項を事前に公表しなければならない。

3 審議会等の公募による委員の資格は、原則として次に掲げるとおりとする。

(1) 町民等

(2) 本町の他の審議会等の公募による委員でない者

(3) 本町の職員及び議会議員でない者

第4章 パブリック・コメント手続

(パブリック・コメント手続の実施)

第17条 町は、町民等の町政への参加を促進し、町政運営の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民等への説明責任を果たすため、基本的な政策等の策定に当たっては、パブリック・コメント手続を実施しなければならない。

(パブリック・コメント手続の定義)

第18条 前条に規定する「パブリック・コメント手続」とは、町の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の案を公表し、広く町民等から意見及び情報(以下「意見等」という。)を求め、提出された意見等を考慮して当該政策等の策定を行うとともに、提出された意見の概要及び意見に対する町の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(パブリック・コメント手続の対象)

第19条 パブリック・コメント手続の対象となる基本的な政策等の策定は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

ア 基本的な制度を定める条例

イ 町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例(金銭徴収に係る条項を除く。)

(2) 基本構想及び町政全般若しくは個別行政分野に係る基本的な計画の策定又は改定

(3) 町民等の利用に供する主要な施設の建設に係る基本的な計画(前号に規定するものを除く。)の策定又は改定のうち、町長が必要と認めるもの

(4) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、町は、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリック・コメント手続を実施しないことができる。この場合において、町は、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由を、速やかに公表しなければならない。

(1) 法令で縦覧等の手続が義務付けられているもの

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会へ提出するもの

(3) 前項第1号に規定するもののうち、法令の制定又は改廃に伴うもの

(4) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの

(政策等の案の公表)

第20条 町は、基本的な政策等を策定しようとするときは、その意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を添付するものとする。

(1) 政策等の趣旨又は目的及び政策等の案を策定した経緯

(2) 政策等の案を策定する際に整理した考え方及び論点

(3) 町民等が政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、町が指定する場所での閲覧又は配布及びインターネットを利用した閲覧の方法等により行うものとする。

(パブリック・コメント手続の予告)

第21条 町は、前条の規定により政策等の案及び資料(以下「政策等の案等」という。)を公表する前に、次に掲げる事項を広報紙への掲載及びインターネットを利用した閲覧の方法等により、パブリック・コメント手続の実施を予告するものとする。

(1) 政策等の案の名称

(2) 政策等の案に係る意見等の提出期間

(3) 政策等の案等の入手方法

(意見等の提出)

第 22 条 町は、政策等の案等の公表の日から 20 日間以上の期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。この場合において、意見等の提出期間の満了の日は、前条の規定による予告の日から 30 日以後としなければならない。

2 前項の意見等の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 町が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他町長が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする町民等は、住所、氏名その他町民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

(意見等の考慮)

第 23 条 町は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定を行うものとする。

2 町は、政策等を策定したときは、提出された意見の概要及び意見に対する町の考え方を公表しなければならない。

3 第 20 条第 3 項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

第 5 章 町民公益活動

(町民等及び町民公益活動団体との協働)

第 24 条 町は、町民公益活動の自治運営に果たす役割を認識し、その自主性及び自立性を尊重し、町民等及び町民公益活動団体と協働して自治運営を行うよう努めなければならない。

(町民公益活動の定義)

第 25 条 前条に規定する「町民公益活動」とは、町民等の自主的かつ自立的に行われる、非営利で、公共の利益に寄与する活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(町民公益活動の支援)

第 26 条 町は、町民公益活動団体に対し、その活動を促進するため、必要に応じて予算の範囲内で、財政的支援を行うことができる。

2 町は、前項に定めるもののほか、町民公益活動の促進のために必要な環境の整備に努めるものとする。

3 町は、町民公益活動に対する支援の公平性及び透明性を確保するため、支援の手続に関する書類等を公開しなければならない。

第 6 章 まちづくり

(まちづくりの推進)

第 27 条 町は、まちづくりに対する町民等の自主的な活動を促進するとともに、良好な住環境の整備、緑化の促進、景観の形成、農地や環境の保全等のまちづくりを推進するものとする。

(まちづくり推進地区の指定)

第 28 条 町は、まちづくりを推進し、まちづくりの方針を策定することが必要な地区を、まちづくり推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。

2 町は、推進地区を指定したときは、その内容を速やかに公表しなければならない。

3 前項の規定は、推進地区を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(まちづくり推進団体)

第 29 条 町は、推進地区その他一定の地区を対象として、自主的なまちづくりを行うことを目的とした団体又は個人で、当該団体又は個人の活動が、当該地区内に住所を有する年齢満 20 年以上の町民、土地又は建築物の所有者及び事務所又は事業所の経営者の 3 分の 2 以上の同意を得ていると認められるものを、まちづくり推進団体(以下「推進団体」という。)として登録することができる。

2 前項の規定により登録しようとする団体又は個人は、町長に申請しなければならない。

(まちづくり協定の締結)

第 30 条 町及び推進団体は、一定の地区のまちづくりを推進するため、区域を定めて、まちづくりに関する協定(以下「協定」という。)を締結することができる。

2 町は、前項の協定を締結したときは、その内容を速やかに公表しなければならない。

3 前項の規定は、協定を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(協定の遵守)

第 31 条 前条の規定により締結された協定に係る区域(以下「協定区域」という。)において、まちづくりを行うものは、当該協定の内容に従い、実施しなければならない。

2 町は、協定区域において、まちづくりを行うものに対して、当該協定を遵守するよう指導しなければならない。

(まちづくり支援)

第 32 条 町は、まちづくりに対する町民等の自主的な活動を促進するため、推進団体に対し、まちづくりの専門家の派遣その他必要な支援を行うことができる。

第 7 章 推進機関の設置

(町民参加推進会議)

第 33 条 町は、町民等の参加による自治運営に係る基本的事項を調査協議するため、町長の附属機関として、愛川町町民参加推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項を調査協議し、その結果を町長に報告し、又は意見を建議する。

(1) 町民等の参加の推進状況の把握に関すること。

(2) 町民等の参加の検証及び当該検証結果の公表に関すること。

(3) この条例の改廃に関すること。

(4) その他町民等の参加に関する基本的事項

3 推進会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、1 回に限り再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 章 雑則

(委任)

第 34 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

吉川町まちづくり基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
 - 第2章 まちづくりの基本理念と目標（第4条・第5条）
 - 第3章 まちづくりの基本原則（第6条 - 第9条）
 - 第4章 住民の権利、役割及び責務（第10条・第11条）
 - 第5章 議会の役割と責務（第12条・第13条）
 - 第6章 町長及び執行機関の役割と責務（第14条 - 第18条）
 - 第7章 まちづくりの計画策定（第19条・第20条）
 - 第8章 情報（第21条・第22条）
 - 第9章 評価（第23条・第24条）
 - 第10章 財政（第25条 - 第28条）
 - 第11章 住民投票（第29条）
 - 第12章 連携（第30条 - 第33条）
 - 第13章 この条例の検討及び見直し（第34条）
- 附則

前文

信仰の山、尾神岳が町の東部にどっしりと座っています。汚れない大気に包まれて、森林があり、田畑が広がっています。いくつもの小さな流れが集まり、吉川となって、やさしく流れています。この空間で、さまざまな昆虫が棲み、小鳥がさえずり、野草が花を咲かせ、そのほかたくさんの野生生物が人間とともに生きています。どこにでもありそうで、世界に一つしかない農村風景が人々の心を和ませてくれる。これがわたしたちの住む吉川町です。

吉川町は、近世からの酒造りと優れた杜氏の輩出で全国に知られていますが、新潟県自由民権運動の発祥の地として、民主主義の伝統があることもわたしたち住民の誇りであり、財産です。県内で初めて集落段階からの積み上げ方式で策定した町総合計画や集落を基礎とした行政懇談会は、住民参画を重視したまちづくりの取組みとして先進的なものです。

21世紀を迎えた今日、わたしたち住民、議会及び町は、先人が築いてきた歴史と文化を引き継ぎ、住民一人ひとりを大切に、みんなで協力し合い、助け合う協働のまちづくりを行います。吉川町は人口5,600人の小さな町です。しかし小さいからこそ、住民一人ひとりの顔が見えます。

住民が主役の、きめ細やかなまちづくりができます。

このような認識のもとに、わたしたち住民、議会及び町は、顔の見える規模の自治体としての利点を生かし、まちづくりの基本理念と目標を共有し、協働のまちづくりをすすめるため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、わたしたち住民が住民自治の担い手として、議会や町とともにまちづくりを推進するために基本的な事項を定めることを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 住民とは、町内に在住する個人及び町内に事務所を有する法人その他の団体をいいます。
- (2) 町とは、議会を除く執行機関をいいます。
- (3) 協働とは、吉川町を構成する住民、議会及び町が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互に助け合い協力することをいいます。
- (4) 参画とは、町が実施する施策や事業等の計画策定、実施、評価等の各段階に住民が参加することをいいます。
- (5) コミュニティとは、お互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的とし、自主的に結ばれた地域内の住民組織及び集団をいいます。

(この条例の位置づけ)

第3条 町は、条例、規則、規程を定めるときは、この条例を最大限に尊重します。

第2章 まちづくりの基本理念と目標

(まちづくりの基本理念)

第4条 住民は、一人ひとりが自ら考え、行動するなかで、誰もがまちづくりを楽しみ、住民が主役となったまちづくりをすすめます。

2 まちづくりは、わたしたち住民、議会及び町がそれぞれの果たすべき責任と役割を分担し、協働することを基本にします。

(まちづくりの基本目標)

第5条 わたしたち住民、議会及び町は、まちづくりの基本理念に基づき、次に掲げるまちづくりの推進に努めます。

- (1) 環境にやさしく、豊かな自然環境と歴史・文化を大切にするまちづくり。
- (2) 福祉を大切にした、温かみと安心感が漂うまちづくり。
- (3) 都市住民との交流や地域資源を活かし、経済力を高めるまちづくり。
- (4) 健全な農産物の生産を推進し、食料基地として発展させるまちづくり。
- (5) 次代を担う青少年が夢と希望を抱き、元気に活動するまちづくり。

第3章 まちづくりの基本原則

(男女共同参画の原則)

第6条 まちづくりは、男女の平等を基本とし、共同で参画することを原則とします。

(子ども参画の原則)

第7条 わたしたち住民、議会及び町は、青少年及び子どもが、それぞれの年齢にふさわしく、まちづくりに参画できるようにします。

(情報共有の原則)

第8条 わたしたち住民、議会及び町は、まちづくりにあたっては、まちづくりに関する情報を共有することを基本にすすめます。

(協働の原則)

第9条 わたしたち住民、議会及び町は、協働してまちづくりの基本理念と基本目標の実現に努めます。

第4章 住民の権利、役割及び責務

(住民の権利)

第10条 わたしたち住民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有します。

2 わたしたち住民は、町が保有する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有します。

3 わたしたち住民は、地方自治法の定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権等を有します。

(住民の役割と責務)

第11条 わたしたち住民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参画するとともに、住民相互の連携に努めます。

2 わたしたち住民は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持ちます。

3 わたしたち住民は、まちづくりを支える自主的、自立的なコミュニティの役割を認識し、守り育てるように努めます。

第5章 議会の役割と責務

(議会の役割と責務)

第12条 議会は、町の議決機関としての責任を認識し、行政の監視機能を高めるとともに、住民の生活水準の向上に努めます。

2 議会は、議会改革に努め、情報の公開と住民の参加を推進します。

(議員の責務)

第13条 議員は、住民の代表者として議事に参加していることを自覚し、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます。

第6章 町長及び執行機関の役割と責務

(町長の役割と責務)

第14条 町長は、まちづくりの基本理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行にあたり、まちづくりの推進に努めます。

2 町長は、まちづくりを推進するため人材育成に努めます。

3 町長は、住民との協働に必要な企画、調整能力を備えた町職員の養成に努めます。

(執行機関の役割と責務)

第15条 町は、住民がまちづくりに参画する権利を保障するとともに、多様化、高度化する行政要望に適切に対応できる総合的な町政運営に努めます。

2 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、連携するよう努めます。

(組織機構)

第16条 町は、まちづくりや住民の多様な行政要望に柔軟かつ迅速に対応でき、住民に分かりやすい組織機構の編成に努めます。

(説明・応答責任)

第17条 町は、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政上の意思決定について、説明責任を負いその内容及び過程を明らかにします。

2 町は、住民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。

(意見・要望・苦情等への対応のための機関)

第18条 町は、住民の権利の保護を図り、町の行政執行により住民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができます。

第7章 まちづくりの計画策定

(総合計画等の策定)

第19条 町は、計画的な町政運営を図るため、基本構想、基本計画(以下「総合計画」という)及び実施計画をまちづくりの基本原則に基づき策定します。

2 前項で定めた実施計画は毎年度見直しを行い、その進行管理に努めます。

(計画策定への参画)

第20条 町は、総合計画に定める重要な計画策定に着手するときは、次の事項を公表し意見を求めます。

(1) 計画の概要

(2) 計画策定の日程

(3) 予定する住民参加の手法

(4) その他必要とされる事項

2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとしします。

3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表します。

第8章 情報

(情報共有の推進)

第21条 町は、まちづくりに関する情報はみんなの財産という認識に立ち、情報公開に努めます。

2 町は、まちづくりに関する情報を分かりやすく公開するよう努めます。

3 町は、文書等を作成するにあたり、分かりやすい表現となるよう努めます。

4 町は、まちづくりに関する意思形成過程を明らかにすることにより、まちづくりの内容が住民に理解されるよう努めます。

5 町は、集落懇談会、地区懇談会の開催に努め、情報共有を推進します。

(個人情報保護)

第22条 町は、個人の権利及び利害が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じます。

第9章 評価

(評価の実施)

第23条 町は、まちづくりの目標に照らし、取組みの有効性、効率性等について評価を実施します。

2 評価にあたっては、外部評価も含め最もふさわしい方法を採用します。

(結果の公開)

第24条 町は、まちづくりの評価の結果について、分かりやすい形で住民に公開します。

第10章 財政

(予算)

第25条 町長は、総合計画を基本にして予算を編成します。

2 町長は、わたしたち住民が予算に関する理解を深めることができるように、十分な情報を提供します。

3 前項の規定による情報の提供は、町の財政状況、予算編成過程、重点施策が分かりやすい方法で行います。

4 町長は、まちづくりに関する事業の予定及び進行状況が明らかになるよう、執行計画を定めます。

(決算)

第26条 町長は、決算にかかわる町の主要な施策の成果を説明する書類、その他決算に関する書類を作成しようとするときは、住民や議会がそれらの施策の評価をするのに役立つものとなるように努めます。

(財産管理)

第27条 町長は、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めます。

2 前項の管理計画は、資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めます。

3 財産の管理は、法令、条例及び財務規則の定めによるほか、第1項の管理計画に従ってすすめます。

(財政状況の公表)

第 2 8 条 町長は、財政状況の公表にあたっては、これにたいする町長の見解を住民に示します。

第 1 1 章 住民投票

(住民投票)

第 2 9 条 町は、吉川町にかかわる重要事項について、直接住民の意思を確認するため、住民投票制度を設けます。

2 住民投票を行うときは、町長は、住民投票の目的を事前に明らかにし、その投票結果を尊重します。

3 住民投票に参加できる者の資格は、第 2 条第 1 号に定めた住民のうち、1 8 歳以上の住所を有する個人とします。

4 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

第 1 2 章 連携

(町外の人々との連携)

第 3 0 条 わたしたち住民、議会及び町は、社会、経済、文化、学術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するように努めます。

(近隣自治体との連携)

第 3 1 条 わたしたち住民、議会及び町は、近隣自治体との相互理解のもと、連携してまちづくりをすすめます。

(広域連携)

第 3 2 条 わたしたち住民、議会及び町は、他の自治体、国及びその他関係機関と連携し、まちづくりをすすめます。

(国際交流)

第 3 3 条 わたしたち住民、議会及び町は、自治の確立と発展が国際的に重要であることを認識し、国際交流をすすめます。

第 1 3 章 この条例の検討及び見直し

(この条例の検討及び見直し)

第 3 4 条 町は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、この条例が吉川町にふさわしいものであり続けているか検討します。

2 町は、前項の規定による検討結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直すこととします。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から施行します。

関川村むらづくり基本条例

前文

関川村は、自然や資源の豊かな村です。長い歴史のなかで、先人たちは苦難と努力によって今日の豊かさを培ってきました。

私たちは、先人が与えてくれた恵みを基礎として、住んでいる人々が自信を持ち誇れる村にするため、一人ひとりが知恵を絞り汗を流してその実現に向けて立ち上がります。

私たちは、行動の指針として関川村村民憲章（平成 10 年 3 月 17 日制定）を掲げ、その推進に向けて努力します。

私たちは、ここにむらづくりの基本を明らかにするため、この関川村むらづくり基本条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、関川村のむらづくりにおける、村民、議会及び村の役割を明らかにし、住民自治の基本原則を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 村民 関川村に住んでいるものをいう。
- (2) 村 村長及び行政委員会の村執行機関全体をいう。
- (3) 住民自治 主権者としての村民が、主体的に地域課題等の解決に向けてともに考え行動することをいう。
- (4) むらづくり 前文に掲げた理念を住民自治に基づいて実現することをいう。
- (5) 協働 村民や団体がそれぞれ果たすべき責務と役割を自覚し、相互に助け合い、協力することをいう。
- (6) 参画 村の実施する施策や事業等の計画策定、実施等における参加をいう。
- (7) コミュニティ 村民がお互いに助け合い、育みあう心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織をいう。

第 2 章 基本原則

第 1 節 基本原則

（基本原則）

第 3 条 村民、議会及び村は、この条例を村の最高規範として尊重する責務を負い、それぞれの立場でむらづくりを推進するものとする。

（人権の尊重）

第 4 条 村民、議会及び村は、憲法で定める基本的人権を尊重し、すべてにおいて一人ひとりの人権に配慮しなければならない。

（むらづくりの規範）

第 5 条 村民及び村は、むらづくりにあたっては次に掲げる規範に基づき、それぞれの役割と責務に応じ、行動するよう努めるものとする。

- (1) むらづくりは、村民と村との信頼を深めることにより進めるものとする。
- (2) むらづくりは、村民相互の信頼及び連帯を深めることにより進めるものとする。
- (3) むらづくりは、男女が共同で参画することを原則とする。
- (4) むらづくりは、村民の世代間相互の理解を深めることにより進めるものとする。
- (5) むらづくりは、文化の多様性を尊重して進めるものとする。

(6) むらづくりは、村民の健康の増進及び地球環境の保全に配慮して進めるものとする。

(7) むらづくりは、地域の個性を尊重して進めるものとする。

第2節 村民の役割

(村民の権利)

第6条 村民は、住民自治の主体として、むらづくりをする権利を有する。

(村民の義務)

第7条 村民は、法令に規定する義務を誠実に守り、自主的な村民の活動をお互いに尊重するとともに、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

2 村民は、その権利の行使にあたっては常に村民全体の公共の福祉、次世代への責務及び村の将来に十分配慮しなければならない。

第3節 コミュニティ及び集落の役割

(コミュニティの役割)

第8条 村民は、むらづくりを多様に支えることができるコミュニティの役割を認識し、その活動を尊重するとともに、積極的に参加するものとする。

(集落の役割)

第9条 村民は、長い歴史を持ち生活の基盤でもある集落の役割を認識し、活力ある集落づくりのために積極的に参加するものとする。

(むらづくり活動への支援)

第10条 村は、コミュニティ、集落及びむらづくりについて自主的な活動をする団体等に対し、その活動に対して技術的支援、財政的支援その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 村は、村民のむらづくりに参加する意識の高揚を図るため、むらづくりに関する講座、講習会等の学習の機会を確保し、その生涯学習を推進しなければならない。

第4節 議会の役割

(議会の役割)

第11条 地方自治法に基づいて村の議決機関として設置されている議会は、住民自治における役割を認識して活動しなければならない。

2 議会は、村民の多様な意思を反映するため、常に村が適正な行政運営を行っているかを監視するとともに、村民に対してそれを明らかにしなければならない。

3 議会は、議決した事項にあっては、適正かつ迅速に推進されるよう村の活動に理解を示し、その督励に努めるものとする。

4 議会は、公開とし、村民に開かれた議会となるように努めるものとする。

第5節 村の役割

(村の責務)

第12条 村は、村民の意思を取り入れ、村民参画を基本とし、総合的かつ迅速に行政運営を行うものとする。

(村政運営)

第13条 村は、公正、公平で効率的な行政運営に努めるものとする。

2 村職員は、村政運営の権限が村民の信託に基づいていることを自覚し、公共の福祉の向上のために、その職務を誠実かつ積極的に果たすものとする。

3 村は、村の発展及び村民との協働に必要な政策調整能力を備えた村職員の養成に努めなければならない。

4 村職員は、村政運営及びむらづくりに必要な能力開発のため、自己啓発に努めなければならない。

(総合計画等)

第 14 条 むらづくりを総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画、並びにむらづくりに関するその他の計画（以下、「総合計画等」という。）は、この条例に沿って策定されるとともに、新たな課題に対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。

第 6 節 自治体間の連携

（自治体間の連携）

第 15 条 村民は、様々な取り組みや活動を通じて、村外の人々との交流を促進するとともに連携を図り、そこで得た知恵及び意見をむらづくりに活用するものとする。

2 村は、近隣自治体との情報の共有及び相互理解のもとに、公共施設の相互利用など連携したむらづくりを進める。

第 3 章 情報の共有

（情報の共有の原則）

第 16 条 村民及び村は、自ら考え行動するという住民自治の理念を実現するため、むらづくりに関する情報を共有することを原則とする。

（情報公開）

第 17 条 村は、村政に関して村民に説明責任を果たすため、積極的に情報公開を行うものとする。

2 村が作成する文書等は、村民にわかりやすい表現を用いるものとする。

第 4 章 参画・協働

（参画の原則）

第 18 条 村民は、村の基本的な計画の策定など村政の重要な方針決定に参画する権利を有する。

2 村は、総合計画をはじめ重要な計画策定及び重要な条例制定にあたっては、村民の多様な参画に十分配慮しなければならない。

（協働の原則）

第 19 条 事業の実施にあたり村と村民は、協働し、住民力を活かした活動が図られるように努めるものとする。

2 村は、地域の問題を解決するために、コミュニティ、集落等との協働を推進する。

第 5 章 行政評価等

（行政評価等）

第 20 条 村は、行政課題や村民のニーズに対応した能率的かつ効果的な村政運営を進めるため行政評価を行い、その結果を村民に公表するよう努めるものとする。

2 村は、総合計画等や行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を村民に積極的に公表するものとする。

第 6 章 推進機関等

（推進機関）

第 21 条 村は、この条例に沿った住民自治の推進に努めるための機関を設置するものとし、関川村総合振興審議会（昭和 57 年関川村条例第 1 号）をもってその機関とする。

（条例の尊重）

第 22 条 議会及び村は、新たに条例、規則その他の規程等を定めようとする場合においては、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

（条例の見直し）

第 23 条 村は、社会的状況等の変化に照らし、この条例がむらづくりの推進においてふさわしいものであるかどうかを一定の期間ごとに検討しなければならない。

2 村は、前項の検討の結果、見直しを必要とする場合は、条例改正のための必要な措置を

講じなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

生野町まちづくり基本条例

前文

播磨と但馬の国境に位置する生野は、分水嶺として豊かな自然に恵まれ、古くから生野銀山とともに発展し、明治 22 年（1889 年）の町制施行から今日に至るまで独立独歩を貫いてきたまちです。

江戸時代には幕府の直轄地として財政を支え、明治にはフランス人技術者とともに近代日本の礎を築き、その後も日本の経済発展に大きく貢献してきました。また、全国各地からたくさんの人々が行き交う中で、“人みなともに和する”という偕和（かいわ）の精神のもとに多様な文化が融合し、現在でも産業、教育、生活習慣、町並みなどにも生野独自の文化が脈々と息づいています。

生野町では全国における真の住民自治実現へのパイオニアとして、地域づくり生野塾をはじめとする協働のまちづくりが行われており、町民一人ひとりが自己責任のもとに行動しようとする意識が高まっています。

先人から受け継いできた生野の文化を将来へ伝えていくためにも、過去を知り、今を学び、未来を考える中で、生野町民としての夢・希望・誇りに満ちた生野らしいまちづくりを推し進めていく必要があります。

ここに私たち生野町民は、偕和の精神を持って、一人ひとりの基本的人権を尊重し、国籍、年齢、性別等に関係なく、町民が共にまちづくりに参画し、考え、行動しながら、町民自らによるまちづくりを実現するために、この条例を制定します。

第 1 章 まちづくりの基本原則

（自律共助の原則）

第 1 条 まちづくりは、町民一人ひとりが自律するとともに、互いに尊重しあい、助け合いながら、継続的、創造的に進めていくことを基本とする。

（情報共有の原則）

第 2 条 まちづくりは、町民と町及び町民同士がまちづくりに関する情報を共有しながら進めていくことを基本とする。

（参画協働の原則）

第 3 条 まちづくりは、町民の意思を反映していくとともに、町民と町及び町民同士が相互理解のもとに協働で進めていくことを基本とする。

第 2 章 町民の権利と責務

（人権の尊重）

第 4 条 私たち町民は、まちづくりの主体であることを認識して、自らの発言と行動に責任を持つとともに、相互に基本的人権を尊重するまちづくりに努めなければならない。

（学ぶ権利）

第 5 条 私たち町民は、生涯にわたり学習機会を選択して学ぶ権利を有する。

（社会への参加）

第 6 条 私たち町民は、地域における様々な活動に積極的にかかわり、社会参加を通して豊かな人間関係の形成に努めなければならない。

（情報を得る権利）

第 7 条 私たち町民は、行政活動について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

（まちづくりへ参加する権利）

第 8 条 私たち町民は、まちづくりに関して意見等を述べることができ、自らまちづくり

活動を行い、まちづくりに参加する権利を有する。

第3章 町と議会の役割と責務

(町長の責務)

第9条 町長は、町民の信託に応えて、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務に邁進しなければならない。

(議会の役割と責務)

第10条 議会は、町民の代表として選ばれた議員によって組織された生野町における最高意思決定機関であり、町民の意思が町政に反映されることを念頭において活動しなければならない。

第11条 議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査・監視するとともに、町の政策水準の向上及び行政運営の円滑化に努めなければならない。

第12条 議会は、議会活動に関する情報を町民に分かりやすく説明する責任を有するとともに、情報公開請求に関しては誠実に応えるよう努めなければならない。

(町職員の責務)

第13条 町職員は、誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、自らも地域の一員であることを認識して町民との信頼関係づくりに努めなければならない。

第14条 町職員は、まちづくりに必要な能力開発と自己啓発に努めなければならない。

第4章 参画・協働の推進

(総合計画等の策定)

第15条 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを具体化するための計画、並びにまちづくりに関するその他の計画(以下、「総合計画等」という。)は、この条例に沿って策定されるとともに、新たな課題に対応できるように不断の検討が加えられなければならない。

2 町は、前項の総合計画等の策定にあたっては、町民の意見が反映できるように、広く町民の参画を得て策定しなければならない。

(実施、評価段階での協働)

第16条 町は、総合計画等の実施、評価等の各段階において、町民の参画を得て、協働で実行していかなければならない。

2 前項に規定する町民の参画と協働の実行方法等については、別に定めるものとする。

(委員の公募)

第17条 町は、審議会、審査会、調査会その他の附属機関及びこれに類するもの(以下、「審議会等」という。)の委員には、公募の委員を加えるように努めなければならない。

(生涯学習の推進)

第18条 町は、町民の自律を支援し、その社会参加を促進するために生涯学習の機会を確保しなければならない。

(まちづくり活動への支援)

第19条 町は、町民自身による自発的、自律的なまちづくりを促進するために、まちづくり活動を行う団体(以下、まちづくり活動団体という。)に対して、必要な支援を行うことができる。

(活動団体の連携)

第20条 まちづくり活動団体は、必要に応じて連携、協力し、互いの活動の支援に努めるものとする。

(コミュニティの充実)

第21条 町民及び町は、地域に根ざしたコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。

第5章 信頼される行政

(効率的な組織の構成)

第22条 町は、多様化、高度化する町民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織づくりとともに、行政各分野にまたがる課題等に総合的に対応できる執行体制づくりに努めなければならない。

(情報の公開)

第23条 町は、行政活動に関する情報を町民に対して積極的に提供し、町と共有するように施策の充実に努め、そのための必要な措置を講じなければならない。

(審議会等の公開)

第24条 町は、審議会等の会議を、原則として公開する。

(説明責任)

第25条 町は、行政活動の内容や意思決定の過程について、町民にわかりやすく説明するとともに、町民から要請を受けたときには、誠実に応答するように努めなければならない。

(個人情報の保護)

第26条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

(公正な政策評価)

第27条 町は、効率的、効果的で創造的なまちづくりのために、外部評価も含めた検証を常に繰り返しながら行政運営を進めていかななければならない。

(健全な財政運営)

第28条 町は、総合計画等や政策評価と連動した予算編成の仕組み及び中長期的な財政計画を確立し、健全な財政運営を図らなければならない。

第29条 町は、毎年度の予算編成から決算認定まで、町民にわかりやすい方法で公表していくことに努めなければならない。

(行政手続)

第30条 町の機関が行った処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。

(住民投票)

第31条 町は、生野町にかかわる重要事項について、直接町民の意思を確認するために住民投票の制度を設けることができる。

第6章 連携・協力

(町外の人々との交流)

第32条 町民及び町は、町外の人々にも情報を発信しながら交流を深め、その知恵や意見をまちづくりに活用するように努めるものとする。

(他の自治体との連携・協力)

第33条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携に努めるものとする。

第7章 最高規範性

(最高規範性)

第34条 この条例は、生野町のまちづくりの基本原則を定めた条例であり、他の条例を制定する場合は、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

(条例の体系化)

第35条 町は、この条例に定める内容に即して、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。

附 則

(施行日)

- 1 この条例は、平成 1 4 年 6 月 1 日から施行する。

哲西町住民投票条例

平成 15 年 3 月 31 日
哲西町条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、町政運営上の重要事項に係る意思決定について町民による直接投票(以下「住民投票」という。)の制度を設けることにより、これによって示された町民の総意を町政に的確に反映し、もって公正で民主的な町政の運営及び町民の福祉の向上を図るとともに、町民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「町政運営上の重要事項」とは、町が行う事務のうち、町民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、町及び町民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 町の権限に属さない事項
- (2) 議会の解散その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) もっぱら特定の町民又は地域にのみ関係する事項
- (4) 町の組織、人事及び財務に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

(住民投票の請求及び発議)

第 3 条 第 11 条の規定による投票資格者名簿の登録が行われた日において当該投票資格者名簿に登録されている者は、町政運営上の重要事項について、その総数の 5 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、町長に対して書面により住民投票を請求することができる。

2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 6 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで及び第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例によるものとする。

3 町議会は、議員の定数の 10 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された町政運営上の重要事項について、町長に対して書面により住民投票を請求することができる。

4 町長は、町政運営上の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

5 町長は、第 1 項の規定による町民からの請求(以下「町民請求」という。)若しくは第 3 項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったとき、又は前項の規定により自ら住民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、哲西町選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の委員長にその旨を通知しなければならない。

6 町長は、住民投票に係る町民請求又は議会請求があったときは、その請求の内容が前条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票の実施を拒否することができないものとする。

(条例の制定又は改廃に係る町民請求の特例)

第 4 条 条例の制定又は改廃に係る町民請求は、地方自治法第 74 条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求を行った場合において、同条第 3 項の結果に不服があるときについてのみ行うことができる。

(住民投票の形式)

第 5 条 第 3 条に規定する町民請求、議会請求及び町長の発議(以下「町民請求等」という。)による住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議され

たものでなければならない。

(住民投票の執行)

第 6 条 住民投票は、町長が執行するものとする。

2 町長は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(選挙管理委員会の事務)

第 7 条 選挙管理委員会は、前条第 2 項の規定により委任を受けた住民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとする。

(投票資格者)

第 8 条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 月以上哲西町に住所を有するもの

(2) 年齢満 18 年以上の永住外国人で、引き続き 3 月以上哲西町に住所を有するもの

2 前項第 2 号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定める特別永住者

(投票資格者名簿の調製等)

第 9 条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調製し、及び保管する任に当たるものとする。

2 投票資格者名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、それぞれの住民投票を通じて 1 の名簿とする。

3 選挙管理委員会は、毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月(以下「登録月」という。)並びに住民投票を行う場合には、投票資格者名簿の登録を行うものとする。

4 投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載をするものとする。

(被登録資格)

第 10 条 投票資格者名簿の登録は、哲西町に住所を有する者のうち、次の各号に掲げる投票資格者の区分に応じ、当該各号に定める者について行うものとする。

(1) 年齢満 18 年以上の日本国籍を有する者 その者に係る哲西町の住民票が作成された日(他の市町村から哲西町に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 22 条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き 3 月以上哲西町の住民基本台帳に登録されている者

(2) 年齢満 18 年以上の永住外国人 哲西町に引き続き 3 月以上住所を有する者(外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が哲西町にあり、かつ、同項の登録の日(同法第 8 条第 1 項の申請に基づく同条第 6 項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から 3 月以上経過している者に限る。)であって、規則で定めるところにより、文書で選挙管理委員会に登録の申請をしたもの

(登録)

第 11 条 選挙管理委員会は、登録月の 1 日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の 2 日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、登録月の 1 日から 7 日までの間に住民投票を行う場合その他選挙管理委員会が特に必要があ

ると認める場合にあつては、登録の日を繰り延べて定めることができる。

- 2 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、第 13 条第 2 項の規定による当該住民投票の告示の日の前日現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

(住民投票の請求に必要な署名数の告示)

- 第 12 条 選挙管理委員会は、前条の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の 5 分の 1 の数を告示しなければならない。

(住民投票の期日)

- 第 13 条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、選挙管理委員会に対して第 3 条第 5 項の規定による通知があつた日から起算して 30 日を経過した日から最も近い日曜日(以下「指定日」という。)とする。ただし、当該指定日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、岡山県の議会の議員若しくは長の選挙又は哲西町の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。

- 2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を確定したときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の 7 日前までに告示しなければならない。

(投票資格者名簿の登録と投票)

- 第 14 条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

- 2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(投票日当日に投票資格者でない者の投票)

- 第 15 条 投票日の当日、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票の方法)

- 第 16 条 住民投票は、1 人 1 票の投票とし、秘密投票とする。

- 2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、事案に賛成するときはその記号を、反対のときは×の記号を投票用紙の所定の欄に記載して、投票箱に入れなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に及び×の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

(投票所における投票)

- 第 17 条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(不在者投票)

- 第 18 条 選挙人の投票については、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人は、規則で定めるところにより不在者投票を行うことができる。

- (1) 選挙当日に満 18 歳になる者

- (2) 哲西町の区域外の場所に居住していること。

- 2 次の各号のいずれかに該当する投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により投票を行うことができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 4 条に規定する身体障害者であつて、規則で定めるもの

- (2) 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者であつて、規則で定めるもの

- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護認定において要介護4又は要介護5と認定されている者
- (4) 哲西町の区域外の場所に居住している者
- (5) 疾病、負傷、妊娠、出産、障害その他の理由により哲西町の区域外にある病院その他の施設に入院又は入所している者

(期日前投票)

第18条の2 投票日当日、次の各号に該当すると認められる者は第17条の規定にかかわらず規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。

- (1) 職務若しくは、業務又は用務に従事すること。
- (2) 哲西町の区域外に旅行又は滞在すること。
- (3) 疾病、負傷、妊娠、出産、老衰その他身体の障害のため歩行が困難であること。

(無効投票)

第19条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 又は×の記号以外の事項を記載したもの
- (3) 又は×の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) 又は×の記号のいずれも記載したもの
- (5) 又は×の記号のいずれを記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第20条 選挙管理委員会は、第13条第2項の規定による住民投票の告示の日から当該住民投票の投票日の2日前までに、当該住民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び同項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を公報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。

2 町長は、住民投票の告示の日から投票日の前日までの間、当該住民投票に係る請求又は発議の内容を記載した文書の写し及び請求又は発議の事案に係る計画案その他行政上の資料で公開することができるものについて、一般の縦覧に供するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、町長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施することができる。

(投票運動)

第21条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等町民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(住民投票の成立要件等)

第22条 住民投票は、1の事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとする。

(投票結果の告示等)

第23条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を町長及び町議会議長に報告しなければならない。

2 町長は、町民請求に係る住民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該町民請求に係る代表者に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第24条 町民、町議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(町民請求等の制限期間)

第 25 条 この条例による住民投票が実施された場合(第 23 条第 1 項の規定により住民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示されてから 2 年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について町民請求等を行うことができないものとする。

(投票及び開票)

第 26 条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)及び公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)並びに哲西町公職選挙管理規程(昭和 30 年哲西町選挙管理委員会規程第 1 号)の規定の例による。

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の規定による永住外国人に係る投票資格者名簿への登録の申請その他の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成 16 年条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

二丈町住民参画まちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、町が行う計画、実行及び評価の各段階において、住民の参画を促進する基本的な事項を定め、元気で笑顔のある協働のまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 参画 まちづくりに対して住民が単に参加するものではなく、自主的に取り組む幅広い活動のことをいう。
- (2) 協働 まちづくりを進める場合、町と住民が信頼関係を築いたうえで協力し合い、一体となって進めていこうとする考え方又は取組をいう。
- (3) 説明責任 町が住民に対し、計画や事業などの内容を納得いくように説明する責任のことをいう。
- (4) 町職員 町長、助役、収入役及び教育長並びに町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道企業の事務部に勤務する職員をいう。
- (5) 地域活動 地域における環境美化・保全活動、交流促進活動及び青少年の健全育成活動等、その地域の良好な生活環境に必要な住民の活動をいう。
- (6) 住民会議等 住民を構成員とするまちづくりのための検討組織をいう。
- (7) モニター制度 住民の意見等を施策や事業等に反映しようとする方法をいう。
- (8) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による機関のほか、必要に応じて設置した委員会及び協議会等をいう。
- (9) ボランティア活動 営利を目的とせず、自主的・自発的に行うさまざまな社会貢献活動をいう。

(基本理念)

第3条 町及び住民は、住みよい地域社会をお互いが目指し、二丈町長期総合計画（以下「総合計画」という。）の実現のため、それぞれの責務と役割のもとに協働してまちづくりを進めるものとする。

(町の責務)

第4条 町は、まちづくりを進めるに当たっては、住民の自主性を尊重しながら、住民参画を促進しなければならない。

2 町は、住民に対して説明責任を負うものとする。

3 町は、町内の幅広い情報の把握及び提供によって、情報の共有化を図らなければならない。

(町職員の責務)

第5条 町職員は、公正かつ効率的に職務に専念するとともに、住民の意見を十分聴かななければならない。

2 町職員は、意見及び苦情等があった場合、速やかに対応しなければならない。

(住民の権利)

第6条 住民は、政策の提言を行う権利を有するものとする。

2 住民は、第1条に規定する各段階において参画する権利を有するものとする。

(住民の責務)

第7条 住民は、まちづくりに関心を持ち、自ら参画するよう努めるものとする。

- 2 住民は、地域活動に積極的に参画するよう努めるものとする。
- 3 住民は、町からの情報を把握するよう心がけ、かつ、理解するよう努めるものとする。
(計画への住民参画の推進)
- 第8条 町は、住民生活に大きく関わる計画及び公共性の高い施設を建設する場合、次の各号の一以上の方法により住民の意見等を聴き、十分な検討を行うものとする。
- (1) 現地調査の実施
 - (2) アンケート調査の実施
 - (3) 広報及びホームページ等の活用
 - (4) 懇談会の開催
 - (5) 公募による住民会議等の開催
 - (6) モニター制度の実施
 - (7) その他町長が必要と認める方法
- 2 町は、住民の意見等を収集する場合、年齢、性別及び地域等を考慮し、意見を把握するよう努めなければならない。
(附属機関等への住民参画の推進)
- 第9条 町は、附属機関等の委員選任に当たっては、公募等の方法により、幅広い住民の参画に努めなければならない。
(施策・事業への反映)
- 第10条 町は、第8条によって得た住民の意見等を可能な限り、計画等に反映しなければならない。
(協働事業の実行)
- 第11条 町は、環境及び景観の維持・保全並びにイベント等のまちづくり事業を実行する場合、可能な限り協働によって進めるよう努めなければならない。
(ボランティア活動の推進)
- 第12条 町は、事業実施に当たってボランティア活動を推進し、必要な支援及び措置を講じるものとする。
(評価の実施)
- 第13条 町は、総合計画の確実な推進を図るため、毎年、適正に評価し、事務事業の改善に努めなければならない。
- 2 町は、評価の段階において、住民が参画できるよう配慮しなければならない。
(評価委員会の設置)
- 第14条 町は、住民を構成員とする委員会を設置し、重点事業の評価を行うものとする。
(公表)
- 第15条 町は、第8条の規定によって定めた計画並びに第13条及び第14条の規定によって評価した結果は、その経緯とともに公表しなければならない。
(委任)
- 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

小長井町における採石場の新規計画及び採石場の拡張計画についての住民投票に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、小長井町において新たに操業しようとする岩石採取場の新規計画(以下「採石場の新規計画」という。)及び既に操業している岩石採取場の拡張計画(以下「採石場の拡張計画」という。)について、町民の賛否の意思を明らかにし、もって町行政の円滑な運営に資する。

(住民投票)

第二条 前条の目的を達成するため、投票日の翌日から起算して四ヶ年にかかる採石場の新規計画および採石場の拡張計画に対する町民の賛否を問うために、町民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。

2 住民投票は、町民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の実施とその措置)

第三条 住民投票は、本条例の施行の日から六ヶ月以内に、一回に限り実施するものとする。

2 町長は、採石場の新規計画及び採石場の拡張計画に関する事務の執行にあたり、地方自治の本旨に基づき、住民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の意思を尊重して行うものとする。

(住民投票の執行)

第四条 住民投票は、町長が執行するものとする。

(住民投票の期日)

第五条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、第三条の第一項の期間内で町長が定める日曜日とし、町長は投票日の十日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第六条 住民投票における投票の資格を有するもの(以下「投票資格者」という。)は、投票日において小長井町に住所を有するものであって、前条に規定する告示の日(以下「告示日」という。)において小長井町の選挙人名簿に登録されている者及び告示日の前日において、選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

(投票資格者名簿)

第七条 町長は、投票資格者について、採石場の新規計画および採石場の拡張計画に関する住民投票資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)を作成するものとする。

(秘密投票)

第八条 住民投票は、秘密投票とする。

(一人一票)

第九条 投票は、一人一票とする。

(投票所における投票)

第十条 投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行う場所(以下「投票所」という。)に行き、資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本条例の施行に関して町長が制定する規則(以下「規則」という。)に定める理由により、投票所に自ら行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票することができる。

(投票の方式)

第十一条 投票資格者は、採石場の新規計画および採石場の拡張計画に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、採石場の新規計画および採石場の拡張計画に反対するときには反対欄

に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、身体の故障又は文盲により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより代理投票をすることができる。

(投票の効力の決定)

第十二条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

(無効投票)

第十三条 住民投票において、次のいずれかに該当する投票は無効とする。

- 一 正規の投票用紙を用いないもの
- 二 ○の記号以外の事項を記載したもの
- 三 ○のほか、他事を記載したもの
- 四 ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- 五 ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれに記載したかを確認し難いもの

(投票結果の告示等)

第十四条 町長は、住民投票の結果が明確になったときは、速やかにこれを告示するとともに、町議会議長に通知しなければならない。

(投票運動)

第十五条 住民投票に関する運動は、買収脅迫等町民の自由な意思が拘束され、不当に干渉され、若しくは町民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第十六条 投票場所、投票時間、投票管理者、投票立会人、開票場所、開票時間、開票管理者、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、同法施行令、同法施行規則に準じて規則で定める。

(委任)

第十七条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は投票日の翌日から起算して九十日を経過した日においてその効力を失う。

小長井町まちづくり町民参加条例

(目的)

第一条 この条例は、まちづくりにおける町及び町民の役割を明らかにするとともに、町民参加の基となる事項を定めることにより、住民自治が躍動する地域社会の構築を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 町民参加の推進は、「小長井町民憲章」(昭和六十一年六月制定)に掲げたまちづくりを実現するために、町民が町と協働関係をもつことによって、主体的に行われるものであること。

2 町民参加の推進は、開放的な歴史、新しいものを積極的にとり入れる伝統を踏まえ、町民が共通の目的や意思を持って行われるものであること。

3 町民参加の推進は、地方自治の本旨に基づき適正に、秩序を保ち、かつ継続性を持って行われるものであること。

(用語の定義)

第三条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 町民参加 町民が公的目的の実現のために行う諸活動であって、自主的な活動及び行政への参加活動をいう。

二 自主的な活動 奉仕的な地域内活動、消防団活動、婦人会活動、老人会活動、並びに青年団活動などへの参加をいう。

三 行政への参加活動 行政が実施する選挙、行政が設置する審議会、及び委員会、調査会、行政班並びに行政が呼びかける環境美化運動などへの参加をいう。

四 住民自治 町民が行政の運営に、直接的又は間接的に係わることをいう。

(町の責務)

第四条 町長は、町民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう町民参加の機会の提供に努めるとともに、小長井町情報公開条例(平成十一年条例第六号)に規定する公文書を公開し、かつ、その他の行政情報の公開並びに十分な説明に努めるものとする。

(町民の責務)

第五条 町民は、町民参加によるまちづくりの推進について、自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努めるものとする。

(会議公開の原則)

第六条 町の執行機関に置く付属機関の会議は、原則として公開するように努めなければならない。

(委員の公募)

第七条 前条に規定する付属機関の委員を町民の中から任命しようとする場合は、原則として公募により選考するよう努めなければならない。

2 前項の公募の方法については、別に定める。

(住民投票の実施)

第八条 町長は、町民の意思を直接問う必要があると認めるときは、当該事項について住民投票を実施することができる。

2 前項の住民投票の実施に関し、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。